

平成 18 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

= 定 例 会 =

自 平成18年 6 月14日 (水) 開 会

至 平成18年 6 月29日 (木) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第3回定例会	
○招集告示	1
○上程案件処理結果	2
○応招議員名簿	9
○6月14日(議事日程第1号)	11
○会期及び日程	14
会議録署名議員の指名について	17
会期を定めることについて	17
議案審議	17
○6月15日(議事日程第2号)	25
議案審議	37
○6月22日(議事日程第3号)	69
一般質問	95
下地 明 君	95
佐久本 洋 介 君	106
前川 尚 誼 君	113
砂川 明 寛 君	121
新城 啓 世 君	130
仲間 明 典 君	144
○6月26日(議事日程第4号)	155
一般質問	157
平 良 隆 君	157
上地 博 通 君	164
與那嶺 誓 雄 君	174
嘉手納 学 君	186
上 里 樹 君	192
新 里 聰 君	201
○6月27日(議事日程第5号)	209
一般質問	211
池 間 健 榮 君	211
亀 濱 玲 子 君	215
山 里 雅 彦 君	227
富 永 元 順 君	233
友 利 光 徳 君	245

棚原芳樹君	258
○6月28日(議事日程第6号)	269
一般質問	271
眞榮城徳彦君	271
下地秀一君	281
富浜浩君	290
池間豊君	299
池間雅昭君	308
○6月29日(議事日程第7号)	321
議案審議	335

宮古島市告示第11号

平成18年第3回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成18年6月6日

宮古島市長 伊志嶺 亮

1 期 日 平成18年6月14日（水）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
認定 第 1 号	平成17年度平良市一般会計歳入歳出決算認定について	市 長	平成18年 3月7日	平成18年 6月15日	認 定
認定 第 2 号	平成17年度平良市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第 3 号	平成17年度平良市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第 4 号	平成17年度平良市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第 5 号	平成17年度平良市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第 6 号	平成17年度平良市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第 7 号	平成17年度平良市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第 8 号	平成17年度城辺町一般会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第 9 号	平成17年度城辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第10号	平成17年度城辺町老人医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第11号	平成17年度城辺町診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第12号	平成17年度城辺町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第13号	平成17年度城辺町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第14号	平成17年度伊良部町一般会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第15号	平成17年度伊良部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第16号	平成17年度伊良部町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
認定 第17号	平成17年度伊良部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	市長	平成18年 3月7日	平成18年 6月15日	認定
認定 第18号	平成17年度伊良部町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第19号	平成17年度伊良部町パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第20号	平成17年度下地町一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第21号	平成17年度下地町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第22号	平成17年度下地町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第23号	平成17年度下地町農業集落排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第24号	平成17年度下地町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第25号	平成17年度上野村一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第26号	平成17年度上野村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第27号	平成17年度上野村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第28号	平成17年度上野村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第29号	平成17年度宮古広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第30号	平成17年度宮古広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第31号	平成17年度宮古広域圏事務組合ワイドー基金特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第32号	平成17年度宮古清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第33号	平成17年度宮古島上水道企業団水道事業歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第51号	平成18年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)	市長	平成18年 6月14日	平成18年 6月29日	原案可決
議案 第52号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第53号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第54号	宮古島市国民保護協議会条例	〃	〃	〃	〃
議案 第55号	宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	〃	〃	〃	〃
議案 第56号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第57号	宮古島市総合計画審議会条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第58号	宮古島市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	継続審査
議案 第59号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第60号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第61号	宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	原案可決
議案 第62号	宮古島市宮古伝統工芸品研究センター条例	〃	〃	〃	〃
議案 第63号	宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例	〃	〃	〃	〃
議案 第64号	宮古島市サンマリナーミナル施設条例	〃	〃	〃	〃
議案 第65号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第66号	宮古島市池間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第67号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第68号	宮古島海宝館施設指定管理者の指定について	市長	平成18年 6月14日	平成18年 6月29日	継続審査
議案 第69号	宮古島市自治公民館指定管理者の指定について	〃	〃	〃	原案可決
議案 第70号	宮古島市学習等供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第71号	前里添多目的共同利用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	継続審査
議案 第72号	長浜多目的共同利用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第73号	東地区構造改善センター指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第74号	女性・若者等活動促進施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第75号	宮古島サシバリリンクス伊良部指定管理者の指定について	〃	〃	〃	原案可決
議案 第76号	宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	継続審査
議案 第77号	宮古島市民宿キャンプ村指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第78号	宮古島市来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	〃	〃	〃	原案可決
議案 第79号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第80号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第81号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第82号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第83号	新たに生じた土地の確認について	〃	〃	〃	〃
議案 第84号	字の区域への編入について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第85号	新たに生じた土地の確認について	市長	平成18年 6月14日	平成18年 6月29日	原案可決
議案 第86号	字の区域への編入について	〃	〃	〃	〃
議案 第87号	字の区域への編入について	〃	〃	〃	〃
報告 第1号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度一般会計）	〃	〃	平成18年 6月15日	承認
報告 第2号	専決処分の承認を求めることについて（平成18年度国保特会）	〃	〃	〃	〃
報告 第3号	専決処分の承認を求めることについて（平成18年度港湾特会）	〃	〃	〃	〃
報告 第4号	専決処分の承認を求めることについて（平成18年度老保特会）	〃	〃	〃	〃
報告 第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成18年度下水道特会）	〃	〃	〃	〃
報告 第6号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）	〃	〃	〃	〃
報告 第7号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	〃	〃	〃	〃
報告 第8号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成17年度一般会計）	〃	〃		
報告 第9号	宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について	〃	〃		
同意案 第1号	固定資産評価員の選任について	〃	〃	平成18年 6月29日	同意
諮問 第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	適任
諮問 第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
請願書 第 2 号	宮古島市与那覇湾地区周辺事業施設（海ぶどう養殖施設）設置助成事業導入を求める請願書	平良市漁業協同組合高野海ぶどう生産組合会長楚南聰	平成18年 6月14日	平成18年 6月29日	採 択
陳情書 第 7 号	図書館又は、児童館建設誘致について	平良・下里東通り会会長 前里盛雄	”	”	継続審査
陳情書 第 8 号	医療改悪や庶民大增税をやめ、最低保障年金制度の実現を求める陳情	全日本年金者組合沖縄県本部執行委員長 照喜名朝寿	”	”	”
陳情書 第 9 号	腰原 1 5 号線道路拡幅整備に関する陳情	ん・どうすぬ会会長 伊波洋一	”	”	採 択
陳情書 第 1 0 号	ゴルフ場用地に係わる固定資産税に関する陳情	宮古島ゴルフ場協会代表 下地藤康	”	”	継続審査
陳情書 第 1 1 号	アメリカ産牛肉の輸入再開をしないよう国に対して意見書提出を求める要請書	新日本婦人の会沖縄県本部代表 前田笑美子	”	”	”
陳情書 第 1 2 号	県道 2 4 3 号線（通称マクラム通り区間）の道路拡幅工事の早期着工について	マクラム通り代表 奥平弘	”	”	採 択
陳情書 第 1 3 号	宮古島市水道局と多良間村簡易水道事業の広域化協議について（要請）	多良間村村長 下地昌明	”	”	継続審査
意見書案 第 3 号	県立宮古病院の脳神経外科医の確保に関する意見書	議員提出	”	”	原案可決

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
発議 第 4 号	専決事項の指定について	議員提出	平成18年 6月14日	平成18年 6月14日	原案可決

開会日に応招した議員

友	利	惠	一	君	嘉	手	納	学	君
仲	間	明	典	”	新	城	啓	世	”
池	間	健	榮	”	上	地	博	通	”
新	里		聰	”	平	良		隆	”
山	里	雅	彦	”	亀	濱	玲	子	”
佐	久	本	洋	介	上	里		樹	”
砂	川	明	寛	”	與	那	霸	夕	ズ
棚	原	芳	樹	”	下	地		智	”
前	川	尚	誼	”	豊	見	山	恵	栄
與	那	嶺	誓	雄	富	永	元	順	”
友	利	光	徳	”	富	浜		浩	”
池	間		豊	”	下	地	秀	一	”
宮	城	英	文	”	下	地		明	”
眞	榮	城	彦	”	池	間	雅	昭	”

平成 18 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 14 日 (水) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第1号

平成18年6月14日（水）午前10時開会

日程第 1		会議録署名議員の指名について	
" 第 2		会期を定めることについて	
" 第 3	発議第 4 号	専決事項の指定について	(議員提出)
" 第 4	議案第 5 1 号	平成18年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)	(市長提出)
" 第 5	" 第 5 2 号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第 6	" 第 5 3 号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第 7	" 第 5 4 号	宮古島市国民保護協議会条例	(")
" 第 8	" 第 5 5 号	宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	(")
" 第 9	" 第 5 6 号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部を改正する条例	(")
" 第 1 0	" 第 5 7 号	宮古島市総合計画審議会条例の一部を改正する条例	(")
" 第 1 1	" 第 5 8 号	宮古島市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例	(")
" 第 1 2	" 第 5 9 号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	(")
" 第 1 3	" 第 6 0 号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	
" 第 1 4	" 第 6 1 号	宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例	(")
" 第 1 5	" 第 6 2 号	宮古島市宮古伝統工芸品研究センター条例	(")
" 第 1 6	" 第 6 3 号	宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例	(")
" 第 1 7	" 第 6 4 号	宮古島市サンマリナーミナル施設条例	(")
" 第 1 8	" 第 6 5 号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例	(")
" 第 1 9	" 第 6 6 号	宮古島市池間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	(")
" 第 2 0	" 第 6 7 号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について	(")
" 第 2 1	" 第 6 8 号	宮古島海宝館施設指定管理者の指定について	(")
" 第 2 2	" 第 6 9 号	宮古島市自治公民館指定管理者の指定について	(")
" 第 2 3	" 第 7 0 号	宮古島市学習等供用施設指定管理者の指定について	(")
" 第 2 4	" 第 7 1 号	前里添多目的共同利用施設指定管理者の指定について	(")
" 第 2 5	" 第 7 2 号	長浜多目的共同利用施設指定管理者の指定について	(")
" 第 2 6	" 第 7 3 号	東地区構造改善センター指定管理者の指定について	(")
" 第 2 7	" 第 7 4 号	女性・若者等活動促進施設指定管理者の指定について	(")

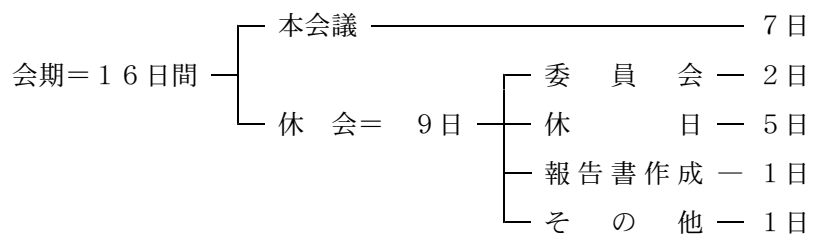
日程第 2 8	議案第 7 5 号	宮古島市サシバリリンクス伊良部指定管理者の指定について	(市長提出)
" 第 2 9	" 第 7 6 号	宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について	(")
" 第 3 0	" 第 7 7 号	宮古島市民宿キャンプ村指定管理者の指定について	(")
" 第 3 1	" 第 7 8 号	宮古島市来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	(")
" 第 3 2	" 第 7 9 号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	(")
" 第 3 3	" 第 8 0 号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	(")
" 第 3 4	" 第 8 1 号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	(")
" 第 3 5	" 第 8 2 号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	(")
" 第 3 6	" 第 8 3 号	新たに生じた土地の確認について	(")
" 第 3 7	" 第 8 4 号	字の区域への編入について	(")
" 第 3 8	" 第 8 5 号	新たに生じた土地の確認について	(")
" 第 3 9	" 第 8 6 号	字の区域への編入について	(")
" 第 4 0	" 第 8 7 号	字の区域への編入について	(")
" 第 4 1	報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 7 年度一般会計)	(")
" 第 4 2	" 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度国保特会)	(")
" 第 4 3	" 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度港湾特会)	(")
" 第 4 4	" 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度老保特会)	(")
" 第 4 5	" 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度下水道特会)	(")
" 第 4 6	" 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (宮古島市税条例の一部を改正する条例)	(")
" 第 4 7	" 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	(")
" 第 4 8	" 第 8 号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について (平成 1 7 年度一般会計)	(")
" 第 4 9	" 第 9 号	宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について	(")
" 第 5 0	同意案第 1 号	固定資産評価員の選任について	(")
" 第 5 1	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(")
" 第 5 2	" 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(")

◎会議に付した事件
議事日程と同じ

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）会期日程計画表（案）

平成18年6月14日（水）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
6月14日	水	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取	開 会
6月15日	木	”	委員長報告、質疑、討論、表決、議案に対する質疑（付託）	
6月16日	金	休 会	委員会	
6月17日	土	”		
6月18日	日	”		
6月19日	月	”	委員会	通告締切
6月20日	火	”		報告書作成
6月21日	水	”	経済産業大臣（二階俊博氏）来島の為	
6月22日	木	本会議	一般質問	
6月23日	金	休 会		慰霊の日
6月24日	土	”		
6月25日	日	”		
6月26日	月	本会議	一般質問	
6月27日	火	”	”	
6月28日	水	”	”	
6月29日	木	”	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成18年6月14日

(開会=午前10時20分)

◎出席議員(27名)

(散会=午前10時51分)

議長(1番)	友利 惠一 君	議員(14番)	眞榮城 徳彦 君
副議長(22番)	下地 智 君	"(15番)	嘉手納 学 君
議員(2番)	仲間 明典 君	"(16番)	新城 啓世 君
"(4番)	新里 聰 君	"(17番)	上地 博通 君
"(5番)	山里 雅彦 君	"(18番)	平良 隆 君
"(6番)	佐久本 洋介 君	"(19番)	亀濱 玲子 君
"(7番)	砂川 明寛 君	"(20番)	上里 樹 君
"(8番)	棚原 芳樹 君	"(21番)	與那覇 夕ズ子 君
"(9番)	前川 尚誼 君	"(22番)	豊見山 恵栄 君
"(10番)	與那嶺 誓雄 君	"(23番)	富永 元順 君
"(11番)	友利 光徳 君	"(24番)	富浜 浩 君
"(12番)	池間 豊 君	"(25番)	下地 秀一 君
"(13番)	宮城 英文 君	"(26番)	下地 明 君
		"(27番)	池間 雅昭 君
		"(28番)	

◎欠席議員(1名)

議員(3番) 池間 健榮 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川 正吉 君
助役	下地 学 君	下地支所長	上地 廣敏 君
総務部長	宮川 耕次 君	水道局次長	砂川 定之 君
企画政策部長	久貝 智子 君	消防 長	伊舎堂 勇 君
福祉保健部長	池村 直記 君	総務課 長	與那嶺 大 君
経済部長	宮國 泰男 君	財政課 長	石原 智男 君
建設部長	平良 富男 君	教育 長	久貝 勝盛 君
伊良部総合支所長	長濱 光雄 君	教育部 長	長濱 幸男 君
平良支所長	狩俣 公一 君	生涯学習部 長	二木 哲 君
城辺支所長	饒平名 建次 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	栗国 忠則 君
次 長	荷川取 辰美 君	"	我如古 千佳枝 君
補佐兼議事係長	砂川 芳徳 君		

◎議長（友利恵一君）

ただいまから平成18年第3回宮古島市議会定例会を開会いたします。

（開会＝午前10時20分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去った3月定例会の閉会后、1件の請願書及び12件の陳情書、計13件を受理し、そのうち8件を請願・陳情書文書表とともにお手元に配付いたしましたので、それぞれの所管委員会のご審査をお願いいたします。

次に、宮古島市監査委員の川満勇委員、眞榮城徳彦委員のご両名から平成18年1月分、2月分、3月分の例月出納検査結果報告がありました。

次に、4月13日、市民ネットワーク代表、與那嶺誓雄議員より同日をもちまして、仲間明典議員が脱会した旨の通知がありました。また、同日は離島振興シンポジウムが那覇市で開催され、出席いたしました。

次に、4月20日、那覇市において、第81回九州市議会議長会定期総会が開催され、出席いたしました。

次に、4月25日、那覇市において、平成18年度県・市町村行政連絡会議が開催され、出席いたしました。

次に、4月29日、うへのドイツ文化村において、第57回沖縄県植樹祭が催され、参加いたしました。

次に、5月4日、多良間村において、豊年祭が催され、参加いたしました。

次に、5月23日、那覇市において平成18年第2回沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会が招集され、出席いたしました。

次に、5月23日から27日までの日程で、経済工務委員会の視察研修が行われ、池間豊委員長ほか7名の委員が参加し、台湾の台中農業試験場などを視察し、研修を深めました。また、24日から26日までの日程で文教社会委員会の視察研修も行われ、佐久本洋介委員長ほか8名の委員が参加し、福岡市のクリーンパーク臨海等を視察し、研修を深めました。なお、視察研修報告書については、9月定例会において提出したいとのことであります。

次に、4月24日、25日の両日、東京都において、第82回全国市議会議長会定期総会が開催され、出席いたしました。総会では、議員の表彰が行われ、開会前の表彰伝達式でご案内のとおり、特別表彰、議員20年以上の議員として富浜浩議員、一般表彰、15年以上の議員として富永元順議員、正副議長4年以上の議員として富浜浩議員が表彰されました。なお、同様に正副議長4年以上の議員として、前平良市議会議長の池間青昌氏が表彰されましたので、あわせてご報告申し上げます。

次に、6月6日、伊志嶺亮宮古島市長より平成18年第3回定例会の招集告示通知がありました。

次に、6月7日、議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日6月14日から28日までの15日間とするのが適当であると決しておりましたが、その後経済産業大臣の宮古島市来島に

に伴い、本日開会前の全員協議会で29日までの16日間との了解を得たところであります。

次に、6月9日、伊志嶺亮宮古島市長より平成18年第3回定例会に付議すべき議案の送付がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において嘉手納学君と前川尚誼君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6月14日から6月29日までの16日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日6月14日から6月29日までの16日間とすることに決しました。

なお、議事の都合により、6月16日、19日、20日及び6月21日の計4日間は休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、発議第4号、専決事項の指定についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎豊見山恵栄君

発議第4号、専決事項の指定について。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条の規定により本案を提出します。平成18年6月14日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。提出者議員、豊見山恵栄。賛成者議員、富浜浩、新城啓世、佐久本洋介、与那嶺誓雄、池間豊、前川尚誼、砂川明寛、棚原芳樹、嘉手納学。

専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長の専決処分事項として指定する。

- 1 沖縄県市町村総合事務組合の加入市町村及び一部事務組合の増減並びに名称の変更について
- 2 沖縄県都市交通災害共済組合加入市の数の増減に伴う組合規約の変更について

提案理由。加入市町村及び一部事務組合の増減並びに名称変更に係る組合規約の変更等については、諸般の状況を考慮した場合、地方自治法第180条第1項による専決事項の指定とした方が能率的である。

以上、よろしくお願いをいたします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

発議第4号に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

ただいま議決されました発議第4号について会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

次に、日程第4、議案第51号から日程第52、諮問第2号までの計49件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成18年第3回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案3件、条例議案12件、議決議案22件、報告9件、同意案1件、諮問2件の合計49件であります。

最初に、議案第51号、平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、4億9,743万5,000円の補正増であります。その主なものについて、歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金は3億5,000万3,000円の補正増で、バイオマス利活用整備事業補助金などの増と街路事業費補助金の減であります。

16款県支出金は8,838万9,000円の補正増で、強い農業づくり交付金などの増であります。

19款繰入金金は1,300万円の補正増で、減債基金繰入金であります。

21款諸収入は4,154万3,000円の補正増で、サトウキビ生産奨励助成金などであります。

22款市債は450万円の補正増で、社会福祉施設整備費補正予算債などの増と街路事業債などの減であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款議会費は168万円の補正減で、政務調査費の減であります。

2款総務費は399万9,000円の補正減で、公共施設管理公社補助金の減と会計管理事務費の増などあります。

3款民生費は1億6,686万6,000円の補正増で、民間保育所改築工事負担金などの増であります。

4款衛生費は22万6,000円の補正増で、母子保健相談指導事業の増であります。

5款労働費は33万2,000円の補正減であります。

6款農林水産業費は3億7,813万5,000円の補正増で、バイオマス利活用整備事業などの増であります。

7款商工費は190万8,000円の補正増で、博愛パレス館屋根修繕費の増などあります。

8款土木費は4,974万円の補正減で、大原線道路改築事業などの減と下崎一西原線緊急道路整備事業の増などあります。

9款消防費は64万円の補正増で、AED、自動体外式除細動機購入費の増などあります。

10款教育費は209万2,000円の補正増で、耐震診断委託料などの増であります。

12款公債費は財源振りかえであります。

13款諸支出金は380万9,000円の補正増で、パブリックゴルフ事業補助金の増であります。

14款予備費は49万円の補正減であります。

以上、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の追加、地方債の追加、変更を行いまして、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ323億5,143万5,000円と定めてあります。

次に、議案第52号、平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、1億5,249万2,000円の補正増であります。その主なものについて歳入からご説明いたします。

2款県支出金は1億3,620万の補正増で、農業集落排水事業費県補助金であります。

3款繰入金は80万8,000円の補正減で、一般会計繰入金であります。

7款市債は1,710万円の補正増で、農業集落排水事業債の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。2款建設費は1億5,249万2,000円の補正増で、農業集落排水施

設建設費の増であります。

以上、歳入歳出予算の補正のほか、地方債の変更を行いまして、補正後の農漁業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,223万5,000円と定めてあります。

次に、議案第53号、平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は380万9,000円の補正増であります。その主なものについて収入からご説明いたします。

1款パブリックゴルフ場事業収益は380万9,000円の補正増で、営業外収益の増であります。

次に、支出についてご説明いたします。1款パブリックゴルフ事業費は380万9,000円の補正増で、営業費用の増であります。

以上、収入、支出予算の補正を行いまして、補正後のパブリックゴルフ事業特別会計予算の総額を収入、支出それぞれ5,376万1,000円と定めてあります。

以上で一般会計及び特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。

議案第54号、宮古島市国民保護協議会条例。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、宮古島市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第55号、宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第56号、宮古島市体験滞在交流施設条例の一部を改正する条例。宮古島市体験滞在交流施設の管理運営に関する事項を定める必要があるため、本案を提出します。

議案第57号、宮古島市総合計画審議会条例の一部を改正する条例。総合計画策定に関し幅広く調査審議を行うため、審議会委員の人数を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第58号、宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。障害者自立支援法の施行により、4月より障害者施設の利用者に対しては食費、光熱費が実費負担になり、市としても助成対象医療費から除外する必要があるため、本案を提出します。

議案第59号、宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例。平成18年度以降の土地改良関係事業の農家負担率について、旧市町村の負担率を統一するため本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第60号、宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例。平成18年度以降の土地改良関係事業の農家負担率について、旧市町村の負担率を統一するため本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第61号、宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例。指定管理者制度に伴い、リフレッシュパーク及び自然観察体験船の両施設をうへのドイツ文化村へ一元化した指定管理を行うため、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第62号、宮古島市宮古伝統工芸品研究センター条例。指定管理者制度の導入に伴い、本条例の全部を改正する必要があるので、本案を提出します。

議案第63号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例。健康といやしのエコツーリズム、海上の道づくり事業によって設置された海上の道・八重干瀬センターを管理運営するため、本案を提出します。

議案第64号、宮古島市サンマリナーミナル施設条例。新漁村コミュニティー基盤整備事業によって設置された船舶待合所施設を管理運営するため、本案を提出します。

議案第65号、宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例。合併前の旧市町村体育施設の一元化を図るため、条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第66号、宮古島市池間島離島振興総合センター指定管理者の指定について、議案第67号、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について、議案第68号、宮古島海宝館施設指定管理者の指定について、議案第69号、宮古島市自治公民館指定管理者の指定について、議案第70号、宮古島市学習等供用施設指定管理者の指定について、議案第71号、前里添多目的共同利用施設指定管理者の指定について、議案第72号、長浜多目的共同利用施設指定管理者の指定について、議案第73号、東地区構造改善センター指定管理者の指定について、議案第74号、女性・若者等活動促進施設指定管理者の指定について、議案第75号、宮古島市サシバリックス伊良部指定管理者の指定について、議案第76号、宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について、議案第77号、宮古島市民宿キャンプ村指定管理者の指定について、議案第78号、宮古島市来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について、議案第79号、高千穂区コミュニティー供用施設指定管理者の指定について、議案第80号、嘉手苅区コミュニティー供用施設指定管理者の指定について、議案第81号、洲鎌区コミュニティー供用施設指定管理者の指定について、議案第82号、与那覇区コミュニティー供用施設指定管理者の指定についての議案第66号から議案第82号までの各施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするため本案を提出します。

議案第83号、新たに生じた土地の確認について。公有水面埋め立てにより、本市の区域内に新たに土地が生じたので、確認するため本案を提出します。

議案第84号、字の区域への編入について。公有水面埋め立てにより、本市の区域内に新たな土地が生じたため、宮古島市伊良部区域に編入したいので、本案を提出します。

議案第85号、新たに生じた土地の確認について。公有水面埋め立てにより、本市の区域内に新たに土地が生じたので、確認するため本案を提出します。

議案第86号、字の区域への編入について。公有水面埋め立てにより、本市の区域内に新たに土地が生じたため、宮古島市伊良部区域に編入したいので、本案を提出します。

議案第87号、字の区域への編入について。公有水面埋め立てにより、本市の区域内に新たに土地が生じたため、宮古島市伊良部区域に編入したいので、本案を提出します。

報告第1号、専決処分承認を求めることについて（平成17年度一般会計）。一般公共事業債の充当率引き上げに伴い、地方債の限度額設定の変更等を予算化しなければならないが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、

承認を求めます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成18年度国保特会）。平成17年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算の歳入が不足するため、翌年度繰り上げ充用金で補てんしなければならないが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成18年度港湾特会）。平成17年度宮古島市港湾事業特別会計予算の歳入が不足するため、翌年度繰り上げ充用金で補てんしなければならないが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成18年度老保特会）。平成17年度宮古島市老人保健特別会計予算の歳入が不足するため、翌年度繰り上げ充用金で補てんしなければならないが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成18年度下水道特会）。平成17年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算の歳入が不足するため、翌年度繰り上げ充用金で補てんしなければならないが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）。地方税法の一部を改正する法律が平成18年4月1日から施行されることに伴い、宮古島市税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第7号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。地方税法の一部を改正する法律が平成18年4月1日から施行されることに伴い、宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、本条例の改正について議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第8号、繰越明許費繰越計算書の調製報告について（平成17年度一般会計）。平成17年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告します。

報告第9号、宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する資料を提出します。

同意案第1号、固定資産評価員の選任について。固定資産評価員を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により本案を提出します。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成18年9月30日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成18年9

月30日に満了となるため、その後任を推薦したいから、本案を提出します。

以上、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

よって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午前10時51分）

平成 18 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 15 日 (木) 2 日目

(委員長報告、質疑、討論、表決、議案に対する質疑 (付託))

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第2号

平成18年6月15日（木）午前10時開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成17年度平良市一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- ” 第 2 ” 第 2 号 平成17年度平良市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 3 ” 第 3 号 平成17年度平良市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 4 ” 第 4 号 平成17年度平良市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 5 ” 第 5 号 平成17年度平良市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て
（ ” ）
- ” 第 6 ” 第 6 号 平成17年度平良市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 7 ” 第 7 号 平成17年度平良市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 8 ” 第 8 号 平成17年度城辺町一般会計歳入歳出決算認定について（ ” ）
- ” 第 9 ” 第 9 号 平成17年度城辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第10 ” 第10号 平成17年度城辺町老人医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第11 ” 第11号 平成17年度城辺町診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第12 ” 第12号 平成17年度城辺町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第13 ” 第13号 平成17年度城辺町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第14 ” 第14号 平成17年度伊良部町一般会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第15 ” 第15号 平成17年度伊良部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第16 ” 第16号 平成17年度伊良部町老人保健医療特別会計歳入歳入決算認定について
（ ” ）
- ” 第17 ” 第17号 平成17年度伊良部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）

日程第18	認定第18号	平成17年度伊良部町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (委員長報告)
" 第19	" 第19号	平成17年度伊良部町パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第20	" 第20号	平成17年度下地町一般会計歳入歳出決算認定について (")
" 第21	" 第21号	平成17年度下地町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第22	" 第22号	平成17年度下地町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第23	" 第23号	平成17年度下地町農業集落排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第24	" 第24号	平成17年度下地町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第25	" 第25号	平成17年度上野村一般会計歳入歳出決算認定について (")
" 第26	" 第26号	平成17年度上野村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第27	" 第27号	平成17年度上野村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第28	" 第28号	平成17年度上野村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第29	" 第29号	平成17年度宮古広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について (")
" 第30	" 第30号	平成17年度宮古広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について (")
" 第31	" 第31号	平成17年度宮古広域圏事務組合ワイドー基金特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第32	" 第32号	平成17年度宮古清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定について (")
" 第33	" 第33号	平成17年度宮古島上水道企業団水道事業歳入歳出決算認定について (")
" 第34	議案第51号	平成18年度宮古島市一般会計補正予算(第1号) (市長提出)
" 第35	" 第52号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) (")
" 第36	" 第53号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算(第1号) (")
" 第37	" 第54号	宮古島市国民保護協議会条例 (")

日程第38	議案第55号	宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	(市長提出)
" 第39	" 第56号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部を改正する条例	(")
" 第40	" 第57号	宮古島市総合計画審議会条例の一部を改正する条例	(")
" 第41	" 第58号	宮古島市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例	(")
" 第42	" 第59号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	(")
" 第43	" 第60号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	(")
" 第44	" 第61号	宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例	(")
" 第45	" 第62号	宮古島市宮古伝統工芸品研究センター条例	(")
" 第46	" 第63号	宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例	(")
" 第47	" 第64号	宮古島市サンマリナーミナル施設条例	(")
" 第48	" 第65号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例	(")
" 第49	" 第66号	宮古島市池間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	(")
" 第50	" 第67号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について	(")
" 第51	" 第68号	宮古島海宝館施設指定管理者の指定について	(")
" 第52	" 第69号	宮古島市自治公民館指定管理者の指定について	(")
" 第53	" 第70号	宮古島市学習等供用施設指定管理者の指定について	(")
" 第54	" 第71号	前里添多目的共同利用施設指定管理者の指定について	(")
" 第55	" 第72号	長浜多目的共同利用施設指定管理者の指定について	(")
" 第56	" 第73号	東地区構造改善センター指定管理者の指定について	(")
" 第57	" 第74号	女性・若者等活動促進施設指定管理者の指定について	(")
" 第58	" 第75号	宮古島市サンバリンクス伊良部指定管理者の指定について	(")
" 第59	" 第76号	宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について	(")
" 第60	" 第77号	宮古島市民宿キャンプ村指定管理者の指定について	(")
" 第61	" 第78号	宮古島市来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	(")
" 第62	" 第79号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	(")
" 第63	" 第80号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	(")
" 第64	" 第81号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	(")
" 第65	" 第82号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	(")
" 第66	" 第83号	新たに生じた土地の確認について	(")
" 第67	" 第84号	字の区域への編入について	(")
" 第68	" 第85号	新たに生じた土地の確認について	(")

日程第 6 9	議案第 8 6 号	字の区域への編入について	(市長提出)
" 第 7 0	" 第 8 7 号	字の区域への編入について	(")
" 第 7 1	報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 7 年度一般会計)	(")
" 第 7 2	" 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度国保特会)	(")
" 第 7 3	" 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度港湾特会)	(")
" 第 7 4	" 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度老保特会)	(")
" 第 7 5	" 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度下水道特会)	(")
" 第 7 6	" 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (宮古島市税条例の一部を改正する 条例)	(")
" 第 7 7	" 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (宮古島市国民健康保険税条例の一 部を改正する条例)	(")
" 第 7 8	" 第 8 号	繰越明許費繰越計算書の調製報告について (平成 1 7 年度一般会計)	(")
" 第 7 9	" 第 9 号	宮古島市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について	(")
" 第 8 0	同意案第 1 号	固定資産評価員の選任について	(")
" 第 8 1	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(")
" 第 8 2	" 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(")

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成18年6月15日

宮古島市議会
議長 友利 恵一 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

委員会審査結果報告書

平成18年第2回宮古島市議会定例会（3月）において閉会中、本委員会に付託された下記事件について、審査の結果を会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
認定 第1号	平成17年度平良市一般会計歳入歳出決算認定について	認 定
認定 第8号	平成17年度城辺町一般会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第14号	平成17年度伊良部町一般会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第20号	平成17年度下地町一般会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第25号	平成17年度上野村一般会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第29号	平成17年度宮古広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第30号	平成17年度宮古広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第31号	平成17年度宮古広域圏事務組合ワイドー基金特別会計歳入歳出決算認定について	”

平成18年6月15日

宮古島市議会
議長 友利 恵一 殿

文教社会委員会
委員長 佐久本 洋介

委員会審査結果報告書

平成18年第2回宮古島市議会定例会（3月）において閉会中、本委員会に付託された下記事件について、審査の結果を会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
認定 第2号	平成17年度平良市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第4号	平成17年度平良市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第7号	平成17年度平良市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第9号	平成17年度城辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第10号	平成17年度城辺町老人医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第11号	平成17年度城辺町診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第13号	平成17年度城辺町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第15号	平成17年度伊良部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第16号	平成17年度伊良部町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第17号	平成17年度伊良部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案番号	件名	審査結果
認定 第21号	平成17年度下地町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第22号	平成17年度下地町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第24号	平成17年度下地町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第26号	平成17年度上野村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第27号	平成17年度上野村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第28号	平成17年度上野村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第32号	平成17年度宮古清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定について	”

平成18年6月15日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

経済工務委員会
委員長 池 間 豊

委員会審査結果報告書

平成18年第2回宮古島市議会定例会（3月）において閉会中、本委員会に付託された下記事件について、審査の結果を会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
認定 第3号	平成17年度平良市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
認定 第5号	平成17年度平良市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第6号	平成17年度平良市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第12号	平成17年度城辺町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第18号	平成17年度伊良部町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第19号	平成17年度伊良部町パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第23号	平成17年度下地町農業集落排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第33号	平成17年度宮古島上水道企業団水道事業歳入歳出決算認定について	”

議 案 付 託 表

平成18年6月15日(木)第3回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第51号	平成18年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)
	議案第54号	宮古島市国民保護協議会条例
	議案第55号	宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
	議案第56号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部を改正する条例
	議案第57号	宮古島市総合計画審議会条例の一部を改正する条例
	議案第66号	宮古島市池間島離島振興総合センター指定管理者の指定について
	議案第78号	宮古島市来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について
	議案第79号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について
	議案第80号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について
	議案第81号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について
	議案第82号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について
文教社会委員会	議案第58号	宮古島市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
	議案第65号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例
	議案第69号	宮古島市自治公民館指定管理者の指定について
	議案第70号	宮古島市学習等供用施設指定管理者の指定について
経済工務委員会	議案第52号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第53号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第59号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
	議案第60号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
	議案第61号	宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例
	議案第62号	宮古島市宮古伝統工芸品研究センター条例
	議案第63号	宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例
	議案第64号	宮古島市サンマリナーミナル施設条例
	議案第67号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について
	議案第68号	宮古島海宝館施設指定管理者の指定について
	議案第71号	前里添多目的共同利用施設指定管理者の指定について
	議案第72号	長浜多目的共同利用施設指定管理者の指定について
	議案第73号	東地区構造改善センター指定管理者の指定について
	議案第74号	女性・若者等活動促進施設指定管理者の指定について
	議案第75号	宮古島市サシバリンクス伊良部指定管理者の指定について

委員会名	議案番号	件名
	議案第76号	宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について
	議案第77号	宮古島市民宿キャンプ村指定管理者の指定について
	議案第83号	新たに生じた土地の確認について
	議案第84号	字の区域への編入について
	議案第85号	新たに生じた土地の確認について
	議案第86号	字の区域への編入について
	議案第87号	字の区域への編入について

議案第51号 平成18年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)

歳出款項別審査委員会表

平成18年6月15日(木)第3回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	21
		2. 児童福祉費	22
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	23
		10. 教育費	1. 教育総務費
		2. 小学校費	36
		3. 中学校費	37
		4. 幼稚園費	38
		5. 社会教育費	39
	経済工務委員会	5. 労働費	1. 労働諸費
6. 農林水産業費		1. 農業費	25
7. 商工費		1. 商工費	29
8. 土木費		2. 道路橋りょう費	30
		3. 都市計画費	31
		4. 住宅費	32
13. 諸支出金		5. 港湾空港費	33
		2. 公営企業費	41

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成18年6月15日

（開議＝午前10時03分）

◎出席議員（28名）

（散会＝午後零時28分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（5"）	山里 雅彦" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（20"）	上里 樹" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（23"）	豊見山 恵栄" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（24"）	富永 元順" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（25"）	富浜 浩" "
"（11"）	友利 光徳" "	"（26"）	下地 秀一" "
"（12"）	池間 豊" "	"（27"）	下地 明" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川正吉 君
助役	下地 学" "	下地支所長	上地 廣敏" "
総務部長	宮川 耕次" "	水道局次長	砂川 定之" "
企画政策部長	久貝 智子" "	消防 長	伊舎堂 勇" "
福祉保健部長	池村 直記" "	総務課 長	與那嶺 大" "
経済部長	宮國 泰男" "	財政課 長	石原 智男" "
建設部長	平良 富男" "	教育 長	久貝 勝盛" "
伊良部総合支所長	長濱 光雄" "	教育部 長	長濱 幸男" "
平良支所長	狩俣 公一" "	生涯学習部 長	二木 哲" "
城辺支所長	饒平名 建次" "		

◎議会議務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議 事 係	栗国 忠則 君
次 長	荷川取 辰美" "	"	我如古 千佳枝" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時03分）

本日の出席議員は28名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、日程第1、認定第1号から日程第33、認定第33号までの計33件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

おはようございます。今さっき開会前に、非常に議案の方ですね、非常に誤ったところが多過ぎるということで指摘ありましたので、総務財政委員としてもこれはいかんなと思っておりますので、総務財政委員会としても厳重に注意するように指導していきたいと思います。

それでは、総務財政委員会審査結果報告を行います。

本委員会に付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

認定第1号、平成17年度平良市一般会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第8号、平成17年度城辺町一般会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第14号、平成17年度伊良部町一般会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第20号、平成17年度下地町一般会計歳入歳出決算認定については、認定であります。

認定第25号、平成17年度上野村一般会計歳入歳出決算認定については、認定であります。

認定第29号、平成17年度宮古広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、認定であります。

認定第30号、平成17年度宮古広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、認定であります。

認定第31号、平成17年度宮古広域圏事務組合ワイドー基金特別会計歳入歳出決算認定については、認定であります。

以上、報告いたします。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

文教社会委員会審査結果報告を行います。

宮古島市議会議長、友利恵一殿。文教社会委員会委員長、佐久本洋介。

委員会審査結果報告書。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

認定第2号、平成17年度平良市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第4号、平成17年度平良市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第7号、平成17年度平良市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第9号、平成17年度城辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第10号、平成17年度城辺町老人医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第11号、平成17年度城辺町診療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第13号、平成17年度城辺町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第15号、平成17年度伊良部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第16号、平成17年度伊良部町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第17号、平成17年度伊良部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第21号、平成17年度下地町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第22号、平成17年度下地町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第24号、平成17年度下地町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第26号、平成17年度上野村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第27号、平成17年度上野村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第28号、平成17年度上野村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第32号、平成17年度宮古清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
以上、報告いたします。

◎**経済工務委員会委員長（池間 豊君）**

経済工務委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

認定第3号、平成17年度平良市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第5号、平成17年度平良市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第6号、平成17年度平良市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第12号、平成17年度城辺町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第18号、平成17年度伊良部町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第19号、平成17年度伊良部町パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第23号、平成17年度下地町農業集落排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第33号、平成17年度宮古島上水道企業団水道事業歳入歳出決算認定について、認定であります。

以上、報告いたします。

◎**議長（友利恵一君）**

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎**議長（友利恵一君）**

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、認定第1号、平成17年度平良市一般会計歳入歳出決算認定について、討論があれば討

論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第2、認定第2号、平成17年度平良市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第3、認定第3号、平成17年度平良市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第4、認定第4号、平成17年度平良市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第5、認定第5号、平成17年度平良市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第6、認定第6号、平成17年度平良市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第7、認定第7号、平成17年度平良市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第8、認定第8号、平成17年度城辺町一般会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第9、認定第9号、平成17年度城辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第10、認定第10号、平成17年度城辺町老人医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第11、認定第11号、平成17年度城辺町診療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第12、認定第12号、平成17年度城辺町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第13、認定第13号、平成17年度城辺町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第13号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第14、認定第14号、平成17年度伊良部町一般会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり〕

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第14号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり〕

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第15、認定第15号、平成17年度伊良部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり〕

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第15号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり〕

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第16、認定第16号、平成17年度伊良部町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり〕

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり〕

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第17、認定第17号、平成17年度伊良部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり〕

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第18、認定第18号、平成17年度伊良部町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第18号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第19、認定第19号、平成17年度伊良部町パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第20、認定第20号、平成17年度下地町一般会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第21、認定第21号、平成17年度下地町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第21号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第22、認定第22号、平成17年度下地町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第22号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第23、認定第23号、平成17年度下地町農業集落排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第23号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第24、認定第24号、平成17年度下地町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第24号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第25、認定第25号、平成17年度上野村一般会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第26、認定第26号、平成17年度上野村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第26号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第27、認定第27号、平成17年度上野村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第27号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第28、認定第28号、平成17年度上野村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第28号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第29、認定第29号、平成17年度宮古広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第29号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第30、認定第30号、平成17年度宮古広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第30号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第31、認定第31号、平成17年度宮古広域圏事務組合ワイドー基金特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第31号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第32、認定第32号、平成17年度宮古清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第32号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第33、認定第33号、平成17年度宮古島上水道企業団水道事業歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第33号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第34、議案第51号から日程第82、諮問第2号までの49件を一括議題とし、質疑に入ります。
質疑があれば発言を許します。

◎平良 隆君

3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

最初に、議案第51号のですね、平成18年度の一般会計補正予算についてお聞きしたいと思います。補正予算の27ページの農地費の中でですね、バイオマス利活用整備事業2億5,900万余の事業費の補正をなされています。この事業はどのような事業なのかですね、具体的に説明をしていただきたいと思います。

次に、報告第1号の専決処分についてお聞きをしたいと思います。平成17年度の一般会計ですね、2億2,800万余の補正が専決をされております。それで、補正している予備費なんです。なぜ……

(「2,280万……」の声あり)

◎平良 隆君

2,280万ですね。なぜ借金までしてですね、予備費に補正したのか、その理由をお聞きしたいと思います。

3点目に、これも報告第3号なんですけれども、平成18年度でこれも予算、平成18年度の港湾特別会計のやつですけども、32億円の予算がですね、専決処分をなされています。こういう大きな額を専決処分するというのはですね、これ私は議会軽視も甚だしいんじゃないかなという感じもするわけですが、なぜこの32億円という額ですね、専決処分をしなけりゃならない状況だったのか、その理由ですね、聞きたいなと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

専決処分についてのご質問にお答えいたします。

専決処分といいますのは、ご承知のとおり出納整理期間の最終日、5月末日に前年度の歳入歳出決算額を決めます。したがって、もし議会を開会する暇がないということが理由なんです、開会まで1週間前にですね、会期を決め、議案を3日前まで提案するという、そういった余裕がですね、なかなかないというのが現状です。したがって、出納期間閉鎖時点ですね、見込んでいました、例えば赤字になりますとこれを繰り上げ充用いたします。そういうことで、議会を開いて、それから議決を賜るということは厳しいことでありまして、これは本来予算は議決でもって決めるのが筋ではありますが、年度末のこういった決算の件についてはですね、なかなかこれができないというのが実情ですので、ご理解いただきたいと思います。

それから、17年度の専決処分の2,280万のこの専決処分ですが、これにつきましてもですね、県の通知文書が3月議会中に届きました。それで、それからこの起債のですね、充用率が90%から100%になったということで、その際に県の通知が来てですね、さらに事業がどれぐらい確定しているかというのを事業の進捗状況を調べます。そういうことで、確定してからじゃないと、これがきちっと額が決まらないと査定ができませんので、そういうことで議会中に報告することができませんでした。そういう予備費に入れてですね、専決処分をしたということでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

27ページです。その中で、説明欄のバイオマス利活用整備事業2億5,919万4,000円、これの対象費目は負担金補助金及び交付金の中にむらづくり課というところで2億5,536万円、予算を計上してございます。この事業の内容を説明ということでございますけども、これはその説明の欄のバイオマス利活用整備事業の下にですね、バイオマス利活用推進事業というのが501万入っているかと思えます。これと密接に関連をさせていただきますので、あわせてご説明をいたします。

今沖縄製糖においてバイオマスの中でバイオエタノールの実証試験を行っております。これをですね、いろんな形でしておりますけども、去年、平成17年度に宮古島市バイオマス等未活用エネルギー事業調査というのを行ってございます。それを受けまして、今年ですね、宮古島市バイオマスタウン構想というものを作成する予定となっております。これがこの事業費の中の501万円でございます。

そのことをソフト事業としてやりながらですね、今回のバイオマス利活用整備事業につきましては、宮古の酒造会社で発生する酒かす、通称タリカスというような形で呼んでおりますけども、これが相当量出ております。この酒かすを活用しまして、バイオエネルギー、この場合はガス化をしまして、これを酒造工場内で利活用すると。そして、その後は液肥として、あるいは肥料としてですね、農地に還元するというようなことでございます。

さっきのバイオエタノール、この部分に関してもですね、その中からガソリン、エタノールをとった後にですね、相当量の廃液が出ます。これは、非常にいい液肥として使えるものでございますから、これと一緒にしてですね、宮古の農地に還元をしたいということでこういう事業を導入をいたしました。

◎平良 隆君

総務部長の答弁、ちょっと理解ができないわけなんですよね。当然専決処分というのは時間的にとれないというのはそれわかるんですけども、ただし借金したのをなぜ予備費でですね、補正したのか、その理由をですね、総務部長答弁なさっていないわけなんですよね。

それと、港湾特会でも、やはり32億の予算が足りないというのは、これ当然全体の予算のもう15倍ですから、これは年度内にわかると思うんですよ。それをわざわざですね、専決処分するというのは、これは議会軽視も甚だしいんじゃないかないう感じをしているんですよ。もうちょっと具体的にですね、理由を説明してください。

◎総務部長（宮川耕次君）

借金をしてというわけ……

（「予備費に。予備費という……」の声あり）

◎総務部長（宮川耕次君）

雑入とかいろんな形で受け入れるわけですが、充当率が上がったということで、普通の目的がはっきりしている場合はまた別のところに受け入れるわけですが、一応予備費に受けるということになります。その事業が県の内示によって90%から、起債充当率ですね、100%になったために2,200万余の起債が増えたということで、これ予備費に受けたということですので、そのようにご理解いただきたいと思います。

それから、港湾会計の32億余の赤字といいましょうかね、これが専決処分をなぜできるかというご質問ですが、ご承知のとおり地方自治体は赤字決算ということはできませんので、翌年度予算から繰り上げ充

用しまして、赤字を埋め合わせるといいでしょうか、そういう措置の一環としてこの専決処分はあるわけですので、そのようにご理解いただきたいと思います。したがって、赤字の部分はすべてそういう形で繰り上げ充用によって専決処分をしてございます。

◎平良 隆君

借金して予備費にですね、補正したということの理由についてなんですけども、予備費のですね、充当というのは、大体これはもうやむを得ない経費が出たときには充当する、それと予算項目外の予算に回すということなんです、予備費というのは、予備費充当というのは、そういうことがたくさん発生したのかどうかですね、どういふのにその予備費を充当したのかですね、じゃお聞きをしたいと思います。

◎財政課長（石原智男君）

先程部長から話があったように、一応充当率90%の事業がありましたが、県から通知がありまして、100%になりました。起債を2,280万一応多く借り入れることができるということで、一応議会の議決が必要になります。一応借りることによって市債が増えましたので、一般財源が浮いてきます。その一般財源は、使い道があればいいんですが、事業に充てることが今の予算ではできなかったの、一応予備費に、一般財源を追い出した形ですね、起債が入ってきますので、予備費に充ててあります。そういうことです。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時46分）

再開いたします。

（再開＝午前10時49分）

◎総務部長（宮川耕次君）

議会を招集しまして議決するのが筋ではありますが、その招集の暇がない場合は、もうやむなくですね、こういった専決処分をするというのは地方自治法で認められております。それはできるだけ少なくするように努力はしておりますが、一応そういうことで3月議会の時点でですね、県のそういった通知があったので、そういった意味での報告がですね、きちっとした確定、事業確定をしないと、この起債限度額が決まりませんので、そのような処置をいたしましたので、ご理解いただきたいと思います。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時50分）

再開いたします。

（再開＝午前10時52分）

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

ちょっと待ってくださいよ。今質疑者は平良隆議員なんでね、今は総務部長名指したのは池間雅昭議員ですので、平良隆議員には答弁終わっておるんですよ。

（「いや、議長ね、答弁苦しかったんですよ。財政課長は……」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時52分）

再開いたします。

（再開＝午前10時55分）

◎上地博通君

議案第62号について、まずお聞きしたいと思います。

これ伝統工芸研究センターということなのですが、これのこの建物の取得についてはいろんな経緯があったということを知っています。これの経過説明。総務委員会の中では、予算の執行をすべての案件といたしますか、問題が解決するまで停止しておくとなったようですけども、これがすべて解決されてこのように条例として今回出しているのかということが一つですね。

それからですね、今さっき話に出ておりました平成17年度の一般会計補正予算の第2号ですね、これについては先程からいろんな話が出ておりますけれども、財政課長は借り入れ充当額が100%になったんで、この余計な金額を予備費に回したことをおっしゃっていますよね。これは、普通でしたら予備費に回すんじゃないくて借金を返す方に回してもいいんじゃないかと。例えばそういうやり方を一番すべきじゃないかと思うんですけども、何億の借金を抱えていてもそれは返さずにそれをしっかりと抱え込んでいるという理由は何なのかですね。要するに充当して一般会計のお金が浮いたわけだから、これを予備費に回したという格好になるというような説明だと私は聞いたんですけども、これは普通でしたら借金を返す方に、じゃ余分な金があれば回すべきだろうというのが考えられますけども、これはなぜそうしなかったのかということですね。

それともう一つ、港湾事業特別会計補正予算、それから健康保険も含めてすべてそうなんですけれども、当初予算よりも莫大な金額が補正予算として専決処分されているわけですよね。これは、当初からすべてこういう赤字になるというのはわかっていたはずなんです。これをなぜ新年度の予算で一時借り入れという形でも雑入でも何でもいい、それを計上しないで専決処分するのか。わざわざ新年度の予算を公表するのにですね、市民とか我々議会に対しても少なめに、借金のないような形での説明をしておいて、そこで金を借りると。それが終わったらですね、精算ができないからお金を借りるというふうには私にはとれないんですけども、これはそういうふうに私はそう思うんですが、そういうふうに取り扱っていいのかどうか。一般会計も含めて、特別会計も含めてですね、一時借入金、じゃ宮古島市は幾らあるのかということも含めて答えていただきたいと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

議案第62号についてお答えをいたします。

この議案第62号は、指定管理者制度の導入にですね、伴いまして、本条例の改正をするということでございまして、以前にありました植物園内の建物を買うとか、そういうものとはこの議案とは全く関係はございません。これはですね、今現在織物組合が入っている場所がですね、名称が宮古島市宮古伝統工芸研

究センターというふうになっていまして、これを将来指定管理者制度をですね、導入する場合において必要な条例でございますから、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

◎財政課長（石原智男君）

市債残高は幾らかということですが、18年度の市債残高は……

（「一借です」の声あり）

◎財政課長（石原智男君）

一借ですか。一時借入れの最高額は180億です。その財政状況、歳入歳出の状況を見ながら、会計課の方ですね、今月からいつまでは幾ら資金が必要であるというふうな状況を把握して一借はやっていきます、その範囲内ですね。一借の最高額は180億です。

◎議長（友利恵一君）

1分ほど休憩いたします。

（休憩＝午前11時03分）

再開いたします。

（再開＝午前11時04分）

◎財政課長（石原智男君）

2,280万起債を借入れた分のものは、借金返済に充てられないかという質問でございますが、起債を多く、県の許可が必要で、一応2,280万借りることになって一般財源が浮いてきたと。その一般財源を充てる部分というのは、事業があればそれに充てられるんですが、一応予備費に置いておいて、その予備費は使わなければ剰余金として残るということになります。

◎上地博通君

先程の伝統工芸センターにつきましては、私の勘違いだったようで、これについては私からもちよっと訂正をしてですね、この問題については終わりたいと思いますが、今起債の問題が出ておりますけども、これは当然使わなかったら翌年度に持ち越しができるというのは、これだれでも知っていることだと思います。しかし、宮古島市は莫大な借金を抱えているわけですから、予備費として残しておくよりも、その借金を一円でも多く返していくという方が賢明なやり方じゃないかと思うんですよ。私は、それを言っているわけです。なぜそうしないで予備費に残したのかと。これは、借金を返すという方法が一番賢明だと思わないでそういう方法にしたのかどうかですね。

それから、18年度の起債というか、一借が180億を限度と言いましたけど、私の聞き方が悪かったようで、そうじゃなくてですね、今度提案して専決処分も含めてやったもので、じゃ18年度で現在幾ら借りてあるのか、一時借入れをですね、逆にその方でお聞きしたいと思います。

◎財政課長（石原智男君）

2,280万を借金に充てられないかということですが、一応予算は借金にしてもですね、歳出予算にないと支出はできないんですよ。一応借金に充てるという予算計上をしなくちゃいけません、借金というのはもう3月末ではその年の借金分は終わっていますので、専決処分した3月31日では予算計上はほかのところに充てるということは、借金に充てるということは無理でしたので、これが17年度決算で剰余金として来れば18年度で使えるということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

一時借入れの額については今問い合わせ中ですので、もしばらくしてからお答えしたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時09分）

再開いたします。

（再開＝午前11時14分）

◎財政課長（石原智男君）

大変遅れました。一時借入金の現在の額は、ちょうど100億円となっています。

◎上地博通君

今一時借入れが100億という報告がありましたけれども、これは先程から話が出ているように、新年度予算でも入れられなかったものを専決処分をして借入れた額になるわけですね。特にこの特別会計になりますと。これうがった見方かもしれませんけれども、市民に一時借入れが幾らあるかわからないような予算操作をしているというふうにとられても仕方がないやり方じゃないかと思うんですが。一つは、借入れの額を予算編成で新年度予算に入れて、幾ら幾ら借金があるということを市民に伝えるのも、これは当局の義務だと思うんですが、なぜそれができなくてそういう専決処分までして一時借入れをするのか。

お金がないからそうするというのは、もうこれ当たり前ですけども、これを専決処分をしなければいけない理由はないと思うんですよ。これ明らかに市民全体にも発表してですね、こういう状態だということをやすべきだと思うんですが、それをしないで専決処分にしたという理由があったら、それを聞かせてもらいたいと思いますし、もう一つは100億の借金があるんですけども、これは毎年毎年そうやって自転車操業していくべきなのか、返せるめどはあるのか。例えば一般会計から補てんをしないと特別会計なんかは返済できないと思うんですが、そのめどはあるのかですね。いつまでもそのまま自転車操業のような状態で一借を続けていくのかどうなのか、お答えいただきたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

今一借、一時借入金の件でお話がありましたが、これはいわゆる資金繰りのお金でして、予算上はですね、いわゆる上限だけを定めております。したがって、資金繰りでその都度やっていくわけですので、それから先程専決処分で借金して云々というのはですね、繰り上げ充用というのはいわゆる後年度のですね、赤字の場合、後年度の予算から埋め合わせということで、これ一時借入れとは直接かかわりはありませんので、そのようにご理解いただきたいと思います。

（「議長、休憩願います」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時17分）

再開いたします。

（再開＝午前11時17分）

◎総務部長（宮川耕次君）

今繰り上げ充用のいわゆる自転車操業という指摘についてお答えいたします。

例えば港湾特会をですね、例にとりますと、今トゥリパー売買について一生懸命頑張っております。売れるまではなかなかそういう自転車操業、いわゆる繰り上げ充用の繰り返しが続くわけですが、これは売れた時点で一定の解決していくと。例えばということですが、そういうような形でですね、一生懸命赤字の部分については努力をしているということです。

◎富永元順君

平成18年度の一般会計予算についてお伺いしたいと思います。

先程平良隆議員からもありましたけれども、バイオマスの事業についてですね、18年度の一般会計予算の中で、27ページですね、バイオマス事業について。先程平良隆議員の質問に対して部長がですね、経済部長がエタノールの、そういう酒屋さんから出る酒かすですか、その事業で有機肥料というんですか、をつくって農家に還元していくという話でありましたけれども、これが負担金の中で2億3,000万余りの予算が組み入れられておりますけれども、この予算の内訳。それとですね、もう少し事業の詳しい内容とですね、どこが事業主体になるのか。それと事業期間、これだけの予算をつぎ込んでやる事業で、どれだけの事業期間でこういった内容の事業をしていくのか。

それと、同じように利活用推進委員というのが18名委員がおりますけれども、18万5,000円の予算も計上されておりますけれども、こういったメンバーがこの利活用の推進委員になっているのか、それについての説明をお願いいたします。

それと、議案第67号、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について、これ指定管理者となる団体がコーラル・ベジタブル株式会社となっています。これは下地町で発足した事業であると思っておりますけれども、これまでの事業のですね、成果というんですか、それについてお伺いしたいと思います。

それと、この代表者に市長がなっておりますけれども、こういったいきさつで代表になられたのか、今後この運営に関して市長がこういった形でかわっていくのか、今現在の会社の役員体制についてもお聞きしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

この事業、下地町から受け継いだ事業であります。旧下地町でも前の町長が会長をしております、そして役員体制は、本当は専務が必要だったんですけども、専務がない状況で今やっていたので、私はあっちに常駐できませんので、専務も一応代表権がある専務として今取り組んでおります。

◎経済部長（宮國泰男君）

予算書の27ページでございます。まず最初に、バイオマス利活用推進事業の中の委員についてのご質問でございました。委員は、これから決めていきます。大体7月ごろ今のところ予定をしまして、去年バイオマス資源の未活用資源の調査を行いましたけれども、その中の委員を含めてですね、国、県一緒になってですね、やっていきたいというふうに思っております。委員についてはこれからでございます。

次に、バイオマス利活用整備事業の予算の内訳と事業期間、事業内容でございます。事業期間につきましては2年でございます。総事業費は4億8,411万5,000円、今年が2億5,728万円という計上でございまして、2年目が6,431万5,000円ということに予定でしてございます。

あと事業内容でございますけれども、一つ目はこの事業ですね、酒かすをメタン発酵させて、その発酵メ

タンを活用して施設内のボイラーにかわるものとして活用するというごさいます。そして、残った廃液が、廃液というのは必要なアルコール分だけを取ったものですから、残りのミネラル分とかそういうものが残ってまいます。これについては畑地に還元するというようなことごさいます。当然これは、上野の今つくってあります堆肥工場とですね、関連させて使用する予定ということごさいます。

事業主体ごさいますけども、酒造会社の数グループと農家の方々、これを含めて法人をつくることとなっておりまして、現在その作業を進めておりまして、大体話としては進んでいるということごさいます。

◎富永元順君

ただいま経済部長からいろいろと事業の内容、期間お伺いしましたけれども、すばらしい事業で、ぜひ成功していただきたいんですけども、上野地区にできていますあの資源リサイクルセンターと堆肥工場と関連して事業推進していくと言っておりますけれども、その肝心の資源リサイクルセンターもですね、具体的に今度指定管理者を設けて運営していくとのことごさいますけれども、これが軌道にも乗っていないのに、本当にバイオマスのこの事業がですね、スムーズにいくかどうか心配なんですけども、それについて、本当にぜひ成功してもらいたいんですけども、その受け皿となる、事業主体となるですね、会社なり指定管理者の団体がですね、しっかりとしないと、これ絶対できない事業だと思っておりますけれども、それ本当にしっかりとしたそういった事業主体で推進をしていていただきたいと思っておりますけども、それについての資源リサイクルセンターとの関係も含めて、もう一度答弁をいただきたいと思っております。

それとですね、このコーラル・ベジタブルのこれまでの、今後市長がこの代表を務めていくかどうかかわかりませんが、できれば中にはちゃんとした純粋な形の民間から社長を決めてですね、本当に積極的なそういった営業活動もできるような体制をしたらどうかという意見もあありますけれども、今の会社ですね、役員体制もどうなっているのか、もし公表できるのであれば公表していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

確かに社長を置いてやったらどうかという話ああります。しかし、そういう提案も一度しましたけども、取締役会の中で今の専務にしっかりと対外的な交渉もしてもらって、今がちょうどとんとんぐらいのところに来ているんですね、収支がね。まだ社長を置く余裕はないんじゃないかという話し合いで、今は社長は置いておりません。取締役会で話し合いしながら進めております。

◎経済部長（宮國泰男君）

堆肥センターの件ごさいますけども、現在庁内ですね、どういう形で指定管理者に持っていか、あるいは指定管理者にしないで当面直営でやっていか、その辺の部分についてですね、しっかりと今議論をしているところごさいますので、今言われるように堆肥センターをどう動かすかによって宮古の農業が大きく変わっていくというふうに理解しておりますから、ぜひともしっかりと対応していきたいというふうに思っています。

◎眞榮城徳彦君

この議案の中にもいろいろ含まれておりますから、ちょっとお聞きしたいんですけど、伊良部島にあるゴルフ場の名称なんですけども、条例上の名称はサシバリンクス伊良部、ところが会計上にあられてく

るのは宮古島市パブリックゴルフ場というふうに出てくるんですけどもね、この違いはありますか。施設名がサシバリンクス伊良部で、経営上のものがパブリックゴルフ場ということになっているのか、その辺の違いをちょっとお聞きしたいということと、これ別の施設だというふうに勘違いしている人もいますから、できれば一つに統一してもらいたいと思います。

それと、議案第67号ですね、農畜産物処理加工施設、これは施設の名称ですよ。母体がコーラル・ベジタブル株式会社。この辺もちょっとわかりにくいなと。

それと、この中に出てくるですね、職員の氏名、住所、保有株、これ全部消されているんですけど、これは私たちには見せてはならないものなんですか。これももしその理由を、これ全部黒で塗りつぶした理由をちょっとお聞かせください。

それともう一つ、伊良部島に集中しております公社ですね、旧伊良部町時代から引き継いで、形そのものは全然変わっていないと思うんですけども、財団法人宮古島市公共施設管理公社となっていますね。管理公社が管理運営、管理をしているというか、施設が伊良部島には多々ありますね。これ今全部指定管理者制度に移行しようという形になっているんですけども、一つ一つの中身を説明してもらいたいのは大変でしょうけどもね、宮古島市になったきっかけにおいて管理公社の持っている施設、それから運営、それに関する見直しなんかはやろうとしなかったのか、またやる必要もないほど問題のない管理運営をしているのか。助役は理事長になっておられますから、その辺ちょっと大まかでもいいですから、説明をしていただきたいなと思います。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

名称の統一化はできないかということですが、これ特段にその障害があるということではありません。ただ、パブリックゴルフ場会計を設置して、その中でゴルフ場の名称をどうするかということですね、後からサシバリンクスという名前が出てまいりまして、こういう形で会計自体と名称自体が変わっているということになります。そういうことでは、統一できるような形で検討してまいりたいと思います。

それから、管理公社が管理している公共施設ですが、合併に伴いまして、その管理運営について検討されたかということですが、管理公社というところは従来職員が管理していた施設を合理化を図るために管理公社を立ち上げまして、その管理公社で管理運営をして経費の節減を図るという目的でなされました。そういうことで、各施設に配置してありました職員一人一人が各施設を管理するのではなくて、公社として統合し、管理職員も減らして、そして1人で2施設を見るとかですね、そういうシステムを立ち上げてまいりました。そういうことで、もう相当経費の削減がありまして、今のところ順調に管理運営はされていると思っております。

そういうことで、合併に際してそういう見直し等の検討はなされたかといいますと、合併のその中で、余り問題点もないのでということで引き継いでおります。今後問題点がまた指摘されましたら、そこら辺は検討しながら対応してまいりたいと思っております。

◎経済部長（宮國泰男君）

議案67号の名称と会社名がございませけれども、宮古島市農畜産物処理加工施設に関しては、事業を導入したときの施設の名称でございましてそれをそのまま使っているということでございます。

コーラル・ベジタブル株式会社は、それを運営している会社でございますので、あくまでも施設名は、

宮古島市農畜産物処理加工施設ということでご理解をいただきたいと思います。

次に、株式の保有の部分が消されて配付されてございますが、株式の中には、団体と個人が一部入っておりまして、個人情報が含まれてございます。そういうことで配付時に個人の同意をとってございませんでしたので、一様塗りつぶした形になっています。

一度問い合わせをいたしまして、了解が得られた後に公表したいと思います。

一度、ご確認をさせて下さい。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時38分）

再開いたします。

（再開＝午前11時42分）

◎眞榮城徳彦君

議案67号の施設に関しましては、宮古島市は、当然、旧下地町から引き継いである事業を継続しているわけですから、宮古島市が株式保有をしているわけですね。その現在のですね、株式保有率、時価にして金額にしてどのくらいのお金をこの会社に出資しているのか。この辺は、みんなが知りたいことだと思いますんで、ぜひ詳しく後で教えてください。

それと、市長が指定管理者制度において代表者になっておりますけども、多分堂々とかやってやるからには法律上問題ないと思うんですけどもね、これに関しても一言お願いをします。

それから、伊良部総合支所長にお伺いしますけども、私が言っているその旧伊良部町に合併前から存在していた公社の管理運営に関しての件なんですけどもね、委託して管理運営しているというものですから、当然議会の議決を経なければならないわけですからね、我々が資料請求したのは中身を知りたいわけですよ、少しでも。管理運営していく中での健全運営されているかという中身を知りたいから、この資料をいただいて、少しでも勉強してやろうということですからね。施設によっては、旧伊良部町時代から引き継いで宮古島市が補助金あるいは委託料という名目で年間莫大なお金出しているわけですね。確かに企業努力もして公社の職員も減らしたとって健全運営をしているというふうにおっしゃいますけども、どうも一つ一つつぶさに見ていきますとそうとも言えない。むしろ大丈夫かなと心配になる点が多々あることは、みんな我々議員は知っていると思います。特にゴルフ場に関しては、毎年委託料と称してですね、宮古島市から莫大なお金が出ているわけですからね。それと、補助金という形でも出ているわけですね。だから、この辺も、運営上は大変かもしれないんですけども、この合併に際してですね、公社の運営管理者について見直しかその意見はなかったのか。

ある一つの意見を言いますと、これをきっかけにとりあえず公社を解散をして、その従業員の雇用問題どうするかというところまでいったというふうに私は聞いているんですけども、なぜこういう意見が出るかという公社の存続そのものが、確かに市民福祉とかいろんな面では地域にとっては意味があることなんでしょうけども、管理運営上からいいますと、財政上からいいますとね、どうも新市のお荷物になる可能性がある。ただ、地域福祉に十分貢献している施設だと私も思いますから、残したいのはやまやまなんですけどもね。そういったもろもろ種々包み隠さずですね、話をしていただいて、助役は理事長ですから、最高

責任者ですから、助役からも一言コメントいただきたいんですけど、今のままでその公社の維持管理、継続は大丈夫なのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

◎助役（下地 学君）

議員指摘のとおりですね、今後の公社の管理運営についてはいろいろたくさんの課題を抱えておってですね、総会でもやはり整理統合すべき問題あるいは解散すべき課題等今後検討していかなきゃならないんじゃないかと、こういう意見も出ましたので、その辺も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

市長が役員といいますかね、社長を務めていることと指定管理者に問題はないかということですが、これは地方自治法第142条におきましては長の兼業禁止という条項があります。これには直接関係がないということでございます。あくまでも委託とか請け負いではなくてですね、行政処分といいます、指定管理者制度はそういった課税をすとか、営業許可を与えるみたいな行政処分という位置づけになりますので、そういった問題はありません。

◎経済部長（宮國泰男君）

提供できるようにですね、調整をいたしまして、あしたの委員会あたりですね、配付するようにいたします。

◎池間雅昭君

専決処分の認定第1号と第2号、一般会計補正予算、ここに地方債の補正、第2表あります。起債の種類によって限度額が変更されていますよね。

（「ページ何」の声あり）

◎池間雅昭君

8ページです……

（議員の声あり）

◎池間雅昭君

平成17年度の宮古島市一般会計補正予算、報告第1号についてですけども、先程財政課長の説明では、起債をする場合にはこれはもう議会の議決が必要だというのは、これ大原則と思うんですね。説明がありました。この地方債の補正についてですね、限度額も変わるようなことについてね、専決処分で処理するというのは非常におかしいんじゃないかなと思うんですよ。

そして、一借の問題も、これ港湾特別会計ともかかわってくるんですけど、一借の問題ね。ただ翌年度からの繰り上げ充用する際も、やはり新年度においてきちっ予算の計上をしておいてですね、歳入欠陥が生じた場合には繰り上げ充用するというふうな方法をとるべきだと思うんですが、充用はですね、今回32億余の繰り上げ充用をしてあります。予算に計上しておくことによって予算議会でその事業の内容についても質疑が出ると思うんです、審議が出ると思うんですね。そこで、港湾特別会計の32億余の繰り上げ充用になったわけですから、やはり新年度の港湾特別会計は4,000万余り、合わせて大体33億余りですか、になっているんですが、これの事業の内容、新年度はどういうふうに事業やるんですか。やはり予算というものは、執行する事業があって初めて組むことできるわけですから、18年度予算を33億余り組んであります。どういう事業をするんでしょうか。これのご説明を願いたい。

それと、これは市長にお聞きしたいんですが、要するに地方債の限度額も変更するようなことをですね、本当に専決処分でやるのが好ましいことなのかどうかですね、市長の考えもお聞きしたいというふうに思っています。

それと、財源の振りかえ、あちらこちらに見えます。いわゆる地方債に変えたり、あるいは一般財源に変えたりしていますよね。その理由をご説明願えますか。どういった理由で、一方では地方債に財政を振りかえたり、一方では地方債から一般財源に振りかえたりしたのかですね、その理由をご説明を願いたいと思います。お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

もちろん専決処分はなるべくはやらないのが理想的ではあります。しかし、こういう場合の3月、平成17年度の予算等の場合は、これが充当率決まってくるまでわかりませんので、それから議会を招集することは不可能でございますので、こういうことになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

港湾の予算ですけど、平成18年度はですね、港湾改修事業でトゥリバー地区の公園整備事業ですけど、これが2億2,500万、それから環境整備事業、これがトゥリバー地区の海浜Ⅰの緑地整備工事、それからマリーナの補修工事とか、これがですね、4億5,100万でございます。

◎財政課長（石原智男君）

17年の第2号補正の財源振りかえの部分でございますが、農地費の地方債850万マイナス、一般財源が850万の財源振りかえがありますが、これは地方債の借入額が減になって一般財源を追い出した形にしております。農林水産の9ページの水産振興費のところでは、地方債が増、それから一般財源がその分また減となっておりますが、これも一応一般公共事業の限度額を引き上げたことによって地方債が増えて、一般財源を追い出す形となっております。道路橋梁費の道路維持、それから道路新設についても、限度額の……一般公共事業債の増による借入額が出てきたために一般財源をまた追い出したりということで、財源振りかえが予算書の中で各目ごとに出てきております。

一般財源の総額、追い出した総額がですね、2,280万ということで、先程の何で借金返済に充てられないかという質問の中にもありましたように、一応一般公共事業債を借りることによって一般財源が押し出されたということで、中でいろいろ財源振りかえの操作がありました。

◎池間雅昭君

これ平良市時代からですね、港湾特会の繰り上げ充用はもう前から指摘をされているところですけどもね。一借で対応しているということですけども、わからないのは翌年度の予算からこれを充用するわけですから、繰り上げて、その予算が、今見ますと平成18年度の港湾特別会計の予算が35億余りに増えておるんですね。35億余りある。ところが、その用途目的として約7億ほどの事業しかない。残りの28億はどうなるんですか。何に使うわけ。予算計上した以上、これ執行しないといかんですよ。この予算は、どのような、そしてどこに執行するんでしょうか、お聞かせ願います。

◎建設部長（平良富男君）

32億の話ですよ、今。

（「予算書を見ると35億出ているでしょう……」の声あ

り)

◎建設部長（平良富男君）

いやいや、繰り越しで、繰り上げ充用で32億の話というのはですね、決算上の手法の話で、歳入の欠陥補てん収入というのがありますよね。あれと合わせて予算つくっていますので。それから、18年度の予算というのは3月議会で承認されていますよね。あの中身ですよ。あの中身が港湾の予算の中身でありますので、その中身を議会で承認してもらっていますから、あの数字見ればわかると思います。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

だから、予算書で前説明してありますので、あの予算書の港湾特会の予算書見れば理解できると思います。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時01分）

再開いたします。

（再開＝午後零時02分）

◎建設部長（平良富男君）

先程説明したのはですね、18年度の公共事業費の説明です。現在、今ですね、港湾の予算書持っていませんので、細かく説明することできませんけど、予算書に書かれている部分の一つの中身ですので、それはもう3月議会で説明終わっていますよね。だから、現在予算書も持っていませんから、細かい説明がちょっとできませんけど、もし必要であれば後で説明したいと思います。

◎富浜 浩君

時間がありませんので、簡単にいきたいと思います。

今回のですね、議会で多くの指定管理ということで出てきております。そこで、簡潔に話を進めていきたいと思いますが、平成15年度にこの法律が出ていまして、平成18年度の9月にこれをきちっと指定管理を移行していかなければなりません。そういうことで、まずは3月の定例会のときに私に答弁をしたのが指定管理は20人とかいろいろ言うておりました。しかし、今見たら17と行ってみたり18と行ってみたりしておりますので、指定管理は何件なのか、そして直営は何件になるか、それを具体的に説明を求めたいと思います。まずはそれから。直営と指定管理は何件か。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、当初ですね、指定管理者制度に持っていかうということで48ほどの施設を検討して、それから絞り込んできまして、合併前にですね、既に指定管理者制度に入っている施設もありますので、それはちょっとさておいて、今度ですね、指定管理者の指定をお願いしているのは八つほどですね。そして、指定管理者そのものはですね、18施設になります。残りの10ほどの施設は、例えば旧公民館、もうほとんど予算も余りかからないようなところとか、幾つかのそういうコミュニティー施設のものは、そういった指定……これはごめんなさい、料金の、費用の捻出はありませんので、そういった債務負担行為にも載せてご

ざいません。

(「中身は後でいいので、直営と……」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

件数、件数。

◎総務部長(宮川耕次君)

指定管理者施設が18で、直営はですね、残りは直営になるということです。

◎富浜 浩君

指定管理については、これから具体的に議会によって、それできちっとしなきゃなりません。それで、私はお伺いしておりますけれども、第三セクターは宮古にはどのぐらいあって、そのセクターが指定管理に移行しているのは幾つあるか、その件をお伺いします。

◎総務部長(宮川耕次君)

三セク施設はですね、マリナーミナルとコーラル・ベジタブルですが、指定管理者にしたのはコーラル・ベジタブルのみです。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

ちょっと休憩します。

(休憩=午後零時11分)

再開いたします。

(再開=午後零時12分)

◎総務部長(宮川耕次君)

ちょっと正確を期すために、もう少し調べてですね、報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎富浜 浩君

具体的にきちっと調べて報告するということがありますから、それは結構であります。そういうことで説明していただきたいと思います。資料でやっていただきたいと思いますが、よろしく願いします。

今回の議会というのは、主に指定管理についてですけど、重要視されてくると思います。一番大事なことは、その一つ一つの議案に対してですね、たくさん出ていることでありまして、市民との、それから地域の市民とのですね、きちっとお互いのコミュニケーション持って出しているのか、その件をお伺いしたいと思います。そうじゃないと、議会での進め方がわからなくなりますのでね。お願いします。

◎総務部長(宮川耕次君)

地域住民とのコンセンサスはどうかというご質問です。

基本的に地域住民と話し合いをしたり、基本的にはそういう方向でやっております、各部各課ですね、それぞれ個別に地域住民と話し合いを持ったりしてこのような指定の方向に持ってきておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

◎新城啓世君

先ほどから問題になっておりますところの専決処分の問題ですけれども、専決処分の4件、特会だけで

も約55億の前借りがあるわけですね、これは自転車操業と言われてはいますが、自転車操業を繰り返しているうちに、市長の任期が終わりやせんかと心配になってまいりました。ぜひ市長、早急にこの危機的状況から抜け出すために頑張ってくださいと思いますが、質問はですね、前回の議会で池間島の離島振興総合センター、これについて私は質問いたしました。目的外使用になるのではないかということで質問しましたら、池村部長が、厳密に言えば目的外使用に当たる、しっかりと手続を踏まえて事業を執行したいというふうに答弁されております。その点につきまして、どのようなクリアを経て今日のこの指定管理制度の適用になったか、説明をしていただきたいと思います。

◎福祉保健部長（池村直記君）

あの時点、3月定例会の時点では、私の方も調査は正直なところ十分に行っていなかったということがありました。その後ですね、県の担当部局と調整した結果、目的外使用には当たらないという見解がありましたので、現在設計とかですね、そういった作業を現在進めさせていただいております。

◎池間健榮君

1点だけ。先に新城啓世議員が市長にちょっと問いかけていましたけれども、この専決処分、繰り上げ充用問題ですね、当然皆さん法令にのっとってこれは決算処理してあると思います。出納整理月間ぎりぎり。だから、この特会だけで約55億と言われる財源の確保、現在一借の限度額180億の流れで既に今100億は借りていると。これは、ちゃんと5月31日現在において財源は確保されていますか、一時借入れも予定されているのか、その部分をちょっとお願いしたいと思います。

◎財政課長（石原智男君）

一時借入れの件ですね。限度額が一応180億あります。各会計経理していく中で、毎月毎月の歳入歳出が出てきますが、年度当初は国の補助金とかそういったもの入ってきません。ですから、事業が執行していく中で国の補助金や県の補助金も入ってきますので、当初は一時借入れはその分多くなります。事業が進んでいく中では、やっぱりその分また国の補助金に県の補助金もいろいろ歳入入ってきます。ですから、その分はまた減っていくということになりますので。前年度繰り上げ充用金の分についても、やはりこれは一借で対応しているという部分がありますので、その部分については当初から一時借入金の中に入っているということです。一時借入れの期間というのは、短い期間、一月ぐらいとか、あるいは40日ぐらいとかやりますので、余計に借りないように、利率、利息もありますのでね、余計に借りないように会計課の方で収支を見ながら期間は決めて借りています。

◎池間健榮君

そうですね。当然それはそういうことになりますよ。要するに繰り上げ充用というのは、赤字決算を防ぐために5月30日まで調整をして、足りない分をただ決算をして赤字予算になったときの話ですので、要は一借に及んで、短期間であっても利息が発生したり、いろいろ財政を圧迫している原因にもなるわけですよ。これ当然原因として、じゃ入るべき国庫負担金が入らなかったとか何かが入らないから、これだけの赤字が出ていると。今日の新聞紙上であるように、トゥリバー売れば処理できるという話になるわけですよ、この赤字というのは。こういう財政運営していますとですね、これは旧5市町村の決算の9月30日までの決算でも、この特会だけは76億繰り上げ充用してあるんですね。今度は55億ですよ。要するに前倒してどんどん、どんどんとにかく決算で赤字を防ぐために処理しているということだけになりますと、こ

の財源は55億という財源が本当に確保できているのかと。一借で補償したり補てんしたりいろいろ、支出にあるような賠償金、補償金ですよね、保険金ですよね、そういうそれは後の年度においても非常に厳しい財政、圧迫になるということがありますから、この点はしっかり頑張ってください。トゥリバーを売れば大丈夫だと言っているから、市長頑張ってください。

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後零時20分）

再開いたします。

（再開＝午後零時22分）

ただいまから議題となっております49件のうち、日程第34、議案第51号から日程第70、議案第87号までの37件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、各所管委員会に付託いたします。

なお、議案第51号の歳出については、款項別審査委員会表により、所管委員会のご審査をお願いいたします。

次に、日程第71、報告第1号から日程第77、報告第7号までの7件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第71、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成17年度一般会計）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第72、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成18年度国保特会）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第73、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成18年度港湾特会）に対する討論の発言を許します。

◎池間雅昭君

今の討論、反対、賛成というわけじゃなくてですね、この港湾特会の財源確保についてね、市長には本当にもう頑張っていたきたい。

◎議長（友利恵一君）

要望ですか。強く言ってください。

◎池間雅昭君

市長、宮古島市の特別会計の赤字の大部分は、いわゆる港湾特別会計です。これトゥリバー地区を売却することによって相当解消される問題でありますから、もう毎年毎年繰り上げ充用するというね、そういった予算編成あるいは決算、そういったものをやらないように、市長には特段の頑張りをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（友利恵一君）

特段の要望でございますので、市長よろしくお願いします。

これにて討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第74、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成18年度老保特会）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第75、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて(平成18年度下水道特会)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第76、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例の一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第77、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第7号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

お諮りいたします。日程第80、同意案第1号から日程第82、諮問案第2号の計3件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、最終本会議において処理いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思ます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

(散会=午後零時28分)

平成 18 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 22 日 (木) 3 日目

(一 般 質 問)

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第3号

平成18年6月22日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成18年6月22日

（開議＝午前10時02分）

◎出席議員（27名）

（散会＝午後6時23分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "		
議員（2"）	仲間 明典" "	（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	（18"）	平良 隆" "
"（5"）	山里 雅彦" "	（19"）	亀濱 玲子" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	（20"）	上里 樹" "
"（7"）	砂川 明寛" "	（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	（23"）	豊見山 恵栄" "
"（9"）	前川 尚誼" "	（24"）	富永 元順" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	（25"）	富浜 浩" "
"（11"）	友利 光徳" "	（26"）	下地 秀一" "
"（12"）	池間 豊" "	（27"）	下地 明" "
"（13"）	宮城 英文" "	（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（1名）

議員（15番） 嘉手納 学 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	消防 長	伊舎堂 勇 君
助役	下地 学" "	総務課 長	與那嶺 大" "
総務部長	宮川 耕次" "	財政課 長	石原 智男" "
企画政策部長	久貝 智子" "	市民生活課 長	村吉 順栄" "
土地対策局長	狩俣 照雄" "	下地島空港等 利活用推進室 長	島尻 強" "
福祉保健部長	池村 直記" "	都市計画課 長	長崎 富夫" "
経済部長	宮國 泰男" "	下水道課 長	池村 香成" "
建設部長	平良 富男" "	教育 長	久貝 勝盛" "
伊良部総合支所長	長濱 光雄" "	教育部 長	長濱 幸男" "
平良支所長	狩俣 公一" "	生涯学習部 長	二木 哲" "
城辺支所長	饒平名 建次" "	教育総務課 長	松岡 日出雄" "
上野支所長	砂川 正吉" "	学校教育課 長	島袋 正彦" "
下地支所長	上地 廣敏" "	教育施設課 長	友利 悦裕" "
水道局次長	砂川 定之" "	共同調理場 長	友利 秀男" "

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議 事 係	栗国 忠則 君
次 長	荷川取 辰美" "	"	我如古 千佳枝" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	27番 下地 明君	1. 市長の政治姿勢について 2. 教育行政について 3. 農業振興について 4. 道路行政について	1. 西里通りの整備について 2. 多良間村水道の広域化と企業団設立について 3. 宮古島におけるエタノール生産について 4. 市立図書館建設について 5. 竹原地区区画整理事業について 1. 宮古農林高校と翔南高校の再編統合について 1. サトウキビ代金の一時支払い方法について 2. 宮古島市県営及び市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について 3. 小型ハーベスター導入計画について 4. 誘殺灯の管理について 5. 吉野七笠地区農道の一部整備について 1. 腰原地区で近日開院の脳外科医院前道路整備について 2. 旧城辺町道30号線、更竹病院前～長南公民館までの道路整備について 3. 吉野部落墓地団地への通路簡易舗装について
2	6番 佐久本 洋介君	1. 教育行政について	1. 学校の危機管理について ①佐良浜小学校の放送設備の整備について伺いたい 2. 高校再編について ①宮古農林高校と翔南高校の統合について市の見解を伺いたい ②伊良部高校の存続について市の取り組みは考えているのかどうか伺いたい 3. 市立図書館の建設について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 漁業振興について</p> <p>3. 福祉行政について</p> <p>4. 道路行政について</p>	<p>①建設用地及び建設規模、内容等について伺いたい</p> <p>4. 教育費について</p> <p>①地域間格差が大きい、査定方法について伺いたい</p> <p>②格差是正についての対応策を伺いたい</p> <p>1. 漁業支援について</p> <p>①燃料高への緊急支援は出来ないか伺いたい</p> <p>②池間漁協への支援対策について伺いたい</p> <p>2. 伊良部漁協の振興策について</p> <p>①給油施設の着工時期について</p> <p>②製氷施設の概要について説明して頂きたい</p> <p>1. 伊良部地区鯖沖園地内の広場と池間添一週道路沿いの墓地集落を霊園指定出来ないのか伺いたい</p> <p>2. 子育て支援について</p> <p>①政府は、少子化対策の一環として子育て世帯に買い物割引制を導入する方向であるが、市としての制度導入は検討しているのかどうか伺いたい</p> <p>②現在、市として子育て支援対策としてどのような事業を行っているのか伺いたい</p> <p>1. 伊良部大橋建設に伴う、平良・佐良浜間の航路補償について市の見解を伺いたい</p>
3	9番 前川尚誼君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 防災計画について</p> <p>2. 火葬場建設について</p> <p>3. ごみ焼却炉について</p> <p>4. 宮古病院移転新築について</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		<p>2. 教育行政について</p> <p>3. 農・畜産行政について</p>	<p>5. トゥリバー売却について</p> <p>6. 砂山リゾートについて</p> <p>7. 下水道事業について</p> <p>8. 信号機設置について</p> <p>9. 防犯灯設置について</p> <p>1. 小中一貫校について</p> <p>2. 県立農林高校と翔南高校合併について</p> <p>3. 中学校での事件について</p> <p>4. 学校給食費について</p> <p>1. サトウキビ新価格制度について</p> <p>2. 畜産振興について</p>
4	7番 砂川明寛君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 農畜産業の振興について</p> <p>3. 教育行政について</p> <p>4. 港湾行政について</p>	<p>1. 合併後の職員の数（6月現在） そして退職者数について</p> <p>2. 新採用者の数（合併後の）</p> <p>3. これからの職員削減計画について</p> <p>4. 移動市長室とその意義とその内容について</p> <p>5. 各支所の要望にどう対処するのか</p> <p>6. 管理職退職者の後任については主幹等で補充する組織機構案であったがそのようにしたのか</p> <p>7. 多良間村の簡易水道事業の広域問題について</p> <p>1. さとうきびの政策の見直しについて</p> <p>2. その後の状況について</p> <p>3. 家畜の不法投棄について</p> <p>1. 奨学金制度凍結見直しについて</p> <p>2. 奨学金の各支所の未納について</p> <p>1. トゥリバー地区の売却について</p> <p>2. 今後の見通しについて</p> <p>3. トゥリバー地区の管理について（手すりのサビについて）</p>
5	16番	1. 市長の政治姿勢について	1. 人事及び財政問題

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
	新 城 啓 世 君	2. 教育行政について	<p>①助役二人制について</p> <p>②人事の適材適所について</p> <p>③行革推進委員会の機能について</p> <p>④特命部長制度について</p> <p>⑤昇任試験の実施について</p> <p>⑥社会福祉協議会伊良部支所の人事問題について</p> <p>⑦消防本部職員手当について</p> <p>⑧財政再建について</p> <p>2. 地場産業の育成と雇用問題</p> <p>①織物事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かりゆしウェア展示会と同事業の振興との関連 ・市庁舎ロビーの行政財産としての利用問題 ・同組合への補助と今後の取り組み <p>②歩道の敷石について</p> <p>③学校給食の地産地消について</p> <p>④雇用状況について</p> <p>3. 合併特例債事業について</p> <p>①合併特例債事業の進捗状況</p> <p>②水道事業と特例債</p> <p>③特例債事業の検討課題</p> <ul style="list-style-type: none"> イ、咲田川下流域に人口湖の建設 ロ、宮古島シンボルタワーの建設 ハ、観光牧場（農場）の建設 ニ、保良地区での漁業振興 ホ、七又海岸の観光開発 ヘ、車椅子生活者のための環境整備 ト、伊良部架橋歩道および道の駅、展望台建設 <p>1. 就学援助について</p> <p>2. 禁煙教育について</p> <p>3. 生徒の暴力行為について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		3. 福祉行政について 4. 環境行政について	1. 指定管理者制度、管理者選任等について 1. 塩素イオン濃度の上昇と民間施設の因果関係について 2. 地下水保全公約と実情について 3. 与那覇湾の汚染度について
6	2番 仲間明典君	1. 航路補償について 2. 公共投資について 3. 通り池の国指定文化財について 4. 産業の振興について 5. 環境整備について 6. 宮古病院の用地選定について 7. 下地島空港と残地の活用について 8. トライアスロンについて 9. 伊良部、池間添での行政連絡員の選任方法について 10. 行財政改革について 11. 指定管理者について	1. 伊良部大橋建設に伴う航路補償はどうなっているのか 1. 伊良部地区の公共工事・公共投資について 2. 155号線について 3. 伊良部橋と乗瀬橋の整備 4. サバ沖団地の集会施設について 1. 面積と今後の観光との連携、文化財の教育的活用について 1. 水産業の振興 ①資源管理型漁業のあり方について ②南洋漁業の検討 ③海洋深層水について 2. 農業振興 ①伊良部の農業用溜め池 ②新価格制度への対応 1. 生活雑排水 2. ゴミ焼却炉建設 1. 検討委員会の早期設置 1. どのような柱でタイムスケジュールはどうなっているのか、検討委員会の立ち上げ 1. 医療体制への支援と今後の取り組み 1. 伊良部字池間添の現職の区長を何故はずしたのか理由を聞きたい 1. 進捗状況はどうか、大丈夫なのか 1. 指定管理者制度の効果とまだある遊

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>12. 県立公園の早期整備について</p> <p>13. 特定失踪者問題について (拉致問題について)</p>	<p>休施設（展望台、東保育所、さば沖団地集会施設、泉保育所）</p> <p>2. 体験滞在交流施設条例の貸し出しに洋上イカダが記載されているが、洋上イカダはどこにあるのか</p> <p>1. 遅れている理由はなにか</p> <p>1. 要請</p>
7	18番 平良 隆君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 農業の振興について</p>	<p>1. 経済の活性化と雇用対策について</p> <p>2. 多良間村の簡易水道事業との広域化に対する御見解について</p> <p>3. 人事について</p> <p>①管理職の適正な人員について</p> <p>②水道局の局長不在について</p> <p>1. カデカリアガリカタ地区のほ場整備について</p> <p>2. 各地域における沈砂池の管理について</p>
8	17番 上地 博通君	<p>1. 宮古島市行政改革大綱について</p> <p>2. 農業の振興について</p>	<p>1. 行政評価制度の導入と合わせて、職員の評価制度の導入を創設したいという事ですが、具体的な内容や方法を知らせてほしい</p> <p>2. 借金体質からの脱却はどの様なことを考えているのか累積の借金がなくなるのは(繰り上げ充用が無くなること)何年後の予定か(特別会計も含めて)その具体的目標と方策を示してほしい</p> <p>1. 宮古島の平成17年度の園芸作物(施設も露地も)の生産高はいくらか品目別に示してほしい</p> <p>2. 生産量の一番増えた作物は何か、その理由、又逆に減少した作物とその理由</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 観光振興と地域活性化について</p> <p>4. 水道事業について</p> <p>5. 税の徴収について</p>	<p>3. 施設資材の補助を行っているが状況はどうか、希望者が多数の時は予算の増額は考えられないか</p> <p>1. 観光振興と地域の活性化が同時に可能なようなイベントは考えられないか</p> <p>2. 合併を機に島の人々が積極的に参加できる様なイベントを創設することは出来ないか</p> <p>1. 多良間村との合併をどう考えるか</p> <p>2. 県が対応すべきだと思うが市長はどう考えるのか</p> <p>1. 市税の徴収率の向上はどのような方法を考えているのか具体的に示してほしい</p> <p>2. 市税で誤って増額賦課されているという苦情があるがその状況と原因はなにか、それに対してどのように対応したか</p>
9	10番 與那嶺 誓 雄 君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 国民保護法制について</p> <p>①国民保護法に対する市長の見解はどうか</p> <p>②条例の制定により、本当に県民や市民の生命財産は守れるか</p> <p>③条例制定権は地方にあると思いますが「無防備地域宣言」をどう評価するか</p> <p>2. 行政改革について</p> <p>①行政改革推進委員会の委員長辞任問題と今後の委員会運営について</p> <p>②主幹級の業務内容について</p> <p>③課の統合について</p> <p>④退職勧奨制度の導入について</p> <p>⑤今後の15年間における財政シミュレーションはどうなっているか</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p data-bbox="528 1615 794 1644">2. 環境行政について</p> <p data-bbox="528 1910 794 1939">3. 農業行政について</p>	<p data-bbox="954 338 1410 465">⑥将来予定されている600人の職員数を想定した組織機構の改革案の策定について</p> <p data-bbox="932 488 1410 562">3. 地域住民による地域活性化事業の支援について</p> <p data-bbox="954 584 1410 712">①地域住民の発想による知恵比べ事業を募集し、助成をしてはどうでしょうか</p> <p data-bbox="954 734 1410 862">②旧市町村単位の地域振興のために合併特例債を活用した基金造成は出来ないか</p> <p data-bbox="932 884 1410 913">4. 国民健康保険税について</p> <p data-bbox="954 936 1410 1010">①運営協議会の招集回数と議事内容について</p> <p data-bbox="954 1032 1410 1106">②平成18年度の、旧市町村の税率について</p> <p data-bbox="954 1128 1410 1256">③平準化に向けた、5年間のシミュレーションはいつ造るか、又、作成に向け基本的な考え方について</p> <p data-bbox="932 1279 1410 1352">5. 第3セクター含めたバランスシートによる新しい会計制度の導入について</p> <p data-bbox="932 1375 1410 1449">6. 多良間村の簡易水道事業と広域問題について</p> <p data-bbox="932 1471 1410 1599">7. コミュニティバスの運行と伊良部ー平良間の船便の運行時間延長問題について</p> <p data-bbox="932 1621 1410 1695">1. 新焼却施設建設問題並びに葬祭場建設問題について</p> <p data-bbox="954 1718 1410 1792">①現在の状況と今後の取り組みについて</p> <p data-bbox="932 1814 1410 1843">2. 塩素イオン上昇問題について</p> <p data-bbox="954 1865 1410 1895">①塩化物イオン濃度の現状について</p> <p data-bbox="932 1917 1410 1946">1. サトウキビ生産について</p> <p data-bbox="954 1968 1410 1998">①一定規模の作業所を持たない生産者</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 教育行政について</p> <p>5. 医療行政について</p> <p>6. 生活福祉行政について</p> <p>7. 道路行政について</p>	<p>への説明・指導をどのような形で行っているか</p> <p>②生産者が生産活動を続けていくためには、共同利用組織に加入するか、受託組織に委託しなければいけないと思いますが、市としての考えはどうか</p> <p>③将来のサトウキビ産業をどうするか</p> <p>1. 子供達の食生活のしつけについて</p> <p>①食育の推進について</p> <p>1. 高額医療制度の自己負担限度額引き上げへの対応について</p> <p>①昨年度における高額医療制度を受けた、旧市町村別の件数について</p> <p>②自己負担限度額の引き上げへの対応策について</p> <p>1. 介護保険制度改正の影響について</p> <p>①負担区分の設定が妥当かどうかチェックする体制はどうなっているか</p> <p>②認知症対応型通所介護施設は現在何件あるか</p> <p>③昨年10月までの介護老人保健施設と現在の施設におけるベッド数の増減について</p> <p>④介護老人保健施設の利用者の増減について</p> <p>2. 生活保護の受給世帯の増加について</p> <p>①現在の生活保護世帯は何件あるか、旧市町村別に伺います。</p> <p>②働けるのに、仕事がなく生活保護に頼らざるを得ない人に対する指導はどうか、また、その数について</p> <p>1. 宮古支庁道路前の（通称シープラザ</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			キ) 三叉路放線改良について
10	15番 嘉手納 学 君	1. 行政連絡員について 2. 学校行政について 3. 水産振興について 4. 観光行政について	1. 旧市町村における組織が変わっているが、その地域との話し合いはあったのか 2. 伊良部地域の分会長等の廃止について 1. 消耗品の予算配分について 1. 給油施設及び製氷施設について 1. 通り池の国の名称天然記念物の指定に基づき周辺整備について
11	20番 上 里 樹 君	1. 市長の政治姿勢について	1. 平和行政について ①「非核・平和宣言」について 合併前のそれぞれの自治体の「非核・平和宣言」を統一した宣言にして、引き継いで行くべきと考えますが、市長の見解を伺います。 ②「憲法9条の碑建立」について 住民自治に基づく提案で矛盾はないと考えます。今後、どのようにして碑の建立を実現するのか、お伺いします。 ③「教育基本法」改定について 「教育基本法」改定は「改憲」と同様な意味を持つものであり、容認できません。市長の会見をお伺いします。 ④米軍再編について 在日米軍再編「最終報告」を「着実に実施していく」とした閣議決定について市長の見解をお伺いします。 ⑤「三位一体改革」について 国が検討している「新型交付税」について県の資産が報道された。県下で最大の減額といます。地方自治

順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>な新たな助成制度を創設出来ませんか。</p> <p>3. 医療改悪法について</p> <p>①本市への影響はどうなりますか。</p>
12	4番 新里 聰 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 農業行政について</p> <p>3. 教育行政について</p>	<p>1. 17年度末での歳入欠陥に対する見解は</p> <p>2. 職員の昇任人事について</p> <p>3. 職員の適正な処分について</p> <p>4. 行政連絡員について</p> <p>5. 職員給与の適正化について</p> <p>6. 専決処分のあり方について</p> <p>1. 資源リサイクルセンターの供用開始が遅れている理由は</p> <p>2. 旧上野村から出された資源リサイクルセンター管理運営委託内定通知の効力は</p> <p>3. 合併協定項目33「総合補助金制度」について</p> <p>1. 総合体育館の使用料について</p>
13	3番 池間 健 榮 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 財政の中期展望について</p> <p>①宮古島市の財政状況が非常に厳しいと思うが市長はどのように理解し、どのように改善しようとしているか、その所信を伺いたい。</p> <p>2. 公共用地の選定及び決定について</p> <p>①宮古病院の用地について宮古島市が用地決定し県に指示し早期の新築移転を要請すべきだと思いますが市長の見解を伺いたい。</p> <p>②ゴミ焼却及び葬祭場についても同様市長の見解を伺いたい。</p> <p>3. 人件費について</p> <p>①消防職員に対する未払いについて、労基法の適用を受けると思うが、市</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>長の見解を伺いたい。</p> <p>4. 公共施設の先行取得について</p> <p>①財政が厳しい状況下での先行取得は必要でないと思うが、市長の見解を伺いたい</p> <p>②法令・条例に基づいて取得しているのか、市長の見解を伺いたい</p> <p>5. 長の専決処分について</p>
14	19番 亀濱玲子君	<p>1. 市長の政治姿勢と市政運営について</p> <p>2. 環境行政について</p>	<p>1. 水源流域の保全について</p> <p>①ラ・ピサラ跡地の植林事業の状況と、水源池地域の水源涵養の計画はどのように進めていくかお聞きしたい</p> <p>②白川田水源地一帯の保全について、生命の水の源として、水源保護、自然保護の場所としての保全計画、守るための取り組みが求められる、市長のお考えをお伺いしたい</p> <p>③「地下水保全対策班」の現在の状況、今後の取り組みについて、お聞きしたい</p> <p>(1) 専門家を交えた委員会の設置について</p> <p>(2) 地下水保全条例の策定への取り組みについて</p> <p>(3) 塩素イオン上昇問題への対応について</p> <p>2. 財政の課題について</p> <p>①「新型交付税」の導入と本市への影響（交付税減額の試算）と対応について、お聞きしたい</p> <p>1. 本市が実施する予定の、大浦の産業廃棄物処分場周辺の「ダイオキシン調査」について、実施時期、内容等お聞</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		3. 福祉行政について	<p>きしたい</p> <p>2. 火災から4年が経過したが、焼却炉が放置（一ヶ所は折れている）されている。処理について県への働きかけはどのようになされているかお伺いしたい</p> <p>1. 障害者福祉について</p> <p>①「障害者自立支援法」の施行に伴う問題についてお伺いしたい</p> <p>(1)「障害者福祉サービス」の対となる、身体・知的・精神の利用者数と、障害程度区分の認定者数は</p> <p>(2) 小規模作業所の支援についてお聞きしたい</p> <p>ア. 本市の小規模作業所の数と「地域生活支援センターⅢ型」への移行予定は何ヶ所か</p> <p>イ. 「Ⅲ型」の移行基準を満たさない作業所へどのように支援していくのか</p> <p>ウ. 国の示す「Ⅲ型」の職員配置の条件と、補助金の維持、確保について</p> <p>エ. 制度改定に伴う施設整備と、行政支援の必要性について</p> <p>オ. 「訓練等給付事業」を予定される事業所、事業内容、サービス管理責任者の確保について</p> <p>②精神障害者の女性のための共同生活援助の必要性と、障害者のための「グループホーム」の整備についてお伺いしたい</p> <p>2. 「重度心身障害者（児）医療費助成」について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p data-bbox="528 880 791 909">4. 教育行政について</p> <p data-bbox="528 1910 791 1939">5. 農政行政について</p>	<p data-bbox="954 338 1409 465">①障害者自立支援法の施行に伴う、助成対象医療費からの入院時の食事費の除外についてお聞きしたい</p> <p data-bbox="930 488 1329 517">3. 宮古南静園将来構想について</p> <p data-bbox="954 539 1409 667">①「南静園将来構想」の実現に向けて行政の具体的な取り組みについて、お聞きしたい</p> <p data-bbox="954 689 1409 857">②沖縄ブロックとして、名護市を含め県との協議の必要性、更に国への働きかけをどのように進めるのか、お考えをお伺いしたい</p> <p data-bbox="930 880 1393 958">1. 設置された「宮古島市教育研究所」の整備について</p> <p data-bbox="954 981 1409 1108">①10月スタート予定の、研修生の受け入れに向けて、進捗状況をお伺いしたい</p> <p data-bbox="954 1131 1409 1258">②「教育相談室」や「適応指導教室」の移転を含め、改修等の整備や、今後の取り組みについてお聞きしたい</p> <p data-bbox="930 1281 1273 1310">2. 市立図書館建設について</p> <p data-bbox="954 1332 1409 1411">①新図書館建設にむけて、取り組みについてお伺いしたい</p> <p data-bbox="930 1433 1273 1462">3. 教育環境の整備について</p> <p data-bbox="954 1485 1409 1563">①学校体育館の雨漏りの状況と、補修の状況についてお聞きしたい</p> <p data-bbox="954 1585 1409 1653">②課題となっている東小学校の通学路の整備についてお聞きしたい</p> <p data-bbox="970 1675 1409 1704">(1) 花園幼稚園付近の通学路の整備</p> <p data-bbox="970 1727 1409 1756">(2) 県職員住宅付近の通学路の整備</p> <p data-bbox="954 1778 1409 1883">③北小学校の東（自転車店付近）道路の冠水ヶ所の対応についてお伺いしたい</p> <p data-bbox="930 1906 1393 1984">1. 「宮古島資源リサイクルセンター」について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>①供用開始と、進捗状況についてお聞きしたい</p> <p>2. 「離島地域資源活用・産業育成事業」における「ハーブ生産・事業化」の今年度の目標と、今後、どのように取り組んで事業化を進めていくのかお聞きしたい</p>
15	5番 山里雅彦君	<p>1. 市政運営と行政改革について</p> <p>2. 道路行政について</p> <p>3. 農業行政について</p> <p>4. 教育行政について</p> <p>5. 福祉行政について</p> <p>6. 公共下水道事業について</p>	<p>1. 宮古島市の行政運営について</p> <p>①各地域の名所（観光地等）保全のための基金の設置について</p> <p>②合併後、各支所（地域振興班）にこれまで市民からどのような課題が出て、どのような対応したか伺いたい。</p> <p>1. 下崎～西原線の整備状況について</p> <p>①成川旧売店前から砂山入口までの区間の事業について</p> <p>2. 西原～福山線の整備状況について</p> <p>①今後の事業予定について</p> <p>1. サトウキビ新価格制度について</p> <p>①国からの補助金（安定対策費）支払いについて</p> <p>2. 土地改良事業の農家負担率について</p> <p>①合併前旧市町村の負担率は様々でしたが、合併後の負担率設定計画について</p> <p>1. 体育施設の建設計画について</p> <p>①西辺小学校のプール設置計画について</p> <p>1. 社会福祉施設整備費補助について</p> <p>①社会福祉法人保育園の改築事業の今後の予定について</p> <p>1. 下水道事業の進捗状況について</p> <p>①整備地区内の加入状況について</p>
16	24番	1. 第22回トライアスロン宮	1. 宮古島市として、初めての大会でど

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
	富 永 元 順 君	古島大会の成果について 2. 西里会館建設について 3. 区画整理事業について 4. バイオマス・バイオエタノール実証事業について 5. 農業行政について 6. 環境行政について 7. 教育行政について 8. 国際交流事業について 9. 道路行政について 10. 都市計画行政について	のような成果があったのか。 2. 医療救護体制について 3. ボランティアフェスタの中止について 4. 各部・専門部長の体制について 1. 西里会館建設について 1. 竹原地区事業の概要及び今年度の事業の内容について 1. 事業の概要について 1. 資源リサイクルセンターの運営について 2. サトウキビ生産特区構想について 3. 農業指導員の育成について 1. 不法投棄の実態について 2. 家畜・ペットの死がいの処理について 3. 圃場整備事業等に伴う赤土対策について 1. 平一小学校新校舎建設について 2. 平一小学校運動部の練習場の確保について 3. 放送大学誘致事業について 1. 台湾・基隆市との姉妹交流について 1. 宮古高校前道路拡幅事業の進捗状況について（冠水対策を含めて） 2. 袖山線の冠水対策について 3. 県道243号線道路拡幅計画について 1. 出口通り再開事業計画について
17	11番 友 利 光 徳 君	1. 道路行政について	1. 町道15号線（城） 2. 下里通り（市場）、宮古高校前通り 3. 町道17号線（城） 4. 平良城辺線から保良西里線を結ぶ国

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 教育行政について</p> <p>3. 水道事業について</p> <p>4. 観光振興について</p> <p>5. 水産振興について</p> <p>6. 農業振興について</p> <p>7. 市政全般について</p>	<p>道390号(保良)</p> <p>5. 国道390号拡張工事に伴い拝所</p> <p>1. 各小中学校における体育館の状況</p> <p>2. 各小中学校長期建設計画順位(施設)</p> <p>3. 福嶺小学校校門前の登下校時安全管理</p> <p>4. 各小中学校における遊具の安全点検</p> <p>5. 各小中学校における横断歩道の横断旗の設置</p> <p>6. 西城小学校運動場原状回復</p> <p>7. 平一小学校普通教室建築のすべてと仮設教室の設け方</p> <p>1. 多良間村水道合併</p> <p>2. 旧市町村長(理事会)での議事録は(塩素)</p> <p>3. 温泉病院の対応について</p> <p>4. 塩素濃度上昇防止するには(行政として)</p> <p>5. 数値の算定方法</p> <p>1. 吉野海岸に関することすべて</p> <p>2. 本市指定管理施設の安全点検は</p> <p>3. 植物園再開発活性化は</p> <p>1. 高野海ぶどう生産組合の現状と課題</p> <p>2. 与那覇湾地区周辺施設(海ぶどう)設置助成事業導入</p> <p>1. 単独補助事業(農薬、その他)</p> <p>①申し込み時期、方法と各支所機能充実</p> <p>1. コミュニティバス運行の時期は</p> <p>2. 本市における各種委員、委嘱状交付に関する数と委員の選定基準、報酬費の合計、改善策</p> <p>3. 城辺地区シンボルタウン構想の進捗状況と今後課題</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		8. 福祉行政について	4. 本市における各種公園の現状（数）と管理方法 5. 市町村合併に伴い防犯灯、照明灯の位置付けは 6. 市町村合併に伴い事務引き継ぎした備品数と現状 7. 公民館活動のあり方、館長配置 8. 市民サービスと職員管理は、各課の連携 9. 地域審議会への要望として（各支所長より） 10. 埋設文化財保管状況と保管施設建設 1. 各施設への補助金減をどのように対応する 2. 障害者自立支援法施行後における現状と課題について
18	8番 棚原芳樹君	1. 市長の政治姿勢について 2. 農業行政について 3. 道路行政について	1. 助役二人制について 2. 団塊の世代対策について 3. 宮古病院移転新築について 4. 新ゴミ処理施設建設について 5. 葬祭場建設について 1. 宮古島資源リサイクルセンターについて 2. 現在の取り組みについて 3. 今後の取り組みについて 4. 堆肥散布機の導入について 5. 伊良部地区における畜産業の振興対策について 6. 後継者育成と今後の課題について 7. さとうきび制度改革及び増産プロジェクトへの現在の取り組み状況について 1. 伊良部地区農道の清掃について 2. 伊良部地区の土木費について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		4. 社会福祉協議会について 5. 観光行政について 6. パブリックゴルフ事業について 7. 教育行政について 8. 消防行政について	3. 新規道路の採択にむけての取り組みについて 1. 伊良部地区職員給与問題について 2. 今後の取り組みと課題について 1. 観光業発展についてどのような取り組みと計画をしているのか 2. 砂山リゾート現在の状況について 3. トゥリバー地区現在の状況と今後の取り組みについて 4. 吉野海岸の禁魚区設置について 1. 現在の運営状況について 2. 今後の取り組みと対策について 1. 伊良部高校でスポーツ学科の新設はできないか 1. 職員給与問題について 2. 今後の取り組みと課題について
19	14番 眞榮城 徳彦 君	1. 財政について 2. 懸案事業について 3. 指定管理者制度について	1. 新型交付税について ①中身、実施時期の見通し、またその影響の度合いは？ 2. 多良間村簡易水道事業の広域化案に係る当水道局の対応と財政（財源）シミュレーションについて 3. ゴミ処理有料化問題について 4. 消防職員休日勤務手当カット問題について 1. マクラム通り拡幅事業の見通し 2. 新ゴミ処理場建設 3. 葬斎場建設 4. 県立公園誘致 5. 県立宮古病院新築移転 6. 図書館建設 7. 伝統工芸センター移転構想 1. 運営維持管理のあり方について ①伊良部の各施設

順位	発言者	発言事項	要旨
		4. 塩素イオン濃度問題について	<ul style="list-style-type: none"> ②下地（コーラル社） ③城辺（海宝館） ④上野（ドイツ村） 1. 原因の究明方法と当該病院への対応について
20	26番 下地秀一君	1. 市長の政治姿勢について 2. 観光行政について 3. 教育・文化行政について 4. 福祉行政について 5. 道路行政について	1. 財政再建について <ul style="list-style-type: none"> ①今年度における随意契約の全面的な見直し計画、並びに前年度の各部ごとの（総務・経済・建設・福祉・教育委員会）の件数と総額について 2. 宮古上布の振興について <ul style="list-style-type: none"> ①宮古上布の原料である苧麻の栽培と観光客に対する駐車場の整備について ②伝統工芸センターの建設について 3. 水道事業の現状と将来について <ul style="list-style-type: none"> ①多良間村との水道事業の広域化と将来について 4. 喫煙ルームの設置について <ul style="list-style-type: none"> ①玄関ロビー付近などへの設置について 1. 西部地区における交番所の設置について（旧割烹たから・跡地付近など） 2. 吉野海岸施設の指定管理者の要請について <ul style="list-style-type: none"> ①海浜での営業並びに農地転用の駐車場問題について 1. スポーツ振興基金の新設について <ul style="list-style-type: none"> ①条例の制定と民間企業の協力について 1. 宮古病院の将来構想について <ul style="list-style-type: none"> ①現在の移転計画と医療体制について 1. 添道一号線の整備計画について <ul style="list-style-type: none"> ①現在の整備計画の経過について

順位	発言者	発言事項	要旨
		6. 農林・水産業行政について	<p>2. 荷川取線の整備計画について</p> <p>①現在の整備計画の経過について</p> <p>1. サトウキビ政策の新制度について</p> <p>①耕地面積の少ない農家の対策と代表生産農家の税金対策について</p> <p>②バイオ・エタノール推進政策とサトウキビ新制度との整合性について</p>
21	25番 富浜 浩君	<p>1. 指定管理者制度導入について</p> <p>2. 自然エネルギーについて</p> <p>3. 財政再建について</p> <p>4. 福祉振興について</p> <p>5. 宮古島の雇用状況について</p> <p>6. 地域ブランド創造事業について</p> <p>7. AED（自動体外式除細動器）の設置について</p> <p>8. 文化財について</p>	<p>1. 指定管理者制度導入に当たっての検討の視点は</p> <p>2. 指定管理者の指定の手続きは（応募の方法、選定方法、選定基準）</p> <p>3. 指定管理者に指定することが不適当と認められることは</p> <p>1. 宮古島市バイオマスタウン構想は</p> <p>2. 構造改革特区の取り組みは</p> <p>1. 第3セクター見直しは</p> <p>2. 市有財産等の管理は</p> <p>1. 包括支援センターその後の状況は</p> <p>2. 成年後見度の活用は</p> <p>1. 障害者の雇用は</p> <p>2. 新規学校卒業の求人・求職・就職の状況は</p> <p>1. 宮古島ブランド化促進事業は</p> <p>1. これまでの講習と今後の講習計画及びAEDの設置は</p> <p>1. 人頭税石の文化財は</p>
22	12番 池間 豊君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 市長は合併した宮古島市を良くなったと思っているのか、悪くなったと思っているのか</p> <p>2. 市長の要請についての考え方</p> <p>①受ける時の考え方及び行う時の考え方について</p> <p>3. 重度心身障害者（児）医療費助成金</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 行政改革について</p> <p>3. 道路行政について</p> <p>4. 伊良部大橋の建設について</p> <p>5. 福祉行政について</p> <p>6. 水道局の広域化について</p>	<p>の削減について</p> <p>4. 翔南高校と農林高校の統合について</p> <p>5. 焼却施設の場所の選定についての市長の考え方</p> <p>6. 宮古病院の移転新築について</p> <p>1. 定員適正化の状況について</p> <p>2. 電子自治体の整備について</p> <p>3. 統合行政情報システムの整備について</p> <p>4. 事務事業の総点検見直しについて</p> <p>5. 事務処理の一元化及び窓口サービスの充実について</p> <p>1. マクラム通りの拡幅整備について</p> <p>2. 大原区画整備との関連について</p> <p>1. 歩道の整備について</p> <p>2. 観光的施設の整備について</p> <p>1. 次世代育成支援計画について</p> <p>1. 上水道の広域化についての市長の考え方</p>
23	28番 池間雅昭君	<p>1. 行財政改革について</p> <p>2. 公有財産の無償貸付けについて</p>	<p>1. 行財政改革についての市長の決意</p> <p>2. 行政改革大綱について</p> <p>①行政運営体制の確立について具体的に説明を求める</p> <p>②財政運営の健全化について具体的に説明を求める</p> <p>3. 財政について</p> <p>①現状についての市長の認識</p> <p>②3年後の状況についての市長の見通し</p> <p>1. 無償貸付けの法的根拠と地方自治法237条2項と238条5項の関係について説明を求める</p> <p>2. 無償貸付けしている財産について</p> <p>①施設名</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 専決処分について</p> <p>4. 合併協議会の協定項目について</p>	<p>②貸付先（法人の場合代表者名も）</p> <p>③貸付け理由</p> <p>④法的根拠</p> <p>3. 行政財産と普通財産の相違について説明を求める</p> <p>4. 議会の議決事項について</p> <p>5. 源河ビルの運営について説明を求める</p> <p>1. 今定例会の議案、報告第1号から報告第7号までについて</p> <p>①専決処分の理由「議会を招集する暇がない」について市長が認定した客観的理由について</p> <p>1. リーディングプロジェクトの今後の展開について市長の説明を求める</p> <p>2. 職員定数の削減計画について説明を求める</p> <p>3. 分庁方式のメリットとデメリットについて説明を求める</p>

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時02分）

本日の出席議員は27名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

ただいまから、日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないよう議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、質問の1人持ち時間は30分となっております。

これより通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

◎下地 明君

通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますので、当局のご理解あるご答弁をよろしく願います。

まず初めに、市長の政治姿勢について、西里通りの整備について、西里通りは名実ともに宮古島市の目抜き通りであることから、通り会の皆さんは前々から道路拡幅工事へ向け、たび重なる要請行動を行ってきておりますが、これまでに明確な方向性が見えませんでした。新聞報道によると、去った6月2日県宮古支庁の前泊土木建築課長が地権者対象説明会でこれまでの調査結果から拡幅での整備は完全に不可能。いつできるだろうと思って拡幅整備を求めても、一向に進まないと言われ、理解と通り会の意見を集約を求め、西里通り振興組合の小林副理事長は、現状では100%無理という説明を受け、改めてスタートラインに立ったと受けとめている。通り会として、勉強会を進め、意見をまとめていきたいと発表されております。

そこで、市長にお伺いしますが、宮古島市の目抜き通りである西里通りをどのようにして整備なされたいとお考えなのか明快な答弁をお願いします。

次に、多良間村水道の広域化と企業団設立について、「宮古島は一つ」の合い言葉で6市町村合併協議会を立ち上げて、協議会を進めておりましたが、多良間村は合併してもメリットはないとの理由から、離脱して自立の道を選択されました。しかし、このたび多良間村は水道事業が毎年2,500万から3,000万円の財源不足のため、去った6月1日宮古島市の水道事業との広域化の要請を行っており、伊志嶺市長、友利議長ともに前向きに検討する考えを示したと報道されておりました。同じ宮古島であり、水は命の源である。多良間村の切実な気持ちは痛いほどわかりますが、しかし宮古島市の財政事情は非常に厳しく、自主財源が約18%、依存財源が約82%で、危機的な状況であり、他の自治体を応援できる余裕はないと思いますが、市長の答弁をお願いします。

次に、宮古島市におけるエタノール生産について、環境省の地球温暖化対策技術開発の一環で、沖縄製糖宮古工場内で廃糖蜜を原料にエタノールを生産する実証実験が行われ、生産されたエタノール、いわゆるE3をガソリンにまぜた混合ガソリンを県宮古支庁、宮古島市の公用車に給油、性能などをチェックをしていると聞いておりますが、実証実験の内容についてと昨日二階俊博経済産業大臣が宮古島に来島されて、あいさつの中で宮古島市を中心とする沖縄のサトウキビを利活用した新しいエネルギー源の生産に向け、力の限り支援していく決意を表明、また宮古島市をエネルギーアイランドだと称賛、エタノール

生産で宮古島の活性化が期待されると述べられておりますが、具体的にどのような効果が期待され、さらに農業生産における効果が期待されるのか答弁を求めます。

次に、市立図書館建設について、新図書館の建設に向けては、いよいよ具体化し、準備室も設置されており、去った6日には「みんなで作ろう新しい図書館」をテーマにしたワークショップを開き、市民や中高生から建設位置やサービス内容について意見を聞いており、その中で市街地で立ち寄りやすく、すべての市民が利用しやすい図書館をつくってほしいとの意見が寄せられ、準備室は今年度中に基本計画をつくり、その後基本実施設計をつくり、2009年度には着工にこぎつけたいとのことですが、これまでににおける建設計画案として、一つ、建設予定場所について、二つ、建設予定規模計画について、三つ目に、合併特例債活用計画についてをお伺いします。

次に、竹原地区区画整理事業について、平成17年12月14日に事業認可を得て、現在地域住民に対して仮換地案の説明が実施されておりますが、地域の実情を余り知らない委託業者の皆様が主体になっての事業説明で、地域住民の理解は得にくいと思います。説明の中で、約20年前に区画整理事業を実施した内容の話をしており、例えば宮古病院の出入り口で車両も多く、一般車両の通行も多く、学道でもある道路に歩道計画もない。一方で、拡幅17メートルの道路計画などがあり、仮換地案の説明を聞いた地域住民の間では、相次いで不満の声が聞こえておりますが、今後の事業計画について答弁を求めます。

2番目に教育行政について、宮古農林高校と翔南高校の再編統合について、県教育委員会は去った6月1日に宮古農林高校の体育館において、両校の再編統合について初めての地域説明会を行いました。その中で、統合の目的は少子化に伴う学級減のために、学校の活力を懸念、両校を統合して教育課程の弾力的編成及び生徒同士の切磋琢磨を図る必要があるとの説明で、来年の4月1日の再編統合に向けての意見を求めましたが、参加者の多くの方々からこれまでに地域を無視した県の統合計画に対し、不満が続出し、統合反対の意見が相次ぎ、収拾するのが大変な状況でした。そのことから、県教育委員会は早速談話を発表し、地域の協力なしでは計画は進められない。1年間かけて話し合い、理解を求めたいと発表され、6月県議会への議案提出も見送っております。宮古における高校の再編統合問題は、伊良部高校も含めた5校全体で検討すべき課題であり、宮古島の現状をしっかりと勘案されまして、1年間の統合計画延長ではなく、伊良部大橋完成まで時間をかけて議論すべき課題であると考えますが、教育長の答弁をよろしくお願ひします。

3番目に、農業振興について、サトウキビ代金の一時支払い方法について、農家の間で今一番話題になっているのは、キビ代金の支払いについてであります。宮古島の農家は、零細農家が多く、キビの新価格制度では80%以上の農家が要件を満たしておらず、農家にとっては大変重要な問題であります。国の新制度導入を覆すことはできませんが、しかし宮古の農家の大部分がキビ代金で生活を支えている現状を踏まえ、それに対しこれまで同様なキビ代金支払い方法について強力な要請行動を展開していく必要があると考えます。そこでお伺いしますが、これまでの取り組みと今後の計画について答弁を求めます。

次に、宮古島市県営及び市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、平成19年度以降に採択される事業より条例改正して、農家負担金を統一することになっており、かんがい排水事業はこれまで受益者負担がゼロ%でしたが、条例を改正して、2%の負担にすようになっております。農業振興の基本は、土地改良事業であり、そのことから事業推進に向け、国、県はこれまでと同率の負担になっておりますが、

宮古島市は条例改正で農家負担を一気に2%にしたいとのことですが、その根拠についてお伺いします。

次に、小型ハーベスター導入計画について、キビ作農家は年々高齢化が進んでおり、収穫作業はどうしても機械化作業が求められます。そこで、今後のキビ増産のためにも、全天候型の小型ハーベスター導入事業を強力に推進しなければなりません。お伺いしますが、平成18年度における導入計画と去った製糖期における機種別稼働台数とあわせて機種別の作業能力についてお伺いします。

次に、誘殺灯の管理について、アオドウガネ防除のため設置されており、成虫の発生時期に合わせた管理が不可欠であるが、いまだに管理がなされていない。その理由についてお伺いします。

次に、吉野七笠地区農道一部整備について、圃場基盤整備事業は5年ほど前に終了しておりますが、道路の一部が未整備になっており、急勾配の場所で車両の通行にも大変支障を来しており、早期の整備が求められますが、答弁を求めます。

4番目に、道路行政について、腰原地区で近日開院予定の脳外科医院前道路整備について、現在宮古病院では常勤の脳神経外科医師が不在であり、宮古島において重大な問題であります。幸いにして、昨年まで宮古病院の常勤医師だった先生が腰原地区で8月ごろ開院を目指して、脳神経外科医院を建設中であります。しかし、医院前道路の幅員が狭く、今でも車両の通行に支障を来しており、開業しますと、ますます危険を伴うことが予想されます。なお、この道路拡幅整備に関する陳情は、地域の方から再度提出されており、本議会においても採択されるものと思います。このようなことから考えても、早期整備が求められますが、ご答弁をお願いします。

次に、旧城辺町道30号線、更竹病院前から長南公民館までの道路整備について、昨年12月定例議会でも質問をしましたが、地域住民から雨降りのときたびたび事故が発生して危険であるとの情報と、また2年ほど前と以前に交差点近くで死亡事故が起きております。病院前で県道から集落へつながる道路のため、車両の通行量も多く、そばに県営団地があり、子供たちの学道でもあります。県道との交差点部分が勾配はひどく、危険な状況であり、早期に整備が求められます。ご答弁をよろしくお願いします。

以上、質問をしましたが、ご答弁を聞いてから再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

下地明議員の質問にお答えします。

多良間村の水道の広域化についてでございますけれども、多良間村の簡易水道事業と宮古島市の上水道事業の広域化については、5月29日付で多良間村長より要請を受けております。国、県としては、原則的には広域化を進めておりますが、宮古島市の財政事情もありまして、広域化を推進するのもしないのか。推進するとすれば、どのような方法がいいのか。これから勉強を重ねて検討してまいりたいと考えております。

宮古島産エタノールについてでございますけれども、バイオエタノールについては、経済産業省がりゅうせき、沖縄製糖と共同で現在実証事業として行っております。さらに、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省が連携して宮古島においていろんな会議を開催し、バイオマス関係の各種の施策をモデル的に平成20年度から実施していくことになっております。昨日は、二階経済産業大臣がご来島されまして、宮古島のエタノール実証施設などを視察して、大きな期待感を抱きました。宮古島内で消費されるガソリン、年間2.4万キロリットルのすべてをE3にすることを目指した実証事業が予定されてお

ます。引き続きE10対応車の走行試験も行われる予定でございます。バイオエタノールやエネルギーを生産活用した環境に優しい島づくり、バイオマスを肥料化、飼料化で有効活用する循環型の島づくりを目指して、環境保全型農業の一環として積極的に推進してまいりたいと思っております。昨日の二階経済産業大臣も、何か必要な事業があればどんどん支援するから言っといと、大変心強い言葉を残されてお帰りになりました。

市立図書館の建設についてでございますけれども、図書館建設については、今年度新しい図書館建設基本計画を策定することになっております。基本計画では、新しい図書館の役割と機能、図書館サービスの目標とサービス内容、資料の整備計画、コンピューター導入の基本的な考え方、施設整備計画、図書館の立地条件などの基本的考え方をまとめることになっております。現在基本計画策定のための調査を行っているところであります。図書館建設用地につきましては、基本計画の立地条件に基づき、選定委員会を設置して検討してまいります。図書館のサービス内容については、基本計画でその考え方が示されることとなります。図書館は、生涯学習推進の基盤となる施設ですので、特に児童、青少年、障害者、高齢者等へのサービス充実を図っていきたいと考えております。

また、インターネットの活用など、高度情報化社会に対応した市民活動の支援サービスにも努めたいと考えております。建設工事の予算については、基本計画の策定後建設基本計画、書架・家具計画あるいは視聴覚施設や電算システム計画の段階でないと、概算できませんので、今の段階ではお答えすることはできませんが、名護でありますとか、糸満などでは、10億から17億ぐらいの予算で図書館を建設いたしております。そのことについては、担当をもって答弁させていただきます。

◎教育長（久貝勝盛君）

宮古農林高校と翔南高校との再編統合については、これは平成16年ですけれども、宮古の農業教育を考える会、旧宮古市町村会、旧平良市議会から単独校としてぜひ残してほしいという要請が県教委に出されております。宮古島市教育委員会としても、思いは同じです。可能な限り存続に向けて努力していく所存であります。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、サトウキビ代金の支払い方法、そういうものに関して国への要請行動、今の取り組みと今後の取り組みということでございます。国に対する要請行動でございますけれども、JAであるとか、糖業振興会とかですね、これにつきましては、既に要請活動を終えております。今回議会の方で要請をしていただくということで、沖縄県市議長会ですか、その方でも要請をお願いしているところでございます。市といたしましても、今後の取り組みとしましては、今まだきちとした話し合いはなされておられませんけれども、市長会においてもそういう動きをしてほしいというようなこともJAさんからお伺いしておりますので、そのように対応していきたいというふうに思っております。

次に、土地改良負担金の件でございます。1.2%という根拠を示せということでございます。これ時間が相当長くなりますけれども、ご了解をいただきたいというふうに思います。これまで土地改良負担金の中で、かん排事業については負担を求めておりませんでした。ですが、合併後において、これらの率をですね、調整するというので、協定書の33条ですか、これでもってうたっている関係上ですね、これを調整をただいましたところでございます。これまでの動いている事業、18年度の新規事業までの部分に関し

ては、旧来の市町村の負担率でもって実施をしまいたいというふうに思っています。これは、既に動いている事業につきましては、事業を進めていく中で、おのおのの市町村でもって説明をし、採択された事業でありますから、それにつきましては継続してそのような負担をお願いをしたいということでございます。今回の改正は、平成19年度ですね、実施からということをお願いをしているところでございまして、なぜそういう率になったかということでございますけれども、一番低いところで伊良部町で0.5%です。圃場整備の方から説明をいたしますけれども、0.5%です。平良市で3.5%、下地、上野が1%、城辺町の場合はですね、面整備の方のみ2%の負担金を課しております、事業費ベースにしますと、0.8%になります。そういうことで、負担金の低い伊良部町と高い平良市との差は、約3%ございまして、市の財政をいろんな形で状況を考慮すればですね、本当は高い部分に近づけるべきというのが財政当局側の話でありますけれども、今回圃場整備率がですね、まだ39.1%でございます。そういうことで、急激な農家の負担率アップのものにつきましては、理解が得られないということで、今回1%ということに圃場整備につきましてはさせていただきました。これによりましてですね、今後19年度から市の負担する部分をですね、事業量から計算しますと、1億1,400万円ほど市の負担が負担増になります。これを平成19年度からの新規事業のみでありますから、継続事業を加えますと、相当の負担を市がすることになります。

次に、かん排事業でありますけれども、従来の負担率、これは市が4.5%すべて持っております。今回の提案はですね、かん排事業の中の道路の中に埋設する管につきましては、市が負担をいたします。圃場の中の柵からですね、配管までは農家の負担をいただきたいということで、これが2%になります。事業費ベースにしますと、1.2%で事業量から計算しますと、1億2,000万ほど農家の負担が増えます。ですが、先程言いました1億1,400万の市の負担増、そして農家の1億2,000万の負担増、これからすると、ほぼ今の負担の率はですね、旧来の市町村の補助金の中では事業の負担ベースでは変わらないということでご理解をいただきたいということでございます。

ただ、この負担をしていただきますけれども、これにはですね、ある程度いろんな地元の方にやっていただくような事業もございまして、圃場整備事業においてはですね、直営施工という制度がありまして、その地区の改良区に耕起であるとか、採土、人力による砂れきの除去とかですね、排水のそばに片面植栽ということで、リュウノヒゲなど植えますけれども、こういうものの作業をですね、直接的に作業委託をさせていただきます。そういうことで、これは事業が終わった桃原地区の実際の例でございますけれども、その費用がですね、10アール当たり1反当たり5万9,850円程度農家の方にいってございます。圃場整備の農家負担を1%とした場合は、大体2万8,000円から3万円程度でございますから、自分の能力を出せばですね、この中で十分負担に関しては吸収できるというふうに私どもは考えております。

さらに、かん排事業の場合についてでございますけれども、かん排事業の場合、実際はですね、圃場整備を終わって、作物を植えた後にですね、入ってくるのが大体全体の9割ぐらいはそういう手法をいたしております。これも終わりました大浦西地区の例でありますけれども、1反の中で大体その中で作物補償としてスプリンクラーを設置するためにですね、6メートルに奥行き分だけ作物補償いたします。大体これの1反当たりの部分がですね、13万7,000円から8,000円程度、補償をいたしております。その中で、農家負担の1.2%として、1万1,900円ありますから、この中でも十分にですね、吸収できるものというふうに思っています、今後もこういうふうなものをしていきますので、その中で十分に負担金について

はですね、出していけるものというふうに考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいということでございます。

次、小型ハーベスターの導入計画でございます。今年度の導入台数はということでございます。今年度は、下地地区で2台、平良で1台です。これは、ハーベスターだけではなくて、トラクターとかですね、それにかかわる機械類も含めての導入でございます。計3台でございます。

次に、機種別の稼働数ということでございます。大型が6台、中型が27台、小型が7台で、計40台が動いております。大型は、大体1日の処理能力が60トン、中型が35トン、小型が20トンで動いております。そういう中で、この稼働している部分のですね、16年、17年度の収穫面積がですね、稼働率からしますと、平良市で14.52、城辺町で11.6%、下地町で46.07%、上野村で34%、伊良部町で18%、というような状況になってございます。

次に、誘殺灯の管理でございます。現在ですね、旧平良市の誘殺灯がですね、303台設置をいたしましたけれども、これが稼働していないというような状況にございます。城辺町でも故障台数が341台、下地で108台、上野で194、伊良部では329という形で故障が出てございます。そういうことで、今回調査をすべて終えていまして、今年度中にですね、終了するというところで、修繕費2,552万はですね、予算計上しまして、これからその修理に入る予定でございます。平良市につきましては農協が導入し、農協が管理をしておったんでございますけれども、農協においては管理ができないということで、宮古島市の方ですね、物品の譲渡というような形で来ておりまして、その部分をですね、今回修理をするということでございます。早目に修理にかかりたいというふうに思っています。

次に、吉野七笠地区の農道の一部整備ということでございます。実際調査をしてまいりました。ちょうど坂道の部分にですね、雨水によるみお筋というんですか、こういうくぼみができまして、非常に通行に不便を来しているということをただいま確認はしてまいりまして、その中でどういう対応をするかということでございますけれども、一部この地区につきましては、平成17年の農村総合整備事業で舗装工事をしてございます。しかし、ご指摘のところにつきましては、確かに未舗装でございますから、緊急な対応としましては、坂道の部分に関してですね、補修をさせていただきます。全体的にはですね、農道整備事業の補助事業を導入して、整備をしたいというふうに考えております。

◎建設部長（平良富男君）

西里通りの整備についてですけど、旧平良市では平良市中心市街地活性化基本計画の中で、当該道路はコミュニティー道として位置づけております。宮古島市に引き継がれておりますので、市につきましてもコミュニティー道としての位置づけでございます。

腰原地区における道路整備ですけど、腰原15号線、この道路はその他道路になっております。補助事業といたしましては、1級、2級路線じゃないと補助対象になりません。それで、この路線をですね、単独費で整備することには多くの予算が必要としますので、交通量をですね、見ながら検討していきたいと考えております。

それから、旧城辺町道30号線の道路ですけど、小学校、それから福祉施設の配置、通学の状況、現状の交通安全上の課題、整備の必要性を検討してきましたけど、補助事業としての採択条件が厳しい部分があります。もう一度ですね、必要性、それから緊急性、それからどういう補助事業対応ですかということ

ですね、関係機関と協議しながらやっていきたいと思います。

◎都市計画課長（長崎富夫君）

竹原地区の事業概要であります。議員からもありましたとおり、平成17年12月の14日に事業認可がされております。施工期間が平成29年までのこれは精算期間を含めての13年間を予定しております。施工面積が23.5ヘクタール、総事業費といたしまして、55億円を予定しております。

次に、宮古病院西側の道路ですが、西側道路につきましては、現道7メートルでの道路で整備を行う予定であります。本事業計画では、この7メートル道路に並行いたしまして、もう一本約120メートル西側に区画道路を整備する計画であります。それによりまして、区画内から東小方面に通学する児童生徒は両道路に分散されるということで考えられることから、交通の緩和が図れるものと思います。よって、歩道設置の計画は持っておりません。

次に、今後の作業計画についてであります。去る6月6日から16日の17日間、これは土日も含めまして、地域の地権者に仮換地説明会を開催いたしました。7月には在沖及び本土在住の地権者への説明会を行いまして、今年度中に区画整理審議委員会の決定を経まして、仮換地の指定を行っていきたくております。その後各地測量、物件補償調査及び物件等の補償へと作業を進めていく予定であります。工事の着工につきましては、物件の補償後となりますので、平成19年度以降を見込んでおります。

◎下地 明君

再質問を行います。順次質問したいと思います。

まず、西里通りの整備についてであります。部長の説明では旧平良市時代からコミュニティ道路で整備する計画をしている答弁であったと思います。私はですね、部長が答弁なさったけれども、あえて再質問は市長に答弁を願いたいと思います。市長は、旧平良市時代に3期間市長をなさっておりまして、また合併してももちろん市長であります。そういう観点から考えた場合に、この道路の整備については、市長が旧平良市長に就任前からいろいろと地域住民から説明要請はあったと思います。12年間の市長在任中にも全くこの工事についての動きがなかった。これは私先程申し上げたとおり、宮古島市に観光で来たら、こっちを通らない観光客はまず一人もいないと思います。しかも、夏場ですと、非常に悪臭が漂ってですね、こっちが宮古島市の目抜き通りであるかと、恥ずかしいぐらいですよ。ただ、旧平良時代からのあれでコミュニティ道路で計画がありましたので、そのような方向でいくような答弁をなさったと思いますが、ただ答弁だけでこれまでも進んできているような感じがいたしまして、具体的に通り会の皆さんとしてはですね、例えば下里通りみたいにやりたいと思っているのか、コミュニティ通りでというふうに思っているのか、私はその辺は余り知りませんが、これまで地域の皆さんがですね、以前から要請したことに対して、市長はですね、もしコミュニティ道路で整備したいと思うんならば、この西里通りというのは役員だけじゃなしに、宮古の中央商店街であり、事業主なども集めて、市長自身が今後例えばコミュニティ道路でやるのであれば、いつからやりますよ、ほかの道路とは違いますから、皆さんご理解願いたいというふうなですね、この場をもって説明して、早期な事業を進めていくべきだと私は思うんです。市長にその辺を答弁お願いしたいと思います。

それから、多良間村の水道との広域化についてであります。市長は今後勉強してどういうふうな方法でいけばいいかと、考えたいと、それはもちろん要請書を渡しに来る前から連絡はあって、どういうふう

にして要請書を持ってきますからと、市長には恐らく前もって連絡やって、実際に書類持ってお願いしますと、要請やっていると思うんですよ。約2カ月たっていると思うんです、私が推測するに。その間において、どのようにして例えば今までの上水道企業団がですね、例えば以前みたいなもし多良間広域として上水道として独立していく方法がいいのか。それともまた広域しないで多良間村とは、そのままほったらかしておくのかどうかと、そういったことを2カ月の間に、一応はこれ大事な問題ですから、考えられたと思うんですよ。そして、私は2,500万から3,000万水道行政から赤字出ているということは、これ新聞で大きく出ていますので、そのことを申し上げておまして、もしも国から何らかの形で多良間の水道行政に対しての助成などがあって、これなら広域化してもいいんじゃないか、多良間村も宮古住民であるというふうなことで、水問題でありますんで、命にかかわる。そういったことで、もし今後いろいろ広域化に向けての勉強といいますか、考えるというふうなことはあるのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それとですね、エタノールについて、市長からいろいろ答弁がありましたけれども、私が聞いたのは、市長、宮古島市の公用車に現在性能チェックをしていると聞いておりますが、その結果についても比較した答弁がなかったように思いますが、その辺もお聞きしたいと思います。

それからですね、農業面においても非常にこれは効果があると、それは私も自分なりに解釈しまして、例えばエタノールを抽出した後の廃液等を利用して、宮古島市のリサイクルセンターでこれを肥料としての活用、またいろんな面でのまた活用などは出てくるだろうと。非常に多様な面からの活用はあるだろうと思います。しかしですね、宮古島市は地下水が命である。こういった廃液は、これは海上にも投棄することはできないんですよ。だから、その処理については、国はもちろん当然考えての事業計画はなされていると思いますが、非常に考えられなきゃならないのは、農業部門にも非常に活用ができるよと、肥料としても活用できる。それを利用することによって、例えば農産物も増産するよと、それは理論的にあっておりますけれども、特に宮古においては地下水が命でありますので、その辺も考えてですね、事業をする国に対してはいろいろと注文づけはやらなきゃならないと、私は思うのであります。

それから、図書館建設については市長の答弁では基本計画を策定して、いろいろと計画中であるというふうなことで、例えば予算規模については、糸満市が10億から17億ぐらいかかったというふうな答弁がありました。私がいろいろこの場所に、また合併特例債など言ってきましたけれども、あえて市長はですね、この図書館に取り組む姿というのは非常に好意的で前向きなことが見られますし、ひとつ早目にですね、準備室の皆さんを激励して、早急な宮古島市が合併したというふうなすばらしい図書館を早急に建設してもらおうようにこれはお願いしたいと思います。

それと竹原地区でございますけれども、先程の答弁ではもちろん宮古病院の西隣には歩道は設置しません。これは、これまでの計画どおりでありますけれども、私はこの7メートルの間に歩道をつけた場合には違反なのか、法的に違法なのかどうか。その辺を一応特に聞きたかったわけです。もう一度、もし7メートル内でこれは一方でいいわけですから、一方でもいいからこの歩道ができないかどうか。その辺をお聞きしておきたいです。

それと仮換地案の説明会がなされましたけれども、本換地に入る前に、地域住民にですね、しっかりと事業説明なさって、早い機会の事業着手をお願いしたいと思います。まず、7メートルでの片側歩道はで

きないかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

教育行政については、たしか教育長の答弁で各団体から宮古農林高校は存続すべきだと要請書が出ているというような答弁をしましたが、宮古島市はですね、現在も将来にわたっても、農業主体でしか生きていけない島であると考えます。沖縄本島の北部、中部、南部農林、そして石垣の農林は統合しないで、なぜ農業を主体とするこの宮古島からですね、農林高校をなくすと。これは私は絶対許されないと思うんですよ。これは、市を挙げてですね、取り組むべき問題と思いますが、再度教育長に答弁を求めます。

サトウキビ代金の一時支払いについては、これは部長の答弁の中にもあったとおり、議会からもこれについては要請は出す予定になっておりまして、ひとつ部長ですね、これまでもいろいろと関係団体と話し合いは持たれていると思いますが、大きな問題でありますので、今後とも取り組みを強化してですね、宮古島市の農家が安心してキビづくりができますように切にお願いしたいと思ひまして、もう一度決意のほどを答弁をお願いしたいと思います。

それから、市営、県営の土地改良事業分担金、これはかん排事業についてであります、部長ですね、今これは自分の地域のことを身近に話しますけれども、正直申し上げまして、部長は先程宮古全体で39.1%、これはそのとおりです。39.1%の基盤整備が今なされています。恥ずかしながら長間3区については、ゼロに近いし、しかも、地下ダムのある城辺は22.6%しかされていないんですよ。私もびっくりしました。これは、いろいろ当時の課長に聞いたら、今やり直し事業もこれは抜いたというふうなことでありますけれども、非常に城辺地域は低い。なぜ地下ダムもありながら低い。その原因は私はここでは申し上げられませんが、特に長間3区がゼロに近いというのは非常に自分自身の指導のなさ等も非常にこの場でも申し上げるわけでありまして、私は今ですね、長間福地地域を区画整理、初めての宮古区画整理事業をそんなにも土を掘って石を入れる。これも業者のこれまでの土地改良じゃなくして、石を入れないで区画整理だけでやりますよと、面整備だけですよと、これに向けて今取り組んで、かん排事業もゼロですから、今のうちに早くやりましょう。今事業推進に向けていろいろと署名やって回っているんですよ。こうやっているやさきに、19年度以降採択の事業からは2%やります。じゃ、私はどういうふうに説明しますか。これ私は絶対に許せない。そういったことをですね、これはいつまでもゼロでいいですよと私は思っておりません。この基盤整備事業が平良市では3.5%だったのがもちろん平良市は1%、これは旧平良市の農家は大変得ですよ。しかし、地方の農家というのは大変な負担をこうむるわけでございます。そういったことで、先程申し上げたとおり、いつまでもゼロ%でいかない。農家も自分の畑ですから、それは次第、次第に金は払っていかねばならないでしょうと。市も財政厳しいわけですから、そのように思うわけでございます。ひとつすぐ2%でなくして、時間を置いてですね、検討するというふうなことで、検討課題にとどめてもらうように答弁をお願いしたいと思います。

それから、小型ハーベスターの件も私は昔小型耕運機を普及したあの時代ですね、今から四十四、五年前の小型ハーベスターを導入した、またトラクターを導入したあの体制に持っていくぐらいの機動力がなければ私はだめだと思います。そういったことで、今ごろ18年度に3台、そんなね、二、三台では話にならないですよ。そういったことで、どんどん小型ハーベスターを導入してキビの増産体制に持っていくようお願いしたいと思うんですよ。さかのぼりますが、生産性の高い事業に対してはですね、補助は大いにやっていいと思うんですよ。

それから、誘殺灯の管理については、非常に不適切であると私は申し上げたい。これについても答弁を求めたいと思います。

それから、吉野七笠の道路については、前向きの答弁だったと思いますが、確認をいただきたいと思います。それに旧腰原地区の件については、これは宮古の命を預かる病院が開業しようとしているのに、こういうふうな前も私は申し上げました。しかも、陳情も来ています。これはですね、まだ道路事情を調べてからと。僕はね、これでいいのかどうか。これは市長に答弁をお願いしたいと思うんですよ。宮古病院に現在脳外科いないです。いないのに、宮古病院におった医師が本土に帰らずに、宮古で脳外科を開業して宮古の住民のために貢献したいというのに、12月議会にも私出しました。しかも、12月にも地域住民から要請書が出ています。今度も出ています。まだ道路事情考えてと、そんなね、僕はこれ甘いと思うんですよ。そういったことで、この件についてはですね、市長に答弁を願いたいと思います。

旧城辺町30号線についても、こっちは最近の雨降りに接触事故が二、三回起きたそうです。死亡事故が起きたらだれが責任持ちますか。そういったことでですね、現場を十分把握されまして、1度行っただけではわからないです。雨降りなどのときにもですね、実情を見られまして、ひとつ前向きに検討していただくように切にお願いしたいと思います。

答弁を聞いて、私の質問は終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

下地明議員の再質問にお答えしたいと思います。

先程答弁の中で、「二階大臣」を「二階堂大臣」と発言したようで、これも訂正したいと思います。

西里通りについてはですね、答弁いたしましたように、旧平良市ではコミュニティー道路として整備して、早く悪臭も解消したいということでありまして、地域の住民も集めまして、ワークショップなどもして、コミュニティー道路ということで決定をしたんですよ。だけど、通り会からも拡幅の強い要請がありまして、それでこれの調整できなくて、これまで長い間実現できませんでした。しかし、通り会の方たちも全線地中化をしてコミュニティー道路で整備した方がいいんじゃないかという方向に傾いてきておりますので、そのようにしっかり取り組んで、早く整備してですね、道路の悪臭もなくして、観光客も通りやすいような、そういう道路にしたいと思っております。

多良間村を含めた水道広域化については、広域化も選択肢のうちに入るんじゃないかということで、勉強したいということでもあります。それは、国、県がこういった広域化を進めている以上、何らかの広域化に対しての国、県の補助メニュー、そういうものも多良間と宮古島市でお互いに勉強して、そういうものが解消できれば広域化もあり得るかということで、今は勉強しているということでございます。

バイオエタノールでございますけれども、現在は公用車等で県、市の車で100台ちょっとで走っております。特に問題はございません。現在は、無料で提供していただいているんですけども、来月あたりから有料になろうかと思っております。また、幸いなことに今ガソリン代随分上がっておりますけれども、これも90円台で提供しようということでもありますので、宮古島市にとっては大変有利んじゃないかなと思っております。将来的には宮古島の全ガソリン車2万台をこれで走らすような、そういう計画になっております。地下水に対する影響については、しっかり対応していきたいと、そのように思っております。

腰原道路については、前から要請ございます。宮古島市の財政事情がよければ市単費でもそんなに長い

道路じゃないので、できるんですけども、今大変宮古島市財政的に厳しいものですから、これをすぐに宮古島市の単費でやるというわけにはございません。そして、補助率は低いけれども、50%程度の補助をもらえる事業等もありますので、そういうものを勘案しながら対応していきたいと、そのように考えております。

◎教育長（久貝勝盛君）

統合問題に関しては、同窓会を含めた農林高校、それから翔南高校ともですね、連携を密にしながら、強力に取り組みたいと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

再質問がございました。お答えをいたします。

まず、サトウキビの要請活動でございますけれども、議員おっしゃることもっともでございますから、これからもいろんな機会をとらえてですね、要請活動を展開していきたいというふうに思っております。

次に、土地改良の負担金のかん排事業の件でございますけれども、私どもとしては理解が得られるようにですね、これからも説明に努めたいというふうに思っております。

小型ハーベスターの導入、確かに導入は必要でございます。ですが、今度のサトウキビ政策の見直しの中でですね、こういう生産組織あるいは農作業の受託組織とかですね、こういうものの育成、法人化の必要性が出てきまして、それは当然小型ハーベスター持っている方とか、トラクターを導入する方をですね、中心にしていろんな形でやっていかなければならないこととなりますので、これにつきましてはですね、積極的に取り組みをさせていただきます。

次は、誘殺灯の管理でございます。誘殺灯が壊れた部分ではですね、台風14号で相当の被害が出ております。そういう中で、ただいま平良地区と城辺地区、これにつきましてはですね、これまでは農協さんの方が管理をしていくということで、この台数が1,223台ございました。そういうことで、農協さんでは補修ができないということで、宮古島市の方に物品譲渡をして、我々の方で修理を行うということでございますので、これまでの不適切はおわびしたいというふうに思っております。

次に、吉野七笠地区の未整備の道路でございます。できるだけ早い時期に農道の事業がとれるようにですね、努力をいたしますが、その間におきましては、坂道の部分、これに関してはですね、できるだけ早い時期に補修をさせていただきたいというふうに思います。

◎建設部長（平良富男君）

旧町道30号線整備について、再質問がありましたので、答弁いたします。

そこは、私今現場行って見てきましたんですけど、当初はですね、旧担当課長の方からも交通安全整備事業で何か対応できるような話でしたけど、その後ですね、いろいろ県とも話し合いした結果ですね、その状況が非常に厳しい状況になっております。それから交差点改良事業、これが一番あそこの対応としては適当じゃないかということで、今その調査をしていますけど、この交差点改良事業も沖縄県で一、二本しか採択しないという状況がありますので、今後ですね、さらに県の方とも調整しながら進めていきたいと思っています。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午前11時01分)

再開いたします。

(再開＝午前11時02分)

◎都市計画課長（長崎富夫君）

道路整備におきましては、車道肩幅3メートル、路肩といたしまして50センチの幅員が必要となります。7メートル道路では、道路の構造令上歩道設置は困難であると考えます。片側歩道とした場合は、一方通行とならざるを得なくなります。この事業自体が両側通行を前提といたしました事業認可を受けておりますので、歩道設置は困難であると考えております。

◎議長（友利恵一君）

これで下地明君の一般質問は終了いたしました。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時04分)

再開します。

(再開＝午前11時05分)

◎佐久本洋介君

6月定例会に当たり、さきに通告しましたとおり提言を交えながら質問してまいりたいと思います。

まず、教育行政について伺います。1点目の学校の危機管理について伺います。子供たちを取り巻く社会環境は、ますます悪化していくように思われます。弱者に対する卑劣で残虐な行為、子供たちにとってはいつ、どこで被害者となるのか想像だに尽きません。価値観の多様化が進み、自己の価値観のみで判断してしまう不可解な事件が続発しています。皆が最も大切なものとして共通認識してきた生命の尊さについても、もはや崩壊してしまったと思わざるを得ません。こういった昨今、学校の危機管理は行政にとって最重要事項として取り組むべきことだと思いますが、取り組みが後手後手で甘いと思わざるを得ません。去年の台風で佐良浜小学校の放送設備が故障し、全校一斉放送ができない状態が続いています。学校側では何かあった場合、子供たちに即知し、どのように誘導すればいいのか恐々としています。教育委員会には何回も要請しているということですが、いつ、どのように対応するのかお答えいただきたいと思います。

次に、県立高校再編について伺います。先程の下地明議員の質問にもありましたが、県教育委員会の県立高校編成整備計画で、宮古農林高校と翔南高校を統合して宮古総合実業高校、これは仮称であります、開校するという案がまとまったようです。そして、6月1日宮古農林高校において宮古地区の説明会がありました。しかし、農林高校の同窓会を中心に反対意見が多く、結局2007年度開校は見送られたとのこと。県立高校ではありますが、通学している生徒は宮古島市民です。この統合計画について市としての見解を伺いたいと思います。

次に、伊良部高校の存続について市としての取り組みは考えているのかどうか伺いたいと思います。伊良部高校は創立22年、これまでバレーボールの強豪高校として離島勢初の県総体の連覇、春高バレー県代表等、素晴らしい実績を上げています。そして、スポーツ面だけでなく進学面でも毎年3ないし5人の国

公立大学の合格者も出しています。近年過疎化とともに、定員割れが続き、加えて少子化により、地元のみでは定員確保は不可能な事態となっています。旧伊良部町でも、高校存続のための案がいろいろ出しましたが、実施できず今日に至っています。航空大学の誘致、航空機整備科の設置等県に要請してきましたが、実現できませんでした。沖縄県伊良部町立伊良部高校と言われたぐらい、地域に密着した高校であり、離島における教育の機会均等の面からも、存続について宮古島市としても取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次の市立図書館の建設については、先程の下地明議員に対する答弁と同じ内容ですので、これは省きたいと思います。

次の教育費について伺います。今年度予算の教育費の中で、学校管理費、教育振興費が小学校21校、中学校16校ですね、大神が今休校中ですので。配分されましたが、旧市町村での配分の額、これの差が大き過ぎる。例えば小学校費で、旧平良市が1校当たりで151万ぐらい、旧城辺町が1校当たりで316万、旧上野村が約460万、旧下地町が約300万、旧伊良部町が106万、この差がどうして出てくるのかということですね。この査定の方法。中学校費もありますけど、どういう査定でこういう差が出てくるのか。この査定の方法について説明していただきたいと思います。そして、この大きな差をどのように是正していくのか。学校現場ではこれはいろんな面で、需用費などでも非常に困っています。そういう面をどのような形で直していくのか伺います。

次に、漁業振興について伺います。まず、漁業支援について、現在燃料である重油等の価格が急上昇しており、燃料高のため出漁を断念する漁業者もいます。燃料高騰への緊急支援等の対応はできないものかどうか伺いたいと思います。

2点目の池間漁協への支援対策についても伺います。現在池間漁協では、経営難から製氷機を停止し、氷の供給が不可能に陥り、漁師らは平良市漁協から氷を仕入れているという異常事態が続いております。組合員約100名中毎日出漁して手数料を支払っているのは約半数、残りは高齢者とか、出漁したりしなかったりで、手数料で月約20万の製氷施設の維持費は捻出できないとのこと。しかし、氷がないと出漁できません。そこで、池間漁協としては平良市漁協から仕入れた氷を冷凍庫で保管し、安定的に供給できたら現在の製氷施設は稼働しなくてもやっていけると。ところが、2基の冷凍庫のうち1基はコンプレッサーの故障で使えない。現在1基はえさやモズクの保管に使用しているため、もう一基のコンプレッサーが使えれば十分対応できる。池間漁協の実情を把握して、市としてどのような応援ができるのか。検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、伊良部漁協の振興策について伺います。今年度の予算で給油施設の着工がめどづけが立っているということですけど、いつごろの着工になるのか。また、製氷施設の基本設計料としても100万計上されているようですが、製氷施設の概要について、現段階でいいですので、説明していただきたいと思います。

次に、福祉行政について伺います。まず、伊良部地区鯖沖園地内の広場と池間添一周道路沿いの墓地集落を霊園指定できないものか伺います。現在鯖沖園地内の広場は、ほとんど利用されず、自動車練習場にも使用されたほどの広さですが、現在はただの野っ原になっています。ゴルフ愛好者がたまに打ちっ放しに利用していますが、公園内でのゴルフ練習自体が違反なので、論外です。この広場の周辺は墓地群であり、旧伊良部町が整備し、借地として墓地建立を進めてきました。ところが、以前の間中墓でなく、個々

の家族の墓を建立するようになり、用地が足りず、不法建物がどんどん進んでいます。現在の広場を整備し、有効活用すればほとんど解決できると思いますが、いかがでしょうか。

また、池間添の一周道路沿いは、保安林や防風林を切り倒し、農振地域であるにもかかわらず、墓の不法建物が続いています。そこで、これ以上の不法な拡張を防ぐためにも、現在の墓地集落を例えば道路から何メートルあるいは何十メートルと距離を定めて霊園に指定し、そこを利用できないものかどうか。

2点目に、子育て支援について伺います。国は、少子化対策の一環として、経済的支援、地域での支援、仕事と育児の両立支援の3点を検討しています。そして、一つの方法として子育て世帯に買い物割引などの特典を受けられるような制度の導入を2007年度にも実施したい考えだといっています。現在石川県で先行実施していますが、奈良県や他の自治体でも導入を検討しているようです。石川県では、プレミアムパスポート事業として、18歳未満の子供が3人以上いる世帯にパスポートを発行する。そして、事業に協力する協賛店でパスポートを提示すれば、店ごとに独自に決めた割引、特典を受けられる。サービスは企業負担で、自治体はパスポート発行や協賛店の募集などの運営を担う。これは、協賛企業にとっては社会へ貢献する姿勢をアピールできるメリットがあります。そして、この運営費について、国が補助する方向で全国展開を目指しているといっています。我が宮古島市でも、この制度を導入することで、子育て支援、ひいては宮古島市の商店街の活性化にも寄与すると思いますが、検討してみてもいいでしょうか。

それから、同じように子育て支援対策として、現在宮古島市としてどのような事業を行っているのか。行っている事業を説明してください。

次に、伊良部大橋建設に伴う平良港佐良浜港間の渡船補償について伺います。大橋建設により、現在運行中のはやて海運、宮古フェリーは、大きな影響を受けることが予想されますが、渡船保障はあるのかどうか。交渉は行われているのかどうか。覚書が交わされているということも聞いていますが、どのようなになっているのか市の見解を伺いたと思います。

以上、答弁後再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

佐久本議員の質問にお答えします。

伊良部架橋に伴う航路補償についてでございますけれども、伊良部架橋に伴う渡船補償については、平成12年に旧伊良部町と宮古フェリー、はやて海運との間に伊良部架橋建設に伴う船舶等に関する覚書を交換してあります。早急に補償算定業務を委託して、補償額を算出する必要があります。なお、多額の補償額が予想されますので、基金等を創設して対応してまいりたいと考えております。

他のことについては担当をもって答えさせます。

◎教育長（久貝勝盛君）

宮古農林高校と翔南高校の再編統合については、宮古の農業教育を考える会と旧宮古市町村会、旧平良市議会から単独校として残してほしいという要請が県教委に出されております。宮古島市教育委員会としても、思いは同じですので、可能な限り存続に向けて努力をしていきたいと思っております。

次に、伊良部高校の存続についてですけれども、伊良部高校の存続に関して、県は具体的な方策を示していません。今後宮古島市教育委員会としては、伊良部高校と伊良部中学校、佐良浜中学校及び地域の要望、動き等を考慮しながら、連携を密にし、中高一貫教育をより充実させていきたいと思っております。

また、沖縄県高等学校編成整備計画等、県の動向を見据え、宮古島市教育委員会としてどのような対応ができるのか。関係機関と連携をしながら対応していきたいと思えます。

◎福祉保健部長（池村直記君）

子育て支援ということでございまして、政府が少子高齢化対策の一環として、議員ご指摘の買い物割引制度の導入という情報はですね、実はまだ現在のところ確認できていないんですよ。それで、インターネット等で確認をしましたところ、議員おっしゃいますように、石川県が先導的な役割を果たして事業を推進しているということで、県内の企業を網羅した形での支援をする事業ということで、この事業は成り立っているわけですがけれども、いわゆる大変ユニークな事業であるというふうに思っております。例えば宮古圏域中でこの事業の実施ということになりますと、かなり狭まった形での事業実施になりますので、願わくば例えば広域的な事業実施ということで、沖縄県の方でですね、担っていくような事業の展開であればかなり有効じゃないかなというふうに思っておりますので、今後県の動向なども見ながら市でまたそれにかかわっていけるか、導入できるかということについては、検討していきたいなというふうに思っております。

それから、宮古島市の子育て支援いかなる事業があるかということでございしますが、実はこちらにお示ししておりますとおり、宮古島市の子育てに関しましては、宮古島市の次世代育成支援行動計画、これに基づいて児童家庭課だけではなくてですね、各部を網羅した形での事業展開ということになっております。重点対策としては、例えば母子を支える保護者の健康づくりの充実とかですね、それから子供たち本人の健康づくり対策、それから思春期の保健の対策、こういったこと。それから健康は食からでありますので、食育という事業、それから従来の保育サービスですね、それからファミリーサポートセンターのようなこれは観光商工課あたりを中心としたファミリーサポートセンターの事業、それから今年度導入しました集いの広場ですね、こういった事業など、かなり多くの分野からですね、サポートするような事業体制を組んでおります。それから、特徴的な分野として、障害児支援ということもまた充実させていきたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

漁業振興についてお二つございました。燃料高への緊急支援はできないかということでございしますが、漁業者だけではなくてですね、農業者もおりますし、一般の方もおられるかと思えます。そういうことで、漁業者のみですね、支援ということは大変に困難ではないのかというふうに考えてございます。

次に、池間漁協への支援対策についてでございます。冷凍機がですね、故障しているということにつきましては、私どもの方には情報として入ってございませぬ。漁協からも支援をしてほしいということにつきましてはですね、まだいただいておりませぬ。そういうことで、今後どうするかという部分でありますけれども、一応調査をいたしましてですね、どのような対応ができるか検討はしたいというふうに思っておりますが、現在50名の方が操業しているというようなことございませぬけれども、実際はもっと少なくですね、本当に業としてやられているのは30隻前後というふうにお聞きをしておりますので、これらの手数料でもってですね、漁協運営をしていくことそのものが非常に大変難しい状況になっておりますので、今後は平良市漁協との統合も含めながらですね、考えていきたいというふうに思っております。

◎教育部長（長濱幸男君）

佐久本議員の教育費のことについてお答えをいたします。

議員ご指摘のように、学校管理費でありますとか、教育振興費、こういったもので旧市町村ごと、いわゆる地域ごとの学校に格差が生じておりますのは、ご指摘のとおりでございます。なぜこの差が生じたのか。査定はどのように行ったのか。どう対応するのかということについてお答えをいたします。

私ども教育委員会といたしましては、今年の予算の要求段階で各学校ごとの均等割、そして児童1人当たりの単価を計算をいたしまして、その予算要求をしたところでありまして、ただ査定をされる段階で旧市町村の平成17年度の当初予算ベースで予算配分がされたということが今回の事態になった要因でございます。それで、格差是正の対応策といたしましては、今市長部局とも相談をしておりますけれども、補正予算をお願いして是正が図れないかどうか、今協議を行っているところであります。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

給油施設の着工時期並びに製氷施設の概要についてご説明をいたします。

給油施設につきましては、本年度事業として現在設計業務を実施いたしております。来月の着工に向けて努力をしてみたいと思います。製氷施設につきましては、本年度基本設計業務を実施することになっております。耐震性や氷の消費量等を調査し、施設の規模を決定した上で基本設計を実施してみたいと思います。現在その調査を進めているところであり、委託業務を早急に発注できるように努力をしてみたいと思います。

福祉行政についてでございますが、伊良部地域の鯖沖公園内広場と池間添の一周道路沿いの墓地についてでございますが、鯖沖園地公園は、県立公園として整備をされております。現在県の管理となっております。その地域を霊園地域として指定することは困難だと思われま。池間添一周道路沿いの墓地集落地帯は、保安林として現在地域指定がなされております。今後宮古島市としての墓地公園整備計画の中で検討をしてみたいと思います。

◎佐久本洋介君

再質問したいと思います。

まず、1点目の学校の危機管理、これに対する答弁がなかったように思うんです。続けてやってください。学校の危機管理は、これは即対応でなければいけないと思うんです。後手後手の身ではどうしようもない。子供は地域の宝と言いますが、予算との絡みだけでとらえているようで、本当に宝なのかと言いたくなります。

それから、今の放送施設だけでなく、各学校の実態に応じた危機管理マニュアルの作成が必要だと思いますが、この危機管理マニュアルの作成を行っているのかどうか。けさの新聞でありましたけど、文科省の発表では約2割の学校がまだ危機管理のマニュアルができ上がっていない。そして、文科省では独自マニュアルの作成は、教職員のやる気があればできる。そんな難しいものでなく、負担になるものじゃないと、そういうふうにご指摘しています。さっきの放送の問題とそれから危機管理マニュアル、これの作成について続けて答弁をお願いしたいと思います。

それから、高校の統合計画についての説明会、この反対意見がたくさんありまして、私も学校の廃止といますかね、統合といますか、これには一抹の寂しさは感じますが、感情的だけでなく、もっと前向きに将来の各学校の生徒数の確保、これをどうするのか。それから、将来子供たちにどうい

教育を与えられるのか。そういう視点でとらえていってほしいと思います。市としても宮古島市にどういった高校教育が必要なのか検討し、県に提言していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

伊良部高校の存続については、下地島空港に関連した広域的募集のできるような新設課程の必要性があると思います。統合計画とあわせて、市として取り組んでいくのかどうか伺いたいと思います。

それから、教育費については、旧市町村の予算をベースにしたということですが、これは早く取り払わなくちゃいけないですよ。今生徒数、それから学校規模、これに応じて査定したといいますけど、それでは前年度の予算をベースにしたら、これは査定の方法の意味がないと思うんですね。これはしっかり検討していただきたいと思います。

それから、漁業振興の支援策についてですけど、これは確かに支援要請だけで行政におんぶにだっこでは、これはいけないことはよくわかっています。自助努力も必要であることはわかります。しかし、実情は努力のみではカバーできない面もあります。1次産業に元気が出れば2次産業、3次産業も活気が出ます。どのような制度を利用すれば可能なのかどうか。もう少し時間もかけて検討していただきたいと思います。これは、漁協の合併とか、そういう方面も検討しているのかどうか。これについても伺いたいと思います。

それから霊園の整備、これは今県立公園などで無理だということですが、もしそこが無理であれば別の方向でも考えていただきたいなと思っています。まず、霊園を整備するということは、市有地の不法な占拠をなくすということもあります。それから、景観や農地を確保する。こういう面もあります。伊良部地区の佐良浜地域では、墓地集落になっていますが、他の地域でもたまに見えますけど、例えば畑の中にぼつんとあったり、点在していて、農地や景観の確保上も非常によくない。そこで、各地域の状況を調べ、整理し、まとめていくのが土地の有効活用にもなると思います。行政としてこういう不法な状態をどのように指導していくのか伺いたいと思います。

それから子育て支援、これは県として広域的にということですが、今宮古島市で求められているのは、産業の活性化といいますかね、活気が非常に薄れている。これを活気を取り戻すためにも、宮古島市としては前向きにこれは検討していただきたいなと思っています、プレミアム事業ですね、パスポート事業です。

それから、少子化への対応として、いろいろ事業を行っているようですが、もう少し具体的な将来への事業展開、こういう案があればお聞かせいただきたいと思います。

以上、再答弁をお願いしたいと思います。

◎教育長（久貝勝盛君）

統合問題ですけども、県立高校の教育課程、要するに教育の中身については、私の方からあれやる、これやるということはできませんので、農林、翔南の考え方を聞きながらですね、対応していきたいと思っています。

それから、伊良部高校については、まず今大事なことは中高一貫教育をしっかりと充実することが大事だと思います。それをベースにしてですね、今後地域の皆さんと相談しながら、あるいは伊良部高校、伊良部中学校、佐良浜中学校のですね、皆さんとも意見交換しながら考えていきたいと思っています。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

佐久本議員の佐良浜小学校の放送設備の整備についてお答えいたします。

佐良浜小学校の放送設備の整備につきましては、学校から要請書が5月の下旬に提出をされております。学校の状況を調査したところ、まず放送用アンプがかなり古くなっていて、取りかえが必要であると。それから、一般用放送は各教室への個別の放送ができず、一斉放送していると。それから、非常用放送は管理棟のみが放送可能で、ほかの教室棟には放送ができない状況であると。そういうことで、一般用放送と非常用放送が放送できるようにするためには、配線のやりかえとスピーカーの取りかえが必要とのことであります。そういう状況からすると、緊急時における児童生徒の安全を確保するためにも、放送設備の整備につきましては、早目の対処を検討していきたいと考えております。

◎福祉保健部長（池村直記君）

石川県が実施しておりますプレミアムサポート事業、これは先程も申し上げましたとおり、もともとある石川子育て支援財団という組織がございまして、また各企業が推進協議会のメンバーとしてかかわっておりますね、県と全市町村がサポートするというような大がかりな支援体制を組んでいるわけです。これもインターネットからの情報ではあるんですけども、議員からの情報であれば、国の支援が2007年度からという情報でございまして、もしそういった情報がですね、沖縄県を通じて我々に確認できていれば、明確な計画とかですね、そういったお話ができるということなんですけれども、しかもこの事業は大変ユニークな事業であるというふうに思っておりますので、県全体として広域的にですね、取り組んだ方が例えば沖縄本島へ行ってもいろんな特権が受けられるとかですね、そういった仕組みの中での展開であれば非常に有効じゃないかなというふうに思っております。市独自ということではなくて、国、県がサポートするというのであれば、市としても検討していく必要があるというふうに思っております。

それからもう一つの子育て支援の将来的なことですが、先程お示ししました次世代育成行動支援計画は、平成18年度から26年度までの9年間の計画でございまして、第1期計画を18年から21年度まで、それから後期の計画を22年度から26年度までということで、約10年間の計画でございまして。この中では、例えば住民の役割とか、企業の役割とかですね、あらゆるサポート体制の役割が明記されております。いろんな立場の方々から子供というか、子育て支援についてやっていこうというふうな計画でございまして。事業数にしましてもですね、かなり100に及ぼうというぐらいの事業が盛り込まれておりますので、またこれについてはしっかりとお示しをしていきたいと思っておりますし、またその事業の執行についてもしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

◎教育部長（長濱幸男君）

佐久本議員の危機管理マニュアルのことについてお答えをいたします。

各学校では、危機管理マニュアルつくってあります。それから、教育費の旧市町村ベースはおかしいのではないかと、こういう査定はおかしいんじゃないかというご意見ございましたが、私も査定される方でございまして、査定する側の方にもぜひ来年は見直しをしましょうという話を進めているところでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

漁業振興につきまして再質問がございました。漁協の合併については検討しているかということでございます。県全体の計画というのがございまして、宮古地区は1漁協、八重山地区も1漁協、あとは中部、

北部、南部です、統合するということの計画はございます。ただ、宮古島市の場合です、いろんな事情を勘案した場合に、さきに平良市漁協と池間漁協を統合し、その後に伊良部漁協と統合するという案が一番いいのかなということで、今後今の池間漁協の状況を見た場合にですね、早目に統合というのが必要であると思っておりますので、そのように検討を進めていきたいというふうに思います。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

伊良部地域の霊園指定についてお答えをいたします。

ご指摘のように無断で墓がつくられている状況があります。墓をつくることにつきましては、沖縄県の許可が必要となっておりますので、今後そういうことがないように指導してまいりたいと思います。

◎佐久本洋介君

教育部長、教育費の件については、学校は次年度までは待てませんので、今年度も事業スタートしてまいりますので、補正なりいろんな方法で考えていただきたいと思います。

終わりにになりましたが、現在もとの郡部といいますかね、あれは合併に対する不満の声が出始めています。これは、どうしてかということ、まだスタートして間もない、ちゃんと組織とか、いろんな面の整備といますかね、これができていない面もありますけど、まず大きなものは地域で産業の振興、これが目に見えるような形で出てこない。そして、行政も今までとは違って、身近でなく遠く感じてしまう。これらのことが重なり合って、不満の声が上がっているのだと思っています。それから、この産業の振興、それから身近に感じ取れるような行政サービス、このことを急務としてとらえ、市政運営を行ってほしいと思っています。

そして、議員のそれぞれが一般質問の中で提言しているのは、地域住民の生の声です。提言をしっかりと受けとめ、行政に反映して行ってほしいと思います。行政側からの発想だけでなく、市民が今何を必要としているのか。耳を傾け、速やかに適切に対応していくのが真の行政サービスだと思っています。合併してよかったと市民から評価されるためには、市民が身近に感じられるような行政サービスが重要だと思います。市長初め、執行部の皆さんには市民あつての宮古島市であることを絶えず意識しつつ、行政のプロとして頑張ってくださいよう要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで佐久本洋介君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午前11時46分)

再開します。

(再開＝午後2時00分)

引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎前川尚誼君

一般質問初日、午後一番ということでありますので、少し眠たくなる時間かなと思うんですけど、頑張ります。

ところで市長、全国市長会から表彰されたということで、また宮古島市市民として非常に喜んでおりますので、今後ともまた頑張ってくださいなと、おめでとうございます。

それでは、一般質問通告に従いまして行っていきたくと思います。まず最初に、防災計画についてお伺いしたいと思います。去った今月ですか、沖縄本島あたりで大雨が降りまして、土砂崩れ等が発生しまして、災害が発生している状況にあります。

さて、私たちですね、宮古島もいつ何どき大雨が降って災害が起こるかわかりません。それに向けて毎年確実に到来するのが台風であります。宮古島台風銀座とも言われながら来ている中で、この台風は7月ごろからもう到来してくると言ってもおかしくないように思いますが、その中でこういうふうな災害時においてのですね、職員の行動についてのマニュアルなどはできているのかどうか。それと各庁舎、支所ですね、連携などはどういうふうになっているか。宮古島市の防災対策を強化するべきだと思うんですが、その強化状況はどのようになっているかをお聞かせいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、火葬場建設であります、議会のたびに毎回出てくることでありますが、3月定例会の中では建設予定地がまだ選定されていないという説明でありましたが、そのことについて今後どういうふうになっているかをお聞かせいただければなと思います。住宅地の近くだとどうしても反対するのが多過ぎて大変だと思うんですが、私個人的に思うんですが、現在ある民間の施設の近くあたりにですね、できないものかなということで、あちらこちら見て回ったりもするんですが、どういうふうになっているかをお聞かせいただきたいなと思います。

次に、ごみ焼却炉であります、去った議会では川満ブロックとのいろんな少しトラブルがあるようで、前回の議会では話がありましたが、その後どんなふう川満ブロックとの対応はなっているのか。それと建設予定地そのほかにも皆さん、当局としては予定はしていらっしゃるのかどうか。建設場所の方の予定ですね、どういうふうになっているかということをお聞かせいただければと思います。

続いて、宮古病院の新築移転についてであります、宮古病院どうしても宮古病院の施設はですね、老朽化していると言ってもいいんじゃないかなと私は見ております。私たち宮古島市民のですね、命を守る大事な役割を担っている病院でございます。3月の定例会では、市長は県の財政的なことでなかなか前に進まないんじゃないかという話もしておりましたが、これは私から言わせると、県の財政というよりか、逆に市長を中心としてですね、この場所の選定についてもいろいろなことをクリアするにしてもですね、市長を中心として宮古島市からこうであるというのを策定ですね、プランを立てて持っていけばすぐできるんじゃないかなと私は考えるんですよ。そういうところの方はどういうふうになっているかということをお聞かせいただければなと思います。どうしても早目につくらなくちゃいけない宮古病院だと思しますので、そういうところをぜひですね、市長がリーダーシップをとって、県を待つんじゃなくして、宮古島市から行くんだということでですね、市長を中心として頑張ってくださいなと思いますので、その点をお聞かせいただきたいなと思います。

それと次に、トゥリバー売却についてであります、トゥリバー売却については、いろんな方々の話もありますが、これまでですね、トゥリバーについては、アドバイザーや専任媒介契約をしてですね、開発業者とですね、あっせんなどしながら、さまざまな方法で頑張ってきたということをお聞きしていますが、

これまでの議会においてもですね、数多くの企業からですね、問い合わせはあり、現地視察などあるという報告をなされております。現段階でもしかし開発の動きはなかなか見られない状況にあるんですが、どういうふうになっているかなとお聞きしながら、ぜひですね、私これまでのですね、専任媒介については地元出身の企業ということもあってですね、今まで契約していた方は、無報酬で契約されていたというふうに聞いておりますが、企業というのは利益を迫及する会社でありまして、無報酬ではなかなか動きがとれないんじゃないかなと思ったりしておりますので、これをですね、無報酬ではなくして、企業もですね、積極的に動けるようにですね、していただきたいなと思うんですよ。これだけのですね、40億余りの売買をするわけでありまして、それなりの宣伝費用とか、またはですね、企業の選定にさまざまなですね、いろんな形での経費がかかってくると思いますので、ぜひとも報酬をすれば、出してでもという意気込みで頑張っていただけないかなと思います。ちょっと調べてみたらですね、宅地宅建取引法に基づくですね、国土省の告示によりますとですね、売買の媒介に関する報酬額はですよ、400万を超える金額については3.15%以内としてくださいというふうになっています。つまり売買が成立した場合に成功報酬として3.15%以内に媒介を行うことができるということでもあります。今までですね、約12年ですか、市の職員あるいはアドバイザー等でですね、進められてきた売却方法を見直して、国内外の不動産とですね、精通をしたプロ中のプロといった企業をですね、委託をして、本当の意味での早期売買を目指して頑張っていくべきじゃないかと当局に見解をお聞きしたいなと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

次に、砂山リゾートですが、砂山リゾートの方も開発をする企業が決まったという話は新聞等で見ておりますが、現在どういふふうな状況になっているかをお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、下水道事業についてお聞きしたいと思ひます。平成18年度の下水道整備事業についてお聞きしますが、平成18年度は工事の内訳とか、金額とか、いろんなのがわかれば教えていただきたいなと思ひます。それと路線はどの辺を行うかということもですね、お聞かせいただければと思ひます。また、今後の事業展開はどういふふうになっているのか。17年度、そしてよければ17年度のですね、加入率などもお聞かせいただければなと思ひますので、よろしくお願ひします。

続いて、信号機の設置の件についてであります。場所は私のうちの近くと言ったらおかしいんですが、中休給油所の四つ辻の交差点であります。3月の議会では早急に調査してですね、要請したいというふうに話しておりましたが、どのようになっているのか。私もたまにはあります。交通整理をしますが、本当にごく最近と言ったらおかしいんですが、本当に車の量が増えております。朝の時間帯は。だから、どうしても信号機は必要になってきていると思ひますので、この点お聞かせください。

次に、防犯灯についてであります。前回の議会ぜひいろんな北谷町あたりがですね、青色灯をつけているというふうに申し上げたんですが、本当にこの防犯灯の中でもですね、青色防犯灯をつけたところで例えば内地の方の奈良県とか、広島県、静岡県あたりで青色防犯灯をつけたおかげで犯罪が相当減ったということですね、お聞きしております。日にちはちょっと忘れたんですが、NHKのテレビでもですね、ちょっとその方をクローズアップして出していたんですが、本当に今は道路でつけるだけであつたんですが、最近では駐車場、例えばこの市役所という地下の駐車場あたりでも今は民間の企業もその青色の

電気をつけているということでもあります。それで犯罪が相当減ったという話をしておりますので、ぜひこの宮古島市もですね、青色の防犯灯をつけていただけないかと思っております。北小の裏あたりが非常に回ってみますと暗いので、ああいうところから先につけていただきたいなと思っておりますが、実は鏡原小学校の正門の前のところに一応電球だけではありますけど、青色の電球をつけてあります。非常に最初見るとあっ、何をつけたのかなというふうにびっくりするぐらい青くしておりますが、向こうの方はどっちかという、学校の前あたりでありますので、最初は防犯ということじゃなくてつけたのかなと思うんですが、とりわけ小学校の前にはつけてありますので、それを見ながらですね、ぜひ北小あたりの後ろあたりにも非常に暗い道路になっておりますので、そういうところもですね、勘案しながらぜひできないものかなと思っておりますので、その点をどういうふうになるかお聞かせいただきたいと思えます。

次に、教育行政についてであります。小中一貫校はこの宮古島市ではできないものかどうか。今年ですね、4月6日に東京都品川区にですね、本当の小中一貫校がスタートしております。日野学園というところで誕生しております。この宮古島でもできるんじゃないかなと、あの様子から見てですね。また私の近くをいうんですが、例えば鏡原小中学校をですね、小中一貫校にできないものか。鏡原小中学校といえば、ちょっと小学校と中学校の塀も隔たりもないものですから、そのままになっているものですから、やろうと思えばこういうところあたりをやればできるんだというふうに感じてきましたので、そういうところができないものなのかどうか教育長ひとつよろしく願います。

次に、県立高校の合併に伴いまして、先程から質問が出ておりますが、今いろんなところで会合に出るときに中学校の親がですね、合併に伴ってどういうふうになるかということで、非常に心配している部分などがあります。宮古島市教育委員会としてもですね、県教育委員会と話をしながらですね、安心して父兄、子供たちがこの合併、どうしてするでしょう。親に対してですね、説明はどういうふうにしていくのか。指導はどういうふうにしていくのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、中学生の事件、事故が非常に多く増えているような感じがいたします。今年に入ってから大きな事件だけでも3件ほどですか、あってはならない事件が起きております。我々もいろんな形でパトロールしたり、いろんなことをやっているんですが、なかなかそれが子供たちに通じないという部分で非常に残念に思っておりますが、学校だけ、家庭だけじゃなくて、また委員会としてもいろんな形でタイアップしながら頑張っていただいでですね、限定して中学生と僕は言っているんですが、その事件、事故がですね、減らせないものかなと思っておりますので、ぜひその点委員会としてもどういうふうな取り組みをしていきたいかということをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、学校給食についてであります。この学校給食はですね、全国的に非常に問題になっているように感じております。そこで、我が宮古島市ですね、1人当たりの学校給食費は幾らなのか。それと未納者はですね、どのぐらいいるのか。それに対してどういうふうな立場で対応していくべきかということをお聞かせいただければと思えます。

次に、農畜産業ですが、サトウキビに関して新価格がスタートするということで、今農家の方々が非常に心配しております。先程一番手に立った下地さんの質問でも答弁していたんですが、行政として農家へのですね、説明、指導はどういうふうにしていくべきか。その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

畜産振興についてであります。三、四年前でしょうかね、県の畜産共進会で優勝してきたんですが、

その後全く宮古の牛がなかなか入賞にも入らないというぐあいに見ていてですね、非常に歯がゆく思っております。県の畜産共進会がどういうものかということで、実際に見た方がいいんじゃないかと思って私も見に行きましたら、伊江島あたりは非常にすごいですね。行政の方、これも家族の方ですかと聞いたら、いや、行政の方ですよ。畜産共進会に連れてくる牛ですね、一生懸命背中をさすったりというんでしょうかね、いろんな形で応援している。本当に行政も一体となってですね、やらなくちゃ県の共進会に優勝できないなど。優勝することによって、この牛のブランドが高まっていくんじゃないかなというふうに感じますので、そういうところはどういうふうにしていくべきか。行政としての応援はどういうふうにしていくべきかということをお聞かせください。

それと、地産地消ということですね、つくって島外に売るだけじゃなくして、地元での消費ということに関してもですね、いろんな形で行政として指導していくべきじゃないかなというふうに感じますので、そのようなところはどういうふうになっていくべきかということをお聞かせいただければと思います。

それでは、答弁を聞いてからまた再質問をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

前川議員の質問にお答えします。

火葬場の建設についてですけれども、火葬場の建設につきましては、宮古本島全域を対象として住民から情報を得て聞き取り調査を行うなど、早期着工に向けて取り組んでいるところであります。用地の調査を慎重に行い、地域住民との合意形成を図りながら、前川議員ご提案の現在の火葬場周辺も考えながら、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。また、今後早急に検討委員会を設置して、用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

ごみの焼却炉でございませうけれども、現在川満部落会長及び視察に行かれた方々を中心に、地域住民の合意形成が可能かどうか調整を行っているところであります。また、並行して他の候補地についても、慎重に調査を進めて、建設用地選定委員会並びに内部の検討委員会の設置を早急に進めてまいる所存でございませう。

宮古病院の新築移転でございませうけれども、地域の医療環境などを踏まえた上で、宮古病院が担うべき役割や求められている機能等の基本的な考え方について、十分な論議が必要なことから、県においてワーキングチームを設置して、検討を現在行っております。引き続き必要とされる診療体制や診療科目のあり方など、より具体的な事項の検討がなされ、宮古病院の改築にかかわる基本構想作業が進められます。今後は、市民が利用しやすい場所の選定について、宮古病院将来構想検討委員会の中で答申されておるその状況を見守りながら、市として担うべき役割を十分検討しつつ、地元選出県議会議員とも調整を図りながら、早期建設に向けた行政活動を展開してまいります。場所の選定については、現在宮古病院長とも話し合いを持ってありますし、また今の県の財政事情を考えると、新たな場所の提案など建設用地の地元負担等も考えなければならぬかなと考えて、なるべく早期の建設に取り組んでいけるように頑張りたいと考えております。

他のことについては担当をもって答弁いたさせます。

◎教育長（久貝勝盛君）

まず、小中一貫校についてですけれども、ご承知のように小中一貫教育は、小学校から中学校への移行によって生ずる子供たちの心理的負担を軽減したゆとりある安定した生活を目的に、9年間一貫した柔軟な教育課程が編成された学校の形態であります。しかし、現在の小学校と中学校は、指導形態や指導方法が異なることから、十分な研究と情報の収集の上、県の動向を踏まえながら対応を考えていきたいと思っております。

次に、県立高校の合併についてですけれども、この編成整備に関しては基本的にはですね、県立高校と県教委が行うことになっています。市の教育委員会としては、県の動きを見ながら同窓会を含めた農林高校、翔南高校の考え方も考慮しながら対応していきたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

前川議員の防災計画についてお答えいたします。

災害に備えまして、宮古島市としましても、今年度ですね、防災計画を策定を考えております。計画ができるまでといいたいまいしょうかね、先駆けまして、諸般の要綱とかつくりまして、災害時職員行動マニュアルを作成しまして、全職員に配付し、台風シーズンなどに備えてまいりたいと考えております。これは、庁舎における第1次警備から第3次警備までの職員配置及び行動計画になります。そして、今年は宮古島市ではですね、4月に防災係を設置しまして、消防から防災担当職員を配置して、非常にそのノウハウを生かしながらですね、現在不発弾処理とか、いろんな防災計画、策定の準備等順調に作業を進めているところです。

◎経済部長（宮國泰男君）

農畜産行政について、その中でサトウキビの価格の制度についてでございます。これまで何度かご答弁しておりますけれども、その中で特に農家への指導はどうなっているかということでございますので、それについてお答えをいたします。

ただいま経済部におきましては、各支所を中心にしてですね、事業の説明会を行っております。これは、事務担当者の方の集まりをしていただいでですね、説明会をしておりますけれども、その中において今の制度そのものをですね、説明をしているところでございます。それともう一つは、土地改良の事業の各地区の説明会がありますけれども、その中でも必ずこの話が出てまいりますので、そういうところにおいても説明をしているということでございます。ただ、支払い時期とかですね、支払いの方法、この部分について国から指示がないものですから、なかなか十分な説明ができていないということでございまして、これができ次第ですね、各地区におきまして説明会を開いてですね、農家の方には十分に説明をしていきたいというふうに思っております。

次に、畜産の振興についてでございます。以前は上位に入っていたということで、この近年上位入賞がないというようなこと等でございます。私も昨年の県の畜産共進会に参加をしまして、宮古では非常に評価はよかったんではありますけれども、残念ながら一頭も入賞できなかったということでございます。県の共進会、各地区から集まってまいりますので、その中で上位に入賞するということですね、宮古島全体の和牛のブランドをですね、つくる絶好の機会だというふうに思っていますので、これからその対応はですね、しっかりとしていきたいと思っております。そのためには土台となる繁殖牛をですね、どう充実させていくかというのが大事かと思っておりますので、これにつきまして十分な対応をとらせていただきたいというふ

うに思っています。それとあわせて、一戸一頭増産運動ですか、これを今行っておりまして、20年度を目標に1万390頭余に増頭するという計画を立てておりますので、これに対しての支援を十分に行っていきたいということで、各支部のですね、皆さんと今話し合いを進めているところでございます。

次に、地産地消でございます。宮古牛につきましては、JAさんであるとか、フジ冷凍さんがですね、相当今売ってはございます。ですけれども、これは自分の店舗で売っているというような状況でございます。これがまだまだ宮古の小売店までですね、例えば居酒屋であるとか、あるいはかつぼうであるとか、そういうところまでまだ浸透していないように見受けられます。そういうことで、そのあたりの部分についてですね、これから対応をさせていただきたいというふうに思っております。

◎共同調理場長（友利秀男君）

前川議員の学校給食についてお答えをいたします。

1人当たりの学校給食費は、小学校において3,100円、中学校が3,400円となっております。それから、未納者に対する徴収ですけれども、徴収努力については、副学校長に協力をお願いしながら、未徴収分の徴収強化を図っているところでございます。

◎土地対策局長（狩俣照雄君）

トゥリバーの売却についての質問にお答えいたします。

トゥリバー地区の売却につきましては、昨年12月の定例議会の一般質問でも答弁したとおり、さまざまな方法で売却に向け努力してまいりましたが、多くの企業の現地視察や問い合わせがあるものの、現時点では企業の決定には至っておりません。専任媒介契約につきましては、前川議員ご指摘の売却方法の見直しなど、新たな方策について検討するとともに、売却に向けて積極的に企業誘致活動を展開していきたいと考えております。

それから、砂山リゾートの現状の質問でございますけれども、株式会社砂山リゾートは、平成11年9月21日会社更生手続に入っておりまして、平成18年の5月15日に東京地裁で管財人と株式会社ゼファーが事業スポンサーとして契約を締結しております。株式会社ゼファーは、平成18年5月29日開催の取締役会におきまして、更生会社株式会社宮古島砂山リゾートの株式を取得し、子会社化することを決議しております。今後につきましては、株式会社ゼファーの子会社である株式会社宮古島砂山リゾートが開発を進めていくことになるわけですが、砂山ビーチ帯の開発計画に当たっては、自然との調和や環境対策、文化財の保護など、地域振興を図りながら事業を展開していく方針を表明しております。また、来月上旬には株式会社宮古島砂山リゾート及び宮古島市と関係団体で組織する連絡協議会を立ち上げ、地域の意見、要望を積極的に取り入れる考えを示してございます。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

答弁の前に一言自己紹介させていただきたいと思っております。4月1日より学校教育課長を拝命しました島袋正彦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、前川尚誼議員の質問にお答えします。6月に入りましてから、新聞等において中学校で立て続けに集団暴行事件の発生が報道されました。学校関係者のみならず、保護者や地域の方々に心配をかけ、申しわけなく思っております。今後の取り組みとしまして、まず学校においては学校内における生徒指導部など、校務分掌の見直しを図ります。また、学校全体の協力体制の強化、それと保護者との十分なる意

思疎通、さらには関係機関との連携など、生徒指導体制の見直しと問題を学校で抱えることなく、家庭、地域、社会とともに子供を育てていくという生徒指導運営方針の見直しを進めていきます。教育委員会としましては、学校と関係機関をつなぐためのコーディネーターとしての役割について強化を図ります。また、再発防止に向けて、学校及び関係機関との連携を強化し、取り組んでいきたいと考えております。

◎市民生活課長（村吉順栄君）

1点目の信号機設置についてお答えいたします。

ご指摘の箇所の信号機設置については、平成18年3月28日付をもって、宮古島警察署に設置要請を行っております。宮古島警察署においては、4月に県公安委員会に上申してあると聞いております。18年度においては、県内で28基が予定されており、そのうち宮古においては1基の設置が予定されていると聞かされております。設置については、厳しい状況ではありますが、要望箇所への設置ができるように今後とも要請していきたく思っております。

次に、防犯灯設置についてお答えいたします。ご指摘の青色防犯灯の設置については、青色防犯灯が犯罪抑止に効果があるという観点から、北谷町の方でも設置されておりますが、当宮古島市においては鏡原小学校周辺に4月に6基設置してあります。今後については、平一小、北小、南小の周辺を調査してございますので、早急に設置していきたく思っております。

◎下水道課長（池村香成君）

本年度の下水道事業でございます。面整備を重点的に実施をしております。事業の総額は、約2億7,000万円でございます。今後の事業の展開でございます。平成17年度において流入量の増大に対処するために、処理場の増設を行っております。今後は、面整備の拡大と下水道に対する理解を得るため、広く市民に啓発を図るとともに、加入率の向上に取り組んでまいります。平成17年度末現在の加入率43%でございます。

◎前川尚誼君

それでは、ちょっと再質問をさせていただきたいと思うんですが、学校給食費についてですね、未納額などがわかれば少し教えていただきたいと思いますが、どうしてもどういうふうになっているのか。これは、全国的にですね、非常に問題になっておりまして、ある市ではですね、平成4年度までの累積額、件数でですね、例えば1,399件、6,299万円の未納があると。非常に今大変になっている給食費であります。それとですね、若い親が義務教育だから無償じゃないかという親もいるそうです。自分本位でしょうがないな、厄介だなと思うところがありますが、そういうところですね、今後どういうふうな方法で指導していくのかですね、非常に心配であります。ぜひまたそういうところもありますので、根気よくですね、未納のないように学校ともタイアップしながら頑張っていってください。よろしく願います。額がわかれば少し教えていただきたいと思います。

それとですね、経済部長、地産地消なので、どうしても我が地元でも消費をいっぱいやらなくちゃいけないんじゃないかなと思いますので、その点についてですね、ぜひ努力していただいて、我がすばらしいまた宮古でも消費できるんだよというのを頑張って農家に対してですね、そうすれば農家に対しても畜産だけでなくしてもですね、地産地消を奨励していただきたいと思いますので、よろしく願います。

トゥリバーについてであります、どうしてもトゥリバーはですね、企業はどうしても利益を追求するのが企業でありますので、どうしても無償ではなかなか動きがとれないと思いますので、国土省も別にこれに関しては問題ないですということで、400万円を超える金額については3.15%以内であればということでやっておりますので、ぜひですね、売買成立後のですね、成功報酬として3.15%以内で媒介人に報酬ということでやればですね、ぱっと売れるかもしれないんじゃないかなと思いますので、その点ぜひ頑張ってくださいなと思います。

街灯の方は、担当者あたりはぜひまた頑張って青色灯をつけたいという課長の言葉でありますので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

青少年問題、非常にあってはいけない事件が非常に今多過ぎて困っておりますので、委員会としてもいろんな形でタイアップしてですね、事件、事故のないように我が宮古島から頑張っていこうじゃないかと思っておりますので、お互いに鋭意努力してですね、頑張りましょう。ぜひよろしく願います。

それでは、ぜひトゥリバーの方のですね、決意をもう一度聞いて、そして学校給食のですね、金額がわかれば、この点を聞いて、私の一般質問を終わりたいと思っておりますので、よろしく願います。どうもありがとうございました。

◎共同調理場長（友利秀男君）

学校給食費の未納額につきましては、平成17年度現在で小中合わせて約730万ほどでございます。それと、生徒数についてはまだ集計しておりませんので、後日お答えしたいと思います。

◎土地対策局長（狩俣照雄君）

トゥリバーの売却につきまして、成功報酬を考える必要があるのではないかと質問ですけれども、当然ながらその辺も含めてですね、今後検討してまいりたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

あとは要望が出ましたので、そのとおり受けとめていただきたいと思っております。

前川尚誼君の一般質問は終了いたしました。

◎砂川明寛君

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、市長の政治姿勢についてであります。宮古島市が誕生し、約8カ月が過ぎ、平成18年度予算も執行が始まりました。しかし、そこには先行き不透明な巨大な壁があり、しかも財源が不足し、合併すると国や県も支援すると言っておきながら、交付金や補助金の削減と、さらには国の新型交付税等の導入により、地方はますます厳しくなるものと思われまます。自主財源の少ないこの宮古島市は、まさに沈没寸前だと言わざるを得ません。最近のマスコミ報道を見て、予算のカット、公共工事の減少など、この先行き不透明な報道ばかり目につくのは私ばかりではないと思っております。この状況の中で、市長は行政改革の基本的方向性の中で、効率的かつ実効性のある行革を行うと明言しておられました。私は、今市長が真っ先に断行しなければならないことは、職員の適正化である。まさに実効性のある義務的経費の削減だと私は思います。

そこで、市長にお伺いしますが、今の職員数、そして現在の職員数、そして今後の適正化削減計画を職員の方のですね、お聞かせ願いたいと思っております。

次に、市長室開催についてであります。職員間の調和を図るためにと、各支所ごとに移動市長室を開いていると聞きますが、その意義と内容についてお聞かせ願いたいと思います。それから、各支所の要望にどのように対応しているのかもお聞かせください。

そして次に、管理職退職者の後任については、原則主幹等を補充すると組織機構案ではありましたが、どのように対処をしているのかお聞かせ願いたいと思います。これは、管理職退職者の数そして現在の管理職者の数をお願いします。

次に、午前中にも出ておりましたが、多良間村の簡易水道事業の広域化についてであります。私は、多良間村は確かに離島のまた離島というハンディであると思うのはわかります。しかし、下地村長は施政方針でも国の三位一体改革で一層厳しい財政運営を見せ、地方自治の原点に返った思い切った改革を断行し、自立の道を切り開いていく覚悟であると強調しております。こう言っておきながら、予算編成が済むや、宮古島市の水道局との広域化を要請するということは、私に言わせれば本当に思い切った財政改革の断行を行っているのか非常に疑問視をします。今私たち宮古島市も大変厳しい状況にあります。私は、この問題は宮古島市の水道局として存続するのか。それとも合併前の企業団としていくのか。それが大きなかぎになると思います。市長にこの辺についてどうするのかまずご答弁をお答えしたいと思います。

次に、農業振興についてであります。これも先程から何回も出ているようですが、これは私はまずサトウキビの見直し制度についてであります。この問題については、3月定例会より何人もの同僚議員からも質問が集中してきました。そこで、その後どのように進んでいるのか市長にお伺いをします。私は、3月定例会で、これは政治的折衝だと、大変重要であると私は市長には言ってまいりました。その後これは市長に答弁を願います。市長として県、国との調整に何回ぐらい要請あるいはどのような形でこの折衝に行かれたのかを答弁を願います。

次に、家畜の不法投棄問題についてであります。最近の家畜の不法問題等は今に起きた問題でないと私は思います。家畜を飼う農家にとっては、今まで何度も経験していると思うんです。それを行政は見ないふりをしてきたと考えられます。しかし、行政が条例をつくり、厳しくなったから今度の問題に発展したんじゃないかと私は思います。そこで市長にお伺いしますが、行政として畜産の振興を進めるためにも、処理施設あるいは何らかの形で処理施設をつくるべきではないかと私は思うんですが、市長のお考えを聞かせてください。

次に、教育行政についてであります。奨学金制度の凍結見直しについてであります。私はこの奨学金制度については、3月定例会でも申し上げました。その中で、当局は合併協定でも奨学金制度については、新市でも実施するということが話し合われているので、今財政的理由で一時凍結しているということでありました。これを解除するような努力をすることが一番いいと考えていると答弁しておりますが、この後はどのように進んでいるのか。その後の解除に向けてのどのように努力しているのかをお伺いをします。

次に、奨学金の各支所の未納金についてであります。これは、平良地区で391万7,000円、城辺地区で2,193万3,000円、下地地区で508万5,000円、伊良部地区で1,616万円、合計で4,709万5,000円でありました。その後徴収はどういうふうになっているのかお伺いをします。

次に、トゥリバー地区売却問題についてであります。今さっきも前川議員からありましたが、私は私なりの考えで話したいと思います。この件については、私は初めてであります。いかに宮古島市が期待し

ているかがわかるような気がします。あれだけの大金をかけ、そしてそれが売却もできない。今後あれだけの施設や土地を宮古島市が維持管理するにも大変だと思います。実際に手すりの腐食等が進み、さび始めているのです。施設については、老朽化が進んでいると思うのですが、そうすると売りにくくなるのは当然です。この件については、宮古島市になってから一般質問だけでも私が数えただけでも8回も質問されています。この問題がいかに宮古島市にとって重要かということなんです。そこで市長にお伺いをしますが、新市になってから何回ぐらい売却に向けた活動をしたのか。市長の答弁をお願いしたいと思います。

以上、答弁を聞きまして、再質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

砂川明寛議員の質問にお答えします。

移動市長室とその意義でございますけれども、移動市長室の実施は私が直接各庁舎に出向きまして、部局、支所の抱える課題、懸案事項、要望等を聞きまして、議論し、解決していくことで、よりよい行政サービスを確保していくことに意義があると考えております。本年度も下地庁舎、上野庁舎、城辺庁舎で既に実施しておりまして、各支所における指定金融機関の問題あるいは公印の取り扱い、支所機能の充実等さまざまな課題も出されております。既に解決した問題もありますし、解決に向けて努力しているところもあります。

各支所からの要望にどのように対処するかということでございますけれども、各部局、各支所からの要望については、短期間で対応できる事項、調査、研究の必要があるという事項など、大所高所から判断すべきものであろうかと思っております。したがって、個々の内容によってこの対処の方法が違ってくるものと思っておりますが、いずれにしましても、その内容を十分に議論して対処してまいりたいと考えております。

家畜の不法投棄ですけれども、畜産振興を進めていく中で、マスコミ報道にもありました一部の農家による不法投棄は残念でなりません。市といたしましても、子牛の死骸は適切に処理しなければなりませんので、関係機関と連携して指導を徹底していきたいと考えております。それとあわせて、現在どの処理方法がよいのか検討しており、焼却施設の設置あるいはコンテナ輸送で沖縄本島での処理など、コスト的にどちらの処理方法がベターなのか検討をしております。いずれにいたしましても、不法投棄をなくして、環境保全を保ちながら畜産振興を図っていきたいと考えております。

他のことについては、担当をもって答弁いたさせます。

（議長、休憩申し上げます）の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時58分）

再開いたします。

（再開＝午後2時58分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

サトウキビ増産プロジェクトの一員でありまして、その中で対応しております。JAあるいは糖業振興会等が現在要請を行っております。本市においては、関係団体要請を行っていることについて調整を進めております。また、農業振興会としてもそのような調整をして、国の制度に対応していこうということで

あります。

◎総務部長（宮川耕次君）

人事異動におきまして、管理職退職者の後任については、主幹等で補充するという方針だったけども、そうできたかというご質問です。確かに18年度組織機構の見直しの考え方としては、そのような後任は不補充とするとかです。方針を立てましたが、現実にはいろんな新設課やプロジェクトチーム等々の配置の中でですね、必ずしもこれできたとは思っておりません。したがって、こういった全体の組織機構の見直しの中で、引き続きこの問題については対応していきたいと、このように考えております。

◎教育部長（長濱幸男君）

砂川議員の奨学金制度についてお答えをいたします。

奨学金制度につきましては、新規貸し付けが現在ストップしておりますけれども、借りている大学生につきましては、卒業するまで継続してお貸しするというのを今続けております。それで、現在貸し付け継続中の学生が平成19年度には完了いたしますので、それで平成20年をめどに新規貸し付けができないかどうか。財政当局と協議を進めてきたところであります。

◎教育総務課長（松岡日出雄君）

奨学金の各地の徴収状況についてお答えをいたします。

平成17年度の決算で滞納分現年度を含めまして、徴収状況は次のとおりとなっております。平良地区で調定額629万7,500円に対し徴収額が135万円、徴収率が21.4%、城辺地区調定額2,675万8,000円に対し徴収額が226万5,000円、徴収率8.5%、下地地区調定額1,896万5,000円に対し徴収額669万円、徴収率が35.3%、伊良部地区調定額2,288万円に対し徴収額278万円、徴収率が12.2%となっております。全体で調定額7,490万500円に対し徴収額1,308万5,000円で、徴収率17.5%となっております。

◎水道局次長（砂川定之君）

多良間村簡易水道事業と宮古島市上水道事業の広域化についてでございますが、広域化を推進するのかわからないのか。推進するとすればどのような方法がよいのか。これから勉強を重ね、検討してまいりたいと思います。

◎土地対策局長（狩俣照雄君）

トゥリバーの売却状況についてのご質問でございます。これまでの活動はどういうふうな方法でしてきたのかということですが、これまでですね、アドバイザーとの情報の交換とか、専任媒介契約者が企業へアプローチをすとか、インターネットによって情報の発信をしているような状況でございます。昨年の10月合併してから20社近くの企業が視察に来ております。ただ、まだ現時点まで企画書の提出がなされておられません。売却問題につきましては、先程前川議員の方からも質問がございましたけれども、これからどういうふうになればよりスピーディーに契約までこぎつけることができるということになりますと、これまでの方法を見直していかなくてはいけないというふうなところがございます。そこで、先程成功報酬のお話もございました。これは、もちろん議会の皆さん方の協力も得て初めてできることですから、ぜひこの辺でもですね、検討していきながら、また議員の皆さん方にも理解を求めながらいきたいというふうに思っております。

（「答弁漏れがある」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時04分）

再開します。

（再開＝午後 3 時04分）

◎総務課長（與那嶺 大君）

職員の定数管理の計画とそれから合併後の職員の数、そして退職者の数、管理職の数はどうなっているかというご質問がございました。

最初に、職員の削減計画についてお答えいたしたいと思います。職員の削減計画につきましては、合併時に策定されました新しい島づくり計画の財政計画の中で示されてございます。その中で、15年後に職員数を500名に持っていくということが明示されてございます。これは、合併前の消防や水道局などの職員が含まれてございません。つまり普通会計の職員のみ削減計画となっております。そのようなことから、現在この合併協定でできた合併の計画の中でできた職員の削減計画、全職員を対象にした新しい削減計画ということで検討をしてございます。この計画は、市民参加の行政改革推進委員会、その中で意見あるいは提言等を踏まえまして、行政改革推進本部において決定することになっておりますので、市民の声を十分に聞きながら、財政状況などを勘案しながら策定していきたいと思っております。いずれにしても、合併協定の計画よりは早目の削減計画を策定していくようにしたいと考えてございます。

次に、合併時と現時点での職員数でございますが、合併時で1,044名、平成18年の4月1日現在で1,028名になってございます。16名の減でございます。

それから、管理職の数でございますが、合併時で138名、4月1日現在で138名、同数でございます。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時08分）

再開します。

（再開＝午後 3 時08分）

◎総務課長（與那嶺 大君）

大変申しわけありません、答弁漏れがございましたので。

新規採用者についてお答え申し上げます。6月現在、今日現在で10名でございます。内訳としましては、採用試験合格者で9名、それから教育委員会の指導主事1名となっております。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時08分）

再開します。

（再開＝午後 3 時08分）

◎総務課長（與那嶺 大君）

管理職で退職されました人数としましては12名でございます。それから4月1日で昇任した管理職の

人数も12名でございます。

◎砂川明寛君

それでは、再質問を行います。

これは、同じぐらいの自治体の県内の職員の数、それに管理職者の数なんですね。ちょっと読み上げます。名護市で人口5万8,725人、職員の数608名、それに糸満市これが5万7,436人、そして職員の数が479人、そして部長級、次長級、管理職の数が全体で76名、豊見城市が人口5万3,502名、そして職員の数375名、そして管理職者の数が49名、そして我が宮古島市が5万5,911人の人口で、職員の数1,028人、そして管理職の数が138名です。何を私が言いたいというのはね、私たち宮古島市のいわゆる経常的経費というのはですね、要するに一般財源の323億5,000万円余り、そして経常的経費というのが207億、実に64%なんですね。そして、その中で人件費だけでも76億1,000万余あるんです。23.9%、私はこれ非常に憂慮すべきことで、今職員の数を見ても、12名の管理者退職の中で、12名をまた管理者に出しているんですね。こういうこと本当に私はこの職員の数から見て、今から本当に15カ年かけてこれをやる。これ大変なことだと私は思いますね。そして、今同規模の都市と比べてみても、物すごく多いんです、職員の数。この辺についてももう一度市長、市長ですよ、市長の見解をお願いします。どう思うのかね。どういうふうにやっていきたいのか。

次に、多良間村の簡易水道事業の広域化の問題についてでありますけれども、もし例えば広域化した場合、この宮古島市にとってどのようなメリットがあるのかね。そして、ないならいいですから、その辺についてももう一度お聞きします。

次に、農業振興について、サトウキビの制度見直しについてですけれども、私は去る5月の29日に国会議員の自民党農林部会の西川国会議員の先生やそして農林水産部会の部会長の近藤基彦先生とこのサトウキビの制度見直しについて意見を聞くことができました。そのときに、政府は新価格制度については決まっているんですが、支援についてはまだ決めていない。これから調整するとおっしゃってありました。私は、まだ決まっていないからこそ早急な対策を講ずるべきだと思うんですね。政府が決めてからでは遅いんですよ。ですから、何らかの形でこのサトウキビの価格見直しについては、支援金についても何らかの形でこの市で声を上げるべきだと。そして、市長を初めとして、私は何か要請活動をすべきじゃないかと、まだ決めないうちに。そう思うんです。これについてももう一度市長の見解をお願いします。

次に、不法投棄問題についてであります。ちなみに牛の場合は24カ月以上の牛で病気で死んだ場合、農家の負担金で県宮古家畜衛生保健所で処理できるそうです。しかし、24カ月以下になっては、処理はできないと聞きました。しかも、牛の場合は産業廃棄物として取り扱われるそうです。ですから、不法投棄問題はさらに今から多くなると私は思います。ですから、何らかの家畜農家への処理を図らなければ不法投棄は必ず出ます。ですから、将来に向けてですね、行政の手で考えなければならない問題であると思います。この辺についてももう一度市長にお伺いをします。

次に、教育行政についてでありますけれども、これは奨学金凍結見直しについてですけれども、これは私は3月定例会の中でも再三申しました。そして、今解除に非常にネックになっていることは、各市町の未納金があるということだと私は思います。ですから、未納者を十分に把握しているのか。そして、いつごろそのめどがつくのか。そして、徴収計画がつくのか。その辺についてももう一度答弁をお願いします。

次に、トゥリバー売却の件についてであります。これは3月定例会の会議録を見てお聞きいただけますけれども、最近の景気上昇に伴い、売却に向け条件はよくなっていると。そして、17の企業から視察に来てみると、そういうふうなことが書いてあります。これは早急に、まだまだ売れないということは、何にも営業活動をしていないのか。そして、もう一つお伺いしますが、この巨大なトゥリバー地区の売却というのは、1年間にどのぐらいの経費を使い、そして年間にどのぐらいの管理費がかかるのか。職員の賃金もそうですね。その辺についてもう一度お伺いをします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮古島市が同規模の市に含めて職員数が多過ぎるといってご指摘でございます。まさにそのとおりでございます。議員のおっしゃるように名護市、糸満市、石垣市などは、大変少ない数でございます。これは、現在宮古島市は合併したばかりでありまして、しかもそういうところが抱えていない消防でありますとか、あるいは水道事業団、そういうものも吸収してこの人数になっております。したがって、これを早急に人間を減らしていくという計画も立てておりまして、専門部会幹事会等でもそのシミュレーションを今つくり直しております。あと15年間で1,044名を600名まで減らしていこうという計画を一応持っております。それに従ってきっちりと職員削減をして経費の削減につなげてまいりたいと思っております。

サトウキビの新政策でございますけれども、農業振興会としてもJAあるいは糖業振興会などと一緒に、国に対して要請を行っておりますし、これからも継続して要請を行ってまいりたいと考えております。

家畜の不法投棄については、宮古島で焼却施設を設置するのがベターなのかあるいはコンテナ輸送がいいのか。そのコスト等を今検討をいたしているところでございます。

◎水道局次長（砂川定之君）

水道事業の広域化によるメリットはどうかということですが、実は5月の29日付で要請を受けまして、まさに推進するのかもしれないのかのスタートラインに今立っていると思います。そういうことで、これから勉強を重ねながらメリット、当然デメリット等についてもですね、勉強を重ねながら推進していくのかいかないのか検討してまいりたいと思っております。

◎土地対策局長（狩俣照雄君）

トゥリバー地区のこれまでの活動についてのご質問ですが、これまでですね、東京の方で関係企業を集めて説明会を一応持っています。それから、なぜ売れないかというふうなことでですね、インフラ整備が進んでいない関係もあるだろうというふうなことで、早期のインフラ整備を進めてきた経緯もございます。市の我々のノウハウというのは、企業に対して乏しいところもございまして、ただ我々はアドバイザー、それから専任媒介契約者などを通してですね、これまでも企業に対してのアプローチをしてございますから、これからより正確なまた契約方向に向けてですね、努力してまいりたいというふうに思います。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時23分）

再開いたします。

(再開＝午後 3 時23分)

◎建設部長（平良富男君）

トゥリバーの維持管理について答弁いたします。

現在補助事業で整備中でございます。トゥリバー全体としてまだ供用開始されていませんので、この管理費は支出はしていません。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 3 時24分)

再開いたします。

(再開＝午後 3 時25分)

◎建設部長（平良富男君）

さびの部分については、状況説明かなと思って聞いておりましたので、このトゥリバー地区マリーナの防波堤はですね、国が施工して、平成10年に管理委託契約をして現在市が管理しております。国の方もですね、そのさびどめ等の耐久性についても十分配慮して施工してきておりますけど、七、八年ぐらいで予想外に塩害によるさびが進んでいるということになっております。現在ですね、このトゥリバー全体の供用開始がまだですので、その補修等については、予算の関係上もあってまだやっていませんけど、全体の供用開始に向けてですね、対応していきたいと思っております。

◎教育総務課長（松岡日出雄君）

滞納者の人数についてご報告申し上げます。

平良地区で滞納分で11名、現年度分で9名、それと城辺地区、滞納分で48名、それと現年度分12名、そして下地地区、滞納分6名、それと現年度分12名、伊良部地区で滞納分23名、現年度分14名となっております。

奨学金の徴収については、これまで同様督促状の送付、それと電話による督促、それと個別訪問の回数をできるだけ多くして、徴収率の向上を図ってまいりたいと思っております。

◎砂川明寛君

最後になりますけども、職員の適正計画がですね、今後見直しをしなければ本当に義務的経費というのが物すごくかかるわけです。ですから、この行革の本当の意味でもある職員の適正化というのは、本当に今から一番考えなきゃいけないことだと私は思うんですね。今後は国の新型交付税などの押しつけで、約30億ぐらいの交付税を減額してくると言われております。我々自主財源の少ない宮古島市は、交付金や補助金が減額されると、本当に再建団体になってしまうんじゃないかと私は心配しているところであります。ですから、市長何とかそういうふうにならない前に、この大きな課題をこの宮古島市のためにぜひとも生かしていきますことを切に願うものであります。

次に、多良間村の簡易水道事業の広域化についてでありますけれども、いずれにせよ、この場で論議を出すものではないと私も思うんですが、いずれにせよ、市長は議案として提出する日が来ると思っております。そのときに本当に市民が納得いくような話でなければならないと私は思います。これについてはもう一度市長のご答弁を求めます。

次に、サトウキビの制度見直しについてでありますけれども、今からの折衝は、まさしく市長、あなたの腕次第に相当かかっていると私はいると思います。ですから、JAや工場、その辺をまず考えずに、まずみずから積極的に取り組んでいかなければ私はこの問題は解決していかない。そして、宮古島市の農業をどうしようかというのは、ここにかかっているんです。ですから、もう一度この辺についてご答弁を願います。

不法投棄の問題についてでありますけれども、家畜の不法問題については、いずれ必ず行政が考えなければならない問題になってくると私は思います。特に今畜産業は非常に値段が高く、活気がある産業でありますから、行政としてのサポートもぜひ必要だと私は思いますので、これについては答弁は要りません。

次に、トゥリバーの問題でありますけれども、このトゥリバーの問題は本当に今からいかに重大なものが来て、台風とか、いろんなものが来て、施設管理に大変戸惑うと思うんです。できたら早急な形で売っていかなければ私はこの維持管理は大変なことになってくると私は思います。ですから、ぜひとも計画を立てた、そして売却をしていただきたいと考えておりますので、この辺についてももう一度見解を求めます。

見解を聞きまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

サトウキビについては、農業振興会長として先頭に立って要請に努めてまいりたいと考えております。

また、多良間との水道事業については、今考えられている選択四つほどありますので、それを勉強しながら進めていきたいと考えております。

◎土地対策局長（狩俣照雄君）

トゥリバーの売却につきましては、早期に売却できるよう努力をしてみたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

砂川明寛君の一般質問は終了いたしました。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時 33 分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時 38 分）

この件につきましては、休憩時間中に資料を確認をして提供していただきたいと思いますが、当局いかがですか。大丈夫ですか。

（「はい」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

大丈夫だそうですから、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

15分休憩して、直ちに再開いたします。

（休憩＝午後 3 時 38 分）

再開いたします。

（再開＝午後 4 時 00 分）

◎新城啓世君

休憩に続きまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

久々に明るい話題がけさの新聞に載っていましたが、スポーツアイランドに加えて、エネルギーアイランドとして宮古島がまた脚光を浴びることになるようでございます。しかし、最も大切な市長の掲げる健康アイランドの影が薄れているようで、ちょっと市民の間に元気がなさそうな気がいたしますけれども、先程市の管理職の数字について、いったん調べないとわからないというふうな話が出ました。ちょっとお寒い感じのする執行部について寂しく思います。頑張ってくださいと思います。

一般質問を行います。まず、市長の政治姿勢について及び財政問題等についてお伺いしてまいりたいと思います。昨年12月の定例議会に始まって、2月の臨時議会に続き、3月定例議会で提案した助役の2人制案は反対多数で否決されました。否決に至るまでに市長は、助役2人制必要論を次のように述べておられます。合併後も地域住民のサービスを落とすにはいけないとの考えがある。旧市町村では敬老会などの行事に首長が出ており、できない場合には三役が出席している。地域とのつながりをしっかりやるためには助役が2人必要。まず、敬老会など地域行事に市長にかわって出席するには、2人の助役が必要だと述べたものの、これでは説得力に欠けると見るや、次に市長に当選したら助役2人制で取り組むことを決めていた。特命を受けた助役が2人おればトゥリバー地区の売却、伊良部架橋などの諸課題や事業の進捗にも十分効果があると事業推進のための必要論をつけました。あの手この手で助役2人制の必要論を解いたものの、結局世間の常識として絶対的多数の反対を受け、3度の上程もあえなく否決されました。そこでお伺いいたします。助役が1人しかいない今、地域住民サービスにどのような影響が出ているのか。また、市民からの苦情はあるのか。トゥリバー地区の売買、伊良部架橋の取り組み、葬祭場やごみ焼却炉等のプロジェクト等にどのような影響を与えているのか。

次に、助役2人制は私の信念とまで言い切り、否決されても上程すると執念を見せたものの、結局3度も否決された市長は、新聞インタビューに答えて、いわく次に提案するかどうかは今のところは白紙、6月議会まで考えると述べておられます。今議会には提案されておりませんが、助役2人制に対するはっきりした市長の方針をお聞かせいただきたいと思います。

次に、人事の適材適所についてですが、市長は平良市時代、トゥリバー埋立地を売るためと称してシリコンバレー出身という才媛を特別採用いたしました。結局この有能な方は何一つ市に貢献することなくやめてしまいました。やめた理由を当局は結婚のためと答弁しましたが、結婚したらやめなくてはならない人が採用されて、半年そこらでやめられた市長の人事に問題はなかったのか。また、環境問題の専門家として、特別採用した職員は環境条例制定がとんざすると、なぜか国際協力機構の派遣職員としてアフリカケニアからるんだよりを市の広報紙に載せております。今こそ新市の広域的環境行政に必要な人物であるはずですが、これも何のための人事だったかという疑問が出てまいります。さらに、本市唯一の博士号所持者も専門が生かせるような部署についているとは考えられません。そこで、伊志嶺市長の人事について2点お伺いいたします。

下地支所では、班統合で職員減になり、事業執行が困難という職員の苦言に対し、市長は班統合で苦言はよくわかるが、人を増やせる当ては全くないと答えております。同規模自治体のほぼ1.5倍の職員を擁しながら、職員不足はあり得ないと思いますが、なぜ業務遂行上職員が足りないというのに余っているは

ずの職員を抱えながら人を増やせる当ては全くないと言われるのか。

もう一つは、平良市長の人事手法を宮古島市長になってからも人事を伴う助役案件や教育委員人事案件がことごとく否決されたことからしても、宮古島市のこのような実態は適材適所の人事を行っているとは言えず、行政運営に支障を来しているように思いますが、人事手法に問題点、間違いはないのか。市長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、宮古島市行政改革推進委員会委員長が辞任されました。新聞報道によると、同委員会が提言した福祉保健部の平良庁舎移転に対して当局が時期尚早としたため委員会を軽視したとして辞任したことになっております。委員長は、辞任の弁で合併協議で決めたことを尊重するならそれを徹底的に実施してみて、そこで壁ができたときにどうするかということならばそれでよい。何が壁なのかを示さずに、審議した結果をだめだというなら、委員会は要らないと話しております。そこで伺いますが、行政改革推進本部長を務める伊志嶺市長の諮問機関としての同委員会の提言はどの程度の重みを持つのか。

二つ目に、市長は委員への委嘱状交付に当たって、新しい宮古島市の組織機構のあり方、財政健全化に向けて積極的に提言してほしいと述べ、また行政改革大綱案を委員長に諮問するに当たっては、市側は特に組織機構の早急な見直しが求められていると述べ、早期の答申依頼をしております。今回のあり方は、諮問しておいて、答えが返ってきたらそれはまずいとなると、市長が組織機構のあり方見直しの早急な積極的提言を求めたことは何だったのかという疑問が出てまいります。ご見解をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、委員長辞任を受けて、副委員長を委員長代行に立てて審議を続行させようとしたようですが、このような諮問委員会の委員会運営についての市長のご見解をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、行革推進委員会の委員構成ですが、15名の委員のうち、旧町村部から各1人、4人は残り11名は旧平良市在住者となっております。これは、きのう新しい委員会委員長も決まったようですけれども、これはその前の委員の構成ですから、委員個人々人に対しては全く他意はございませんが、どのような観点からこういった委員構成になったのか。

次に、そもそも分庁方式は合併に伴う住民の痛み分け、つまり住民にとってはどこかで住民サービスの低下が発生することは予想されたわけですが、市長みずからが合併協議会の会長としてまとめ上げた分庁方式が半年そこらで問題化することは、分庁方式は失敗ということなのか。城辺庁舎での福祉行政の市民サービス向上を図る手だてではできたのかをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、特命部長制度についてですが、五つの自治体が合併すれば、管理職が多くなることは避けられなかったわけです。船頭多くして船進まずで、すべての宮古島市行政が停滞しているように映ります。そこで伺いますが、先程から問題になっています懸案のトゥリバー、そして葬祭場、特に担当課が悲鳴を上げているごみ焼却炉等早目に取り組まなくてはならない課題に対し、しかるべき責任を課した特命部長制度が設けられないか伺いたします。一生懸命頑張ったでは責任を果たしたとは言えません。

次に、昇任試験の実施についてですが、新市における職員構成は、旧市町村における役職が横滑りしたことが管理職の多さにつながっております。今後職員の奮起を促すためにも、能力主義を推進するためにも、職員の昇任試験、適性試験等を実施する考えはないのか。見解をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、合併に伴う給与引き下げで裁判闘争にも発展しかねなくなった社会福祉協議会伊良部支所職員給

与問題ですが、その経緯と今後の市の対処の仕方につきましてご説明をお願いいたします。

次に、市が財政難を理由に消防本部職員の休日勤務手当をカットしたとして問題になっております。これは、カットというのは明らかに労働基準法違反ではありますが、市民の生命、財産を守るために休日出勤した消防職員の手当カットは、隊員の士気にも影響を与えかねず、特に有事の際には危険と背中合わせの職務であることを考えても、しかるべき配慮が必要と考えるが、今後どのように対処されるおつもりかお聞かせいただきたいと思ひます。

財政再建につきましては、後段の方でお伺ひいたします。

次に、指定管理者制度についてお伺ひします。同じ目的でつくられた施設でありながら、一方は指定管理者制度で職員を常駐させ、一方では役所の担当課が管理するというあり方に疑問を感じております。合併前の運用の違いがあつたにしても、施設の運用はその施設の目的にかなうような運用の仕方が求められ、そのための指定管理者制度が平等に適用されなければならないと思ひますが、当局の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

宮古島市多面的交流施設、宮古島市民宿キャンプ村は、民間法人組織が委託料なしで管理するが、このような施設の概要からすると、指定管理者は公募が望ましいように思ひます。指定するに当たつての選定要件基準等についてのご説明をお願いいたします。

それから、2年後には指定管理者制度によってNPOに管理を委任する予定という源河ビル、西里福祉交流センター、耳なれない施設ですけれども、についてお伺ひします。この建物の運営については、市は平成20年度以降行政財産として設置条例を制定、指定管理者制度によりNPOに管理を委任することになっているが、なぜ最初から行政財産にしなかつたのか。普通財産にしなかつた理由を説明していただきたいと思ひます。その法人と市との無償貸付契約書を添付することを条件に銀行融資を受け、設備投資を行ったというが、その法人ですね、契約期間は平成21年3月31日までとなっております。しかし、市の運営方針としては、契約期間中の平成20年度以降は行政財産に種別がえし、指定管理者制度でNPO法人に管理を委任することとなっております。次の契約者が別のNPOになつた場合、銀行融資を受けた施設の撤去が求められることとなりますが、無償貸付契約の既得権が発生するのか。

次に、NPO法人『萌え』の代表理事は、市長とどのような縁戚関係なのか。また、宮川耕次氏の監事就任は問題ではなかつたのかにつきましてご説明をお願いします。

次に、合併特例債事業についてお伺ひいたします。合併特例債の対象となるのは、新市の一体性の確立、均衡発展のための広域的事業が条件となっております。市は、合併特例債を活用して行ふ予定の事業に、ごみ処理施設リサイクルプラザ事業、葬祭場整備事業など、15事業を挙げております。そこでお聞きしますが、これらの当初計画の特例債事業の進捗状況についてご説明を求めます。

次に、市長は伊良部への送水事業を合併特例債で考えておられるようですが、水道事業はもともと独立採算でやってきたわけですから、特に今後の課題となる多良間村との水道事業の広域化を考えた場合、水道事業は合併特例債でやるにはふさわしくないと考えます。公営企業、つまりもとの企業団への移行も含めて、市長のご見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、伊良部架橋建設で歩行者道区分がなく、歩行者の安全が問題視されておりますが、これについて市長は片方に歩道ができると思っていたが、これから県に確認してみますと述べております。これは

1月の26日の談話でございます。この歩道問題はどうなっているのか。県の関係筋からの話ですけれども、別のメニューでできるかもしれないということですが、県の管轄事業ですから、当然県が行うのが筋ですけれども、もし県の事業として対応できない場合、特例債事業の範囲が狭められている中、広域的事業として歩道を分離、合併特例債は使えないのか。

それから、特例債事業としてスポーツアイランド事業の一環として、世界規模の車いすマラソン大会ができるぐらいの道路網の整備はできないのか。

それから、次に申し上げることは質問というよりも、提言としてお聞きいただきたい。同じく伊良部架橋を単なる道路ではなく、付加価値をつけるために橋の中央部に民活を導入した道の駅、駐車場つき展望台の併設はできないか。

それから、市の均衡発展を図るためには、島の東部開発に視点を向けなければならないと考えますが、下地地区、咲田川の下流域、池田橋上方に人工湖の建設、宮古本島のほぼ中央、地盛の高台に総合庁舎の機能をあわせた宮古島シンボルタワーの建設、保良地区の海上保安庁施設跡にヤギ、宮古牛などの観光牧場農園の建設、同じく昔漁村として栄えた保良地区での漁業振興による観光市場の復活、それから福井県東尋坊の海岸遊覧船観光に倣って、七又海岸からの覧岸線の遊覧船観光開発など、こういった事業の特例債事業との検討はいかがか。

それから、今月から合併特例債事業に係るヒアリングが県と始まる予定になっていたはずなんです、これはどのように進められているかもお聞かせいただきたいと思います。

それから教育行政についてですが、就学援助、これは国の補助事業のようです。家庭の経済的理由から学用品費や給食費などの就学援助を受けている児童生徒数の割合が宮古島市では9.36%と出ております。その内容についてのご説明をお願いいたします。

また、那覇市や宜野湾市が17%を超え、沖縄市は県内市町村で最も基金残高が高いと言われながら22%、大阪市に至っては27%という高い支給率を示しております。このことは、就学援助を受けたいけれども、受けにくいという地域性から、宮古島市にはまだまだ受けなくてはならない児童生徒が存在していると思いますが、実態について把握していらっしゃれば説明をしていただきたいと思います。

それから禁煙教育、県は5月31日受動喫煙防止を推進するために、禁煙分煙認定制度をスタートさせました。人が多く集まる施設を対象として、敷地内完全禁煙認定施設、施設内完全禁煙認定施設、分煙認定施設の3区分に分け、福祉保健所が認定書を交付する制度ですが、一つ、受動喫煙の最も悪い例として、幼児を車に乗せて喫煙する若い母親が増えております。また、これから子供を産み育てるはずの若い女性たちの喫煙を見ると、将来の宮古の子供たちの成長が心配になってまいります。喫煙が有害であること、胎児にとっても弊害が大き過ぎることからしても、特に女性や母親に対する禁煙教育が必要と考えるが、100歳への挑戦を掲げる宮古島市、教育の島を掲げる宮古島市がどのようなご見解かお聞かせいただきたいと思います。

関連しまして、宮古島市の学校施設を含むすべての庁舎について、市長はどのような施設認定、完全禁煙等ですね、施設認定を申請されるかもお聞かせいただきたいと思います。

生徒のこの昨今の事件につきましては、前川議員に対する答弁がありましたので、これは割愛させていただきます。

次に、環境行政についてお伺いします。去る4月19日宮古島リハビリ温泉病院が白川田水源などの地下水の水質及び濃度の異常上昇は同病院の温泉排水にあるとされたのは、科学的根拠に乏しいとして、市に対し温泉排水と濃度上昇の因果関係の原因の調査、信頼の回復を要望しました。同病院は、独自の調査で温泉排水と濃度上昇の因果関係は検証されていないとして、一方的に犯人扱いされ、はかり知れない損害を受けた。信用が落ちたままの状態にしておけないとして、信頼回復のための要望書を提出しております。市は、病院側のこの信頼回復要請に対し、市の地下浸透中止要請は法的強制力はなく、また一方的な強権的な行政指導も行っていない。病院側は自主的に地下浸透処理を中止したことについては感謝しておりますと回答しております。しかし、この問題は結果的には病院側は市の要請によって、流域外排水を強いられたわけですから、市がこれから立ち上げるという専門家による学術検討委員会で、もし因果関係が病院の排水ではないということが明確になった場合、流域外排水のために要した費用、信頼回復等を含め、損害賠償問題に発展するおそれがあるが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

以上、答弁を受けた上で再質問いたしますので、よろしくお祈ひします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

新城啓世議員の質問にお答ひします。

助役2人制についてでございますけれども、これは私の信念でありますので、頭の中にまだありますけれども、現在は凍結です。

人事の適材適所についてでございますけれども、議員ご指摘のように各部署あるいは支所から職員不足の声が上がっております。類似団体、名護市に比べれば大変多い職員数がありながら、これが声上がるということは、まだ十分に合併後の機能が果たされていないということがあろうかと思ひますので、これから事務量に合った職員の配置をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

塩素イオン濃度の上昇でございますけれども、温泉排水と地下水質の因果関係は不明な点が多いものの、旧上水道企業団で行った調査や地下水門の形状などの既存資料からは、水源地に影響が及ぶ可能性がないと判断できませんでしたので、昨年2月温泉排水地下、浸透の中止を要請いたしました。もとより温泉施設は、社会的にも、経済的にも地域に貢献するものであり、関連法規上問題がないと認識はしております。病院が地下水保全に配慮して自主的に流域外排水をしていることは深く感謝をいたしております。現在地下水の専門家による学術調査委員会の設置を今準備中でありまして、既存資料や調査報告の再検証を行った上で、原因究明を行ってまいりたいと思っております。その結果が出ておりませんので、病院に対する対応は考えてはありませぬ。

他のことについては担当をもって答ひさせます。

◎助役（下地 学君）

職員の昇任試験の実施について、実施する予定があるかどうかということなんですが、地方分権が進展する中、高度化、多様化する住民ニーズに即応するためには、議員ご指摘の職員の昇任試験の実施は、人事の活性化や職員のやる気を触発することや有能な職員の発掘、より質の高い市民サービスを提供する上で大変有効な手段だと思ひます。導入するかどうかについては、他の市の状況等も踏まえながら、今後検討してまいりたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

質問事項が多岐にわたりますので、漏れがあるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

まず、行政改革推進委員会の役割についてですが、委員会ですね、前委員長の辞任ということで、その理由などについてのご質問がありました。いろいろこちらですね、本意じゃないところがありまして、委員会の意見や提言……

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後4時28分)

再開いたします。

(再開＝午後4時28分)

◎総務部長（宮川耕次君）

このですね、行革の15名なんですけれども、それぞれ旧町村と旧平良市ということですが、これは地域別、男女別、年齢等考慮しまして、一応は人選しておりますが、中でも旧平良ですね、非常事態宣言を行いまして、そういったちょっとした経験もあったものですから、何名かはそういった方々も残したという事情がございます。

それから次に、特命部長制についてですが、これは議員ですね、ご提言にもありますように、いろんな部長とか、管理職……

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後4時29分)

再開いたします。

(再開＝午後4時29分)

◎総務部長（宮川耕次君）

私は、実務的な面だけお答えしたいと思います。市長はですね、行政組織規則の中で、特定職の設置ということで、第8条で参事とかですね、あるいはまた主幹とかいうことで特命事項という形でですね、今の市長からあるいはまた部長からの職命を指示されてですね、仕事をしておりますので、そういう形で仕事をしております。また、部長は全体の総括という役割を担っております。

次に、指定管理者制度についてです。『萌え』ということのご質問がありました。一つは、私役員のリストに載っておりましたので、それについてのご質問がありました。私は、当時企画室長をやっておりまして、旧平良時代でしたけれども、企画室で行政とNPOのですね、新しいNPO法律ができて、行政とそういったNPO活動がですね、市民と言ってもよろしいんですが、協働ということを考えておりまして、その中で特別に役所の職員がNPOにかかわってはいけないということはありませんので、一応申し出がありましたので、名前をそのように引き受けた経緯がございます。ただ、その後私役職をかわりましたので、部署がかわりましたので、まずいということで、申し出をしまして、一応辞任したいきさつがあります。

それから、指定管理者に『萌え』をですね、なぜ普通財産にしたかということですが、これにつきましては、この施設はもともとですね、源河朝明さんの強い意思によりまして、平良市に寄贈したいということでした。ふるさとがですね、西里地域なんです、少し空洞化が目立つと。例えば高齢者が著しく進んでいる。そういう中で多機能的な多目的施設を建設した上で、市に寄贈したいという申し出がありまして、そういうことでできればNPOのような組織、市民団体に直接寄贈したいが、それ以上に公共的なところに寄贈して運営はNPOにさせていただきたいというような申し出がありまして、その意思を受けとめまして、一応いろいろ行政が確かに職員を配置して管理していく方法もありますが、その意思に沿った形で普通財産という形に一応いたしました。2年後はどうなるかということですが、まず初めての何せ出来事ですね、NPOも一生懸命やっておりますので、状況を行政としても見守りながらですね、いい形でスムーズな運営ができますようにまた支援をしていきたいと、このように考えております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

追加答弁いたします。

行革推進委員長が前におやめになりました。その理由をお尋ねでございますけれども、その理由は私の議会での答弁が原因です。それは、城辺の福祉部を平良庁舎に持ってきたらどうかという行革の委員会での話でした。私は、これはまだ早いということを申し上げました。それが少し言葉が足りなかったのであって、やらないということではなくて、合併協議の中で話し合われた福祉部を城辺庁舎に置くということが今決められておりますので、今すぐに平良庁舎に持ってくるのは早いという意味のことであります。

それから、副委員長を委員長代行にしようということのご質問もありましたけれども、この推進委員の設置要綱の中で、副委員長は委員長を補佐して、委員長が事故あるときはその職務を代理するということがありましたので、副委員長を一応中心に進めていこうという考えを持っておりました。

それから、NPO『萌え』の代表は私の又従兄弟に当たります。

特命部長でございますけれども、参事の特命事項が行政規則の中で定められておりまして、各部長は総括責任者として特命を受けて対応いたしております。

◎福祉保健部長（池村直記君）

まず、社会福祉協議会伊良部支所の人事問題について、その経緯と市の対処についてということですが、宮古島市社会福祉協議会伊良部支所ヘルパー職員の給与問題につきましては、現在宮古島市社会福祉協議会が合併協定事項に基づきまして、その平準化に努めておりますが、そのことに対し、理事会の決定を不服とし、ヘルパー職員が辞令を拒否する事態が続いております。一時期は裁判による調停を模索していたヘルパー職員側ですが、現在においては法廷の場で争う姿勢も示しており、この問題の長期化を市としては大変懸念をしております。市としては、社協、それからヘルパー職員間で対話による解決が講じられ、一刻も早くこの問題が解決し、地域福祉施策をしっかりと遂行されることを望みます。市としても早期解決に向けて努力するようあわせて申し入れてまいりたいというふうに考えております。

それから、禁煙教育について、女性の喫煙者が増える中でその影響がどのようなことが考えられるかということですが、たばこはですね、多くの有害物質を含むことから、がんやそれから虚血性疾患だけではなく、慢性気管支炎、それから肺気腫、こういったいろんな病気の危険因子となると言われております。また、妊婦の喫煙は低出産体重児や早産の頻度が高くなることや未成年で喫煙を始めた人は、がん

や心臓病のリスクが特に大きくなるという報告もございます。そのような状況の中であって、一たん喫煙を始めると喫煙者に対する禁煙指導は大変難しいところがございます。喫煙が健康に悪影響を及ぼすという認識を広めるためには、幼少期からの喫煙教育が大変重要であるというふうに考えております。こういったことから、学校の養護教諭とそれから保健師との連携を十分に図って、子供たちの教育に努めてまいりたいというふうに考えております。ちなみに参考までにですが、16年度の1歳6カ月児を持つ母親の喫煙状況ですが、12.1%の母親が喫煙をされていると。これは、15年度に比べまして1.6%の減ということでございます。ただ、3歳児を持つ母親の喫煙率が16年度は13.2%ということで、15年度に比べまして4.3%の増ということで、大変憂慮される事態でございます。

それから、ちなみに平成17年度の住民健診による女性の喫煙率4,297名のうち約2.5%の107名が喫煙をしているということで回答がございます。

◎教育部長（長濱幸男君）

就学援助受給率の内容についての説明と、それからもっといっているのではないかな。実態の把握はどうかということについてお答えをいたします。

まず、1点目の就学援助についての実態でございます。平成17年度のことについて、3月1日現在で申し上げます。小学校では要保護75人、準要保護342人、これは全生徒数の割合からいきますと10.7%です。中学校では要保護38人、準要保護198人、全生徒2,176名のうちこの割合は10.8%になります。小学校、中学校で合計でいきますと、653名おりますので、3月1日現在では10.7%となります。議員仰せの9.36については、月日上の幾つかの違いがあると思いますので、私どもは市として実態を把握しておりますのは、3月1日現在で把握しておりますので、この数字になります。

次に2点目に、もっといっているのではないかな。実態把握はしているかということですが、私ども今年の就学援助につきまして、各学校の校長先生方に実態調査として申請をお願いしている途中であります。そして、今6月になりまして、所得証明がとれますので、前年度の。そのための作業に入る予定にしておりますが、学校からの調査によりまして、今年よりもかなり増えているという傾向にあります。したがって、状況といたしますのは、議員ご指摘のように那覇市が就学援助受給率が17%、沖縄市が22%という状況がありますけれども、那覇市がなぜこんなに高い受給率ができるかということは、那覇市が昨年から、平成17年から就学援助に対する規則を設けておりまして、那覇市就学援助規則というのを設けております。この中で準要保護の基準につきまして、生活保護基準額の1.3%までは就学援助としてみなします。準要保護と見ましよう。災害の場合だと、1.8までは見ましようという基準を設けております関係上、多くの準要保護の扶助ができていくということでございます。では、宮古島はどういうことかといいますか、宮古島は準要保護に補助金のありましたときに、文科省から通達などが来ておりますが、それによりまして、国からの補助金の率としては準要保護については7%を補助するという基準がありまして、したがって国の補助金が2分の1ということになりますので、この範囲を一つの目安として私ども運用してきたという事情がありまして、10%前後という形に落ちついているというのが今の状況であります。

◎財政課長（石原智男君）

新城啓世議員の特例債についての質問にお答えしたいと思います。

合併特例債事業の進捗状況についての質問でございますが、宮古島市は平成18年度は合併特例債を活用

して、葬祭場建設を予定しておりました。基本計画とか、実施計画の発注をやるということでありましたけれども、建設予定地がまだ決まっていないということもあって、当初予算では合併特例債の計上はありません。ですから、進捗状況はなしということです。

それから、5月中旬に起債のヒアリングがありましたが、特例債についてのヒアリングはもちろんありませんでした。

それから、新城啓世議員の方から特例債事業の検討事案、予算の提案が示されておりますが、合併特例債は合併後の市町村のまちづくりのための建設事業を対象としております。新市建設計画のプロジェクト事業に基づき予算措置された事業に対して充当していく予定でございます。なお、合併特例債の充当率は95%、それから交付税算入率は70%となっております。特例債より高条件な起債としてですね、充当率が100%、交付税算入が80%の辺地債等もありますので、いろいろ事業を見ながら辺地、それから過疎対象事業であれば合併特例債だけにこだわらずに有利な方向の起債を充てていきたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

ちょっと答弁漏れがありました。

指定管理者制度について、原則公募なのになぜ非公募にしたかというご質問です。原則公募という形で指針に定めてありますが、その中でも地域密着型の施設ですとか、福祉サービスの利用者の利益保護が特に優先される施設、あるいは高度な公的責任や専門性を有すると認められる施設等々には非公募のこともできますよということで、あるいはまたその他政策遂行上必要な場合、公募しても適当な団体がなかった場合、緊急な対応が必要となったとき等々には非公募もできますというふうに指針にうたっております。これはですね、指定管理者制度初めての導入でして、これは市民サービスの向上ですとか、経費の節減、そういった意味からの指定管理者制度の趣旨ではありますが、一応今ある施設のですね、陣容、職場の組織とかですね、組織の継続性ですとか、あるいは雇用の安定性、そういったものを総合的に勘案した場合、まず当面3ないし5年間はこれは幅を決めてはありませんが、おおむね現行でいきましょうということで、一応宮古島市としてはそういう方向でいながらですね、2期目といいたまうかね、2期目にかけてきちっとした公募についても検討していこうという申し合わせをいたしました。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時52分）

再開いたします。

（再開＝午後4時54分）

◎総務課長（與那嶺 大君）

消防本部職員の休日勤務手当についてのご質問がございました。消防本部の休日勤務手当につきましては、四つの手当がございまして、特殊勤務手当、夜間勤務手当、時間外勤務手当、そして質問のございました休日勤務手当の4種類がございまして、経過を説明申し上げますと、実は合併前の伊良部町の消防に関する手当につきましては、予算措置のされていない手当がございました。合併後消防本部総務課におきまして、12月補正、3月補正の定例会で補正予算の要求を行いましたけど、満額補正ができない財政状況に

ありましたので、新聞報道でもありましたように、今回の状況となった次第です。予算の範囲内で支給を行う結果となりました。総務課といたしましても、消防本部の担当課との協議や消防本部職員へのですね、説明会も行いましたが、支払う財源が確保できないまま今日の状況に至ったわけでございます。

今後の対応についてでございますが、行政改革大綱の中で職員の給与の適正化の論議がなされることになってございます。その中で特殊勤務手当につきましても、当然議論がなされるわけですから、できれば全職員ですね、特殊勤務手当につきましてもご議論をいただいて、財源の確保に努めていきたいと考えている次第です。

◎**財政課長（石原智男君）**

答弁漏れがありましたので、水道事業と特例債ということで、一応伊良部架橋の水道管の添架による特例債はやらない方がいいんじゃないかというふうな話でございました。その件については、一応公営企業に対する特例債というのはできます。しかし、本来95%の充当率ですけれども、特例債というのはですね。公営企業に対するのは50%しかできないというふうなことで、それをすることによって、一般会計がどういうふうな影響を受けるか、財政事情がまた今後どう変わっていくのかということですね、いろいろな財政状況を勘案しながらやっていくのが今から協議を検討していくのが妥当じゃないかと思っております。一応特例債を充てることは可能であります。

◎**議長（友利恵一君）**

休憩いたします。

（休憩＝午後4時58分）

再開いたします。

（再開＝午後5時01分）

◎**市長（伊志嶺 亮君）**

城辺庁舎の福祉部のあり方については、行革の委員の皆様から平良庁舎に移したらどうかというご提案がありましたけれども、これが今はできないということはさっき答弁のとおりでございます。それにかわる行政サービスをやっているかというご質問でございますけれども、コミュニティバス等を巡回するというを一応考えておりますけれども、今は財政的事情でそれに対応できておりません。

◎**総務部長（宮川耕次君）**

指定管理者制度の中で、一方では直営、似たような施設をですね、直営にしたり、指定管理者にしたりするのはおかしいんじゃないかというご指摘、ごもっともだと思いますが、ただ今さっきもですね、申し上げましたように、これまで委託していた部分の中で、直営していたのは今は余り差がない。つまり委託した部分を中心に直営してですね、それで指定管理者にしてあるということで、これは今後時間をかけまして、もっときちっと精査しまして、ここは直営にした方がいい、あるいは指定管理者にした方がいいという形で、全体を見直して引き続きそういう作業をやっていきたいと思っております。よろしく願います。

◎**市長（伊志嶺 亮君）**

助役が2人なくてどういう面で不便を来しているかということでありますけど、例えばあしたの慰霊祭でございます。これは、本来ならば旧市町村長が行って遺族と一緒に慰霊をすることになっておりますけれども、今回は各支所長をお願いすることになりました。遺族としては、少し物足りないところがあるん

じゃないかなと思っております。

また、トゥリバー売却とか、そういうことについてももう一人助役がおればもっといい対応ができるかなと私今でも考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

庁舎内における禁煙教育につきましては、これからの職員間でですね、話し合いまして、いい形でいくように検討してまいります。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 5 時 05 分）

再開いたします。

（再開＝午後 5 時 06 分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

行革委の答申については重く受けとめております。しかし、すぐにできないということで、時期尚早という言い方をしましたけれども、これは市民には何もやらないということではないよということは前の委員長にも申し上げて理解を得ております。これからも尊重しながらしっかりと対応していきたいと思っています。

◎新城啓世君

再質問を行います。

まず、助役の 2 人制についてですけれども、影響につきましてはそれほど問題にするほどないと思うんですが、凍結されると言われました。もうそろそろ決着をつけた方がいいと思うんですよ、助役問題につきましてはね。ですから、もう凍結されたと言いましたけれども、いつまで凍結されるのかお答えいただきたいと思います。

それから、答弁につきましては納得いける答弁が少ないんで、再質問したいんですけれども、時間ございませんで、一、二点だけに絞りまして再質問させていただきます。

NPO 法人『萌え』につきまして再質問します。平成 17 年 1 月 24 日付の源河氏からの寄贈申し入れに次のように記しております。私は、土地と建物を貴市に寄贈し、その施設運営は NPO に委託するのがよいと考えています。ということを受けて、市がこの申し受けを受ける前の年の 12 月 27 日市長の今日お話のありました又従兄弟、親族ですよ。親族がこのときに NPO 法人『萌え』の設立申請をしております。市は、この土地の贈与契約を 12 月 23 日に交わし、そして市有地となったこの土地に源河氏は NPO 法人『萌え』の代表者が経営する建築設計事務所の設計で建物設計、今年 3 月 16 日には市と建物の贈与契約を結んでおります。2 週間後の 4 月 1 日には市は NPO 法人『萌え』との間にこの建物無償貸付契約を締結しております。『萌え』という方に対してですけれども、これはリースで、このまま言うよりしようがない。『萌え』ですけれども、この一連の流れを見ますと、この事業計画を最初から NPO 法人『萌え』ありきで進められていると考えなくてはなりません。つまりこれは市長の親族への便宜供与に当たると考えますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

議会の議決を要するおそれのある行政財産にしないで、普通財産として市長の意のまま親族に無償で貸

し付け、2年後には行政財産として指定管理者制度で委託料を支払い、管理を委任するシナリオを考えると、この手法は行政の私物化ととられても仕方がないと思います。土地の課税対象価格は1,400万、建物建築費が約1億1,000万という1億5,000万相当の公有財産を普通財産として市長の親族に無償で貸し付けたことについて、市民に対して納得のいく説明をお願いいたします。

次に、地場産業の育成に関して1点だけお伺いしますが、織物事業につきまして、4月18日から5日間にわたって市役所1階ロビーで、かりゆしウエアの展示会が持たれました。宮古上布や宮古織を地場産業育成として推奨する宮古島市がそのおひぎ元の市役所ロビーでかりゆしウエアの普及活動をする意義について説明してください。この展示会は、地元の業者が1メーカーの製品宣伝のために行っているが、市役所ロビーが1メーカーの商行為に使用できる根拠について説明していただきたいと思います。また、行政財産のこの目的外使用については、使用料を徴収することができるはずですが、徴収したのか。

それから、織物事業協同組合補助金として今年度452万6,000円計上されておりますが、同組合は2005年度決算で前年度までの赤字500万円を解消、純利益2,977万の黒字を計上しております。次年度以降の補助のあり方、そして今後の育成取り組みについてのご説明をお願いいたします。

それから、地産地消につきまして、城辺のティダファーム、たらまにこのほど加工施設と貯蔵施設が完成しました。いわゆる規格外野菜の加工も可能になり、農家にとっては生産野菜のほとんどが商品されることから、宮古の農業形態に変革をもたらすものとして期待されております。落成式典に招かれた市長は、生産者、消費者が待ち望んだ施設として、商品の開発や販路拡大などに提携して支援していくと祝辞を述べられております。約200戸の農家を束ねる町田野菜生産組合との連携は、生産力の増大、雇用の増進と安定に大いに寄与するものと思われそうですが、市は同社に対してどのような形で連携し、支援していくつもりなのか。また、地産地消の観点から、本市の学校給食における地元食材はどのように生かされているのか。自給率等についてもご説明いただきたいと思います。

以上を聞きまして、再質問したいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

新城議員にお答えします。

源河ビルについては、10年間源河先生が寄贈を申し出てからいろんな事情で主に旧平良市の財政的事情で源河先生の思うような建物をつくることができませんでした。そして、源河先生がしびれを切らして、じゃ自分が1億円出すから、建物をつくれということで、大変なご厚意で建てた経緯があります。そして、これの利用方法については、どういうぐあいに利用したらいいかということで、源河先生ご自身が大変福祉にも深い関心を示しておりまして、方々福祉施設等も見に行きまして、こういう施設が必要であるということで、インターネットで調べたらこの『萌え』の今の代表者が適任ということで、源河先生が指定して今の代表者になったわけです。ですから、私たちが推薦したわけじゃない。源河先生がインターネットで宮古ではどうなのがいいだろうかということで源河先生が指定したわけです。ですから、これの運営とか、建築については、私の親戚であるとか、そういうことは全く関係ございませんで、これをしっかりと利用していくことが私に課せられた源河先生の厚意を生かす努めだと思って頑張って、源河先生の意向に沿った運営の仕方をしていきたいと思っております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、地場産業の育成と雇用の問題で、宮古上布の件でございます。黒字を計上しているんだけど、今後どうするかということでもありますけれども、これまで補助金というものに関してはですね、宮古上布の後継者育成事業、宮古上布の振興対策事業、商工観光の振興対策事業ということで、三つの補助金で構成をしてございまして、これはすべて後継者育成に係る部分でございます。そういうことで、黒字を確かに計上いたしておりますけれども、まだまだこれから振興していく必要はあると思っておりますので、今後ともこの支援はしていきたいというふうに思っております。

もう一つ、ティダファームの件でどういう形で支援していくかということもございますけれども、あの施設いろんな形で国の補助事業、県の補助事業いただいてやっております。これにつきましては、すべて宮古島市の方でいろいろ計画を主にやりながらつくった施設でございます。そういう意味で、その販売についてもですね、行政でできるものに関して協力をしていくということでもございまして、その一つが学校給食へのカット野菜の供給であるとかですね、そういうのも協力の一つであるというふうに考えておりますので、ティダファームに限らず、そういう商品ができる業者であればですね、紹介しながらどんどん振興を図っていきたいというふうに思っております。

◎教育部長（長濱幸男君）

共同調理場における地元食材の利用状況あるいは自給率についてお答えをいたします。

宮古島市になって、食材の調査を具体的に今進めておりますので、集計出ておりませんので、前の段階の資料でお答えさせていただきたいと思っております。旧平良地区の件で申し上げたいと思っております。全体では自給率36.5%、野菜が13.2、果物が6%、肉が78%、トータルで食材ベースで36.5%ということもございます。これは、給食センターにおける全国平均の20%は上回っておりますけれども、目標とする食育計画でも40%以上の自給率はぜひ必要だということを言っておりますが、その点からいってもまだ36%ですから、もっと努力をしなきゃならんと、このように考えております。

それから、地元食材の調理場の利用につきましては、現在平良調理場で4,140、城辺調理場で646、上野調理場で334、下地調理場で378、伊良部調理場で573食を毎日つくっております。それで、各調理場とも地元の食材についての利用については積極的に進めていきたいということがありまして、料金は小学校が3,100円、食費ですね。中学校が3,400円という給食費は同じでありますけれども、食材についてはそれぞれの地域ごとの特色を生かして可能な限り地元産を使うように努力をしているところでございます。今年の2月22日にも農業改良普及所と一緒にになりまして、食の教育という観点から私ども給食センターも含めて、学校栄養士、それから流通業者、それから生産者も含めて、こういった学校給食における地元産利用についてですね、ディスカッションを行っているところでありますので、今後とも努力を図っていききたいと思っております。

◎財政課長（石原智男君）

市庁舎ロビーの使用料はどうかということですが、一応使用料は無料ということにしてあります。この展示の内容としまして、販売は行わないということを条件に貸してあります。かりゆしウエアと沖縄工芸品の展示、この沖縄の宝物を広く市民に見てもらいたいというだけの理由であります。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 5 時22分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時26分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

まず、助役 2 人制についてお答えします。

助役 2 人制については、市議会の大方の議員の皆様方の反対で否決されました。ですから、その後の市民の反応、様子を見ながら対応していきたいと、そのように思っております。それが一時の凍結という言い方です。

それから、源河ビルのことですが、これにも書いてありますように、1月24日に市に寄贈することを文書で申し入れて、NPOでの運営を希望。これは源河先生の希望です。市の希望ではございません。ですから、先生の希望に従ってNPOが今運営しているということになります。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後 5 時27分)

再開します。

(再開＝午後 5 時29分)

◎新城啓世君

いつものことながら納得のいく答弁がいただけないのが残念ですが、終わりに財政問題絡めて二、三お伺いしたいと思います。

15日の本会議で、提出議案の質疑におきまして少し触れましたが、国民健康保険、港湾事業、下水道事業、老人保健事業の4特別会計で、計55億円もの補正を繰り上げ充用を計上しております。繰り上げ充用ということは、いわば一般でいう前借りで、それだけ宮古島市の財政は火の車と言えるわけです。ここまで落ち込んだことがすべて市長に責任があるとは言えませんが、しかし合併しないでやっていけないとして、各自治体は合併の推進、市民も苦渋の選択をしました。そして、昨年10月1日宮古島市が誕生、11月には市民の期待を受けて伊志嶺市政が船出したわけですが、新市が誕生して半年以上たつのに何の一つも新しい展望が開けてきません。展望が開けるどころか、宮古島市を破滅に追い込みかねない新型交付税導入が来月にも策定させようとしております。去る6月17日地方自治危機突破県総決起大会が自治会館で開催されておりますが、もし新型交付税が導入されると、宮古島は31億円が減額されるとの試算が出ております。県内市町村合併の先導的役割を果たした宮古島市が県内で最も大きな打撃をこうむるわけでありませぬ。

そもそも合併は、沈みかけた浮き輪を持ち寄ってつなぎ合わせ、何とか浮かして助かる方策を考えるとこの状況であり、新型交付税の導入はその浮き輪を取り上げるのに等しい殺人的行為と言わなければなりません。特例債事業に一縷の望みを託した建設業者は、会社を畳み始め、連鎖して関連事業所から失業者は増加、出稼ぎできる人はまだよいとして、路頭に迷いつつある宮古島市民の実情を市長はどれだけ把握しておられるのでしょうか。市長は、平良市長時代も含めて、雇用問題にどのように取り組み、どのような成果を出したか説明していただきたいと思っております。

私は、合併を強力に推進し、合併後の宮古島建設のために少しでも責任を果たしたいという思いから議員に当選させていただきました。議員の皆様もほとんどが合併を推進された方ばかりですから、その責任は大きく、また合併推進協議会の会長として、合併をまとめ上げ、新市建設のため市長になられた伊志嶺市長の責任は特にはかり知れません。今や与党の当局への行脚だけでは許されず、当局が野党追及を真摯に受けとめることなく、議会が一丸となって支援できるような執行部の体制が確立できないと、合併は失敗だったとして、市長、三役は辞任、議会も解散しなくてはなりません。

そこで結びに2点お伺いします。まず、悪化の一途をたどる雇用状況から市区民を救う手だてはあるのか。沖縄タイムズが実施したアンケートで、宮古島市は数年内に財政再建団体に転落する可能性が極めて高いと答えられておりますが、再建団体に転落しないため合併したのに、合併して半年そらで再建団体に転落する可能性が極めて高いと答えたのは無責任発言であります。これは逆に、再建団体に転落するまでにはまだ数年あると考えたら打つ手があるはずですから、市長の任期は残り3年、自転車操業を続けて任期満了すれば市民は救われません。もし市民を救う打つ手がないとなれば、おやめになることも一つの手段ですが、絶体絶命、背水の陣で市民を救う手だてはあるのか。市民に対して疑問に思っていることを市民を勇気づけるような市長のご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

雇用の拡大、これはだれでも市長あるいは議員さんに限らず考えることです。ですから、私も旧平良市長時代も一生懸命取り組んできました。十分な成果が上がったとは言えませんが、時代の流れでなかなかやろうと思ってもできない事業もたくさんございました。また、これから国のこの財政状況、県の財政状況、宮古島市の財政状況を考えると、本当に厳しい時代が続くと思っております。しかし、これはみんなで力を合わせて取り組んでいかなければならないと私は思っておりますので、特に今度の新型交付税のありようについては、力いっぱい市長会の場でも、あるいは全国市長会の場でも声を上げて反対していきたいと。また、大方の首長も大方の議会議員の皆様方もそう思ったから、この間の総決起大会があのような盛會に団結があったんだと思っております。知事も県議会議長もあるいはほかの自治体の長もみんな怒っておりますので、ぜひこれには断固として反対して、これの撤回を求めていきたいというふうに思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで新城啓世君の一般質問は終了いたしました。

◎仲間明典君

一般質問の通告書に従って質問をいたします。

まず、今年度市町村合併の改革の元年としてとらえて、三つの考え方をベースに質問をしていきます。

1点目は、市町村合併というのは、国が行う一つの革命であるというふうに私は理解をいたしております。その中で、地方分権という看板を出して、地方を国と同格というふうにしなから、地方をいじめると。また、それに加えて新型交付税という恐ろしい方策を出して、制度を出して、我々をどのように料理するのかと怖くてしょうがないと。これが1点目であります。

2点目は、こういうような状況の中で、どのよう自立の方策を求めていくのか。地元の産業構造の改革も含めて、それから自治体の行政改革も含めて、どのようにしていかにかにかんか。

3点目は、そういったものを含めた上で、個性のあるあるいは創造性豊かで次の時代にどのような島を残せるかと、この三つの考えをベースに質問します。

1点目、航路補償について伺います。先程佐久本洋介議員も言ったんですが、架橋伊良部大橋に伴って航路補償が必要になります。宮古フェリー、それからはやて海運、これは伊良部島の生活、教育、命を守ってきた動脈であります。その動脈が架橋によって役目を終わるわけですが、その補償については十分格段の配慮をお願いをしたいと思います。

2点目、公共投資についてであります。これは、伊良部地区への公共投資についてであります。まず、新しい産業構造が定着をして、もちろん新しい産業構造の柱になるのは観光だと思えますが、観光、そしてまた加工産業ですね、2次産業、そして1次産業、その三つがうまく運動しないと新しい宮古島市の産業構造というのは無理じゃないかと。今までの公共投資オンリーでは難しい。しかし、それが機能的に動くためには、ある一定期間の公共投資は免れないと。そうしないと宮古住民は疲弊をしてしまう。ましてや離れている伊良部島というのは、これは公共投資なくしては大変なことになる。水産業というのは宮古全体で十数億しかない。農業にしても40億弱しかない。そういった中でどうするか。これは総合支所長に聞きたいんですが、今年度の宮古島全体の公共投資額、一般会計ですね、これは約86億ぐらいあります。その中で伊良部町に純粋に計上されているのは3億ぐらいしかない。なぜそういう結果になってしまったのか。これは、大変な問題です。伊良部に金が落ちない。伊良部の人何を食べます。これは大変な問題ですよ。

それから次、公共投資の2点目、12月に質問をしたんですが、旧町道の155号線です。これは12月議会では前向きに検討すると答弁をしていただきました。その後どうなっているのか。これをお伺いします。防災道路というのは、非常に大事な道路です。昔大きい火事がありまして、通称佐良浜のサンカラ下ですが、向こうは大火事で全滅をしたことがあります。今でもその可能性はあります。そのために生活と命を守るために、防災道路が必要なんです。消防車も入れない。救急車も入れない。年寄りが多い。これは、大きな問題です。それについてお伺いします。

次もう一つ、伊良部橋と乗瀬橋の整備です。伊良部橋は人も通りません。乗瀬橋は今まで下地島飛行場に給油車、ジェット機の燃料を運ぶ橋としてやっていたんですが、それも今は通れない。そうすると、ゴカリ道を通って、国仲橋を通っていくわけですね。人がたくさん通ります。危険度も高い。その整備についても早急をお願いするという意味でお伺いをします。

それから4点目、鯖沖団地の集会施設についてです。これはおとししの9月11月ですかね、台風14号で完全に破裂をしてしまいました。それから、全く手をつけていない。集会施設をなぜいつまでも放置しておくのか。金がないだけではちょっと理屈にならない。これは、住宅法を改正すれば管理委託者制度にも還元できるんじゃないかと、そういうふうに思いますが、それについてもお伺いをします。

次、発言事項の3点目、通り池の国指定文化財についてお伺いをします。これは、素晴らしいことです。旧伊良部町時代から平成3年から手がけてできなかったんですが、新市になって僕は一番喜んでいるのは、通り池の国指定です。市長初め、教育長、それから関係者の文化行政に対する造詣の深さに感謝をしております。本当にありがとうございました。ただ、通り池が国指定をされたら、それで終わりかということ、そうではないと思うんです。その国指定をどういうふうに活用するのかと。観光への活用もあるし、それ

から教育教材としてもうまく活用していかないといけない。特に宮古にはたくさんの文化財があります。その文化財を子供たちにきちんと教える。これは、地元に誇りを持つという限定になるんじゃないかと思えます。そういう意味で教育的活用についてもお伺いをいたします。

続きまして、産業の振興について伺います。産業の振興の1点目、水産業です。先程も言いましたが、宮古全体の水産業というのはカツオ、マグロ、それから雑魚、養殖を含めて十数億しかないです。十数億の水産業が漁師を食わせているわけですが、その場合今去年から今年、非常に魚が少ないと。これは大分前から、昭和49年ごろから水産業はちょっと下降していると思えますけど、魚がいないというんですね。なぜかと、これはとり過ぎという話もありますけど、ただ一つはですね、海の汚染もあるだろうし、それに対応すべき資源管理型漁業というかね、資源を管理をせにゃいかんんじゃないかと思えます。資源管理をきちんとやる必要があるんじゃないか。それについてお伺いをします。

次2点目、かつて昭和4年に南洋漁業が始まるんですが、南洋漁業を始めて、昭和40年代、50年代というのは宮古の経済を潤すぐらい南洋漁業は外貨をとってきました。今クーデターとか、いろんな問題で南洋、カツオ漁ですけど、それは遮断をしております。その南洋漁業、カツオじゃなくして、南洋漁業ですね、その再開、試験操業もありますし、そういったものの再開について検討できないのかどうか。方法はあると思えます。

それから3点目、海洋深層水の取水についてです。海洋深層水で一番有名なのは室戸ですが、滑川もありますけど、海洋深層水の利用幅というのはたくさんあります。養殖もあるし、それから電力もあるし、それから医療もあるし、化粧品もあるし、食料品もあるし、だから宮古の加工産業を育てる一つの起爆剤になってくれるんじゃないかと。室戸は年間100億を超えます。滑川はたくさんの養殖事業を始めたり、アサヒビールと手を組んだりして、どんどん金をもうけています。宮古は台湾という非常にいいシェアがあります。海洋深層水を上げるのに意欲があるかどうかですね、それについてお伺いいたします。

3点目、農業振興ですが、これは伊良部町にはため池があります。伊良部というのは地下ダムがないせいで、ため池をつくって農業用水、水なし農業から一生懸命脱却しようと努力をしておるんですが、その農業用水堤に水がたまっていない、ため池がある。これをどうするかという問題、それともう一つは、ため池からモーターで給水をするんですが、モーターが故障して水がとれない。困ったものであると。それについても対策をお伺いしたい。

それから、新価格制度への対応については、先程たくさんの方が質問をして答えておりますので、これは割愛をいたします。

一挙にいけますので、次5番目、環境整備についてであります。海の管理と関連をしますが、生活雑排水をどうするかという問題です。下水道処理場もありますが、ほかのところ、旧平良市以外のところの生活雑排水をどうするかということですね。特に伊良部もこれは大きな問題です。最近簡易の処理施設があります。100%海に流すよりは1基5,000万ぐらいでね、70%ぐらい処理しても海は大分楽になると思えます。大きい公共投資じゃなくして、段階的に簡易なものでうまく処理をしていくという方法もあるんじゃないか。それについてもお伺いをします。

2点目、ごみ焼却施設についてですが、これも先程からいろいろ出ておりますので、これは要望としてですね、用地を決めるのにこれは選考委員なり、検討委員なりをきちっとつくって、ここだと、これはご

み焼却施設を持って行って住民100名全部賛成するところはないです。必ず反対はあります。これをどう説得をしていくか。そのための検討委員であるし、それをどうするかというのをまず先に検討すべきじゃないかというふうに考えます。

次、6番目、宮古病院の用地選定についてであります。あえて用地選定というふうにしたのは、新築移転のためには、まず先に用地が必要であります。その用地にはいろんな条件があります。面積の問題もあれば、災害時に対応できる地盤が必要であるし、公害の問題もあるし、交通アクセスの問題もあるし、だから1カ所とは決めずにね、三つでも四つでも先にここがいいんじゃないかと、環境アセスも含めてね、用地をきちんと検討するようにして、それから新築移転を始めないと、この問題は解決できないんじゃないか。関係者も言っておるし、私もそう思います。だから、検討委員会の早期設置をお願いをしたいということです。

次に、下地島空港と残地の活用についてお伺いをします。余り長くならないようにしゃべります。下地島空港問題は、これは今までの伊良部町だけの問題ではなくして、宮古全体の問題としてとらえるべきである。特に伊良部は都市計画法の範囲内に入っていないということ、それから位置づけは新しい宮古島市の基本構想の中にもきちんと位置づけにゃいかんということ、それから土地利用法ですね、土地利用基本計画をつくる場合にどのような位置づけをするか。今までは伊良部町の下地島であったのを宮古島市の下地島というふうな位置づけが必要である。下地島を考える場合には、空港の活用の計画と活性化の計画と残地の計画と分けて考えなきゃいけない。そのためには空港を活用するにはそれなりの専門家がが必要です。検討委員会を立ち上げるのが必要ですね。空に関しては、航空事業に関しては素人が多いですから、それに関しては専門家が必要である。それから、土地利用は並行してきちんと整理をしていく必要がある。この場合、架橋伊良部大橋がかかるわけですから、現在の宮古島空港、それとの関連をどうするかと、統合するのがあるいは別々にするのかと。それらを含めて検討する必要があると。これぐらいで、あとは答えただけであればいいです。

次、8番目、トライアスロンについて、僕はトライアスロン五、六回ぐらいまでは現場でやったんですが、その後ごぶさたをして、今度しばらくぶりにボランティアの参加をしました。まさに野戦病院というかですね、すごい状況でやっております。話を聞いたら、島外から25名医者が来て、関係者を含めると30名以上のスタッフが島外から来るわけですね。運ばれてくる人、これは参加者の1割超えるわけです。これを十何時間もスタッフはスタンバイをしてやるわけです。これは戦争と同じだと僕は思いましたですね。これを丸一日やっている医療スタッフに対してどのような支援ができるのか。あるいはこれまでどういようにしてきたのかですね、これもトライアスロンは立派であったと思いますが、その裏で働いているスタッフのすばらしさですね、それをどういうふうに支援していくのか。それについてお伺いをします。

次、9番目です。実は、行政連絡員というか、それがありまして、これは伊良部総合支所長に聞きたいんですが、伊良部池間添での行政連絡員の選任方法、区長さんがいたんですが、なぜ区長さんを外したのか。区長さんは住民からその地域から選ばれて行事を一生懸命やっているんです。行政連絡員としてもふさわしいと私は思ったんですが、あえて池間添の区長さんだけ外してある。その理由は何なのかと、それについてお伺いをします。

次、行財政改革についてであります。これは大分話が出ているので、数値目標を決めたらしっかりと

実行してくださいと、それしか答えはないんじゃないかと私は思います。それで、これは割愛をいたします。

それから、11番目の指定管理者、これの1番目なんですが、まだ遊休施設はたくさんあると思うんです、各旧町村ですね。これの対策をどうするかというのは、検討していただきたいと。それぐらいにとどめます。

2番目に、実は今度の体験滞在交流施設条例の貸し出しの中に洋上イカダがまだあったんですね。洋上イカダは、私の知る範囲ではなくなっています。要はですね、そのなくなった経緯についてちょっと伺いたい。なければ黙っていたんですが、出たんでちょっと伺いますけど、洋上イカダはですね、どういうふうになったのか。どういうふうにして処理をしたのか。これは、あれは大体1,200万ぐらいかけてできた施設なんですから、3年ぐらいになりますけど、これは個人に貸したのかどうか。だれが管理をして、どのように台風で壊したのか。これは、この前の委員会で聞いたんですが、これですね、きちんとしないと、自治法の96条に抵触をするという、それから施行令の173条の第2項にも抵触をします。それから、補助金の適正執行に関する法律にも係るといふこと、これをきちんと、もしね、答えることができなければ後で書面で答えてください。恐らく答えられないと思うからね。

次12番目、県立公園の早期整備についてであります。これはお願いもあります。実は、平成22年に全国緑化フェアというのが沖縄で開催をされます。その中で、宮古だけ県立公園がない。宮古だけフェアの事業を導入するところから現在外されておるわけですね。あとしばらく期間がありますんで、面積と指定だけでも受ければ、フェアは事業として持ってこれるという話を関係者から聞いておりますので、これも早急をお願いをしたいと。遅れている理由は何かということでもあります。

それから、最後13番目です。これは、特定失踪者問題についてであります。昭和44年ごろ佐良浜の漁師がマグロはえ縄で漁に出ております。これは富士丸という船と、それから少し遅れて金生丸という船が出ておるんですが、特に富士丸は出航して1週間足らずで行方不明になっております。そのときは台風も何も起こっていないです。これはまだきちんとした情報ではないので表には出せませんが、そのときに十数名の人が乗っております。来間さん、下は個人の問題がありますので、ちょっと省きますが、来間さん、下地さん、浜川さん、久貝さん、内間さん、伊佐さん、前里さん、野里さん、池村さん、与儀さん、それから与那嶺さん、菊川さん等々ですね、十数年ぐらい前の中国に行った漁師さんがたまたまその人たちを見かけたという話があってですね、これは未確認なんです、最近あちこちでそういう特定失踪者が出ております。ひとつ国に対してですね、特定失踪者として捜査をしてもらうように、これは大事な宮古島の市民であります。これは宮古島市として私たちの市民を守れるのは私たち行政しかないわけですから、ひとつ外務省あるいは警視庁あたりに捜査をするようお願いしていただきたいと。特に再質問はないので、簡単明瞭に一発で答えをいただきたいと。よろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

仲間明典議員の質問にお答えします。

まず、伊良部架橋に伴う航路補償でございますけれども、宮古フェリーやはやて海運がこの宮古圏域に尽くした功績は大変大きなものがあると思います。ですから、旧伊良部町とこの両者が交わした覚書は、

大変大事な覚書で、しっかり守っていかなくちゃいけないと思っておりますので、早期に策定業務を終えてですね、補償額を決めていきたいと思っておりますけれども、恐らく補償額が数億円になろうかと思っておりますので、これは一時に払えませんので、基金をつくって対応していきたいと、そのように考えております。

宮古病院の用地選定につきましては、基本構想の段階でアクセスのいいところというようないろんな条件が提示されております。しかし、現在県の財政の事情でなかなか那覇の高度多機能病院の後につくると言いながら、まだ着手されていないのが実情です。ですから、現宮古病院長とも話し合いながらですね、用地の選定を早急に進めていきたいと思っております。また、県でどうしても金が出せないならば、これは宮古島市で負担してもつくらなければいけないほど大きな問題だと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

また、特定失踪者の問題でございますけれども、北朝鮮による拉致問題については、人権を無視して許されない行為でありまして、ご家族の心情を察すると一刻も早い被害者の帰国と真相究明がなされることを望んでおります。特定失踪者問題調査会によりますと、沖縄に關係する失踪者の数は10人を超しているという可能性があるとのことでもあります。市としましても、今後県と一緒にこれの政府への要請に向けて検討してまいりたいと、そのように考えております。

他のことについては担当を持ってお答えさせます。

◎助役（下地 学君）

トライアスロンにおける医療救護体制への支援と今後の取り組みということなのですが、質問の内容がですね、3点ばかりなっております。一つは、どのように支援しているか。今までの大会にマンネリ化はないか。今後どのように取り組んでいくかという3点なのですが、まずトライアスロン競技が長時間にわたる過酷な競技であることから、選手の体力の消耗も大変大きなものがあり、医療救護部の協力なくして大会の安全性は確保されないという認識に立ち、連携を密にしながら、準備運営に当たってまいりました。特に支援体制として、まずはマンパワーの確保であります。同時に活動に要する費用等の調達であります。マンパワーの確保としては、特に宮古地区医師会、看護協会を中心として、医療救護体制を組織しております。今回の22回大会では、議員からもありましたように、島外からの医師二十余名、看護師6名の協力を得て、医師団が57名、看護師98名、担架搬送班60名、機器輸送班51名、I T班21名の合計276名体制で対応いたしました。ほかにマッサージ班176名で対応しております。

さらに、これまでの大会にマンネリ化がないかという質問ですが、大会終了後実行委員会としては、大会の総括反省をし、その課題と成果を踏まえて、次期大会に生かしていくことを確認し、そしてマンネリ化しないように実行委員会としても気を引き締めて頑張っているところであります。

今後の取り組みはどのようにしていくかということなのですが、まず今後の取り組みといたしましては、トライアスロン宮古島大会は、単なる地域イベントでなく、地域活性化を図るべき全島、全国イベントとして発展していくよう取り組んでまいります。宮古島市として、22回大会も全庁組織で取り組みましたが、引き続き全庁体制で取り組むようにトライアスロン実行委員会の組織を宮古島市に見合った組織にするよう努力してまいり所存であります。

◎総務部長（宮川耕次君）

仲間議員の行政連絡員の選定方法についてということについてお答えいたします。

自治会の詳細な事情につきましては、よく掌握しがたいんですが、原則としては行政連絡員制度につきましては、各自治会等が推薦された者に対して選考いたしております。ご質問の件については、事務連絡員としての実績など、原則として現在の連絡員を優先して選任しているところです。

◎経済部長（宮國泰男君）

産業振興についてでございます。まず最初に、資源管理型漁業のあり方ということで、魚が少なくなっていると言われてございます。その中で、パヤオ漁業がですね、大変な形で宮古の漁業を支えてきたのではないかというふうに理解をしてございます。管理型漁業、昔から非常に言われてはいるんですけども、なかなか難しいところがございますけれども、そういう中でも魚礁の投入とかですね、あるいは養殖の振興とか、モズク養殖ですね、そういう形でやってまいりました。これからも追求していく課題であると思いますので、しっかりとやっていけるように努力してまいります。

次、南洋漁業の検討でございます。以前は南方カツオというのは大変に隆盛を誇った時期もございますけれども、いろんな形でこれができなくなったというようなことでございます。大変に難しい課題であると思っておりますけれども、今後調査していきたいと、このように思います。

次に、海洋深層水をしないかということでございます。海洋深層水、一応水深200メートル以上の水ですね、海洋深層水という形で総称して呼んでおります。非常に栄養がありまして、さらには深海のために水温が低い、細菌も非常に少ないというきれいな海水でありましてですね、多くの商品開発がなされております。非常に期待できる事業ではございますけれども、きちとした計画が必要でありますし、大きな事業費がかかります。宮古における適地としては3カ所ばかりございまして、伊良部の鯖沖から通り池にかけての部分ですね、200メートルに近い場所でありまして、池間灯台の付近、東平名岬から七又にかけての場所ですね、非常に適地であるというふうに聞いてございます。今後調査研究を進めさせていただきたいというふうに思います。

次に、生活雑排水の排水処理ということで、一つには旧平良市との比較でございました。伊良部の佐良浜地区においてはですね、簡易でありますけれども、処理施設が導入されているというふうに思います。そういう中で、他の地区でも導入がですね、今市が進めている中におきましては、地下水の水質保全地区、ここを優先してですね、実施をしていく計画でございます。議員ご指摘の生活雑排水の処理機の導入につきましてはですね、下地地域における農業集落排水施設から生じる汚泥をですね、乾燥処理する機械が導入されておりますので、こういうものがうまく活用できないか検討をさせていただきたいというふうに思っております。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

公共投資についてでございますが、伊良部地区の公共工事業費は、道路橋梁費で平成17年度町道整備といたしまして、3億6,000万円の事業費がありました。平成17年度は、すべての事業が終了したということで、新規の事業がなく、道路整備費が計上されておられません。そういうことで非常に厳しい予算状況となっております。農業関係では、平成17年度農業基盤対策事業が5億600万円、県営圃場整備事業は1億9,700万円、県営畑地帯総合整備事業が2億円、合計9億300万円ありました。18年度は3地区の農業基盤整備事業が完了いたしまして、4億2,700万円に減少しております。以上の観点から伊良部地区では18年度の事業費が大幅に減少となっております。

それから、2番目の旧町道155号線でございますが、この道路はご指摘のように急傾斜地で集落が密集しておりまして、防災上非常に問題があります。これまで概略設計をいたしまして、同意取得等のために土地所有形態調査等を実施しておりますが、年月が経過しておりまして、また新たに調査をいたしまして、申請をしてみたいと思います。なお、平成20年度からの第14次5カ年道路整備計画にのっとりまして、できるだけ速やかに県代行事業で採択できるように鋭意努力をしてみたいと思います。

3番目に、伊良部橋と乗瀬橋の整備についてであります。伊良部橋については、大変危険な状態であるため、現在通行どめにしております。改修工事を補修工事両面から検討をしてみましたが、平成19年度の国庫補助事業での採択ができるように、現在県へ採択申請をしております。乗瀬橋につきましては、平成13年度で県道平良一下地島空港線として道路認定をし、告示を受けております。現在平良から長山までの6.4キロについては、平成17年度で事業区域として決定告示され、工事が進められております。これにつきましても早急に事業区域を決定し、整備ができるように要請をしてみたいと思います。

次に、4番目ですが、鯖沖団地の集会施設についてでございます。ご指摘のように鯖沖団地の集会施設は、台風によって破損、それからその上老朽化が進みまして、相当保管状況が悪くなっております。その活用管理方法については、公営住宅法に基づきまして、処分を含めて検討をしてみたいと思っております。

それから、通り池の国指定文化財でございますが、指定面積は16万6,737.4平方メートルとなっております。通り池は、県内有数の観光地で、年間約6万人前後の観光客が訪れております。今年国の名所、天然記念物に指定され、名実ともに沖縄県を代表する観光地になりました。観光関連機関と連携し、積極的な観光PRを進めるとともに、特色ある宮古島市の観光地として、積極的に活用を図ってまいりたいと思っております。

次に、産業の振興についてでございます。伊良部の農業用ため池についてご説明をいたします。ご指摘の漏水が見られるため池は、平成4年に供用開始された白鳥3号池、有効貯水量6万7,000トン、平成14年供用開始後染鶴地区で3万3,000トンの2カ所であります。白鳥3号池については、平成18年度において、漏水箇所の調査設計委託を完了いたしまして、平成19年度に基幹水利補修事業をもって改修工事を行います。染鶴地区ため池については、早急に調査を行い、対処をいたします。揚水ポンプの故障であります。上原地区ため池、有効貯水量10万トン、それからFPAの揚水ポンプ2基のうち1基が故障していましたが、先月5月10日に修理を完了いたしております。

続きまして、指定管理者制度についてお答えいたします。展望台と東保育所、鯖沖団地集会施設、リズム保育所等についての指定管理についてでございますが、指定管理者制度の効果というのは、市民のニーズに効果的、効率的に対応する。経費の削減等が考えられます。したがって、今回指定管理を受ける団体は、役所が行う事業や地域が行う事業だけではなく、独自事業の展開など、工夫を凝らしながら主体的かつ積極的に施設活用を展開し、同時に経費の面も考慮しながら施設を管理することになります。このたび提案している事業につきましては、このような管理のあり方を理解していただいた上での提案となっております。ご指摘の遊休施設につきましては、順次それぞれの施設の耐久性などを調査し、指定管理を有効活用して、施設の適正な管理ができますように努力をいたします。

続きまして、体験滞在交流施設条例の中での洋上イカダの件でございますが、ご指摘の洋上イカダは平

成14年度体験滞在交流推進事業の一環として設置をし、佐和田漁港内で係留管理しておりました。ところが、佐和田漁港の改修工事に伴いまして、佐良浜漁港へ移動して、係留管理をしていましたところ、平成17年8月31日の大型台風13号の襲来により、海上イカダが流失し、行方不明となりました。直ちに県に報告するとともに、陸上から搜索をいたしましたが、見つけることができなかった。その後相次いで台風14、15号が襲来したため、搜索も思うようにできなく、台風通過後牧山近くの海岸で大破した状態で確認されました。その状況につきましては、沖縄県へ災害報告をいたしまして、現在県からその処理方法についての指示を待っているところであります。そういうことで、イカダがなくなったんですが、条例に残っておりますのは、沖縄県の指示によりまして、その処分の方法が決定した時点で、条例の改正もしていきたいと思っております。

◎建設部長（平良富男君）

県立公園の整備が遅れている理由についてお答えします。

宮古圏域における広域公園の整備については、県としてもその必要性について十分認識しております。平成16年度沖縄県において、県営公園のあり方検討調査業務を行い、その中においても宮古圏域における県営公園の必要性を示しております。しかしながら、新たな県営公園の整備については、県の財政状況が厳しいことや今後の社会情勢の動向も踏まえ、慎重に検討していくとのごとくでございます。したがって、宮古島市としましては、県の方針は理解し、尊重しながらも、宮古圏域における県立公園の必要性を訴え、早期整備に向けて県への働きかけを行っていききたいと思っております。

◎下地島空港等利活用推進室長（島尻 強君）

仲間明典議員の下地島空港と残地の活用についてお答え申し上げます。

初めに、空港の利活用についてですが、依然として進展していない状況下におきましては、専門家の知見も交えて、諸課題の検討調査を行う必要があると考えており、県の方におきましても打診しているところです。今後手法、調査書の内容、それから費用の捻出などを加えながら、検討委員会の年度内立ち上げについて協議を重ねてまいります。

次に、下地島土地利用計画の見直しについてでありますけれども、現在県が都市計画検討調査中であることから、これを踏まえて策定する市の都市計画マスタープランとの整合性を図りながら策定いたします。そのほかにつきましては、県と協議する中で検討してまいります。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

仲間明典議員に通り池の教育的活用の件についてお答えいたします。

まず、今年度はですね、国の指定文化財に指定されましたので、これの広報の充実に努めてまいります。現在ある説明文がありますけれども、それに加えてですね、国庫補助事業を生かしまして、宮古島市歴史文化ロード再発見事業という事業を今申請してございます。認可されました。これに基づきましてですね、文化財の概要を日本語あるいは英語とか、あるいは中国語であるとか、あるいはドイツ語であるとか、そういった外国語で表示しながらですね、市民あるいは観光の皆様にはですね、文化的な見地からの啓蒙をしていきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで仲間明典君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会=午後6時23分)

平成 18 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 26 日 (月) 4 日目

(一 般 質 問)

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第4号

平成18年6月26日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成18年6月26日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（28名）

（延会＝午後5時48分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（5"）	山里 雅彦" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（20"）	上里 樹" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（23"）	豊見山 恵栄" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（24"）	富永 元順" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（25"）	富浜 浩" "
"（11"）	友利 光徳" "	"（26"）	下地 秀一" "
"（12"）	池間 豊" "	"（27"）	下地 明" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	水道局次長	砂川 定之 君
助役	下地 学" "	消防長	伊舎堂 勇" "
総務部長	宮川 耕次" "	総務課長	與那嶺 大" "
企画政策部長	久貝 智子" "	財政課長	石原 智男" "
福祉保健部長	池村 直記" "	税務課長	友利 克" "
環境施設整備局長	平良 哲則" "	地域振興課長	長濱 博文" "
経済部長	宮國 泰男" "	水道局保全課長	池間 昌克" "
建設部長	平良 富男" "	教育長	久貝 勝盛" "
伊良部総合支所長	長濱 光雄" "	教育部長	長濱 幸男" "
平良支所長	狩俣 公一" "	生涯学習部長	二木 哲" "
城辺支所長	饒平 名建次" "	学校教育課長	島袋 正彦" "
上野支所長	砂川 正吉" "	教育施設課長	友利 悦裕" "
下地支所長	上地 廣" "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議 事 係	栗国 忠則 君
次 長	荷川取 辰美" "	"	我如古 千佳枝" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は28名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を続行いたします。

本日は、平良隆君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎平良 隆君

6点ほど質問を通告してありますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

最初に、経済の活性化と雇用対策について質問をしていきたいと思っております。伊志嶺市長は、宮古島市の市長にご就任なされてから、はや8カ月が過ぎようとしております。伊志嶺市長は、選挙公約に掲げた8大政策の実現を目指して市政をスタートさせております。その中に、特に経済の活性化と雇用拡大を図りながら、宮古島市の自立に向けた建設を目指して頑張っていきたいという力強い決意のもとスタートさせております。しかし、今我が宮古島の経済状況、雇用状況というのは余りよくないと言われております。特に雇用状況というのは、本当に悪くなっているということでございます。その要因についてはいろいろあるかと思っておりますけれども、特に公共事業の落ち込みがその雇用状況を非常に悪くしているんじゃないかということでございます。皆様方も新聞紙上でわかりじゃないかと思っておりますけれども、去った6月7日の新聞紙上で、10年間の公共投資額の推移が載っておりました。2005年度はピーク時のですね、約半分、約40億ぐらい落ち込んでいるということですね、非常に宮古島の建設業界は大変苦勞なされていると聞いております。その影響によって、本当に今年は建設業を閉鎖する業者もいるということで、また特に会社の規模を縮小しながら運営なさっていくという業者が大変増えているということですね、建設業の従業員の皆様方がリストラされたり、余儀なく退職なされてですね、今大変失業者が増えて、本当に途方に迷っていると聞いております。そういう中におきまして、今の状況が本当に長く続いていくとですね、我が宮古島の経済、いろいろ我が宮古島は加速に歯どめをかけたり、いろんな施策を講じているんですけども、その加速も進んでいくのではないかなという懸念を持っておりますけれども、市長、この今の状況についてどのようなお考えを持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

続きまして、多良間村の簡易水道事業との広域化についてお聞きをしたいと思います。お二人の同僚議員からもこの件についてのご質問はありましたけれども、そもそもこの広域化の問題というのは多良間村の簡易水道事業が年間2,500万から3,000万の財源不足に陥っているということで、こういう広域の話が浮上したと聞いております。この話を聞いて、多くの市民の皆様方が大変疑問を感じている方が多くいらっしゃるのも実情でございます。そういう中におきまして、伊志嶺市長はこの広域化の件に対しては前向きに検討していきたいというご理解を示していると聞いております。お二人の質問に対しても、これから勉強しながら、四つの選択肢があると、その中から何とか考えていきたいというようなことをおっしゃっているわけでございますけれども、この広域化によって我が宮古島市に対してですね、どういうメリットがあるのか、それについてもお聞きをしたいなと思っております。

次に、人事についてでございますけれども、管理職のですね、適正な人事についてお聞きをしたいなと思っています。去った22日の一般質問におきまして、同僚議員からの質問に対して、宮古島の管理職の人員は138名いらっしゃるかと総務課長がおっしゃっております。その中で、部長級が19名、課長級が119名いらっしゃるかと聞いております。類似市町村に比べ本当に、特に課長級はですね、3倍ぐらいの人員じゃないかなと思っています。そういう中におきまして、平成17年度に12名のですね、管理職が退職したそうでございます。そのかわりに、また新しい管理職をですね、誕生させております。本当に多くの主幹がいる中でですね、なぜ課長級の管理職を新たに12名増やしたかどうか。本当にこれもですね、多くの市民が疑問を感じているところでございます。特に市長は行財政改革を断行していきたいという大きな政策を持っていながら、そういった改革にですね、逆行するような人事をしているような気がするわけでございますけれども、今回この12名の方々をですね、新たに管理職として誕生した、この理由についてお聞きをしたいなと思っています。

次に、水道局の局長不在についてお聞きをしたいと思っております。この水道事業というのは、合併前は上水道企業団として企業庁が管理者として運営をされてきたと言われております。合併と同時に、いろいろ条例が改正され、宮古島水道局という形で今運営をなされております。しかし、合併してから9カ月も過ぎております。今管理者不在で水道局がですね、運営をなされておりますが、管理者不在でも運営には支障はないのか、もし支障があればですね、どのような支障があるのか、その辺についてもお聞きをしたいなと思っています。

続きまして、農業の振興についてお聞きしたいと思っております。嘉手苅アガリカタ地区の圃場整備についてでございます。この地区の件については、去った3月定例議会においても同僚議員からご質問がありましたけれども、私も再度質問をさせていただきたいなと思っています。この地区は、当局もご承知かと思っておりますけれども、旧上野村のほとんどの方々がこの地区の地権者でございます。そういうことで、これまで何回も旧下地町に要請をしてきたわけでございますけれども、やはり行政区が違うということですね、いまだに実現をしておりません。皆様方もご承知のとおり、旧上野村といえば圃場整備率の非常に高い地域でございます。恐らく95%、98%のですね、進捗率で圃場整備事業が進んでいる地域ではないかなと思っています。それだけやはり農業振興には本当に力を入れてきた上野地区でございますけれども、この地区だけがいまだに実現をしないということは非常に地権者の皆様方は大変残念がっております。しかし、合併当時すぐこの事業は実現できるもんだと思っていたようでございますけれども、この計画がまだなされていないというような3月の定例会の部長の答弁ではなかったかなと思っています。ある程度調べてみると、下地町におきまして平成21年にこの計画はですね、一応されていたようでございますけれども、やはりその整備管理計画の見直しによって、宮古島市においてはこの計画がまだされていないということでございますけれども、ぜひこの地区に対してはですね、早目に、これは平成5年当時から本当に同意100%のことで、これは要請されている地区でございますので、宮古島市におきましてはいつごろ計画がなされているのかですね、お聞きをしたいなと思っています。

次に、各地域における沈砂池の管理についてお聞きをしたいと思っております。我が宮古島市におきましては、約400カ所以上の沈砂池があるそうでございます。この沈砂池の施設というのは、やはり整備事業の進捗率によって比例して、これも増えている施設でございます。我が上野地域におきまして、やはりこの整

備事業が非常に進んでいるということで、百三十数カ所に沈砂池があると聞いております。旧上野村においては、大体年1回ぐらいは沈砂池の維持管理なされてきていたわけですが、合併後ほとんどの沈砂池の維持管理がなされていないのが現状ではないかなと思っています。当然この管理費に対しては、なかなか補助事業の予算がつかないということで、大変これまでも各市町村においても苦労しながら管理してきたという経緯があると思いますけども、しかしやはり施設つくった以上は維持管理もしなければ私はないと思っています。そういうことですね、この沈砂池、これからも増えていきます。沈砂池の維持管理について、これからどのような形で管理なされていくのかお聞きをしたいと思います。

以上で答弁を聞いてからですね、答弁によっては再質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平良隆議員の質問にお答えします。

経済活性化と雇用対策でございますけども、確かに最近の公共工事の落ち込みは、昨年度はピーク時の約半分と大変落ち込んで、経済の活性化にも雇用にも大変支障を来しております。今経済活性化と雇用については、さきに総務省から認可されました地域再生事業の活用などを行っております。地域提案型雇用創造促進事業を商工会議所と連携を図りながら、地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生への取り組みを一体となって実施することによって、雇用の創造効果を高めるために求職者等の能力開発及び情報の提供、相談等のできる事業導入などを取り組んでいきたいと思っております。

メニューの内容としては、フリーター等の求職意向調査、あるいはUターン、Iターン者定住誘導事業、コミュニティービジネス育成支援事業、新しい特産品の開発事業者育成事業、環境、商業、サービス産業にかかわる能力開発事業、宮古上布人材育成事業等でありますけども、伊良部架橋も本格的に今始動しておりますし、また土地改良事業の地下ダム事業も今基礎的な調査を行っておりますし、21年の採択が一応決まっておりますので、これからはしっかりと県、国とも相談しながら、活性化と雇用対策の拡大に取り組んでまいりたいと思っております。

他のことについては担当をもって答弁させます。

◎助役（下地 学君）

水道局の局長不在についてということなのですが、水道局の管理者の設置については、地方公営企業法第7条で定められており、管理者を置かない場合の規定は、施行令第8条の2項で規定されております。現在行財政改革推進委員会や専門部会での議論も見守りながら、水道局の管理者の設置については引き続き検討してまいりたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

平良隆議員の管理職の昇任の理由についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、当初管理職が多くてですね、昇任も必要最小限度ということで、そういう方針を打ち出しておりました。これが結果的に12名の昇任となっております。その主な理由ですが、まず新設課に伴いまして、これにふさわしい人材として主幹から起用するところを例えば補佐から起用、昇任するか、あるいはまた女性登用の観点から課長と、それから主幹ですね、そういった昇任がありました。さらにはまた、任命権者の違う同士の人事交流の観点から主幹の昇任等がございました。こうした課題に対処

するためにですね、管理職昇任人事を行いまして、結果的に十分な方針どおりのことができなかったのが現状です。今後は、管理職としてのしっかりした計画的な人事行政を進めてまいりたいと、このように考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、嘉手苧アガリカタ地区の圃場整備についてでございます。過去に下地町の区域ということではあるんですが、上野の方がほとんどであったというようなこと等があります。そういうことで、旧下地町では計画が21年度に予定をされていたということでございますけども、今の農村農業整備事業管理計画がありまして、その中で今検討を進めているところでございます。まだ何年からということは明確には言えませんけども、ここに要請がされていて長い間待っていたというようなこと等は十分理解しておりますので、できるだけ早急に実現できるように努力をしたいと思います。

次に、各地域における沈砂池の管理でございます。旧上野地区で132カ所の沈砂池がございます。これについては、ほとんどの整備状況とか、あるいはどういう管理が課題があるかというような部分で全部調査は一応終わっておりまして、このような調査表がございます。その中でのお話になるかと思うんですけども、これまでは県の事業の中で土砂等流出防止管理事業というのがございまして、それでもって計画的に管理を行ってございましたけども、平成17年度でこの事業が廃止になってございます。そういうことで、平成18年度から平良の大浦地区と城辺の大川地区で、まず最初はモデル地区ということですね、平成19年度から各圃場の整備完了地区、ここにおきまして資源保全事業というものが新たな事業として展開をされております。この事業はですね、土地改良施設の清掃や維持管理を活動を地域住民で行って、これに助成をするというような事業でございますから、この事業の導入を今後できるだけ多く図るようにしながらですね、沈砂池の管理もあわせて行っていきたいというふうに思っております。

◎水道局次長（砂川定之君）

多良間村水道との広域化によるメリットについてですが、メリット、デメリットについてもこれから勉強していく中で、広域化を推進する、しないかもあわせて検討していくことになると思います。

◎平良 隆君

経済活性化と雇用対策について、先程市長の方からご答弁ございましたけれども、市長はいろんな事業を展開しながら経済活性化と雇用対策をしていきたいということをおっしゃっております。ただ口でですね、言うのだけではなくて、これは早急にこういうのを進めていかないと今の宮古島の経済状況、雇用状況というのは本当にますます悪くなっていくのは私は目に見えているんじゃないかなと思っています。特に建設業界の従業員の方々がたくさん今リストラされて、まだ余儀なく退職もされてですね、今本当に仕事なくて大変途方に迷っている方々が大変増えております。本当にこのような状況はですね、長い間これから続いていくとますます宮古島市は過疎化が進んでいくんじゃないかなと思っています。私は、本当に人口もですね、5万人を割るのも目に見えているんじゃないかなと思っています。市長は一生懸命努力して頑張っていきたいというようなことをおっしゃっております。特に私は雇用対策については企業誘致、早目に企業誘致するのがですね、私は雇用対策には一番いいんじゃないかなと思っています。特に旧上野村といえばユニマツグループが20年かけてリゾート開発されて今350名ぐらいの雇用者がおります。やはり企業を誘致するためには、それだけの条件をそろえてですね、誘致ができやすいような条件をつけた

きゃなかなか企業というのは参入しないわけでございます。そういうことで、こういうトゥリバーの問題にしる非常に土地の値段の問題があるというようなこともあるようでございますけども、やはりそういった企業が誘致できやすいようなですね、条件にさせていただければすぐ企業は私は来て、この宮古島のですね、活性化のために頑張っていたくものではないかなと思っておりますので、ぜひ企業誘致にも力を入れてやっていただきたいと思っております。そのためにも、企業誘致するためにやはり企業が誘致できやすいような条件づくりをしないとなかなか企業の誘致は難しいんじゃないかなと思うわけでございますので、ぜひその辺についてですね、企業誘致これからどのような形で、またおやりになっていくのか、市長のお考えをお聞きしたいなと思っております。

続きまして、簡易水道の広域化についてでございますけども、先程水道局の次長の方から、これから勉強しながら考えていきたい、メリットについてもこれからあるかないか勉強していきたいというようなことをおっしゃっておりますけれども、しかし新聞紙上では広域化はすぐするような形で新聞記事には掲載をされております。特に市長も日本水道協会が提案した四つの案を選択肢の一つとして前向きに考えていきたいというようなご答弁なされております。多くの市民は、これは広域化するもんだと思っている方々がたくさんいるのかなと思っております。特に先程次長は、これから勉強して考えていきたいというふうなことをおっしゃっていたわけでございますけれども、水道局のコメントとしては四つの選択肢の中でやはり上水道企業団としてやった方がいいんじゃないかというようなことまでおっしゃっておりますけれども、これから勉強してデメリット、メリット考えるというご答弁でございますけども、ぜひこの広域化についてはですね、多くの市民の声を聞いて、これは広域化はですね、やらなきゃならないと私は思っておりますが、一応この四つの選択肢、その中の企業団としてやっていきたいというような水道局のコメントですけども、そのような形の前向きな考え方ですね、今後広域化について取り組んでいかれるのかですね、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

続きまして、人事について再度質問をしていきたいと思っております。先程助役の方は、行財政改革推進委員会の意見等を聞きながら検討していきたいというようなお話をなさっております。じゃ再度お聞きしたいんですけども、この管理者を廃止してというようなことも視野に入れてですね、今度検討していかれるのか、また管理者がいなくても9カ月間運営がなされてきておりますよね。何か支障はないようでございます。そういうことで運営が私はできるんだったら、今の参事をなくして、人事体制を局長と次長体制でですね、やっていてもこれ問題はないかなという感じを持っているんですよ。それだけでも相当財政が浮いてくるんじゃないかなと思っておりますが、その点についてどのようなまたお考えを持っておられるのかですね、お聞きをしたいと思っております。

次に、農業振興についても再度質問をしていきたいと思っております。この嘉手苜アガリカタ地区といえば、それは先程部長もおっしゃっていた旧下地町に地番のある地区でございます。この地権者のほとんどの方々が旧上野村字上野の方々でございます。その上野地区というのは、上野部落というところはみんなその地区以外は圃場整備は終わっているわけでございます。そういうことで、長年この要請活動もして旧下地町でも平成21年でこの事業をやっていきたいというようなこと計画なされたにもかかわらず、また新しい宮古島市になってから管理計画の見直しがあって、計画が立てられないというのは何かおかしいような気がするわけでございます。やはり圃場整備というのは、これは農業振興に大きく寄与する事業でござ

いますので、ぜひですね、早目にこの計画をなされてぜひ実現をしていただきたいと思っておりますので、なぜこの計画がなかなかなされていないのかですね、再度部長にお聞きをしたいと思っております。

次に、沈砂池のですね、維持管理についてでございますけれども、やはり部長の答弁によると自然保全事業でこれから管理していきたいというようなことでございます。我が上野地域におきましても百三十数カ所の沈砂池ございます。特に観光地域内にも沈砂池が五、六カ所くらいあります。今その沈砂池状況見ると荒れ放題で、本当に見苦しい限りでございます。ぜひ恐らくこの多くの沈砂池の管理というのは、1年間でなかなか難しいかと思っておりますけれども、やはりこの観光地域だけでもですね、優先していただいてぜひ維持管理をですね、徹底していただきたいなという感じを持っておりますが、その辺についてはどうお考え持っているのか、再度質問をしたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平良隆議員の質問にお答えします。

経済活性化には企業誘致が一番手っ取り早いというご意見は私も同感でありまして、企業誘致はぜひこれからも取り組んでまいりたいと、そのように思っております。先日もユニマツグループの高橋会長と話をする機会がありました。高橋会長からは、デラックスな400室から600室ぐらいのホテルもつくりたいというお話等、大変前向きなご発言もありましたので、心強く思っておりますので、市としてもできるだけ協力をしていきたいと、そのように思っております。また、今トゥリバーもかなりいい方向に進んでおりまして、これがまた売れば企業誘致の面でも、あるいは雇用の面でも大変有効じゃないかなと思っておりますので、これも力を入れていきたいと、そのように思っております。

上水道の広域化のことについては、いろいろな選択肢がございますけれども、宮古島市民にメリットがないような、そういう広域化はやりません。そして、国や県の意向は広域化をする方がいいという意向ですけれども、もしこれがメリットがないんならば市としてはこれは選ばないつもりであります。また、今水道事業管理者がおられません。これは、今は財政的な面で、いなくてもやっていけておりますので、しばらくはこうしますけれども、水道局と総務部に今言っているのは、これを普通の部にするための条例の改正も検討するよということを言っておりますので、条例改正についても今水道局と総務部で話し合いをしているところでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、嘉手苺アガリカタ地区の圃場整備の件でございますが、なぜ今までやっていないのだからというようなことでございますけれども、10月1日に合併をいたしました。はっきり申しまして、今まで各市町村で動いていた事業の処理がですね、大変でございました。そして、もう一つは、ただいまその見直しをしているという段階でございますが、優先順位をつけながら当然やるべきでございますから、その中で旧下地町のときからの引き継ぎであるということも聞いておりますし、できなかった理由は多分他の町村の区域であるというようなこと等もありましてですね、整備が延び延びになっていたということだろうというふうに思っています。市町村合併によって一つの事業区というふうになりましたので、その中で調整しながら行っていきたいというようなことでございます。

次に、沈砂池の件でございます。観光地内にですね、多くあるということでございます。確かにそのようなことも見受けられますので、調査をして検討をし、できるだけ早い時期にできるようにですね、頑張

っていききたいというふうに思います。

◎平良 隆君

経済活性化と雇用対策については、ぜひ早急にですね、やっていただかないと今の状況でやったら宮古島は本当にこれはこれから経済も衰退していきたくらいだし、また失業者も大変増えていくんじゃないかと思うんですね。ぜひ雇用対策ですね、早急にやっていただきたいなと思っています。

先程私人事についてちょっと再質問をしなかったわけでございますけども、先程部長の方からいろんな経緯があってこういう状況になったというようなことでございます。人材の問題をおっしゃっていただきましたけども、今主幹というのは43名いらっしゃるわけでございます。43名ですね。そういう中に、新たに12名の課長、その中で5名ですけども、5名と、全部7名ですか、消防2人入れて、7名の課長のようですね、なす人材がいなかったのかですね、その点非常に私は疑問に思っております。管理職の12名の1カ月ですね、管理職手当、これ約25万ぐらいなんですよね。年間にしたら300万、財政改革をしていききたいということをおっしゃっておいながら、そういう人事というのは、これは多くの市民が疑問視をしております。悪く言えば、これは選挙功労者人事でないかという批判もちまたには聞こえてきております。そういうことで、やはりこれだけの管理職いるんだから、それを減らす努力をしていかないんですね、これからの行財政改革はなかなかスムーズに進まないんじゃないかなと私は思っております。本当に類似市町村においてもですね、課長級というのは40名から50名、糸満市と豊見城市がですね、我々宮古島の人口大体似ております。そういう豊見城市であれ、38名ぐらいの課長級しかおりません。大体糸満市ですね、四十五、六名ぐらい。本当にそれからいけば3倍ぐらいの数が、課長級の管理職が我が宮古島にはいるのであります。そういう方々を削減していくというのが、普通行政改革の一環で私はないかなと思っていたわけでございますけども、ぜひこれからですね、こういうものをこれだけ主幹という管理職がいらっしゃるんだから、その中の何ぼでもすばらしい人材がたくさんいるのではないかなと思いますので、こういう人事に対してはやはり多くの市民が理解できるような、やっぱり人事をしていかないとな多くの市民から批判が来るんでないかなと思いますが、再度部長、その点についてですね、もうちょい市民の理解できるようなご答弁をしていただきたいなと思っております。

水道局長の不在については、いろいろと計画があってということなんですけども、私はやはり財政再建をしていきたい、行財政改革をやっていききたいのであればですね、やはり人事に対しても慎重に、ただ条例で局長を、参事置かなきゃならないというような条例に沿って人事でなくて、やはり今の状況ではどれぐらいの人数ですね、この水道局運営できるということをもたえながら、私はやらなきゃいけないと思います。特に今回合併後も伊良部町もですね、入っているわけなんだから、伊良部町が入ってもやはり次長を中心にして運営をなされているんだから、私はその体制でもですね、十分運営ができるというような感じを持っておりますので、その辺についても十分考えて、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

それと、農業振興についてでございますけども、ぜひ部長にはですね、頑張ってください、ぜひこの地区を早目に圃場整備していただきたいと思います。

それと、沈砂池の維持管理ですね、観光地の周辺、上野地域にはたくさん……たくさんでもないけど、五、六カ所くらいありますので、その辺も十分調査されてぜひ管理を早急をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

◎助役（下地 学君）

管理職人事の件なんです、総務部長からも答弁がありましたけど、一つには管理職が138名と同規模他の市に比較して大変多いんじゃないかという指摘なんです、これは議員の皆さんがご承知のとおり合併によってこういう数字に膨れ上がったということは、これは事実なんです。そういう中であってですね、合併して初めての定期的な人事がありました。その中に、やはり計画的に進めてまいろうというふうな方針を打ち出して取り組んでまいりましたが、制度的な課題と、それから市長の政策的な面もあってですね、制度的な面としては障害福祉課、それから地域支援包括センター、これは国の制度としてどうしても設置しなきゃならない課であります。それから、市長の政策的な取り組みとして図書館建設委員会特別対策室ですね、それから下地島開発に向けての対策室と、こういうところで課長級の配置をしましたので、十分な成果を上げることができなかったけど、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

議員言われることしっかりお聞きしましたんで、頑張っていきたいと、このように思います。

◎議長（友利恵一君）

これで平良隆君の一般質問を終了いたしました。

◎上地博通君

通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。私見も交えながら質問を行いたいと思いますので、市長の誠意ある答弁をよろしくお願いします。

最初に、宮古島市が策定しました行政改革大綱についてお聞きをします。市長は、山積する課題や厳しい財政事情を解決するために、5市町村が合併し、力を合わせて総合的にこれらの課題に対応し、地域の活性化を図るために行政改革大綱を策定すると、そしてなお一層思い切った改革を断行すると必要性を説いております。基本的な方向としましては、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治運営の基本原則を踏まえ、サービス精神と経営感覚に立脚した改革を行うとうたっております。その上で、市民に対しましても義務と権利及び責任のもと、行政への積極的な参加を呼びかけております。それから、宮古島市の財政状況にも触れ、合併後5年で黒字転換するとした財政シミュレーションの実際の財政状況は合併内に予測した数値よりも悪化しており、危機的状況であるとしてこの実現を困難視しているような状況になっております。さらに、国の三位一体改革や地方との役割分担の見直しによる負担増など、今後の地方財政を取り巻く環境はますます厳しくなると予想し、自主財源の確保に努めるとともに、公債費の縮減や歳出の適正執行など、徹底した経費節減を行い、健全な財政基盤を構築する必要があるとしております。

そして、行政改革の具体的な施策として、市税等の徴収率の向上、バランスシート等の作成や行政評価制度の導入、行政組織の見直しとあわせて定員管理と給与の適正化、それに職員の能力開発や人事評価システムの導入を図りたいとうたっております。市民にも使用料や手数料の見直し、家庭ごみの有料化等応分の負担を求めています。そのほかにもいろいろとありますけれども、私はその中の幾つかを取り上げて質問をしたいと思います。

まず最初に、自主財源の確保に努めるとありますけれども、具体的にどのような財源が考えられるのか、そしてできればこの1年間の財源として予想される金額も示してほしいと思います。

次に、行政評価制度や人事評価制度についてもお聞きします。これは、宮古島市にとっては新しい制度

でございますけれども、どのような制度をつくる予定なのか、詳しくは大綱の中ではうたっておりませんが、これの詳しいことがありましたら、これを聞かせていただければと思います。

また、このような制度は民間では以前から採用されて運用されているわけですが、民間の手法も参考にして創設した方がよいと思っておりますが、市長はこの件についてはどうお考えでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、我が宮古島市は今非常に厳しい財政状況にあります。市債残高は、17年度末見込額で370億円に達し、前年度繰り上げ充用額、これはわかりやすく言えば前借金でありますけれども、国民健康保険特別会計で12億円、港湾事業特別会計で32億円、下水道事業特別会計で9億円、合計で約53億円の前借りをし、今財政を賄っている状況になっております。現在のままでいきますとトゥリパー地区が売れても、この前借金を返すのは並大抵のことではないと思います。さらに、国は地方交付税の算定基準を変更したいとしております。新しい算定方式では、宮古島の交付税額は現在より30億円以上少なくなるというショッキングな報道がなされております。ただでさえ苦しいのに、これ以上交付税額を減らされたら我が宮古島市は財政計画を根本から見直さなくてはなりません。成り立っていきません。このような現状に対して、市長はどう認識されているのか、この辺をお聞かせ願いたいと思います。本当に借金体質から脱却することができるのか、もしできるとしたら何年後を予想しているのか、その方策と見込みを聞かせていただきたいと思います。

また、市長は先日マスコミ等に対して、このままでは数年以内に財政再建団体に陥りかねないというような話をされておりますけれども、この認識を本当にお持ちなのか、その真義はどこにあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、農業の振興についてお聞きします。今宮古島の市民は厳しい不況の荒波と闘っております。公共工事の減少に伴う建設不況に見られるように、国の三位一体改革で一番影響を受けているのは、中央から遠く離れた我々沖縄県であります。その沖縄県の中でも、さらに離島の宮古島市は生活が破綻しそうな状況であります。若者は仕事がないといって島に帰らず、どこにでも行けない、島を離れることができないお年寄りだけが島に残っていると、このような状況が続きますと社会そのものが崩壊しかねない事態になるのではないかと心配をしております。その中で、今可能性のあるのが農業と観光ではないかと思っております。農業は、基幹産業のサトウキビが環境に優しく、日本で生産可能なバイオエタノールの原料として見直されてきましたし、圃場整備とかんがい施設が整備されれば、機械化によって生産量を拡大することも可能になります。畜産も子牛価格の高騰で好調に推移していますし、本土の肉用牛産地の高齢化で元牛が不足し、今後も高値で推移するものと考えられています。例えばアメリカのBSE問題でアメリカ牛の輸入が増えても宮古島の畜産はそれ相当の価格は維持するんじゃないかと、このように思っております。

そして、今建設業をやめた方や職場を定年した方々が参入しているのが施設園芸であります。市の補助を受けて施設をつくり、ゴーヤやとうがん、それにマンゴーなどの果樹の生産を始めていますけれども、生産する品目が偏って価格が暴落し、苦しい経営を余儀なくされされている農家も出ていられると言われております。

そこでお聞きしますけれども、平成17年度の園芸作物の面積と生産量、それに生産額を品目別に示してもらいたいと思います。そして、昨年と比較をしまして、面積、収穫量、生産額が最も増えた作物とその

理由ですね、それから反対に最も減少した作物とその理由を示していただきたいと、このように思っております。

昨年は、旧市町村が単独で施設の建設に対して助成を行いました。補助ができなかったところもあったようですけれども、今年は全市民が対象ですので、希望者が大勢いると思います。締め切りは、去った20日でしたので、その状況はもうわかっていると思いますけれども、どういう状況になっているのか、希望者が何人ぐらいいるのか、希望者数と希望面積、それに対する施設がもし全額つくるとした場合の必要金額ですね、これは当初予算の4,000万円ですり足りるのかどうなのか、もしこれが不足している場合には補正予算を上げてでもこれに対応していきたいと、いくべきだと思っておりますが、当局はどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

次に、観光振興と地域の活性化についてお聞きをします。宮古島を訪ねる観光客は、昨年度で約40万人と発表されております。宮古観光協会を先頭に、トライアスロンを初めとする各種多様なイベントを開発、定着させてきた成果であると、関係各位に感謝を申し上げます。そこで、提案でありますけれども、宮古島市が誕生した記念に何か島を挙げてのイベントができないだろうか、これは島の住民の意識を一つにするためにも、非常に必要なことであると思っておりますが、これを検討する考えはないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

水道事業についてお聞きしますけれども、これについては平良隆議員からも話がありましたけれども、私は一つだけお聞きしたいと思います。これは、多良間村が財政赤字ですから、この赤字を宮古島市で負担するというような考えで市民はとらえている方が多いのが実情であります。報道のとおりではないにしても、こういう感じで市民に今とらえられておりますけれども、私はこれは命の水でありますから、水道に関しましてはそういう地域に差があってはいけないと、これは沖縄県が全体を見回してこれに対応していかなければいけないんじゃないかと思っております。ですから、県に対してですね、宮古島市も多良間も含めて全部で、これは県で何とかしてほしいという要請をしていくのが筋じゃないかと思っておりますけれども、これに対して市長はどのようにお考えなのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

最後に、行政改革大綱でもちょっと触れましたけれども、市税の徴収状況についてお聞きをします。宮古島市が誕生して、はや9カ月になろうとしておりますけれども、新年度から税金の徴収方法も変わりました。徴収率が非常に悪くなるんじゃないかと心配されておりました。合併前と比較してどういう状況なのか、また合併後の財政シミュレーションの根拠とした税の徴収率は何%であったのか、現在その徴収率はクリアされているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

そして、これは事務手続上の問題だとは思いますが、一部の市民に対しまして、市民税の賦課が増額されて、それも大幅に増額されて賦課されているという実情がございます。これは、何が原因でこのような間違いが起こったのか、全部でこの間違いというのは何件ぐらいあったのか、そしてそれにどういう対応をしたのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

答弁を聞いて、さらに再質問行いたいと思います。よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上地博通議員の質問にお答えしたいと思います。

さきに新型交付税の発表があつてから、財政再建団体に数年内に陥りかねないと言ったことの真義で

すけども、これは今度の新型交付税の中身がですね、我々が合併を志したときに国が約束した、合併したら交付税等も配慮するという、これを全く考慮に入れていないということ、また離島、それから僻地、こういうものの自主財源の求めようがないところに対する配慮も全くなされていないということ、そういうことを加味して発言をいたしました。このことは、宮古島市だけではなくて沖縄県全体でもそれぞれ大変な怒りを持っておりまして、総決起大会を持ったわけでありまして。ぜひ政府の新しい交付税に対する考え方は改めさせるべきだと思っております。

次に、観光振興でございますけども、観光振興と地域の活性化を図るためには、宮古独自のイベントを創造しながら、旧市町村など市民参加型及び誘客効果が図られるような観光振興へと結びつけるイベント等、新たなイベントも考えていかなきゃならないと考えております。去った24日に、コースタルリゾートを利用した若者たちが約6,000名の人を集めてロックフェスティバルを行いました。チャーター便も出るほど大変な盛況でありました。若さのエネルギーの発するものであろうかと考えております。この種のイベントは、ぜひ行政も何らかの形でバックアップして、恒例化していきたいと考えております。この種のイベントがどんどん出てくればいいなと考えております。

また、水道の広域化でございますけども、県に要請するべきではないかというご発言、私も同感であります。国も県も水道の広域化については、これを進めている状況であります。しかも、宮古島市と伊良部あるいは多良間の水事情は随分違っておりまして、宮古島市では例えば硝酸態窒素等はかなり今は安全な状況なんでありますけども、伊良部、多良間ではこれがかなり厳しい状況で、これを除去して水道として住民に提供しております。そういう事情もあったりして、単純に広域化できる状況は宮古にはなかなか多良間まで取り組むことは難しい面もありますので、県に対してもこれは十分要請を行っていききたいと、そのように思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

上地博通議員の行政改革の大綱についてのご質問にお答えいたします。

まず一つは、自主財源の確保についてでございます。自主財源といいますと、具体的にはどういうものがあるかということですが、市税の徴収率の向上、あるいは使用料、手数料の見直し、それから遊休市有地の有効活用、それから家庭ごみの有料化と減量化の推進、それからですね、新たな財源の創出及び確保という5つの方策を一応考えております。その中でもですね、新たな財源の創出につきましては、例えば広告をとるとかですね、広報紙等使って広告をとるとか、あるいはまた法定外目的税といいますか、例えば水源、例といたしましてはそういうものに目的税を課すとか、そういったいろんな取り組みがありますので、そのあたりをこれから行革の議論の中で検討していきたいと、このように考えております。

それから、自主財源の額についてですが、これは現状の額だけ申し上げますけども、当初予算の17.6%、約55億9,000万ですが、そのうち市税が41億7,000、分担金負担金が3億7,000万余、使用料手数料が5億1,000万、財産収入が3億7,000万等々がありますが、こういったものにさらに行革努力でですね、さらに増やしていこうという趣旨でございます。

次に、行政評価制度の導入についてであります。これにつきましては、市の行う仕事といいますのは、予算書等で計画を立てて実施しますが、評価制度というのはその実施した仕事についてチェックをし、仕事のやり方、むだはないか、そういったものを改善していこうという仕組みであるということです。何を

どう評価するかといいますと、導入する団体によって例えば住民が満足しているか、あるいはコストにむだがないか、費用対効果どうなっているか、そういったものをいろいろと検討を加えていくということがあります。例えばプラン・ドゥ・チェック・アクションという言葉があります。これは、マネジメントサイクルの評価の言葉ですが、まずプランは計画する、ドゥは実施する、チェックが評価するというので、その評価に基づいてさらにアクションを起こす、改善していくというアクションですね、このサイクルで行政評価はやっていきたいと思います。その結果は、予算編成や人事配置等にも生かしていきたいと思います。民間手法を学ぶべきではないかというご指摘については、ごもっともなこととして、やはり経営的な視点に立って民間の実績といいますか、そういった手法は大いに勉強していきたいと、このように考えております。

次に、繰り上げ充用分の精算といいたしめようか、これはいつごろできるのかというご指摘でございます。これにつきましては、ご承知のように繰り上げ充用とは会計年度経過後にですね、その年度の歳入が不足するとき、会計年度翌年度の歳入からですね、充用して充てるということですが、いわゆる赤字決算にするわけにはいかないということで、苦肉の策でもあります。ただそれは、今回は港湾、下水道、国保、老人保健、四つありました。そのうち、港湾と下水道について私からお答えしたいと思います。

港湾特会はですね、約32億余りの繰り上げ充用補正やっておりますが、これについてはやはりトゥリバーの売却というのが大きな解決への道でございます、引き続き努力してまいりたいと、このように考えております。

それから、下水道特会につきましては、ここ数年一般会計の状況が非常に厳しいということで、繰り出しが難しい状況であります、約9億7,000万余の累積赤字といいたしめようか、そういうものを抱えております。財政シミュレーションとの中でですね、7年から9年ぐらいにかけて実質収支がですね、大体9年ぐらいで黒字になる予定と言われておりますので、大体9年から10年ごろをめどにですね、財政計画どおりいけばそういった精算が可能になるんじゃないかという見通しを持っております。

◎福祉保健部長（池村直記君）

国民健康保険税の借金体質の脱却はということでございますが、本市の国民健康保険税の財政は合併前の赤字が累積で10億円を超えております。これにつきましては、ご承知のとおり合併協定書の協定事項の中でですね、合併時の累積赤字は新市において一般会計からの補てんにより解消し、国保会計は負担はさせないこととするというふうな協定になってございます。しかしながら、最近の国の情勢等から勘案して一般会計からの補てんが非常に厳しいといった場合は、やはり独自で保険税を確保して赤字を解消しなければならないということになってまいろうかと思っております。税率の改正による、例えば赤字改正ということになりますと、現在の国保税のですね、調定ベースでいきますと10億円でございます。仮に10%の税率を上げて、収納率を90%と仮定した場合は年間約9,000万円の税収増となることから、その額を例えば累積赤字に補てんしていきますと、単純に計算しまして約11年後ということになろうかと思っております。当然税額等に伴う補てんだけではなくて、やはりペナルティーカット解消のためにも徴収率の向上、これは非常に必要不可欠だというふうに認識しております。

それから、老人医療事業特別会計についてであります、これは老人医療の税制は国、県、それから支払基金、それから市のそれぞれの負担割合が決まっておりますので、足りない財源につきましては次年度

以降精算される仕組みになっておりますので、この会計につきましては実際的には赤字にはならないというところでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

農業振興についてでございます。園芸作物で生産高は幾らかということでございます。まず、17年度ということでございますけれども、大体17年度の統計が出そろうのがですね、大体今年の12月になります。これは、市町村からのデータと県の独自の調査のデータあわせましてですね、大体こういう形で宮古の全体のものが出てまいります。これが大体17年度につきましては12月ということございまして、ちょっとまだデータの資料持っておりません。そういうことで、一応JAさんの方がですね、年度、年度で一応やっておりますので、その方でお答えをしていきたいというふうに思います。

まず、前年比伸びたものにつきましては、カボチャがございます。これが大体166%の伸びでございます。それで、その中でJAさんと系統外ということで、通常資料は出てまいりますけれども、これ2年ばかりのデータ見ますと大体JA取り扱いが35%ぐらいの前後しているようでございます。ですから、この倍に近い部分がですね、系統外にしておりますので、そういう意味では相当量の数字が上がっているものというふうに思っています。ちなみに、JAの取り扱いが1億200万余になってございます。

次に、ゴーヤとかとうがんとかインゲンはですね、大体平年並みということでございます。マンゴーが相当落ちてまして、67%でございます、前年比ですね。そういうことで、マンゴーにしましてもですね、相当JAさんの方は取り扱いが少ない、ではありますけれども、やはり前年度からは相当数切っていました、マンゴーのJAの取り扱いが6トンでございます。これは、全体からしましてですね、41.8%の減でございまして、宮古全体通常300トン近いのがあるはずなんですけれども、180トンから200トン前後の方に今年はいくのではないかというふうに思っております。そういうことで、マンゴーにつきましては台風14号後の対応がしっかりとできていないというもので、新設の数が減ってきたというようなことだろうというふうに思っています。増えましたカボチャにつきましては、非常に市場価格がいいというようなこともありましてですね、これについては周年の変動が激しいようです。なぜかといいますと、昨年よければ今年は多分減るだろうというふうな形もありましてですね、大分年度によって変動があるというふうなことを聞いております。

次に、農業施設の部分です。現在ハウスの補助はですね、三つの部分に分かれます。鉄骨ハウスというものと486ハウスというのとパイプハウス、この三つが今補助の対象として動いておりますけれども、今の段階で鉄骨ハウスが8名で40アール、486ハウスというのが12名で60アール、パイプハウスが95名で428アールということになってございまして、現在の予算は4,000万でございます。補助規定によれば50%以下というようなことで補助規定にはございますので、予算の範囲内でそのような形になろうかと思ひまして、申込者が多ければ当然補助金の額が小さくなっていくというふうに思います。

今後の増加は、予算の増額はどうかということでございますけれども、まだ集計が終わっておりません、どういう金額になるかというのはいましばらくですね、時間をいただきたいというふうに思っています。

◎税務課長（友利 克君）

平成17年度の徴収率ですが、81.30%、前年比で0.35%の低下でございます。合併時にシミュレーションがあったかということなんですが、それについてはまだ確認をしております。ただ昨年度合併直後の

徴収対策会議におきまして、82%を目標とするという方針を立てて、それに向けて徴収努力を重ねるというところでございます。

それから、市税の増額賦課ということなんですけれども、増額賦課についてでありますけれども、今年度は税制の改正等によりまして定率減税が2分の1に縮小されたこと、それから65歳以上の高齢者に対する老年者控除48万円ございました。これが撤廃されたこと等によって前年度と比較しますと増額賦課と、課税ということになっております。

それから、課税誤りということでありますけれども、税務署の確定申告者のデータですね、これが一部未入力があったために、全体280件ほど訂正が生じております。その方々には既に通知をして、訂正後の税額でもって納付をしていただくようお願いをしております。また、既に納付を済まされた方については還付金が生じる場合は還付請求の手続を通知するようしております。

それから、そのほか市税に関する問い合わせ等については随時対応しておりますので、何かありましたら税務課等に問い合わせをお願いしたいというふうに考えております。

◎上地博通君

市長からいろいろと話がされましたけれども、実は厳しい財政をしているということは、もう我々もわかっております。しかし、私非常に疑問に思っておりますのは、先程からも議員の指摘もありましたように、厳しい財政といいながら、管理職も減らさない、職員数も減らさないというようなことで、財政再建に取り組んでいるということは考えられません。本市におきましては、課長以外に主幹も40人いるというような話が先程出ておりましたけれども、これは市民も議会も全部が多いということを感じていると思うんですよ。ですけれども、市長に本当にその辺の真剣さがあるのかなというようにちょっと疑問を感じております。市長の任期というのは、あと3年半、今年度の半年も含めると3年半あります。この任期中にですね、形の見えるような財政再建案を示して市民にも納得をさせ、さすが伊志嶺市長だと言われるように、市民の先頭に立って行財政改革を断行していってほしいと、そのように思っておりますけれども、それについて市長の決意を聞かせていただきたいと思っております。

それから、農業振興についてでありますけれども、去年は旧上野村で大幅な施設の補助等が行われまして、とうがらが非常に旧村内を中心に生産されました。一昨年といいますか、去年に比較しまして値段の暴落等があって非常に苦労したということでもありますけれども、この生産するときのですね、補助の申し込みによってどういう作物をつくりたいかということが来ましても、市としてはこれに対して指導とかそういうものを行っていないのか、農協の方々と調整をしながらですね、こういうものをつくってほしいとかというような感じで、希望者を集めて説明会等を開いた方が一番いいんじゃないかと思っておりますけれども、こういうことは可能なかどうか、できないことなのかどうか、お聞きしたいと思います。

そして、今政府が進めております地域ブランド化の製造というのがありますけれども、これを利用しましてですね、宮古島にはマンゴーという本当に他地域に誇れるようなブランドがあるわけですから、こういうものを宮古島をPRするためにどんどん表に出していってほしいと考えておりますけれども、これを市が主導してですね、ブランドの統一化とか生産者への周知徹底等をやってほしいと思っておりますけれども、これができないのかどうか、この辺もお聞きをしたいと思います。

観光振興とか、そういうことについては市長もいろいろと取り組まれるということでもありますから、今

後の期待をしていきたいと思っております。

水道事業については、市長もこのように県がやるのが賛成だということでありますので、ぜひ我々議会もですね、全市を挙げてこういうことは県に対しても大いに要請をしていくと、やっていかなければいけないと思えますし、そうやっていきたいと思っております。

先程市税の徴収についての答弁がございました。81%で、82%が目標だということでもありますけれども、これは非常にハードルの低い目標値を設定したと、財政が厳しいと言っておきながらこのような目標値を設定するということは、ちょっと財政意識の欠如じゃないかというふうに考えますけれども、これはだれがこういう指示して82%という目標値を設定したのかですね。

それから、もう一つは、こちらに徴収率というのが出ておりますけれども、これを見ましたら非常にやっぱり低い状況になっております。財政シミュレーションについても、徴収率が低いとこれは幾らシミュレーションをつくってこのとおりいくだろうと思っても、徴収率を上げることが一番の自主財源の確保だと先程部長も話されておりましたけれども、これは当たり前のことだと思いますし、それにまさる方策はないと思います。ですから、徴収率を上げることが当局の皆さんは真剣に考えていただきたいと思えますけれども、それについてもう少し踏み込んだですね、どのような対策をやっていきたいということをお聞きしたいと思います。

それから、国民健康保険税についてでありますけれども、これは91%だったと思いますが、それをクリアしないと国からのペナルティーがあると思えます。ペナルティー額というのは幾らなのか、例えばこれをですね、ペナルティーがあることも含めて市民に周知徹底をすることによって92%の収納率に対して4,000万、5,000万ぐらいかと思えますが、それぐらいの国からの助成が行われたらですね、一気にそういう赤字分も解消されていくんじゃないかと思えますが、この辺をどう考えておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

行財政改革について、特に定員管理について決意表明をということでございます。定員管理については、シミュレーションをつくって対応しております。例えば退職者の約3分の1を新採用ということで、今度も23名の退職者に対して7名の採用をいたしております。ただ管理職を減らしたいという思いを持っておりましたけれども、国の新しい制度でありますとか、あるいは女性の登用でありますとか、それから私の政策の面でどうしても必要な部署ができて、それについて十分な対応ができませんでしたけれども、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

◎福祉保健部長（池村直記君）

収納率が悪い場合には、ご承知のとおり調整交付金のペナルティーが課せられるということでございます。ちなみに、本市であれば徴収率90から92%未満で5%の減額、それから87から90%未満で7%の減額というふうになります。宮古島市ですね、平成17年度の収納率が87.02%でありますので、今年度は7%のペナルティーが課せられるということになります。ちなみに、各地域の収納率も昨年に比べて2%程度落ち込んでいるといったことが現状でございます。要因としましては、例えば一番低いところがですね、平良地区、それから伊良部地区がどうしても80%台ということでもありますので、この2地区について重点的にまた徴収対策を講じていきたいというふうに考えております。

それと、事務局体制としまして、旧平良市では臨時も含めて15名体制で事務に当たっておりました。これが合併後は12名体制ということで、事務局のある意味での人員の問題等もございます。そういったことから、今後はですね、とにかく地域の集合徴収の実施、議員ご指摘のように徴収率を上げなければ赤字を補てんすることが非常に厳しいわけですから、特に郡部の高齢者が納付しやすい環境づくりということで、集合徴収を実施してまいります。それから、先程申し上げましたとおり平良地区、それから伊良部地区の収納率向上を徹底的に実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎税務課長（友利 克君）

徴収率82%の目標が低いのではないかとということでもありますけども、前年度の5市町村の合計数値であります81.65%、これをもとに82%という数値を設定してございます。だれが、また指示をしたのかということなんですけども、目標については税務課の方でももちろん設定をしまして、それを徴収対策会議で確認をしたということもございます。

それから、徴収率の向上についての対策ですけども、平成18年度の徴収対策方針については現在取りまとめをしているところでございます。基本的には、悪質、高額滞納者に対する厳正な滞納処分を実施していこうということ、それから市税指導員の臨戸徴収、納税指導を強化するという、それから同期内納付、それから自主納付の推進をしていこう、そして口座振替を推進していくと、税務署、それから制度が少し変わりました県税との連携が可能になってまいりました。そこで、これは税務署、それから県税との連携を強化していこうということもございます。

ちなみに、平成17年度末までの滞納の措置状況ですけども、件数で1,539件、措置率が45.3%でございます。なお、100万円以上の高額滞納者に対する滞納の措置率は80%というような状況でございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、ハウスの希望者を集めて作物別の調整はできないかということもございます。これまでは、合併前はですね、別々の市町村で市町村の思いがありまして、伸ばしていく作物を決めてですね、それによってやってきたというふうに思っております。一つの市になりましたので、これからはですね、方針としてやっていくのではないかとというふうに思っておりまして、JAを含めてですね、あるいは県を含めまして調整を図っていききたいというふうに思っております。

ハウスに関しては、まだ審査が終わっておりません。その中で、当然優先順位をつけてやる必要がございます。後継者であるのかどうかとか、あるいはほかに仕事を持っていないのか、これから伸ばしていく作物は何であるとか、その他等々ですね、こういう優先順位をつけまして補助をしていく必要があらうかと思っておりますので、これも含めまして検討をさせていただきます。

マンゴーのブランド化でございます。マンゴーの生産協議会を立ち上げてございますから、その中で検討させていただきます。今ブランド化の部分で、国の方ですね、規制緩和がありまして、商標登録ができるようになってございますから、その辺も含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

◎上地博通君

私は、宮古島の財政が厳しいというのは、これまで税金の徴収率が非常に悪かったというのも一つの要因じゃないかと思っております。ですから、徴収率を上げることによって財政が少しでも潤っていくもんだと思っておりますし、一番手っ取り早い財政再建の道だと考えております。ですから、これについては

市長を先頭に全市を挙げてですね、職員で対応してもらいたいと、80%というような低い数値目標じゃなくてですね、せめて90%というような感じで目標を掲げてですね、これに一步でも近づくように努力をしてもらいたいと思っておりますが、最後にこの辺の決意をお聞きしたいと思います。

それから、農業の問題でありますけれども、これまでいろいろと助成をしてきておりました。ハウスに関しましても、農家がもちろん好きな作物をつくるというような感じでやってきておりましたが、しかしそういうことよりもやっぱり宮古のためにというか、そういう生産、振興作物をつくっていくというのが一つのまた目標にもなっていくだろうと思っておりますので、その辺の農協との相談とかですね、それもちゃんと行ってもらいたいと思っております。

それと、先程部長の方から発表がありましたパイプについてであります。これは鉄骨ハウス、それから486ハウス、パイプハウスというふうにして分けて説明がありましたけれども、これはある程度掛け算をすればすぐ出てくる問題じゃないかなと思っております。面積も全部出ているわけですから、金額というのは一つのものに対して幾らというのが出てくるわけで、こんなのは一々持ち帰って考えるようなもんじゃなくてですね、その場で電卓はじけばすぐ出てくると思っておりますけれども、これが4,000万に大幅に余っている、4,000万で全然足りないという場合には、これに対してどうするかということを知りたいんですよ。だから、4,000万という補助額は一切動かせないのか、ですからハウスの希望者が幾らいてもこの4,000万で対応するのか。でなかったら、補助金が非常に少なかったら自分はやめたいという人が出てくるかもしれません。この辺の、じゃせっかくそういう生産意欲を持っている方々のそういう意欲もそいでしまうのかということを知りたいわけで、ですからこの辺をちゃんと希望を聞いて本当に皆さんが安心してといいますか、希望を持って生産に取り組めるような体制をとってもらいたいと思っておりますが、その辺のお考えをお聞きしまして、私の質問終わりたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

市税の徴収については、高い目標を掲げて全庁体制でしっかり取り組みます。

◎経済部長（宮國泰男君）

ハウスの補助事業は20日で締め切りをいたしました。6月20日です。そういう中で、先程申しましたけれども、まだ審査が終わっていないというような状況ですね、上がってきた費用が果たして我々の補助する中での条件に合っているのかどうか、この辺の審査もまだ終わっていないという状況でございますので、先程はそういうようにお答えをいたしました。ちなみに、今上がっている数字でよければですね、お答えをいたしますが、1億3,876万1,000円です。4,000万で割りますと28.8%程度の補助になります。ですから、これからきちっとした審査をしまして、その中で額が決定してくるものというふうに思っておりますけれども、やっぱりその中で優先順位というのはきちっとつける必要もあろうかというふうに思いますので、議員おっしゃるとおりにやっていきたいというふうに思っています。ただ、今の段階で、じゃ足りなければ50%に近くするにはどうすればいいかということになります。当然補正ということが考えられますけれども、これについてはまずは審査を終わり、どういう給付になるのか、あるいは優先順位つけてどれどれを採択していくのか、その中でしかですね、判断はできないというふうに思いますので、そういうようにお答えさせていただきます。

◎議長（友利恵一君）

これで上地博通君の一般質問は終了いたしました。

休憩いたします。

(休憩＝午前11時40分)

再開いたします。

(再開＝午前11時41分)

午前の会議はこれで休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午前11時41分)

再開いたします。

(再開＝午後2時00分)

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎與那嶺誓雄君

それでは、通告に従いまして私見を交えながらの一般質問を行ってまいりたいと思いますので、当局の誠意ある、そしてわかりやすいご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、国民保護法制についてお伺いいたします。国民保護法に基づく有事即応態勢づくりがいよいよ私たち沖縄でも始まりました。今議会でも議案として提案されておりますが、その中身は有事の際の避難、救援、消火、保健衛生などであります。また、平常時の訓練などへの参加、協力の義務はないというものの、罰則規定はあえて明記しないなど大変あいまいな状態が心配をされております。まして私たち県民は、去る大戦での悲惨な地上戦の経験から、有事の際の国民保護がいかに困難であるかを身をもって体験しておりまして、特に基地や離島などの他県とは違う環境にあります。ですから、地域特性に応じた特別な規定を置かない、この国民保護法制については大変不安を持つものであります。

そこで、お伺いします。1点目に、国民保護法に対する伊志嶺市長の考え方についてお伺いいたします。2点目に、条例の制定により、本当に県民や市民の生命、財産は守れるのか、また3点目に条例制定権は中央にあると思いますが、無防備地区宣言をどのように評価するのか、お伺いいたします。

続きまして、行財政改革についてお伺いいたします。1点目の行政改革推進委員会の委員長辞任問題等今後の委員会運営については初日にご答弁されておりますので、質問を取り下げしますが、私は市民の視点から効率かつ効果的な行政運営について提言が行える行政改革推進委員会の果たすべき役割は、今後とも私たち宮古島の行政運営にとって大変大きな、そして重要な役割を持つものと考えます。ですから、今後とも行政改革推進委員会の提言につきましては、しっかりと慎重に対応していただけますようお願いいたします。

次に、行政改革推進委員会が主幹や参事の業務を明確にするよう提案がされている中、新年度の人事では委員会の提案が生かされなかったと言われております。ですから、委員会からも疑問視されている主幹級の業務内容については、市民に説明をすることが必要だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、広くなった行政区域で、できるだけ少ない予算で、あるいは職員で行政サービスをしっかりとやるためには、私としては課を少なくし、一つの課にかかわる職員を多くした方がよいと言われておりますし、

私もそう思っています。

そこで、お伺いします。管理職を少なくしていく課の統廃合について、市としての考えをお伺いいたします。また、市長は職員の削減について、午前中でも答弁がありましたけど、15年間をかけて今後の退職者の3分の1を採用していけば400名の削減は可能だと話されております。私は、合併協議会で論議されてきた新市の財政計画による義務的経費の額は、既に12億8,800万の違いが生じております。扶助費、公債費が早急に減らせない状況の中で、義務的経費削減のために大変大きなウエートを占める人件費の大幅な削減計画がなければ、新市建設計画で予定されている平成24年度からの黒字決算にはとてもじゃないけど、持っていけないと思っております。また、今国が考えている人口と面積を基準に配分を決める新型交付税が試算されておりますが、それによる宮古島市における地方交付税の大幅な削減が心配されております。ですから、私たち宮古島市にとって合併後の10年間でさえ、普通交付税の額が確実に保障されることも心配されている中で、ましてや合併直後で補助率や税の平準化がなかなか進まない環境の中で、15年もかけながら職員の削減イコール人件費の削減だという考え方では、この本当に危機的な財政問題は乗り切れないと思います。ちなみに、岐阜県高山市では現在1,250名いる職員数を5年間で400名削減する目標を掲げて行革を推進しているようであります。その中身は、新たな退職勧奨制度の導入をし、目標をクリアするというものであります。

そこで、お伺いします。できるだけ早く人件費を減らすためには、私は世代交代を早めることが大変大事かなと思っております。市として、新たな退職勧奨制度を早目に導入することができないか、お伺いいたします。また、今後15年間における人件費などの義務的経費を含めた財政シミュレーションをどのように計画しているかもお伺いいたします。また、今の組織機構のままでは職員を減らせばという考え方では、行政サービスの住民サービスへの低下、あるいは旧町村からの不満は大きくなっていくものと考えております。ですから、住民に対し、民間委託も含めた将来想定されている600人程度の職員の数を想定した組織機構の改革案は早急に示す必要があるかと思っておりますが、市としての考えをお伺いいたします。

3番目に、地域住民が独創的に行う活性化事業を推進し、支援する問題について質問します。地域活性化事業というのは、これまで行政が立案し、実行するといったものが行政主導型のものが連想されますが、行政主導型では住民を引きつける力が弱く、成功例も多くないように思います。また、旧町村から地方の声が行政に反映されていないという不満の声が聞こえている中で、宮古島市としてこの広域的なものだけではなく、市内あるいは地方をですね、地域を分けて活性化を考えてもよいのではないかと思います。もちろん地域振興のためには、設置されている旧市町村単位における地域審議会においても十分議論されるべきことだと思いますが、予想されるのは大幅な事業費の増加であります。ですから、市長の言う少ない予算で地域の隅々まで市民の目線で納得した活性化や地域の思いを受け入れるためには、それぞれの自治会や部落単位や並びに婦人会、青年会等の知恵比べの計画の作成への補助を初め、提出された計画の中から審査会がいろんな立場から地域振興に役立つ事業に対し、実行費用を補助することは地域を元気にするために本当に大事なことだと考えます。

そこで、お伺いします。1点目に、地域住民の発想による地域のための知恵比べ事業を募集し、助成をしてはいかがと思いますが、市の考えをお伺いいたします。また、2点目にこういった旧市町村単位の地域振興のためには、合併特例債を活用した基金造成はできないものかについてもお伺いいたします。

続きまして、国民健康保険税についてお伺いいたします。この問題については、3月議会でも取り上げましたが、改めてお伺いします。さきの答弁では、5年以内の期間において健全な運営に必要な税の確保ができるように協議会の中で平準化を考えていきたいというご答弁をされております。私は、これまで各市町村でそれぞれ違っていた健康保険料の平準化について、同じ宮古島市における税負担の公平性を考えると早急に平準化については取り組まなければいけないと思いますので、お伺いします。

1点目に、これまでにおける運営協議会の招集回数とその議事内容についてお伺いいたします。2点目に、今年度18年度の旧市町村別の税率はどうなっているのか、平準化に向かっているのかどうか、お伺いいたします。3点目に、平準化に向けた今後5年間のシミュレーションはいつまでに作成するのか、また作成するに当たっての基本的な考えについてもお伺いいたします。

続きまして、バランスシートの導入と公表についてであります。総務省は、自治体を持つ資産や負債の額が一目でわかるように進めるために第三セクターなども含めた連結のバランスシート導入をすることで、新たな会計制度の検討をしております。これは、資産の売却を促し、負債の増大を抑えることがねらいのようであります。ですから、私は資産の売却が急がれている宮古島市としても、この第三セクターも含めた連結のバランスシートの導入や議会や一般市民への公表は大いに考えていくべきものと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

続きまして、多良間村の簡易水道事業との広域化問題については、一般質問初日から数名の同僚議員が質問をされておりますが、私は私見を述べながら質問したいと思います。

私としては、合併はできなかったものの旧市町村としてこれまで圏域的な課題解決と一緒に取り組んできた経緯や、また国民みんなが平等に安心して水道水の恩恵を受ける権利があるべきだということを考えると、多良間村の水道事業の広域化についても前向きに当然検討されるべきものと思っております。市長の初日の答弁では、議論を重ねた上で検討したいと答えられておりますが、私はこの問題に関しては市長の政治的判断が大きく左右すると思いますので、市長のこの問題に対する考え方を伺いいたします。

続きまして、コミュニティーバスの運行と伊良部一平良間の船便の運航時間の延長問題についてお伺いいたします。市長は、初日の議会でもコミュニティーバスは運行は必要だが、予算的に難しいという話をされております。しかしながら、施政方針でもうたわれている主要施設を巡回するコミュニティーバスの運行は、今の分庁方式である以上、私は高齢者や生活弱者にとってどうしても必要な市民サービスだと考えております。市長のこれまでの政治姿勢から考えると、何よりも優先されるべきことだと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

また、3月議会でも取り上げましたが、地域格差を是正するためにはどうしても伊良部一平良間の船便の運航時間延長問題は大事なことだと思いますので、改めてお伺いします。3月議会では、会社側と協議をしていきたいという答弁をされておりますが、その後どう対応されているのかお伺いいたします。

一たん答弁をお聞きしてから質問を続けたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

與那嶺誓雄議員の質問にお答えします。

国民保護法は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護して国民生活等への影響が最少となるようにすることを目的に制定された法律であります。しかしながら、沖縄県民は去る

大戦での悲惨な地上戦の経験から、有事の際の国民の保護がいかに困難なものであるかを身をもって体験していることから、沖縄県及び宮古島市といたしましては「有事」が発生しないよう政府においてこれまでも増して不断の外交努力を行うことが何よりも重要であると考えております。宮古島市としては、住民に最も密着した行政機関として武力攻撃事態等において住民の生命、身体、財産の保護に重要な役割を担うこととなります。具体的には、知事の指示を受け、住民への警報伝達や避難誘導を行うほか、県が行う救援の補助などを行うこととなります。

条例の制定で、本当に市民の生命、財産を守れるかというご質問でございますけども、国民保護協議会は市長の諮問に応じて国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる諮問機関であり、そのための条例を制定することにより、武力攻撃事態における国民の保護のための実効性のある計画の作成が可能となります。また、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部は、武力攻撃事態または緊急対処事態が発生した場合、避難、救援、被害の最小化等、市民の保護のための措置を推進する組織であります。そのための条例を制定することによって、武力攻撃事態法等が発生した場合の市の体制が確立され、市民の生命、身体及び財産の保護が図られることとなります。しかし、条例で市の体制が整えられたとしても、さきの大戦でも経験しているように、戦は不条理なものでありますので、どういう事態が起きてくるかわかりません。これは、国の外交努力でそういう事態にならないような、そういうことを国には強く求めていくべきであると考えております。

他のことについては担当をもって答えさせます。

◎総務部長（宮川耕次君）

與那嶺誓雄議員の行財政改革についてお答えいたします。

まず、課の統廃合についてですが、これまで合併時に協議された行政運営を進めて今日までやってきておりますが、業務を行う中でですね、さまざまな課題も見えてまいりました。そういったことも踏まえてですね、課の統廃合につきましては行政改革協議の中で引き続き議論してまいりたいと、このように考えております。

それから将来予定されております600人の職員数を想定した組織機構の改革案の策定ということですが、これにつきましても管理職をたくさん要しないような組織機構という話しされておりますが、これにつきましても今後ですね、きちっとした課題を見据えて組織機構の改革を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、退職勧奨制度の導入についてということでございます。現在も宮古島市は勧奨退職実施要綱をつくりまして、一定の優遇措置も含めてですね、実施しております。高山市の例をとらえましたが、そういった大胆なといいたいまいしょうか、そういう思い切った勧奨退職ということについてもですね、今後庁内でも議論をしまして、また行革委員会などにもかけましてですね、よりスピーディーな制度の導入を検討してまいりたいと、このように考えております。

それから、財政シミュレーション、特に義務的経費の削減についての15年間の財政シミュレーションということですが、これにつきましては合併前にですね、財政シミュレーションの中で協議した内容によりますと、人件費の削減効果が職員、三役、委員等あるいは議員含めまして、10年間で24億8,000万ほどの削減計画がございます。それから、物件費などがですね、10年間で11億5,000万というシミュレーション

を持っております。

◎福祉保健部長（池村直記君）

国民健康保険運営協議会の招集回数と議事の内容についてということでございますが、これまで2回開催しております。まず、1回目ですが、平成17年の11月8日、この中では委員の委嘱状交付、それから会長代行選出ということでございますが、議事としては取り上げておりませんが、その中で税率の平準化に向けて運営協議会の協議が必要であるということをご説明させていただいております。

それから、2回目でございますが、18年の2月の27日ですね、これは平成18年度国民健康保険特別会計の予算案の内容について説明をさせていただいております。

それから、平成18年度の国保税率をどうするかということでございますが、18年度につきましても合併前の旧市町村の税率で賦課をしまいたいというふうに考えております。

それから、平準化に向けた5年間のシミュレーションはいつつくるのかということでございますが、人間的なこともありますので、18年度の第1期ですね、納税通知書を発送し、済み次第実際その作業に取りかかってまいりたいというふうに考えております。そして、税率の平準化に向けての基本的な考えはということでございますが、いつまでも旧市町村のままでというわけにはいかないというふうに思っております。したがって、例えば宮古島市における国民健康保険税のですね、あくまでも平準化を統一が目的であるということは、前もって申し上げたいと思っております。税率を上げることがですね、目的ではないということでございます。しかし、旧市町村の税率を見ますと所得割で4.1%、それから資産割で15%、均等割で6,500円、平等割で8,000円の開きがございます。これからすると税率の上がる地区と下がる地区が出てくることが予想されます。現在の宮古島市の保険料の確保、約10億円でございますが、これは最低限必要だと考えております。それに見合う税率を設定すべきだというふうに考えております。

◎建設部長（平良富男君）

コミュニティーバスについて答弁いたします。

コミュニティーバスについては、平成17年度において沖縄総合事務局が宮古島市における公共交通利用円滑化実現コース検討調査を実施しております。関係機関によって検討委員会が設立されました。その中で、空港、市街地、港を結ぶ路線の指摘がなされております。そして、今年度においてはNEDO、これは独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構というのがあるんですけど、その組織がですね、全国を対象に公共交通利用型省エネルギー対策推進事業を募集を行っています。宮古島市も応募を行いましたけど、採択には至らなかった。今後ですね、検討委員会において宮古島市における公共交通利用円滑化協議会の発足が検討されております。運行実証実験等を行いながら、コミュニティーバスを含めた公共交通のあり方を検討し、公共交通利用の促進に取り組んでまいりたいと思っております。

◎水道局次長（砂川定之君）

多良間村の簡易水道事業との広域化の問題ですけども、同じ答弁の繰り返しになりますが、広域化を推進するのか、しないのか、メリット等も含めてこれから検討していくことになると思っております。

◎総務課長（與那嶺 大君）

主幹級の業務の内容についてご質問がございましたので、お答えいたします。

宮古島市行政組織規則第8条第2項で、特定職の設置等が定められてございますので、主幹級の業務に

つきましてはそれに基づいた業務の内容、例えば特例事項とか可能な課の業務内容の取りまとめとかですね、そういった形で各部、各支所で主幹の業務は行われてございます。

◎**財政課長（石原智男君）**

地域住民による地域活性化事業の推進についてということで、旧市町村単位の地域振興のために合併特例債を活用した基金造成はできないかというご質問でございますが、合併後の市町村が地域住民の連帯の強化、または旧市町村単位の地域振興等のために設ける基金のうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を充当することができるかとされております。宮古島市の場合、5市町村プロジェクト事業による基金分の起債予定額が16億8,000万円予定されておりますが、中身が果実運用型基金ということもあり、現在の低金利状況の中、運用益である利息と元利償還金とのバランスを考えますとマイナスになるために、基金の造成については現在のところ考えておりません。

次に、第三セクターも含めたバランスシートによる新しい会計制度の導入についてのご質問でございますが、バランスシートにつきましては総務省も作成方針を示し、県も市町村に対して作成、公表を促している状況であります。総務省が示した作成方針は、普通会計と公営企業会計含めたものであります。外郭団体については対象にしておりません。したがって、第三セクターを含めたバランスシートの作成、公表につきましては、宮古島市独自の方式を用いることとなります。宮古島市としては、決算統計確定後、今年度中に普通会計ベースでバランスシートの作成、公表を予定しております。公営企業、第三セクターを含めた連結バランスシートの作成、公表につきましては、今後検討していきたいと考えております。

◎**地域振興課長（長濱博文君）**

與那嶺誓雄議員の住民福祉による地域活性化事業の支援についてお答えをいたします。

地域活性化は、地域住民が主体となって地域の課題を発見し、行政と協働により解決していくことが重要であると考えております。ご提案の地域住民の発想による知恵比べの活用については、今後検討してまいりたいと考えており、それに対する助成につきましても財政状況を勘案しながら検討してまいります。

次に、伊良部一平良間の船便の運航時間延長についてお答えいたします。合併後、職員同士の業務調整や民間と行政との交流が増加していることから、運航時間の延長は必要であると考えられます。船舶会社と協議したところ、現在の時間を延長するとしても一般的な業務は仕事が終了しており、定期的に多数の方が乗船するとは限らないので、人件費や燃料費等を考慮すると採算がとれないので、運航は考えていないということであります。

◎**市長（伊志嶺 亮君）**

水道事業の広域化についてでございますけども、県も広域化を進めていることから、多良間村あるいは多良間村議会の意向も県に伝えて県の対応を聞いてみたいと、そのように思っております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎**議長（友利恵一君）**

休憩します。

（休憩＝午後2時33分）

再開します。

（再開＝午後2時34分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

失礼しました。無防備都市宣言についてでございますけども、ジュネーブ諸条約第一追加議定書に記載されている「無防備地区宣言」とは、現に紛争があり、敵対する紛争当事者による占領に対して解放されることを前提にすべての戦闘員、移動兵器の撤去、固定した軍事施設などの使用禁止等、無防備地区を宣言するために四つの条件を記載しております。今の条約に基づく宣言は、紛争当時として国において行われるべきものと解されており、現に米軍基地や自衛隊が存在する本県及び本市においては、いわゆる「無防備地区宣言」は現実的な手法ではないという考え方であります。

◎福祉保健部長（池村直記君）

答弁漏れがありましたので、旧市町村ごとの医療分についてご説明申し上げます。

まず、平良地区ですが、所得割が8.5%、資産割が35%、均等割が1万8,000円、平等割が2万円、城辺地区は所得割が7.5%、資産割が50%、均等割が1万1,500円、平等割が1万3,000円、伊良部地区、所得割が10%、資産割が49.58%、均等割が1万5,000円、平等割が2万1,000円、下地地区、所得割が5.9%、資産割が35%、均等割が1万1,500円、平等割が1万3,000円、上野地区、所得割が5.9%、資産割が41%、均等割が1万1,500円、平等割が1万3,000円でございます。

◎與那嶺誓雄君

ご答弁ありがとうございます。私がですね、国民健康保険税、旧市町村の税率についてお伺いしたのはですね、やっぱり平準化に向けてどの程度進めていく形で設定してあるかということを知りたいんで、そういう意味ではですね、数字的にちょっと今話されましたけど、平準化を5年と言わずにやっぱりぴちっとしていき、そして一般予算からも持ち出しをできるだけ少なくするという前提でですね、頑張っしてほしいなと、今年度そのままにしておきますと来年度においても、なぜ平準化するという意識が薄れるものではないかなと思ひまして質問しておりますので、よろしく願いいたします。

あとコミュニティーバスの運行ですね、この問題については市長は予算がないから、金がないからという答弁の仕方をされているんですが、私はコミュニティーバスの運行はすごい合併した私も市長の政策の中で大事なことだと思います。地域格差をなくす、是正するという意味ではですね、これ本当に困っている人がバスを利用するわけですよ。だから、我々みたいに車持っている人は、どんどんそれぞれ地域へ行っていろんな形で行政相談したり、うかがったりする、あるいは事務的なことをするというのができるんですが、やはりお年寄りや、あるいは生活弱者にとっては当然こういったものをどこがカバーするかという時点では大変重要なことでもあります。これは予算のかかることだとしても、予算的にどれぐらいするのかという、少なくとも数字的なもの挙げてですね、それに近い形で予算を組んでいくという形をしないと、いつまでも金がないから、予算がないから、待って、待ってでは、これはいつ実現できるかわかりません。そういう意味ではですね、しっかりとこの辺も考えてもらいたいと思います。特にコミュニティーバスの実績というか、ある意味では状況知るためにはですね、今ある旧市町村持っていると思うんですが、小さなバスでもいいですよ、職員が運転してみるとか、あるいはある程度リハーサルじゃないんだけど、実績をどう見るかというテスト的にもですね、そういったものをしっかりやることによって予算がこれだけかかるから、費用対効果考えたらこの方が正しいんじゃないかという方向が見つけられると思うんですよ。そういう意味では、ぜひともこの問題はですね、市長の政策でもありますので、しっか

りと対応していただきたいと思います。

あとは、船便の運航時間延長の問題も同じようなんですけど、これも地域格差是正のための一つの考え方です。ある意味では、鶏が先か卵が先かじゃないんですけど、お客さんがいないからどうかとかいう問題じゃなくて、少なくとも市の方向として、例えば燃料費を補助するとかね、具体的な形でですね、少なくともそれに見合う形での運航をぜひとも進めていくという努力はやはり政治的に、またこれも政治的判断だと思いますので、そこら辺はですね、やはりこれだけ宮古島市と旧伊良部町の同じ施設の中で、交通量がないために時間によって使われにくい、あるいはサービスが受けられない地域もそれぞれ違いが出てくるわけですから、それもですね、しっかりと市長の政治判断でですね、最初は小さくてもいいですから、ぜひとも事業執行ですね、しっかりと詰めてできる部分とできない部分を分けてしっかりと対応していただきたいなと思っております。

続きまして、環境行政についてお伺いします。1点目の新焼却施設建設と葬祭場建設問題については、初日にも答弁されておりますので、割愛させていただきます。

2点目の塩素イオン濃度上昇問題についてお伺いいたします。この問題もいろんな形ではありますが、私が聞きたいのはですね、去った5月30日に病院側に回答されているというマスコミの報道ありました。私は、市民の不安を解消するためにも、また将来の地下水保全に対する立場もしっかりと示すためにもですね、この場合についてはちゃんとした対応をすべきだと考えております。そこで、温泉病院側に対する回答内容、これは1から10までじゃないですけど、簡単でもいいですけどね、回答の内容と現在の塩化物イオン濃度の現状について数字的にお伺いいたします。

続きまして、農業行政のサトウキビ生産についてお伺いします。この問題も何名かの議員が取り上げておりますが、私なりにお伺いしたいと思います。私は、今後とも生産者の高齢化が進む中であってもサトウキビ産業はまだ宮古島の農業生産者にとって大きな役割を持っているものと思います。したがって、今国が進めているサトウキビ政策の見直し後も行政の指導のもとで、サトウキビ生産者を保護し、育成していかなければいけないと思います。

そこで、次の3点ほどお伺いします。初日にも説明がありましたけど、一定の作業所を持たない生産者への指導、説明をどのような形で行っているか、お伺いします。2点目に、サトウキビ生産者が安心して引き続き生産活動を行っていくための方法としては、共同利用組織に加入するか、あるいは受託組織に委託しなければいけないということですが、地域によってその環境は大きく変わると思うんですよね。だから、市としてどちらに視点を置いてしっかりと育てていくかということで、当局の答弁をお願いいたします。3点目に、サトウキビの収穫面積が減少している中で、また申告制度に移行することによってますます生産農家の減少が心配されております。そういう中で、せんだって沖縄県が2015年ですかね、までに現在よりも39%増産という目標や取り組みが計画されております。また、E3導入によるバイオエタノールアイランド構想などもあり、生産組織の育成も含めたサトウキビ増産に向けての取り組みが必要になってくるものと思っています。宮古島市として、サトウキビ産業の将来をどのように導いていくのか、どのように考えているかをお伺いいたします。

続きまして、教育行政についてお伺いします。狂牛病問題などで食の安全への関心が高まっていると思われませんが、ある研究所が小学生の保護者への意識調査を行った結果、食事への関心は必ずしも高くなく、

特に若い保護者たちは食の知識の伝達から栄養の摂取に至るまでを学校給食に頼る傾向が強いことがわかっているそうです。これまで食のしつけは家庭で行うべきだという建前だけを言っていられないという状況だということです。ですから、今家庭が食を共有する立場になりにくく、食の教育には限界があると言われております。そこで、私は行政としても子供たちに食に対する正しい知識と生活習慣を身につけることを推進することが必要だと思いますが、教育委員会としてのこの問題に対するどのような考えを持っているか、お伺いいたします。

引き続きまして、医療行政についてお伺いします。三位一体改革の影響を受け、家庭の経済格差がますます広がる中で高額医療費制度における今年10月から自己負担の限度額の引き上げが始まります。政府は、高齢者が長期入院する療養病床などについて約3分の1を削減し、また70歳以上の患者負担についても医療病床の食事、光熱費を全額自己負担にする予定です。特に70歳から74歳までは2008年4月から窓口負担が1割から2割に倍増するのに伴って、自己負担限度額も6万2,000円に引き上がります。これは、現行と比べて5割以上も増えることとなりますが、昨年度における高額医療制度を受けた旧市町村別の件数についてお伺いいたします。また、宮古島市としてこの高額医療制度の自己負担限度額の引き上げに向けてどのような対応しているかをお伺いします。

続きまして、生活福祉行政についてお伺いします。まず初めに、介護保険制度の改正の影響についてお伺いします。私は、やっぱり今この介護保険制度の改正によっていろんな影響を受けております。例えば入院しなけりゃいけないけど、仕方なく退院しなきゃいけない状況が現に発生していると言われております。私は、この問題に対しては行政として、たとえ一部であっても利用する必要があるとされながら、退所に追い込まれる事態だけはやっぱり放置すべきではないと思っております。ですから、認知症の対応も含めて負担能力のある人が負担することは当然であります。問題は負担能力のない高齢者の家庭であります。また、それと同時に負担能力の基準が適正であるかどうかであります。ですから、介護保険の改正に伴う影響についてお伺いいたします。

1点目に、負担区分の設定が妥当かどうかチェックをする体制はどのようにされているのか、2点目に認知症対応型通所介護施設は宮古で現在何件あるか、3点目に昨年10月までの介護老人保健施設のベッド数と現在のベッド数の増減について、これは減っているかどうか知りたいということでありまして。4点目に、介護施設の利用者の増減についてもお伺いします。

続きまして、生活保護受給世帯の増加についてお伺いします。国の構造改革の進展で格差拡大というゆがみが今生じております。その原因としても、やっぱりリストラで職を失い、再就職できない高齢者が増えているという分析をされております。そういった意味では、今国や地方自治体の財政難が叫ばれている中で、こういった生活保護の受給世帯の増加傾向に対し、市としてどう取り組まれているのかお伺いします。

1点目に、宮古島市における現在の生活保護世帯は何件あるか、旧市町村別にお伺いいたします。2点目に、働くのに仕事がなく、生活保護に頼らざるを得ない人に対する指導はどうかされているのか、またその数字はどの程度把握しているかお伺いいたします。

最後になりましたが、道路行政についてお伺いします。宮古支庁前道路、通称シープラザキ三叉路の改良計画についてお伺いいたします。県道新里線と市道が交差する場所でありまして、特に県道から左折し

て市道に入る際には、大変危険を冒して運転をしなければいけない状況が続いております。今でもたびたびそういった接触事故があると聞いています。この問題に対しては、旧平良市議会でも確かに変則的な交差点となっており、交通安全等施設整備事業で整備できないかを検討していきたいと、また県の取りつけ道路とも関連ありますので、県と協議しながら交通の混雑を救うために採択希望地域として検討していきたいという答弁をされております。私もこの道路は大変危険な交差点だと思っておりますし、平良税務署前の三叉路のように交差点の手前で左折専用の道路を早急に整備する必要があると考えますが、市としてこの計画はないのかどうかをお願いします。

それからですね、時間がありますので少し、ちなみに岐阜県の高山市と宮古島市の退職勧奨制度をちょっと見てみましたけど、一番変わっているのはですね、勧奨による退職対象年齢及び勤続年数の見直しであります。これまでの50歳以上から30歳以上に引き下げる、あるいは勤続年数については要件としない、それともう一つはですね、早期退職加算率の見直しであります。これは、数字的にいろいろ書いてありますが、少なくともやっぱり退職しても早目に退職したらその分だけある意味での退職加算率が増すと、特に1年後、2年後だんだん緩やかになっていくような形で、5年以内に退職する人についてはそれだけの加算率が増している内容になっております。あるいはまた、それから退職者に対する再就職あっせん事業というのも実施をしております。これはですね、私は今宮古島市のちょっと指定管理者制度、そういった民間移行のための市の持っている施設をですね、しっかりと運営していくためにも仕事の内容をよく知っている職員を利用してですね、再生していくのも大事なことかなというふうに、そういった早目の退職される人にはそういった指定管理者制度の責任者になってもらうとかというみたいなイメージもありますが、そういうことも含めてですね、これはいずれにしてもやっぱり財政健全化に向けてはやっぱり世代交代早めるということが職員の数というよりも、世代交代をいかにして早めるかということが大事なことだと思いますので、そういった意味でもぜひとも宮古島市における行財政改革しっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

コミュニティーバスについては、私の政策にもありますので、これまで観光交流空間モデル事業の中でこれができないかということで探ってまいりました。しかし、これが最近になってできないということが判明しました。しかし、また国の方が少し変わってきて合併補助金要綱ができて、この中にコミュニティーバスの要綱もあります。内容は、10年間で4億5,000万円出そうということなんですけれども、これが申請可能かどうか、これも調べてみたいと思っております。また、こういうことができる可能性が探れる前にも、議員提案のように、今ある市の小型バスを使って、それを利用したコミュニティーバスの検討をいたしているところでございます。

◎教育長（久貝勝盛君）

食育推進については、平成17年6月の国会で成立をした食育基本法を踏まえて、本年3月31日に政府の食育推進会議において食育推進基本計画が策定されました。それに基づいて沖縄県においても10月をめどに「食育推進計画」の策定完了を予定をしております。また、本市においても県の計画を受け、「宮古島市食育推進計画」の策定に取り組む予定です。なお、子供たちの食生活の実態については、教育委員会で年に2回行っている児童生徒の生活実態調査結果からも朝食をとらない日が多い子供や夕食を1人で食べ

ている子供が見られる等危惧しているところです。そのため、改善に向けて沖縄県教育庁宮古教育事務所とも連携し、生活リズムの確立は「早寝・早起き・朝ごはん」からというキャッチフレーズでパンフレットの配布や取組の周知徹底を図っているところです。市の教育委員会としては、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう学校教育における食育に努めていきたいと考えております。

◎企画政策部長（久貝智子君）

與那嶺議員の温泉病院の要望書への回答内容についてですね、お答えいたします。

今年4月19日付で温泉病院より要望書が市に提出されました。5月30日付で、市としては回答文書を郵送しております。回答文書では、昨年2月に温泉排水の地下浸透処理の中止を要請した件につきまして、旧上水道企業団の調査の結果、水源地への影響がないと言えない状況であったこと、病院側に法的問題はないと認識しているものの、行政の不作为による見過ごしよりも地下水汚染の未然防止のための協力要請であったことを説明いたしました。また、回答文書の中では、病院が地下浸透を中止し、流域外排水を続けていることや原因究明や問題の解決に向けて協力する意思を表明していることに感謝している旨を述べました。

◎水道局保全課長（池間昌克君）

塩化物イオン濃度の現状についてということですが、各水源及び各監視井戸の水質検査は毎週行っており、白川田流域の4カ所の水源における塩化物イオン濃度は、6月20日の検査では白川田水源で93ミリグラムパーリッター、山川水源で88ミリグラムパーリッター、高野水源で102ミリグラムパーリッター、大野水源で131ミリグラムパーリッターとなっており、横ばい状況となっています。監視井戸における濃度は1,600ミリグラムパーリッターを測定したC井戸では277ミリグラムパーリッターとなっております。

◎経済部長（宮國泰男君）

農業行政の中でのサトウキビ生産についてのご質問でございます。その中で、農業者への説明はということで、これは面積少ない人への説明でございます。そして、市としてはどちらに視点で行うか、生産農家が減少するのでは、生産育成をどうするのかということでございます。まとめてお答えをいたします。

これまで何回かの議会で、新たなサトウキビ政策の転換という形でご説明をまいりました。そういう中で、1ヘクタール以下の農家に対してどういう形にするかというのが一番重要な問題だろうというふうに思います。特に池間地区に関しては非常に小さい面積の農家が多いということで、この対策は十分にしなきゃいけないなというふうに思っておりますけれども、現在のところ生産の組織の育成とかですね、あるいは地域単位での説明会を実施するには至っておりません。その理由としては、これまでの我々の情報の中では、政策費の支払い時期、これが非常に聞かれておまして、これのある程度の方向性が出てこないとなかなか説明がしにくいなというようなことで、これが出次第ですね、各地域単位、集落単位で説明を行ってまいります。

そして、今沖縄県におきましてもですね、サトウキビ増産プロジェクト会議というのを立ち上げておまして、これは製糖業者、それとJA、県、市が入っておりまして、その中でサトウキビを増産をどうするかというようなことを議論をし、実行しようということをしております。一つには、増産するためにはやっぱりいろんな形での地力アップを図らなきゃいけないとか、あるいは春植えを推進しなきゃいけない

とかですね、そういうのを確実に実行していこうというようなことでございます。もう一つは、担い手の育成、さらにはその生産組織の育成、そういうものをですね、計画的に進めていくというようなことでございます。確かに生産農家が減少する心配というのもあろうかと思えますけれども、行政としてはやはりサトウキビは沖縄県の基幹作物であるという認識は十分に持っておりますので、今後ともそういうことがないように力を注いでいきたいというふうに思っております。

◎建設部長（平良富男君）

道路行政について、通称シープラザキ交差点についてお答えします。

県道平良一新里については、既に議員ご承知のとおり整備は完了しています。隅切りも終わっています。しかし、県道側からの左折、それから市道側からの右折については見えにくいとか、いろんな支障を来している部分があります。今後はですね、交通の障害等を調査し、それから地権者の同意等があれば交差点改良に向けて検討していきたいと思えます。

◎福祉保健部長（池村直記君）

ちょっと件数が多いので、ご了承願いたいと思えます。まず、昨年度における高額医療費を受けた旧市町村別の件数についてということでございます。昨年度17年度の高額医療費の件数ですが、平良地区が5,134件、城辺地区が2,469件、伊良部地区が808件、下地地区が477件、上野地区が381件、トータルで9,269件でございます。

それから、自己負担限度額の引き上げの対応策についてということでございますが、自己負担限度額の引き上げというものは、国保の制度上の問題であります。行政として今本当にやらなきゃいけないということはですね、現在も行ってはおりますけれども、まず治療重視の医療から生活疾病予防を重視した政策へと転換を図っていくことが非常に重要だと考えております。そのためには、生活習慣の見直しを徹底的に行っていただきたいということで、市民に対して啓発を行っております。それと同時に、ウォーキング等も含めてですけども、健康教育等を実施しております。特に生活習慣病の予防は、健康の確保の上で重要ということだけではなくてですね、治療に要する医療費の適正化にも資するというふうに考えております。住民健診の受診率を高めて疾病の早期発見に努めること、そして市民それぞれが体の状態をご自身で自覚してですね、自分の体については把握していただいて自己管理に努めていただく必要性がですね、大変重要であるというふうに考えております。

それから、介護保険制度の影響についてですが、負担区分の設定が妥当かどうかチェックする体制はどうなっているかということでございますが、介護保険のですね、保険料率につきましては宮古島市介護保険策定委員会が中心になって策定をいたしてございます。同委員会におきまして、当然計画の策定及び見直しも重要な事項でありますけれども、介護保険全体のですね、チェック機能という役割も担っておりますので、この委員会においてそういったチェック体制をとっているということでございます。

それから、同じく認知症対応型通所施設は現在何件あるかということでございますが、現在稼働しております認知症通所介護施設は1カ所でございます。

それから、介護施設のベッド数でございますが、現在495床、これは沖縄県高齢者保健福祉計画に定められております。これは、昨年10月及び現在とも増減はございません。

それから、生活保護受給世帯の増加について、現在の生活保護世帯は何件あるか、旧市町村別にという

ことですが、去った6月1日現在で平良地区が414件、城辺地区が84件、下地地区が25件、上野地区が15件、伊良部地区が82件、トータルで620件となっております。

それから、働けるのに仕事がなく生活保護に頼らざるを得ない人々に対してどういった指導がされているかということですが、被生活保護世帯で就労可能な世帯者に対しましては、自立支援としての求職活動を支援しております。支援策としましては、ハローワークとの連携をとりながら求職活動が主でありますけれども、あらゆる情報の活用も併用して支援を行っております。現在求職活動を支援している保護世帯数は58世帯であります。

◎議長（友利恵一君）

これで與那嶺誓雄議員の一般質問は終了いたしました。

◎嘉手納 学君

それでは、通告に従いましてさきに何点かですね、質問していきたいと思っております。できるだけですね、明快なご答弁をお願いしたいなというふうに思っております。

まず、1点目のですね、行政連絡員についての質問であります。旧市町村における組織体制が変わっているというふうに聞いています。これは、行政連絡員、旧伊良部町においては区長、分会町とかそういうのがありましたけど、そういうのが廃止されているというふうに一応聞いております。その中で、地域のいろんなイベント等がありますが、その中で地域のその当時の行政連絡員とかですね、そういう方々いろいろな話し合いを持った上で切ったのか、それともまた何かを基準にしてですね、今回の様式に至っているのか、そこら辺をお聞きしたいなというふうに思っております。

次に、教育行政についてであります。各小中学校の消耗品等ですね、予算の配分はどのような算定で配分されるのかですね、詳しく説明をお願いしたいと思っております。

3点目はですね、水産振興については、これは再三質問しておりますが、給油施設、製氷施設、これはそろそろ梅雨も明けてですね、いよいよ夏本番を迎えますが、同時に台風がやってくる季節でもあります。これは、昨年12月議会、そして3月定例議会等において質問しましたが、伊良部架橋に伴う製氷機及び給油施設の進行状況をどのようになっているのか、現状の進行状況で構いませんので、報告をお願いしたいと思います。

最後に、4点目ですね、観光行政についてであります。5月の19日に国の文化審議会において通り池が国内で名勝と天然記念物の重複指定を受けましたが、これは実に33年ぶりだというふうにお伺いしております。その中で、伊良部地域には年間約6万6,000の観光客が訪れているというふうにお聞きしております。この名誉ある指定を受けたということは、宮古島市の観光産業においては喜ぶべきことであり、意義のある指定を受けたと思っておりますが、この通り池には何点かの民謡とかですね、そういうのがありますが、行政は今後この環境、伝統とあわせて文化の承継をどのような形で考えているのかですね、一応この4点ほど、答弁を聞いてから質問したいなと思っております。伊志嶺市長にはこの4点目のですね、特に伝統と文化の承継をですね、どのような形でやっているのかしっかりお答え、これは大事にしていくことですので、しっかりお答えいただきたいなと特に思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

嘉手納学議員の観光行政についてお答えいたします。

さきに、通り池の国指定名勝及び天然記念物、そして文化的あるいは地学的な価値が認められて、国の名勝及び天然記念物の指定を受けました。宮古島市の貴重な財産と考えております。周辺の整備につきましては、県との協議、連携を図りながら整備を進めてまいりたいと思います。また、通り池には通り池にまつわるいろんな歌謡や、あるいは伝説等があります。それを生かしながら地域と連携を図って、この伝承、振興に努めていきたいと、そのように思っております。

他のことについては担当をもって答弁させます。

◎総務部長（宮川耕次君）

行政連絡員の件で分会町の廃止ということについて、これは地域住民と話し合ったか、それとも何らかの基準で決めたのかということでございます。10月1日の合併時においては、そのままの形で契約しました。伊良部につきましてはですね、もともと行政改革推進委員会でも議論もしていただいております。途中ですので、ただその中でですね、伊良部総合支所とも連携してやりましたが、分会町というのが他の市町村にありませんで、やはり自治会の代表の形で契約した方がいいんじゃないかという見直しをして、そのようにいたしました。そして、池間添で2人、520世帯ほどのあれを二つに分け、また前里添870世帯でしたので、これを3名という形で、そういう形の契約に一部変えております。今後につきましては、全体の見直しをまだ継続中ですので、また地域住民のそういった強い要望がありましたら、そういうのも聞きながらですね、全体の見直しの中で検討してまいります。

◎教育部長（長濱幸男君）

各小学校、中学校の消耗品費はどのような形で配分されているのかというお尋ねでございました。現在学校管理費と、それから教育振興費、その中で消耗品費がありますが、本庁と分室ごとにいわゆる各旧市町村ごとの学校区ごとにですね、予算措置をしておりますので、予算措置された予算をそれぞれ学校に配分している状況でございます。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

水産業の振興について、給油所施設及び製氷施設の取り組み状況についてでございますが、給油施設につきましては現在設計業務を発注をして設計を今作業しているところでございます。設計ができ次第、できるだけ早急に着工できるように努力してまいりたいと思います。製氷施設については、今年度は施設の耐震性や製氷及び消費量とですね、その数量調査をいたしまして、どれだけの規模が必要であるかというものを勘案しながら、基本設計を実施してまいりたいと思います。

◎嘉手納 学君

まず、1点目のですね、行政連絡員等について見直しも兼ねながら今やっているということですが、やはりその各地域でですね、やっぱりいろんなやり方があると思うんですけど、伊良部地域において分会長という役目があったということは、これは実はですね、祭り事にかかわるいろんな行事がありまして、例えばその地域ごとに年間に祭り事が結構な数あるんですけど、それをその部落の住民が手分けしていろんな祭り事やるわけです。例えば伊志嶺市長、昨年の選挙前において伊志嶺市長も下地助役も豊年祭に行かれたと思いますが、この豊年祭の行事等もですね、実は各個々の世帯からお金を出し合いながら、その中でまとめ役として部落全体を区長1人で一軒一軒回ってお金を徴収したり、その行事をすることができないということで、分会長という役目がいまして、その分会、分会で集めてですね、やっていくと、

歴史と伝統でお神酒をつくったり、そういう形でやりながらですね、大体年に13回のいろんな行事があるんですけど、それをやったりとかですね、伊良部の端はもっと多いんですけどね、そういうことをやりながらやっていくと。その中で、やはり最後の質問した通り池についても民謡とかそういうのもあると、伝統を大事にしないといかんということでもあります、伊志嶺市長が伝統と文化を大事にしているということは私もよく聞いておりますが、私から言わせれば分会長等を廃止してしまうとですね、伝統と文化が廃止されてしまうんじゃないかなと、継続は難しいんじゃないかなというふうに思っております。やはり二百何十世帯の人とですね、1人の人間ですべてがやると、佐良浜地域においては同じ伊良部でも南区と北区とは全く違うわけで、その中で今まで祭り事をやってきた組織を合併して、10月1日からそのままで、今新しく契約したときにやってしまったことですね、地域の住民が非常に不安をしております。私も3回ぐらい今の行政連絡員の方に呼ばれてですね、いろんな相談をしているんですけど、その中で今まで分会長が祭り事やるようなときに来て御獄の周りの清掃等一緒にいろいろやっていたんですけど、そういうことも呼びかけをどうしたらいいのか、人が集まるのか、非常に不安がってしまっていると、1人でやっていけるかということも非常に疑問視されているんですけど、じゃそういうことができないということで、ある別の地域の行政連絡員が自分の行政連絡員という報酬もらった中で今まで分会長やっていた方々に旧伊良部町が支払っていたのを自分が支払うから、そのまま区長残ってれということをやっている地域もあるわけですよ。ということは、どうしても必要だということになるんじゃないかなというふうに思っております。これは、その金額はですね、10万も20万もするんであれば考え問題ではありますが、それが4,500円ですよ、と私の記憶の中にはありますが、やっぱり地域の伝統と文化を承継していく中ではもう一度見直し等も考えてですね、まず再度検討してみてもいかがかなと、地域の声拾ってですね、総務部長、ぜひ市長とも相談しながらですね、考えて検討していただければというふうに思っておりますので、そこら辺をもう一度その見直しの余地があるのかどうかですね、これは地域の今までやっていた役員等に電話でもいいですから、確認とりながら、僕やっていただきたいなというふうに思っております。

教育部長、予算の配分等においてですね、その分室ごとにやったということでもありますけど、その予算の配分の数値を見るとですね、非常にアンバランスなんですよ。それについては、この間少しちょっとお伺いしたんですけどね、対応していくということであるんですが、やはり一たんとした予算を別に回すということですね、なかなか厳しいものがあると思うんですよ。その合併当時において、いろんな話し合いの中ではその予算の配分がされていたと思っているんですがね、ただ数字が余りにもアンバランス過ぎると、生徒数が仮に100名いる学校と10名ぐらいしかいない学校と予算が逆転しているということになると、これ何を基準にして予算の配分しているのかなというふうなことがあります。それは、いろんな消耗品等においては学校の研究費とかいろんな、子供たちの学校の教材ですからね、これは私たちの、この宮古島市を担っていく子供たちの学校教材、いろんなそういうふうな関係にやっぱりしっかりとした予算づくりをしてもらわないとですね、その予算の都合によって子供たちの勉強に支障が出るということとはとんでもないことじゃないかなというふうに思っておりますので、それは各分室の今までの旧市町村時代ですね、予算の仕方にもあったと思うんですけど、ただこれは合併前に予算がないということで、いろんな部分もあったと思うんですけど、やっぱりこれ照らし合わせた中で均等な形ですね、予算配分をしていただかなければ困るというふうにまた思っておりますので、ぜひ9月と言わずにですね、対応していた

だき、そして来年度の予算に向けてしっかりとした対応をしていただきたいというふうに思っておりますので、再度ご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

3点目のですね、設計段階であると、給油施設の方においてでありますけど、製氷機においてはですね、耐震も一応調べているということでもありますけど、今その建物の中をごらんになるとわかると思うんですけど、コンクリートさえも屋根も落ちていますよね、支所長ね。あちこちぽろぽろ落ちてくるんですよ、実は。だから、働いている人が仮にですよ、そのコンクリートが落ちてきてけがする可能性も十分あり得るわけですよ。だから、その建物自体も耐震性云々よりも、ひびが入ってそれが落ちてけがする可能性も十分あるわけです。やはりこれ予算の問題もあろうかと思ひますけどね、いずれも早急にやっていただくということをお願いしたいなと、ぜひですね、市長来年の予算にはしっかりと今年度調査していただきましてですね、宮古島市の議会で初めて私がここで一般質問させていただいたときにも、市長も公約どおりやりますということでもありますので、しっかりとした対応をですね、やっていただきたいなというふうに思っておりますので、また市長の方も何回もお聞きしていますけど、製氷機においてはですね、どのような対応をしていくのかももう一度答弁をお願いしたいというふうに思っております。

4点目の観光産業でありますけど、今伊良部地域は通りすがりがナンバーワンの地域だというふうに言われておりますけど、ただ観光的には飛躍的に伸びてきているというのがあるんですよ。ついこの間は4万名とかいう話だったんですけど、今6万6,000名、じゃこれは何がそのように伸びているのかなというふうなものもありますけど、やっぱり通りすがりだけではなくて宿泊するお客さんが徐々に増えています。その中で、航空マニア、我々ではちょっとなかなか考えられないんですけど、ただ飛行機を見るだけで夏場に相当の人が来ます。滑走路を見ると一列に並んでですね、写真を撮るという姿も結構見られます。近くのまた角の方の砂がすごくきれいだということで、透明度もあって魚自体も泳いでいるのが見えるということですね、観光客が徐々に、観光客同士の中では新しいスポットとして取り上げている中で近くの通り池がこのような指定を受けたということは、非常に意義があるんじゃないかなというふうに思っております。県の方で調整しながらということでもありますけど、その通り池から通称ナベと言われる場所がありますよね。そこのナベまでですね、遊歩道があるんですよ。夏でも冬でも結構その季節によってもその遊歩道を歩くことによって非常に変わった感触が得られる、すごくいい場所でありましてですね、また通り池はその季節によっても水の色が違うというふうなこともあるんですけど、またこの遊歩道、ナベも少しまた変わったあれなんですけど、遊歩道自体が台風の被害を受けてあちこち欠けていますよね。その修繕、周辺の整備も関連しながらですね、これは修繕の予定はあるのかどうか、そして民謡等においてもですね、これは地域の島の方々やいろんな旧村史にはあるかもしれないんですけど、その場所に民謡とかそういうの歌われていないですよ。やっぱりその中でどのような民謡があったのかというの、実際に通り池の場所ですね、僕は何らかの形で歌うべきじゃないかなというふうに思っておりますけど、そのような考えがあるのかどうか、再度答弁を聞いて質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

伊良部漁協の給油施設、製氷施設の整備については、これは伊良部架橋の漁業補償に伴う漁協の方々との約束でもありますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

また、通り池の整備については、ナベまでの通路が壊れているということで、大変みんなに見てもらい

たいところでありますので、ぜひこれも整備していきたいと思えます。

それから、文化的な名勝あるいは指定を受けたことについてですね、それを記念した例えば児童劇の脚本を募集するとか、あるいはこれは人頭税の廃止100年を記念して劇やったこともありますし、また八重干瀬の200年祭、プロビデンス号来航の200年祭でも児童劇を行った実績もありますので、そういうあたりができないかなと考えておりますし、また伊良部島へ行くといひ歌がありますよね、あんな感じでみんなに歌えるような通り池を織り込んだ愛唱歌の募集などもいいかなと思ったりしております。もしできればそのように考えていきたいと思えます。

◎総務部長（宮川耕次君）

見直しの余地はあるかというご質問です。いまさっきの議員のですね、ご説明で豊年祭とか伝統行事、そういったものを地域で支えていらっしゃるということよく理解できました。今ですね、各旧町村、そして旧平良を含めてやはり事務連絡員あるいは自治会長、この兼ね合いがですね、非常に複雑でちょっと変わっております。そういう見直しも引き続きやっておりますので、行政が分会長を廃止したというわけではありませぬので、あくまでもそういった議論の中でですね、引き続き話し合っていきたいというふうに考えております。

◎教育部長（長濱幸男君）

教育委員会の本庁、それから分室、いわゆる旧市町村ごとに消耗品費の数値のアンバランスがある、格差が大き過ぎるのではないかというご指摘でございますが、議員ご指摘のとおりであります。そういうことで、各学校現場の方に大変ご心配をおかけしていることを申しわけなく思っております。それで、合併した以上格差があってはならない、平等でなければならぬ、これは原則でございますので、改善策を講じてまいりたいと思っております。それで、年内におきましては、分室ごとに予算それぞれありますので、可能な限り流用して地ならしを図っていきたいという努力をしたいと思っております。それから、それだけでは足りませぬので、財政当局と相談の上、補正予算をお願いする方向で今話を進めているところです。来年度に向けては、今年の場合平成17年度の旧市町村の予算を基準にして査定をしたというところに原因がございますので、来年度からは学校の均等割あるいは児童生徒割を基準にいたしまして、予算化に向けて努力をしていきたいと思っております。

◎嘉手納 学君

総務部長、もちろん市民にちょっと説明不足だったと思うんですよ。というのは、これはまた実際行政連絡員と区長というのは全く別ですよ。ただ旧市町村においてですね、それを要するに行政連絡員と旧伊良部町地域においては区長という役目ですね、1人がやったんですよ。というのは、今言った行政連絡員の仕事をやる方、区長を別にしてしまえば各自治会費でお金を集めてですね、やるかという、それが結局部落行事をやる人、行政連絡員は赤い羽根を配るだけ、緑の羽根を配るだけなんですよ。そういうふうな形でやっていくと地域を支える、今まで伝統と文化を承継して支えながら地域と一緒に、ともにすべてやってきた人たちがすべての無料奉仕になるんですよ。だから、そういうことではいかんということで、やはりぜひですね、地域においては自治会長及び行政連絡員は1人の人にまとめていくような形でやれば、今までと何ら変わりはないわけですから、ただそれだけです。それをやればですね、問題がないわけですから、それをしっかりと抑えていただいて、その分会長等においてどうしても別の地区と違うと

いうのであれば、そのときに話し合いのもとで、中には今実際に自分で分会長指定しながら報酬の中で1件幾らというふうに話し合って分けていますから、その中にやっぱり行政が入って話し合いをしっかりとやらしてもらいたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

教育部長、ぜひですね、これは先程述べましたが、我々の宮古島市を背負っていく子供たちにやはり平等にですね、教育を受ける義務も権利もあるわけですから、ぜひ平等にですね、予算配分化していただきましてしっかりと子供たちの教育に当たるようにですね、やっていただきたいというふうに、格差があっては大変なことになりますので、子供たちはぜひ平等にですね、受けていただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

伊志嶺市長、水産振興においては、またよく市長の気持ちもわかっておりますので、またぜひこれからも頑張ってくださいというふうに思っております。

また、市長がおっしゃっているですね、通り池の保存、何かの形でやっていくというふうのありますけど、今我々の地域においては観光が本当に、市長もそうですけど、観光行政に力を入れていかなくちゃいけないと、我々の小さい宮古島市においてやっぱり今後の大きな、今不況の中で観光業はどんどん伸びてきていると、今後においても観光業をどのような形で伸ばしていくかというのは、宮古島市の将来に向けても大きな価値あるもんじゃないかなというふうに思っております。そこで、私がいつも感じるのがですね、今通り池もそうですけど、どのような民謡があって、どのような伝統があってというのが、それは宮古島本島でもそうです。あちこち見てもですね、その説明らしきものが余らないと、よその地域の方が来て見たときに、このものが祭られたり、こういうふうには何かあるんですけど、なぜこの場所がそういうふうにあるのか、やっぱり地元の人でさえも知らない人もいるんじゃないかなと、ましてや合併したのでありますから、各地域においてもそういうのが多々あるというふうに思っております。これは、観光と我々の伝統と文化を守っていく上で、そのようなどこで何がどういうふうにあるというのを示しながらやっていくのが大事じゃないかなというふうに思っております。ましてや名勝と天然記念物を重複して33年ぶりにあったということでもありますので、そういうところはですね、やっぱりだれが来てもその池が75メートルで水深が50メートル、45メートルの40メートルというものよりも、やっぱりそこに神秘性を求めて僕らの島に観光に来る人は、田舎に神秘性やいろんなものを求めて来るんじゃないかなというふうに思っています。そこで、やっぱりちょっとした観光の手伝いというんですか、そういう形ですね、通り池はどのような由来があると、そういうふうな形でもですね、ぜひやっていただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

これで嘉手納学君の質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

15分ほど休憩いたしまして、再開いたします。

（休憩＝午後3時38分）

再開いたします。

（再開＝午後3時57分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。通告のとおり質問をさせていただきます。

まず最初に、平和行政についてですけれども、それぞれの自治体が合併前に非核平和自治体宣言をしています。改めて読むと本当に感動する中身なんですけれども、せんだっては61回目の慰霊の日を迎えました。米軍再編、そして基地機能の強化、改憲、そういう県民の平和の願いに逆行する動きが目にとります。そんな中で、61回目、サイレンの音を聞きながら家族と一緒に二度とこのような悲劇は繰り返させない、その誓いを新たにいたしました。

さて、質問の第1、非核平和宣言についてですが、5市町村が合併前にそれぞれの自治体が平和憲法に基づいて、そして地方自治法の立場から世界の平和をうたい、平和なまちづくりを宣言しています。旧平良市が1983年の7月1日に核兵器廃絶平和都市宣言をしております。旧伊良部町が1994年3月28日、伊良部町非核平和のまち宣言をしています。上野村が1994年6月17日に上野村博愛と平和の村を宣言しています。旧城辺町が1994年6月17日、城辺町非核平和のまち宣言をしております。そして、旧下地町が同じく1994年の6月28日、下地町非核平和のまち宣言をしておりますが、合併新市の宣言は、そう聞かれて私も戸惑いました。旧5自治体の宣言をそのまま引き継いでいます。そういうわけにもいきません。本来でしたら、この宣言を合併前にきちんと議論をしてまちづくりの基本理念として一致させておくべきでした。ある自治体は、合併を機会に新市の宣言を小学生や中学生、高校生、そして社会人が一緒になってまちづくりの理念をすてきな市にして宣言している自治体もあります。そこで、お伺いいたします。合併新市のまちづくりの基本理念として、宮古島市の宣言をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、憲法9条の碑の建立についてお伺いいたします。市長は、憲法9条の碑の建立についてさきの3月定例議会で「戦後60年が経過して戦争体験が減少していく中、平和や命の尊さを次世代に伝えていくことは大変重要、不戦と恒久平和を誓うシンボルとして市民との協働により建立したい」とお答えになりました。まさに今それが重要な課題だと考えます。敗戦のときに生まれた方が、もう既に61歳、9条の碑の建立という仕事、これは単に碑を建立するにとどまらない価値があると私は考えます。宮古島で生まれ育つ子供たち、宮古島を訪れる観光客、そしてトライアスロンで外国から参加するアスリートたちの目にとまります。そして、それが話題になります。平和を語り広げるきっかけをつくり、宮古から世界に平和を発信できます。平和あつてのスポーツ、平和あつての観光、トライアスロンのように平和を愛する人々のよりどころになり、島の子供たちの誇りにつながります。プラスこそあれ、マイナスはありません。今年の慰霊の日、いかに平和の尊さを次の世代に伝えていくのか、このことが大きく問われました。沖縄戦全戦没者追悼式で自作の詩を朗読した女子高生は、戦争を体験していない若い世代として平和を訴えたい気持ちと、戦争を体験していない若い世代の中で同世代の若者の中に沖縄の実情が伝わっていないのではないかと、そういう歯がゆさがあったといいます。戦争を二度と繰り返さない、あの戦争は誤りだった、戦後日本の出発の原点を今こそ確認すべきです。憲法は、戦前国家権力の誤った判断によって国民が侵略戦争に駆り出されたその悲劇を繰り返さないために、国家権力を国民の側が主権者として監視する、そういう役割を持っています。それを補完する立場から、地方自治法があります。自治体が各地で公費で憲法9条の碑を建立しているのは、それが背景にあり、合併前の旧5市町村の非核平和自治体の宣言、これも

同様だと考えます。今問題の改憲論議は、国民の側から起きたものではありません。市長は、選挙で憲法9条の碑建立を公約して当選なさいました。そこで、お伺いいたします。市長は、住民自治の発揮としての憲法9条の碑の建立を今後どのようにして実現するお考えでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

次に、教育基本法についてお伺いいたします。多くの国民から教育基本法の改悪を許すな、そういう批判の大きな世論の力で自民、公明、この与党を追い詰めて教育基本法改正案は通常国会で継続審議となりました。教育基本法改定の問題が日本の進路にかかわる国民的大問題であり、国会の論戦を通じてそのことがいよいよ浮かび上がってまいりました。改定案が国を愛する態度など、その徳目を強制して憲法の保障する思想、良心、内心の自由をじゅうりんするものであるとともに、教育内容への国家の介入を許し、教育の自由を根底から覆す法案であることが明らかになり、教育基本法改定と9条改憲の動きのねらいが、海外で戦争をする国、弱肉強食の経済社会づくりに従う人間の育成にある、そのことが明らかになってまいりました。教育基本法は、準憲法とか教育の憲法とか言われます。日本の教育のあり方を定めた法律です。戦前の教育が国民は天皇の家来で、日本のやっている戦争は正義だと教え込む、それを支える人間をつくるための教育だったことを深く反省して国家が教育へ介入してはならない、それを否定して子供一人一人を大事にする教育へと大きく変えるためにつくられた法律です。日本国憲法は、平和と民主主義の国づくりを掲げ、その理想は教育の力によってこそ実現できる、教育基本法はその決意の中で生まれました。教育基本法の改定には、9条改憲同様に国民の側から起きた議論ではありません。国が心の内面にかかわる態度を子供たちに教え込み、評価の対象にすることは許せません。ホリエモンや耐震偽装問題を教育のせいにする、そして教育基本法を変えるとありますが、今の子供の教育をめぐるさまざまな問題の原因は、教育基本法にあるのではなく、政府が基本法に逆行する学習指導要領、これで現場の先生たちをがんじがらめに管理する、そして競争に追い込む、その押しつけにこそあると私は考えます。そこで、市長にお伺いいたします。市長は、教育基本法の改定についてどのような見解をお持ちでしょうか。

次に、米軍再編についてお伺いいたします。5月1日、日米両政府はワシントンでの日米安全保障協議会、ツープラスツー、昨年10月に合意した中身、これを未来のための変革と再編、それを実施する詳細を確認して再編実施のための日米ロードマップを発表いたしました。これを受けて、小泉内閣は5月30日、ツープラスツーの最終報告の取りまとめを迅速に実施していくという閣議決定を行いました。これは、防衛施設庁が出した「はいさい」という5月1日付の在日米軍最終報告の合意を説明しているパンフレットです。その米軍再編がこれにも書いてありますけども、まるで負担軽減につながるような、そんなごまかしの議論をしています。しかし、この間のこの問題が論戦の中で負担軽減どころか日米軍事同盟を地球的規模に拡大する、そのために在日米軍基地のなぐり込み機能を飛躍的に強化する。日米の軍事一体化の仕組みをつくることにあることが明らかになりました。米軍再編に反対する闘いは、自治体ぐるみの闘いが力強く前進しています。岩国市では市民投票、それで勝利をおさめ、そしてその後の市長選挙で2度の勝利を勝ち取っています。沖縄市で革新市長の奪還、キャンプ座間基地強化に対する地元自治体の不屈の闘いなど、全国各地で保守の方々も含めた協働の輪が力強く広がっています。加えて3兆円の負担、米軍再編に伴う費用負担の問題、これは日本全国怒りの渦に巻き込んでいます。3兆円といえば赤ちゃんからお年寄りまで、1人当たり2万5,000円になります。4人家族で10万円の負担になります。現在の思いやり予算、これは米兵1人当たり1,300万にも上りますけども、ここに在日米軍施設区域別の光熱水料支払い

実績額、平成16年度の数字がありますけども、電気代だけを見ていきますと電気代だけで実在日米軍施設、沖縄県全体で102億8,000万円にも及びます。嘉手納基地だけで実に37億6,200万円にもなります。キャンプ瑞慶覧で15億9,700万円、けた違いの数字です。小泉首相は、6月23日沖縄戦全戦没者追悼式に来賓あいさつに立って、県内で多くの自治体で反発の声が上がっている米軍再編問題について、これを具体化していくため沖縄の理解と協力を得られるよう十分協議すると述べました。しかし、アメリカ政府は住民の合意は要らないと開き直っています。日本政府に、なぜ稲嶺知事は沿岸案に合意の調印をしておいて、県民には違うというのか、日本政府に苦言を呈しています。県民は見抜いています。県知事の県民への説明が県知事選向けの発言であること、それをとらえて県内マスコミは知事選挙の結果次第では米軍再編が砂上の楼閣になりかねないとしています。

そこで、お伺いします。米軍再編は、日本が戦争する国づくりへ進む道です。沖縄戦を経験した県民が願う平和の道とは相入れません。米軍再編推進特別法を許さない闘い、これは憲法9条を守る闘いともつながっています。在日米軍再編にかかわるほとんどの自治体と住民からの強い批判が寄せられていたにもかかわらず、小泉内閣はどんな反対があろうとも最終報告を着実に実施することを決定したことについて、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、三位一体改革、これについてはさきの本委員の質問もございました。国が検討している人口と面積の基準に配分額を決めると、こういう新型交付税なんですけども、導入した場合の県内市町村に与える影響、これを沖縄県がまとめてマスコミが報道しておりますけども、宮古島市では実に31億円の減少額だといいます。県下で最大の減少額になる、これに対してマスコミの社説での指摘、国と地方財政の三位一体改革がおかしな方向へと向かっていると指摘して、分権どころか国の財政再建が優先されているという流れになってきたと指摘しています。人口と面積の規模、これに応じた配分額を決める方式を導入すれば、小さい自治体では財政運営が直ちに行き詰まる可能性を否定できない。少なくとも地方間格差が拡大することは間違いなだろうと指摘しています。合併したのに夢を描けない、基地で自治体が使えない土地がある、こういった怒りの声が県内市町村が結集した地方自治危機突破県民総決起大会でも上がっています。経済失政のツケを国から地方に回すな、このように締めくくっていますけども、まさに今小泉構造改革の本来の国民いじめの改革の名に値しない改革、これがさらけ出された形となったと私は理解します。ぜひ市長は、市民の先頭に立ってこの憲法、そして地方自治法に基づく交付税の各地方自治体への配分の機能、これを確保する、その運動の先頭に立っていただきたい、このように要望します。

次に、教育行政についてお伺いします。小中学校の普通教室へのクーラーの設置について、さきの3月定例会で平一小学校と砂川中学校の校舎改築が今年度計画されていますが、3月定例会の当局のご答弁は、普通教室へのクーラーの設置計画はないということでした。私は、平一小学校で調査をしてまいりました。実に夏場の教室内の温度、朝教室をあけた時点で30度を超えているといいます。最高で、夕方には34度から35度になる、このような環境の中で生徒は集中力を欠いていると、そしてストレスを覚えていると。扇風機の風は暑い風ばかりが吹いて涼しくない、みんなぐったりしているといいます。私は、クーラーが設置されている沖縄本島にあります仲井真小学校、その6年生61名を対象にしたアンケートの調査を持ってまいりました。クーラーを設置して勉強がしやすくなったと答えている方が、とてもそう思う41名、そう思う19名、余り変わらない1名、全く変わらないゼロ、二つ目にクーラーを設置して学力が向上した、

とてもそう思う12名、そう思う35名、余り変わらない13名、全く変わらない1名、次にクーラーを設置して学校の生活が楽しくなった、とてもそう思う37名、そう思う18名、余り変わらない5名、全く変わらない1名、そのほかにクーラーを設置して特によかった点や変わった点は何なのかを問うたところ、勉強に集中できるようになった、真夏は超暑いので練習後とかは、いわゆる体育の後ですね、クーラーがきいていてよかった、運動場で体育が終わったときとても気持ちがいい、暑くて気分が悪くなって勉強をやる気がしなかったけど、クーラーでよく涼しく勉強できた、クーラーが入って読書量が多くなった、外で遊ぶと汗をかいて気持ち悪いけれども、クーラーがあって涼しいから外でも思い切り遊べるようになった、体育の後の勉強が集中できるようになった、このように答えています。

文部科学省の学校保健法に基づく学校環境衛生の基準、これによれば教室の温度の基準は、冬季で、いわゆる冬ですね、10度以上、夏場で30度以下、これが望ましいとされています。そして、最も望ましい温度が冬場で18度から20度、夏場で25度から28度であるとなっています。そこで、2003年から10年間、校舎改築に限って国の補助が付きまます。合併新市の第1号の改築、本当に合併してよかったと言える、そういった学校をつくっていく、そのためにも普通教室へのクーラーの設置が必要だと思いますが、ぜひその活用をすべきだと考えますけども、その件についてお伺いいたします。

次に、学校プールの安全監視指導員の配置についてですが、さきの定例議会で配置について教育委員会としてもその必要性を感じていると、県の関連事業もありますので、県と連携をとりながら検討していきたい、そういうことでした。私は、この問題、命の問題として真剣に取り組んでいただきたいと思えます。ましてや合併前に配置していた自治体が二つもありました。それが今では配置されていない。もしものことがあったらどうするのか、そのプールの授業のとき先生は本当に神経がぴりぴりするといいます。1人で多くの子供を見る、泳げない子供を中に入れて指導することもできない、入れれば全体が見れない、上がれば指導ができない、そういうジレンマに立たされています。もしものことが起きてしまってからでは取り返しがつきません。ぜひその検討をしていただきたいと思えます。

次に、移動図書館についてですが、移動図書館のこと新聞で大きく報道されました。地元の両紙なんですけど、子供たちの読書力推進、遠隔地にも平等サービス、このようなふれ込みです。平良図書館の未来を、これが3,710人を対象に運行していると、城辺の図書館、その夢の光号、これが408人を対象に稼働しています。この記事を読んで気になったのは、城辺と平良しか出てきませんでした。そこで、サービスは平等にやるべき、そういう立場から全地域を網羅した対応が必要だと考えますけども、どのようになっているんでしょうか、お伺いいたします。

次に、福祉行政についてですが、環境行政について、ごみの有料化の問題についてお伺いいたします。私は、新聞報道を読んでびっくりいたしました。いきなり有料化の話、ごみを有料化して本当にごみが減るんでしょうか。その前に、まずやる必要があると思えます。ごみの本当に減量化計画、これを市民とともに協働でしっかりと計画を立てる、それを実践してごみの減量化に努める。住民の協力なしには、これは前進できない、それが全国各地でごみ問題に取り組んできた地域から教訓として挙げられる言葉です。きのうの環境委員会の主催で行われましたあたらか祭り、その中でも市民との協働の仕事、これがごみ問題の解決を前進に導く、このことが報告されておりました。なぜごみの有料化なのか、お伺いいたします。

次に、焼却炉の建設について、これは葬祭場の建設も一緒にお伺いいたします。合併新市で合併特例債

を活用して建設する、その計画のはずです。その合併特例債を活用する事業として、その金額は幾らになっているのか、これをお伺いいたします。

次に、障害者自立支援法について、利用者の実態に見合う負担軽減策を早急に創設してほしい。障害者自立支援法4月にスタートして2カ月が経過しました。市内の施設、そこへ行きましたらやっと説明会を終わった、来月契約に入る、こういう段階の施設がありました。しかし、精神障害を抱える施設は大変な悩みを抱えています。説明するだけで物すごい神経を使う、大変デリケートな利用者が多い、負担が増える、それだけで心配の種になり、発作が起きてしまう、そういう利用者はどうやってこの障害者自立支援法、これを説明するのか悩んでいました。まだ説明は終わっていないものと思います。私が訪れました施設、そこではこれまでの非課税世帯、これが実に利用者の8割を超えていました。これまで利用料ゼロ、それが一気に1万3,000円の負担、さらに所得が軽減されない課税世帯は2万3,000円の負担、これでは施設も利用者も負担が、利用料が増えるのに施設は収入が減る、そういった悩みを抱えています。利用者の実態、これを早急につかんで自治体独自の支援、これを創設していただきたい、強く要求します。あわせて障害者施設の運営、これが維持できるような新たな助成制度、10月から本格実施、その移行に向けて今大変な作業に追われています。担当課も大変だと思いますが、実態をよくつかんでいただいて、その対応をお願いしたいと思います。

次に、医療改悪法について、さきに本委員からも質問がございました。医療制度改革、これはまさにお年寄り、金がない者は医療の恩恵を受けられない、命も金次第、そういう状況に高齢者を追い込む結果となります。時間がないので、詳細について申し上げられませんが、今以上の患者負担、これが保険制度、これを壊す、混合診療の導入、保険がきく診療、きかない診療、これが国民皆保険制度を崩壊させる、このような声が参考人からも地方公聴会からも上がりました。これまで費用負担を軽減してきた、それは高齢者が病気になるやすいからだし、病気が治りにくい、それがあるから軽減措置をとってきたと思います。ただですら相次ぐ小泉改革で負担を強いられている高齢者がさらに負担を強いられる、これでは高齢者は死ねと言わんばかりの制度、このような批判の声が強まっています。しかし、具体的な実施はこれから、その具体化を打ち砕く国民的な運動を高めるために、力を合わせて全力で頑張りたいと思います。

以上、答弁をお伺いして再質問させていただきます。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後4時27分)

再開いたします。

(再開＝午後4時27分)

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後4時27分)

再開いたします。

(再開＝午後4時31分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

上里樹議員の質問にお答えします。

非核平和宣言についてですが、非核平和宣言については合併前の旧市町村で形を違えてなされております。合併協定項目では、新市において調整するということが確認されております。私自身非核平和宣言は必要であると考えておりますので、今後旧市町村の宣言内容を検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

不戦な誓いの碑の建立については、市民の平和意識の向上のためにも不戦と恒久平和を誓うシンボルとして必要であると考えております。今後は、幾つかの市民団体、例えば遺族会などでも建立の動きもありますので、市といたしましても連携を図りながら建立に向けて協力をしてまいりたいと考えております。

米軍再編については、普天間基地の辺野古沿岸への移設は過重な基地負担を強いられてきた沖縄にとって負担軽減にはほど遠いものであると考えております。県民の多くの反対の声を無視した決定には断固反対をいたします。

平和行政についてでございますけれども、人口と面積を基本に算定する新型交付税が導入された場合、宮古島市は約31億円の交付税が減額するという県の試算が出ております。現在でも厳しい財政状況にある中、新型交付税が導入されると宮古島市だけでなく、人口の少ない自主財源の乏しい地方や離島自治体にとっては致命的な打撃を受けることは明らかであります。先日那覇市において、県自治体代表者会議と県地方分権推進連盟が共催して県選出国會議員も参加し、地方自治危機突破沖縄県総決起大会が開かれ、削減ありきの地方交付税見直しを絶対に行わない、必要な地方交付税の総額を確実に確保するなどを求める決議が全会一致で採択されております。新型交付税は、平成19年から21年度までの導入を予定していることで、まだ詳しいことは決まっておりませんが、今後は県や他市町村とも連携をとりながら、早期の情報収集にも努めるとともに、住民参加の総決起大会の開催等も視野に入れながら、新型交付税導入についての見直しを国に対して強く求めていきたいと考えております。

他のことについては担当をもって答弁させます。

◎教育長（久貝勝盛君）

教育基本法の改定についてお答えしたいと思います。

教育基本法は、日本国憲法に基づき制定をされた世界に誇るすばらしい法だと思います。また、教育基本法は平和、人権尊重、民主主義という日本の教育の根本理念を実現する人間を育てるということを大きな目的にして制定されているところにそのすばらしさがあると思います。今回の改正案で、私が危惧するものの一つに、これまでの子供たち一人一人の「人格の完成」を目指す教育の影が少し薄くなっているのではないかとこの点があります。学校現場で国を愛する態度、すなわち愛国心を評価するというのは大変厳しいものがあります。現時点では、現行の教育基本法を改正する必要はないのではないかと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

上里議員の家庭ごみの有料化について、なぜ有料化かというご質問にお答えいたします。

まず、新市建設計画、新しい島づくり計画においてもごみ処理、リサイクル体制の充実を基本理念の一つとしてリーディングプロジェクトに位置づけております。それから、行革大綱におきましても家庭ごみの有料化と減量化の推進をうたっております。今回の行革の一環として検討されております家庭ごみの有料化の目的は、有料化そのものが目的ではありませんで、まずはごみに関する意識や生活習慣の見直しを促すことで、ごみの減量化を図ることが第一義になります。そして、分別の徹底、資源化を促して公平性を図ること、ごみ処理量の減による処理施設や最終処分場への負担緩和を図ること、ごみ処理経費の一部を市民に負担してもらうことにより、自主財源の確保を図る等々でございまして、今後この有料化につきましては、行革推進委員会に審議していただくことになっておりますので、市民の声を十分に聞きながら検討してまいりたいと、このように考えております。

◎福祉保健部長（池村直記君）

障害者自立支援法について、利用者の実態に見合う負担軽減策を早急に創設できないかということでございますが、障害者の利用負担については制度上各種の軽減措置が講じられております。こうした負担軽減策を利用しても生活保護になる可能性がある場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食事費等実費負担も引き下げられるなど、生活保護への移行防止策が講じられております。

それから、利用者への負担説明についてでございますが、一部の施設においては説明会を実施しておりますけれども、今後においては10月の法完全施行に向けて利用者、それから施設に対しましても、制度の周知に全力で努めていきたいというふうに考えております。

それから、障害者施設の運営が維持できるような新たな助成制度を創設できないかということでございますが、これに関しては今後地域生活支援事業に移行する事業所に対しては、その規模、それからその事業体系に応じて支援をしております。それから、小規模作業所、小さな小規模作業所ですね、これについては運営補助金がすぐ廃止されるということではありませんので、少人数などにより基準を満たさなく、移行できない事業所に対しては小規模作業所運営補助金交付要綱により助成をしてみたいというふうに考えております。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

上里樹議員の移動図書館の件についてお答えいたします。

現在移動図書館は、先程議員がご指摘されましたみらい号と夢の光号の2台で運行してございます。旧平良図書館のみらい号につきましては、北小とですね、大神小学校を除く平良地区の10小学校、それと狩俣中と養護学校、そしてさらに今年度からは下地の来間小学校を毎月1回午後の1時から3時半まで運行して貸し出しあるいは返却の業務を行っているところでございます。夢の光号におきましては、旧城辺町地区内でございますけれども、週3回6時7時まで、これ午後でございますが、各部落の公民館、また2カ月に1回、城辺、福嶺、西城、砂川の各小学校に今運行して同様の業務を行ってございます。今後ですね、まだ行っていない上野小学校であるとか、あるいは下地小学校であるとか、そういったまだ行っていない学校についてですね、運行を今検討しているところでございます。もうしばらく時間を下さい。

◎環境施設整備局長（平良哲則君）

1点目、ごみ焼却炉建設の関連施設を含めた建設費総額についてですが、ごみ焼却炉については平成13年

に機種、規模の答申を選定委員から受けまして、それに基づいてごみ焼却施設及びリサイクルプラザを含めた建設費はこれまでの全国で建設された施設をもとに算出をした結果、概算で59億円であります。

2点目に、葬祭場建設の総額についてですが、葬祭場についても平成16年に火葬炉メーカー選定委員会から答申がありまして、火葬炉3基の設置で概算で8億円ということであります。しかし、両施設とも機種、規模の選定から5年ないし数年が経過して用地の選定がまだ決まっておりません。また、その間に合併によって新市の事業となったこともあり、これまでの経緯を踏まえながら財政面、安全性、ランニングコスト等も含めて建設費については見直しの方向で検討したいというふうに考えております。

合併特例債の件であります。ごみ焼却施設については約2分の1の交付金がありまして、残りが合併特例債と市の一般財源ということですね、葬祭場につきましては補助金とか交付金がありませんので、ほとんど合併特例債と一般財源ということになりまして、その比率については今後財政と詰めていきたいというふうに考えております。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

上里議員の小中学校へのクーラー設置についてお答えいたします。

普通教室へのクーラー設置につきましては、設置する費用は国庫補助対象となっておりますが、設置後のメンテナンスや電気料については補助対象ではありません。今年度の校舎改築に当たって普通教室へのクーラー設置計画をしていないのは財政事情の厳しい状況の中、設置後のメンテナンス、電気料のコスト等を考慮した場合、普通教室へのクーラー設置については難しい状況であります。普通教室へのクーラー設置については、財政的な問題等も含めて今後の検討課題にしていきたいと考えております。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

教育委員会としましては、学校プールにおける水泳学習での安全面への配慮は最も重要な取り組みであると考えております。したがって、前回のご質問にも関係部局と協議しながら検討していきたいと答弁いたしました。しかし、市の財政が厳しい中、具体的に学校プールにおける安全監視員を市教育委員会として配置することはできませんでした。しかしながら、市教育委員会としては各学校の水泳学習における安全面への配慮については、各学校へ文書を配布し、周知を図っております。また、保護者等に安全監視のためのボランティアの活用を呼びかけているところであります。また、学校プールにおける水泳指導員の活用については、沖縄県の学校体育実技指導協力者派遣事業で久松小学校、狩俣小学校、砂川小学校、下地小学校の4校に配置されております。その他の学校においては、PTAや地域の方がボランティアで学級担任の先生と一緒に水泳を指導している学校もあることを把握しております。今後も市教育委員会としては、児童生徒の安全面に配慮しながら水泳指導の充実を図っていきたいと考えております。

◎上里 樹君

再質問させていただきます。

ただいまの最後に質問項目に挙げました医療制度改革による本市への影響、これを漏らしましたので、お答えをお願いいたします。

次に、学校クーラーの設置の問題なんですけども、これについてはやっぱり設置後の費用負担、これが重い、確かにそうです。けれども、やっぱり基準に見合わない34度、5度、議場のクーラー切ってみるとわかると思いますけども、そういう環境で子供たちが勉強している、これは交付税が開始された1954年、

このときはそのクーラーという概念がなかったそうです。それから、1954年の地方交付税の施行、このときは沖縄が復帰していなかった、ですから県民が声を上げて議会も行政も一丸となって国に対して強く要求すべきだと考えます。あわせてごみの焼却炉、そして葬祭場の建設なんですけども、この金額、私は旧平良市における教訓もぜひ生かしてほしいと思います。単独事業で確かに必要な施設、裏負担が重いこの施設の建設に当たっては、この庁舎が21億円で建設して、その翌年に文化ホールの建設をした、これの負担の重さで財政が大変窮乏いたしました。その教訓を生かして、葬祭場の炉の見直しもあわせて進めて、ぜひ体力に見合った建設規模に変えていただきたい、このように思います。

それから、ごみの有料化、この問題についてもたくさん話したいことありますけども、時間が参りました。有料化でごみは減らない、そのことは多分当局がご存じだと思います。あえて財源の確保、我が党が参議院で政府答弁を引き出しました。いわゆる地域計画の策定、廃棄物処理の、それに当たって計画マニュアルの策定の中に自治体のごみ有料化の実施について記載することが明示されていますけども、これについて質問しましたところ、最終的に決定するのは自治体が有料か無料かを決めると、そういうことでしたので、どうぞそのことも検討に入れてお願いいたします。

以上で質問終わらせていただきます。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後4時50分)

再開いたします。

(再開＝午後4時55分)

◎福祉保健部長（池村直記君）

今回の医療制度改革におけるポイントについて、簡単にご説明申し上げます。

まず、患者負担の見直しがされることです。これは、平成18年10月から70歳以上で現役並みの所得のある高齢者の窓口負担が2割から3割へ負担増となります。ちなみに平成17年度における本市の影響額ですけども、70歳以上の人数22名で、1人当たり2万2,000円程度の負担増になると思われます。同じく老人保健事業では、113名で1人当たり6万3,000円の負担増になるというふうに思われます。それから、70歳以上の療養病床入院高齢者の食費、それから居住費が負担増ということになります。それから、限度額自己負担の引き上げ、これも行われます。それから、平成20年度4月から70歳から74歳の高齢者の窓口負担が1割から2割へと負担増となります。ちなみに、平成17年度ベースで見ますと1,505人が対象となって、1人当たり約2万4,000円程度の負担増となる見込みでございます。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後4時58分)

再開いたします。

(再開＝午後4時59分)

これで上里樹君の一般質問は終了いたしました。

◎新里 聰君

大変お疲れだと思いますが、いましばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして私見を交えながら一般質問を行います。質問事項は、市長の政治姿勢について6点ほど、農業行政について3点、教育行政について1点であります。

まず、市長の政治姿勢の中で、17年度末での歳入欠陥に対する見解についてお伺いしたいと思います。最近のマスコミ報道で、北海道夕張市が国の管理下で財政再建に取り組みたいとして、財政再建団体の指定を申請するとのニュースがありました。このことは、つまり自分たちの自治体を自分たちで運営できませんと宣言し、国の厳しい管理下のもとで財政再建計画を立て直し、やり直しますから、国の方で何とか助けてくださいと、ある意味では自治権を放棄するに等しい行為だというふうに私は認識いたします。民間企業で言えば会社更生法の手続により裁判所が選任する管財人によって会社の立て直しを図る方法と同様なことだと思います。なぜ私が冒頭にこのようなことを申し上げるかといいますと、市町村合併をしたら合併の効果として効率的、効果的な行政運営ができる、広域的なまちづくりの実現ができる、そして重点的な施策展開による住民生活の向上と行政サービスの向上が図れるということで合併したはずの本市が、何か一步一步財政再建団体の方向に向かってるように思えてならないからであります。合併をして9カ月目に入りました。市民の思いは、そろそろおぼろげながらも新市の島づくりに対する方針が、あるいは熱意が、あるいは情熱が伝わってくるだろうと期待する時期に来ているだろうと思いますが、3年間の年月を費やし、議論してきた割には市民に痛みを伴うばかりで、行財政改革の方向すら示されない現状を憂えるばかりであります。

そこで、市長にお伺いしますが、17年度末での本市の抱える赤字額は、これは先程同僚議員も話しておりましたんですが、国保特会で11億、約12億円、老人会計は別としても、港湾特会で約33億円、公共下水道会計で9億7,000万余、トータルで55億、こういった歳入欠陥が生じております。いわゆる本市の実質的な赤字額であるというふうに思っております。そして、そのほとんどが旧平良市から持ち込まれたものでありますが、市長はどのような見解をお持ちなのか、そして改善策はあるのか、まずお伺いしたいと思います。

次に、職員の昇任人事についてお伺いします。これについても、何名かの同僚議員の方からも指摘がございました。市町村合併に伴い、本市には余剰の管理職者が発生いたしました。奇異ではありますけれども、課長級を課長、主幹、班長等として、同一課に複数名配置をしても、年々退職者が出ることに伴い是正していこうと、一時的なことだと容認をし、理解もしております。ところがです、この4月の人事異動の報道見まして愕然となりました。多分多くの市民がそういうふうに感じていると思います。危機的状況にある財政改革を第一の課題として取り組まなければならない市長が、いかなる理由があろうともそれと逆行するような人事を発令することは、任命権者としての合法的行為であっても理解が得られるものではありません。退職した課長級以上の職員12名に対し、新たに12名の課長の昇任人事の真義は何か、この説明を求めたいと思います。

次に、職員の適正な処分についてであります。本市の幹部職員、課長職にある職員が春の交通安全運動期間中に酒気帯び運転により人身事故を起こしました。大変残念なことであります。被害者は頭部打撲、左足骨折などという重傷ということですが、被害者に対しては心からお見舞いを申し上げたいと思

います。ところで、この件に関し市長は迅速に職員懲戒の分限審査会に懲戒分限の審査を諮問し、審査結果が出るまで自宅謹慎を命じたとなっております。また、庁内放送を通して職員は市民の模範となるような行動をとるようにと、自覚ある生活態度を持するよう強く求めたということで、迅速な対応には一定の評価をいたしたいと思えます。しかしながら、審査会の停職6カ月が妥当との答申に対して、審査会の判断として答申どおりの処分を決定したとなっておりますが、果たして職場内においても指導的立場にある課長級の主幹が重点的取り組みを飲酒運転の撲滅として全国的に運動展開しているさなかに、酒気運転による事故を起こしている職員に対する処分が停職6カ月が適正なものかどうか疑問を持っております。5月9日の琉球新報では、那覇市の職員が酒気帯び運転で懲戒免職と報じられておりますが、同じ地方公務員で自治体が違うということだけで、これだけの処分の開きがあることに疑問を呈し、適正な処分であったのかどうか、市長に見解を求めたいと思えます。

次に、行政連絡員についてお伺いいたします。これについても何名か質問ございしますが、当市には108名の行政連絡員がいるというふうになっておりますが、まず3点ほどお伺いしたいと思えますが、1点目はその108名の中でですね、いわゆる自治会長をしながら行政連絡員も兼ねている、そういう委託を受けているその人数、それと同じようなことですが、逆に行政連絡員だけ委託されている人数、100名の内訳をお願いしたいと思えます。

それと、もう一つは、均等割が一律5万円というふうになっております。いわゆる行政連絡員を契約するに当たって、従前の各市町村のトータルでの委託料の金額と新たに委託した金額が相当な開きがございます。ですから、その均等割を一律5万円としたことの原因です、それについて答弁を求めたいと思えます。

次に、職員の給与の適正化についてお伺いします。市町村合併に伴い、市町村長等の特別職は5分の1に減らされ、議会議員も88名から28名と定数が減じられ、その他農業委員等の各種委員も整理され、経費の大幅な削減が実施されました。他方、住民に対してはすべての補助金がいや応なしに減額ないしは廃止され、住民の負担増は合併の痛みとして重くのしかかっております。また、建設業を営む者にとっては、公共事業の減少により会社をやむなく閉鎖せざるを得ないような状況が出てまいりました。しかしながら、このような市財政の危機的状況、社会経済の不況の中にあっても、全く痛みのない分野があることをご存じでしょうか。市民の皆さんも考えていただきたいと思えます。いわゆる特権階級、役所職員の処遇であります。まず、経営の危機を乗り切るためには民間企業にあっては社員をリストラし、それでも改善できなければ社員の給料をカットします。私は、自治体もそうあるべきだと考えます。100億円ですよ、100億円の一時的借入れをしなければ、市中銀行から借りなければ運営できないような自治体、実質赤字が55億円もあるような自治体が職員の給与を見直せずして財政がよくなるわけがありません。外には厳しく、内には優しくという行政手法であります。同規模自治体として、名護市、糸満市がよく比較されます。当市の職員数は名護市と比較をして約1.5倍、糸満市と比較して約2倍の職員数であります。単純に言えば名護市の職員が1人でできる仕事を当市では1.5人、糸満市の職員が1人でできる仕事を当市では2人で行っていると言われても仕方ありません。もちろん行政の中身が違いますから単純な比較はできないと理解はしますけれども、納得できるものではありません。職員の給与を聖域のように議論しないところに甘さがあると思えます。市長は、行財政改革推進委員会の答申を待つまでもなく、職員給与の改革に乗り出

すべきだというふうに考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、専決処分のあり方についてお伺いします。今定例会の報告第1号として提案されている専決処分の承認を求めることについてであります。もう少し議会への配慮があっているものではないかと、行政のあり方に注意を喚起したいと思います。議会は、自治体の具体的政策を最終的に決定するところであり、そして議会が決定した政策を当局が行財政の運営や事務処理手続、ないしは事業の実施がすべて適法、適正に、しかも公平、効率的に実施されているかということをチェックするところであるということは、私が今さら言うまでもないと思いますが、その最も基本となることは守られていないというふうに指摘をしたいと思います。当市の3月定例会は3月7日から3月29日までの会期で議案の審議がなされました。その間、3月15日には本会議が行われ、平成17年度一般会計補正予算が原案可決されました。その中身には、地方債を当初予算に1,780万円追加することも含まれておりました。ところが、翌16日には沖縄県から地方債の許可予定額の通知が届いております。そこで伺いますが、なぜ残る会期は2週間もあるにもかかわらず、追加議案として提案しなかったのか、あるいは会期末終了後も3月30日、31日と年度末までに臨時議会を招集することも十分可能でもあるにもかかわらず、議会を開く暇がないとして、安易に専決処分したのは何ゆえか、納得できる説明を求めます。

それから、あと2点、1点目は3月定例会で補正した地方債の1,780万円は何を根拠として補正したのか。一般的な行政事務としては、事業確定後精査したときに生ずる差額を補正し、その議決書を添付して地方債の申請をするものと理解しておりますが、その形跡が見えてきません。その説明も求めます。

2点目として、県から届いた起債許可予定額は4億5,260万円であるのに、専決処分した額が2,280万円となっておりますので、その説明もしていただきたいと思います。

次は、農業行政についてお伺いします。資源リサイクルセンターの供用開始が遅れていることについてお伺いします。資源リサイクルセンターは、平成18年4月の供用開始の予定で進められてきたと思いますが、いまだ稼働しておりません。そして、今議会において17本の指定管理者に関する議案が出ておりますが、資源リサイクルセンターについての議案はございません。何が原因で供用開始が遅れ、何が原因で指定管理者を選定できないか、説明をいただきたいと思います。

それから、旧上野村から出された資源リサイクルセンター管理運営委託内定通知の効力についてお伺いします。このリサイクルセンターについては、合併前の平成16年12月6日付で上野村長からある民間会社に対し、上野村資源リサイクルセンター管理運営内定通知書が交付されております。会社側とは協定書の内容についても協議は終了し、当時の上野村議会でも事前説明会で了承し、あとは議会に提案され、議決するだけだと認識しております。そこで伺いますが、この文書の効力は有効なのか無効なのか、お答えをいただきたいと思います。

もう一つ、合併協定項目33の総合補助金制度についてお伺いします。総合補助金制度を新設し、旧市町村地域へ枠配分するということですが、旧市町村ごとに配分された額について示していただきたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いします。体育館の使用料の件についてであります。社会教育の視点、あるいは子供たちの青少年健全育成の視点でとらえると決して小さな問題ではないかなと思って取り上げますので、よろしくお願ひします。平成10年の4月に卓球スポーツ少年団というのが結成されてございま

す。当時来間小中、西城、平一、北小、久松小等の児童生徒による30名のスポーツ団でスタートいたしまして、現在では平良中、北中、西辺中、来間小中、平一小の児童生徒が25名のメンバーでこのスポーツ少年団の活動を続けているようでございます。そして、スポーツ少年団の指導者として卓球連盟の方々が、二十四、五名の方々が指導者としてついて子供たちの卓球の技術の向上、あるいは人格形成に必要な鍛錬、卓球を通してですね、そういったことをされているというふうには伺っておりますが、平良市、当時のですね、体育館施設の管理に関する規則で、以前は使用料の減免ということで教育委員会が適当と認めている団体だというふうには認めて、使用料については減免されていたようでございますが、それが平成16年12月27日、これも合併前でございますが、減免の条項が削除されまして、現在は有料で使用しているということでございます。これは、金額の問題というよりも、やはりこの島にいる若者たちの児童生徒の人間形成、スポーツを通しながらのそういった青少年健全育成という面で大変重要なことだと思っておりますが、こういったもの、宮古島市合併もいたしました。この子供たちが20年後、30年後には宮古島を背負っていくわけで、年間を通して自分の試算では10万円も満たないだろうという微々たる金額でございますが、しかしやっぱり行政のあり方として、こういったものは支援、サポートしていくべきではないのかなというふうには考えますけれども、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

答弁を聞いて再質問をしたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

新里聴議員の質問にお答えします。

職員の昇任人事でありますけれども、確かに本市は厳しい財政状況に置かれておりますが、昇任は職員のやる気と職場の活性化を図る上で大変有効な手段だと考えております。また、国の新制度の施行に伴う課の新設、あるいは早急に取り組まなければならない下地島空港及びその残地の利活用のための新体制の確立、あるいは市民から強い要望のある女性登用などがあって新年度の人事となりました。そのようなことから、財政が厳しい中で全く昇任がないということではなく、一定の人材育成を図っていくという意味で昇任人事を行いましたので、ご理解を願いたいと思っております。

他のことについては担当をもって答えさせます。

◎助役（下地 学君）

職員の適正な処分についてということなんですが、他市に比べて処分が軽いじゃないかという質問です。今年4月に発生した幹部職員の交通違反事件に関しましては、停職6カ月の処分をいたしました。確かに県内自治体の中には酒気帯び即懲戒免職の規定を設けている自治体もございます。今回の処分につきましては、当事者の事故後の対応や被害者からの嘆願書等もあり、さらに過去の処分などを勘案して決定いたしました。公務員の社会的、道義的責任は重大であり、ご指摘のとおり社会的に厳しい処分が求められているものと思われまますので、処分の方針の見直しを検討していきたいと思っております。ちなみに、今回の処分の対象となった職員は4月21日付で退職いたしております。

◎総務部長（宮川耕次君）

新里議員の歳入欠陥の処理の問題ですね、これにつきましてまずお答えしたいと思います。

先程もありましたけれども、今回の繰り上げ充用の補てんですか、これにつきましては約55億の額に上ります。これをどのようにやっていくかという見解ですが、新型交付税も非常に厳しい状況でございます

が、合併からもですね、財政シミュレーションあくまでもこれは交付税ですとか、あるいは人件費とか見直しまではまだ至っておりません。非常に流動性が高くてですね、状況を見ながらしっかりと財政計画と見えますか、中期、長期のシミュレーションをつくって対応していきたいというふうに思います。ただ計画をつくるだけではなくて、そういったいろんな扶助費ですとか義務的経費ですね、そういったものもしっかりと歳出を抑制していくと、それから歳入を増やしていくと、そういう方向に全力を挙げて頑張っていきたいと、このように考えております。

それから、職員の給与の適正化についてでございます。これにつきましては、既に今年度はですね、市長以下助役、教育長、それから管理職手当の部長級ですね、あるいは課長級等々をカットしてございます。また、現在特殊勤務手当の支給等についても見直しを検討中でございます。議員ご指摘のとおり給与の見直しなくしては財政健全化はあり得ないという厳しいご指摘と見えますか、ご指摘もありましてですね、私たちも内部でしっかりと今後協議していきたいと、このように考えております。

それから、専決処分の件でございます。議員ご指摘のようにですね、3月議会開会中に、16日に県から文書が届いたということで、内容は地方債の限度額に関するもので2,280万の差額が生じたので、それについての補正と見えますか、専決処分でしたけども、確かに開会中にですね、議案として上程できればよかったんですが、やはり許可を得るためには当該団体の予算書に地方債限度額を適切に示す必要がありまして、それぞれの関係する事業を精査するのにやはり開会中の議会になかなかできなかったということでございますが、ただ議員ご指摘もありますように今後はですね、十分注意をしまして何とか早急に議案として提出できるようこれから努力してまいりたいと思います。

ちょっと1,782万の件については少し、今財政課長から答弁します。

◎財政課長（石原智男君）

3月定例会に提案した平成17年度の1号補正で地方債を1,780万増額してあります。なぜかということですが、まず農林水産業債は負担金等の増による起債額の増です。2,030万増でした。それから、土木債はマイナスの8,370万、これは道路事業とか都市計画とか住宅、港湾事業等の事業費の減による減額です。それから、教育債は入札残、事業が完了したことによる事業費の確定による3,310万の減でした。それから、地域再生事業債は8,310万円の増です。あと減収補てん債が180万の増、臨時財政対策債が220万の増、減収補てん債が2,720万の増で、トータルが1,780万の増となっております。あと3月16日通知の4億5,200万余の額は何かということですが、これは一般公共事業の許可の限度額ということになっております。ですから、その間の上限にして借りられるということでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、農業行政の中で資源リサイクルセンターの供用開始であります。遅れている理由はということでございますけども、平成17年度の、ですから18年度の3月までには基本的な部分については一応完成は見ております。ですが、最も重要な予算の事業費の都合でですね、周辺の道路整備であるとか、あるいは排水路の環境整備、こういうのができなかったということで、供用開始が遅れてございます。

それと、もう一つは、農家に供給する堆肥に関してですね、きちとしたものが計画がなされていなかったと、それは計画というのはですね、農家が求める安価な肥料と、例えばサトウキビ用の肥料であるとか、ハウス内で使う肥料であるとかですね、そういうものによって肥料の質が変わってくるというふうに

思っております。そういうものですね、ほとんど施策がなされていなかったというようなこと等もございまして、供用開始を遅らせたということでございます。

それと、もう一つは指定管理者制度というものがですね、管理指定者が指定されていないというようなこと等もございます。

次に、指定管理者について、旧上野村において内示通告がなされていたが、その効力はどういうことでございます。合併前にいろいろとご議論があったというのはお伺いしております。そういうことで、平成16年の12月6日に内定の通知が出ております。これは、株式会社ファイというところでございますけども、その後いろいろと協議の結果、旧上野村において指定管理者の指定ができなかったということもお聞きしております。そういうことではございますけども、内示通知の効力につきましては当然行政事務として引き継がれているものというふう理解はしてございます。ですが、指定管理者制度、最終的には議会の承認が必要でございますから、それに向けて今後調整を進めてまいります。

次に、総合補助金制度の項目の中で旧市町村への配分はということでございます。合併協定書の中の第33号の方で補助金の中で評価をいたしております。ABCでございます。その中で、評価のCについては、旧市町村に一定の枠配分をするということに決めてございまして、一応予算の確保はいたしております。これは、この中であるのは今ところ城辺地区と上野地区というふうになってございまして、城辺地区で四つの事業、725万円です。上野地区で三つの事業、127万8,000円でございます。ですが、これをですね、枠配分した場合に、じゃそれをどこが担当するのかなというようなことで、じゃだれがそれを配分するのかなというようなことでですね、今議論をしておりますけども、事業推進班というのがなくなったという関係もありましてですね、これにつきましては本課というんですか、農政課の方でその地域の実情も勘案しながら執行していきたいと、そのように思っております。そのほかにですね、野草航空防除補助というのがございまして、これは全体に係る部分でございますが、当然これは農政課の方で執行したいというふう思っております。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

総合体育館の使用料の件でございますけども、確かにご指摘のとおりですね、現在の宮古島市の体育施設条例施行規則の中では、平良卓球スポーツ少年団ですか、こういった施設にかかわるものでの減免の規定はございません。ですから、県内9市のそれぞれのスポーツ団体、少年団体がそれぞれの施設を使うときにどのようないわゆる使用料の形態があるのかですね、少しその辺は調査した上で、それ参考しながら今後この辺は検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎総務課長（與那嶺 大君）

行政連絡員につきまして3点ほどご質問がございましたので、順を追ってご答弁したいと思います。

最初に、行政連絡員の契約の対応による人数でございます。区長と行政連絡員を兼ねまして契約をいたしています人数が69名、行政員のための契約が39名、合計108名でございます。それから、平成17年度の行政連絡員の事務委託料、月で840万9,449円、平成18年度の方が876万9,000円、差額にして35万9,551円の増額になってございます。

それから、委託料に関する質問でございますが、委託料につきましては均等割5万円となつてございます。この金額に関しましては、合併前の総務分科会の方で各地区の平均をとるということで5万円に決定

したということを聞いてございます。

それから、現在行財政改革委員会の中におきまして、行政連絡員につきましては委託料も含めまして事務委託内容の見直しを検討中でございますので、これからもっといい委託員の制度を目指しまして改革をしていきたいと考えてございます。

◎新里 聰君

再質問を行います。

最初の1点目の要するに赤字をどうするかということについてですね、今後改善策はどうかと、歳出を抑制してという総務部長からの答弁でございましたが、この件に関してはですね、現時点における市長の率直なご見解とございますか、そういうものを市長の生の声で聞きたいと思っておりますから、ぜひよろしくお願い致します。

それから、2点目の職員の昇任人事でありますけどもね、職員のやる気を起こすとか、あるいは新体制の確立だとか、女性の登用だとか、先程政策的課題だとか制度的課題で必要だったということなんですけど、先程来その説明あるいは質問にもあるように、40名余の主幹がおるわけでございます。じゃ、この主幹たちは能力はないということなのか、この人たちを充てることで十分対応し得ることだというふうに思うんですが、いわゆるそのことが1番目の赤字をどう削減していくかということにつながっていくわけですよ。一つ一つをどういうふうにして宮古島市の財政立て直していくかというところにこういうことが出てくると思いますので、今一方で財政再建をしたいと言いながら、一方でこういうことしていると、これざるに水を入れているのと一緒だというふうに思いますけども、そういうことがないように、やってしまったことですから、この件についてはこれ以上言いませんが、今後の人事とかそういうものをやっていく中で、今後もさらにこういうことを続けるのかどうかということだけをですね、説明をしていただきたいと思います。

次に、行政連絡員の均等割を一律5万円としたことについて、総務分科会で確認をした事項だということとあります。ただ合併協議会にこういったものが出てきていないんですね。これと同じようなものが、実は公営住宅の使用料、上野地域で3万7,000円ぐらいの使用料であったのが、それが撤廃されて8万、9万円になると、それも分科会でだけ検討されて協議されて、合併協議会に出てこないということで、市民に知らされていないという状況がございます。これも過去のことから、今さらとやかく言うことありませんが、何か別にもですね、こういったいろんな専門部会で確認した事項が合併協議会等にまだ報告されなくて、あるいは議員も市民もわからないことがあるのかどうか、そういうことをもしあるとすれば教えてください。なければよろしいです。

職員給与の適正化でございますが、いわゆる課長職以上あるいは特別職、それはそれなりに減額してやっているというふうにわかりますし、ただどうして職員に向かってですね、皆さんも宮古島市をつくるために協力してくださいと、一緒にやりましょうと、少々の痛み伴ってもいいんじゃないのという形で職員に対して向かうことができないでしょうか、この件についても説明をお願いします。

それと、専決処分ですが、実は1,780万円について、これ根拠は何かというのはですね、農業債だとか土木債だとか、そういう視点ではございません。3月定例議会において補正予算をする上においては、各事業の確定したもの等による起債額が出てきて、その差額が1,780万だからそれを補正したんだろうと思っ

ております。ただ、この1,780万円追加補正するためには、3月定例議会における議決書、いわゆる当初予算における起債の金額と補正をして増えるわけですから、補正をしたという議決書をもってしか申請はできないはずなんです。ただそのために補正をし、その議決書が添付されるだろうというふうに思うんですが、そこら辺をその1,780万円やる意味あったのというのが何か理解できません。それでは、お伺いしますけども、1,780万円の議決書も添えて起債の許可申請をして、さらにそれでも不足ですから専決処分による申請をしたのか、これをお答え願いたいと思います。

専決処分についても一つ何か言おうと思ったけど……いわゆる自治体において起債をするとき、幾らでもむやみやたらに金が借りられるわけありませんから、それをちゃんとチェックするために議会もあるわけで、議会では例えばですよ、100万円しか認めませんよというときに、議会は無視してあと20万借りましたと、後からこれ報告するから承認してくださいと、何かこういうようなやり方なんですよね、今の専決処分。ですから、そういうこと絶対あってはならないことというふうに思いますので、特に財政の方がこれ担当するかと思いますが、注意をしていただきたい。

あと1分だけ残っておりますが、以上で終わりますして、答弁を聞いて私の一般質問を終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

市の財政状況においては、合併前の旧市町村、主に旧平良市、旧伊良部町からのツケでございまして、厳しい財政状況を引き継ぎまして、一般会計において一部の特別会計の繰り出しができない状況になっております。国保事業、港湾事業あるいは公共下水道事業でありますけれども、平成17年度は赤字の決算となっております。今の新しい交付税制度の中で、ますます厳しい状況になると思いますけれども、今後は市税の徴収率の向上に向けて全庁体制で取り組んで自主財源の確保を図りながら財政健全化計画をしつかりと練り上げて、健全な財政運営を図って市債残高の推移とあわせて今後の財政健全化へ向けてしっかり取り組んで、繰り上げ充用のないような市政にしていきたいと思っております。

また、昇任については、今後も積極的に主幹クラスの適職活用を行って管理職を減らしていきたいと、そのように思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

人件費削減の件ですが、一応現在職員についても各種手当関係をですね、中心にいろいろと見直しを進めているところです。全体的なまた人件費削減についてはですね、行革推進会議等の中で十分議論していきたいと、このように考えております。

◎議長（友利恵一君）

これで新里聰君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後5時48分）

平成 18 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 27 日 (火) 5 日目

(一 般 質 問)

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第5号

平成18年6月27日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成18年6月27日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（28名）

（延会＝午後6時15分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（5"）	山里 雅彦" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（20"）	上里 樹" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（23"）	豊見山 恵栄" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（24"）	富永 元順" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（25"）	富浜 浩" "
"（11"）	友利 光徳" "	"（26"）	下地 秀一" "
"（12"）	池間 豊" "	"（27"）	下地 明" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	消防 長	伊舎堂 勇 君
助役	下地 学" "	総務課 長	與那嶺 大" "
総務部長	宮川 耕次" "	市民生活課 長	村吉 順栄" "
企画政策部長	久貝 智子" "	平良支所 長	前里 重信" "
土地対策局長	狩俣 照雄" "	市民生活班 長	亀川 隆" "
福祉保健部長	池村 直記" "	障がい福祉課 長	亀川 隆" "
環境施設整備局長	平良 哲則" "	環境保全課 長	饒平名 功" "
経済部長	宮國 泰男" "	都市計画課 長	長崎 富夫" "
建設部長	平良 富男" "	城辺支所 長	下地 達男" "
伊良部総合支所 長	長濱 光雄" "	地域振興班 長	池間 昌克" "
平良支所 長	狩俣 公一" "	水道局保全課 長	久貝 勝盛" "
城辺支所 長	饒平名 建次" "	教育 長	長濱 幸男" "
上野支所 長	砂川 正吉" "	教育部 長	二木 哲" "
下地支所 長	上地 廣敏" "	生涯学習部 長	松岡 日出雄" "
水道局次 長	砂川 定之" "	教育総務課 長	島袋 正彦" "
		学校教育課 長	友利 悦裕" "
		教育施設課 長	

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議 事 係	栗国 忠則 君
次 長	荷川取 辰美" "	"	我如古 千佳枝" "
補佐兼議事係 長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は28名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を続行いたします。

本日は池間健榮君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎池間健榮君

一言申し上げたいと思います。下地地域から議員1人で厳しい思いをしているんですけども、今回下地地域に与那覇東地区、川満東地区、ハーバスター予算化されてうれしく思います。市長初め、経済部、そして支所長大変ありがとうございます。また、子供の活躍というのは地域のかがみであり、地域の元気があらわされると言います。下地小学校の県制覇、そして今度は全国大会へ出場します。まず、教育長初め大変ご指導ありがとうございます。しかしながら、宮古島市と同じように財政が苦しいのでありますから、また派遣費についても市長初め、教育委員会の皆さんには特段の配慮をお願いするものであります。そして、下地地域においては、ビーチバレー初め、そしてトライアスロンのスタートの水泳会場であり、今度サニツ浜カーニバルが行われます。支所長を中心にして頑張っているところであります。幸いに吉本興業さんのタレントさんが数名参加を申し込んでいるという話も伺っております。この際新たなイベントとしてナンコー祭りやドッキングして宮古島の農産物もPRしながら、しっかりとまた来るイベントについても皆様方の協力をお願いします。

それでは、質問に入りますけれども、議長におかれましては、私の不穏当発言においては特段のご配慮をお願いしたいと思います。

私は、当面する重要問題のうち行財政問題を中心にして市長に質問を行うものであります。今我が国は、三位一体改革の最後に残った地方交付税の改革、いわゆる地方団体と政府において交付税のあり方についてせめぎ合いが行われていると聞いております。地方六団体においては、新地方分権構想検討委員会において、政府が策定しているきのう発表された骨太の方針に地方側の主張として要求すると言われている新型交付税にかわる現行の地方交付税と同様の一定割合を原資とした、いわゆる地方共有税の導入、そして財政再建団体の基準について、透明性の高い指標を設け、いわゆる首長、議会の責任を強化し、増税などの住民負担も導入する等7項目において提言をしているところであります。

一方、竹中総務相の私的懇談会においては、今話題になっております新型交付税、そして自治体の破綻法制、民間企業の民事再生などと同じように財政難に陥った自治体において、財政再建団体に非常に厳しい法律の検討に入っていると伺っております。いわゆるこのような政府の方針が進められますと、自治体においては、まさに厳しい状況になっていくものだと認識をしているところであります。新聞によりますと、新型交付税が導入されますと、宮古島市に約30億の歳入不足が発生をすると聞いております。合併を選択した宮古島市にとって、国、県にだまされたようなものであり、かつてない厳しい難局と試練に立たされており、一步誤れば我が宮古島市の経済と市民生活は収拾しがたい困難と不安に陥るおそれがあり、

断固反対していかなければならないと決意を新たにしているところであります。現在ほど市政を預かる市長、議会の責任の重いときはないのであります。この際市長は、議会を初め、各界各層の代表者とひびを突き合わせて、率直に話し合い、誠意を尽くしその理解と協力を要請をし、市民的合意を背景として必要な対策を強くかつ機動性を持ちながら迅速に進めることこそが何よりも肝要だと信ずるものであります。今回の地方、いわゆる宮古島の危機は、合併を選択したこの宮古島市にとっても幾つかの貴重な教訓と苦い体験を残しております。

この第1は、宮古は一つの合い言葉のもと、国、県に対し補助金依存型の行政運営をし、新たな財源の確保、産業の育成を怠ってきたことであると思っております。今日を迎えて、こういう危機的状況を迎えて、宮古島の経済の体質と基盤のもろさ、弱さをまざまざと感ずるものであります。

その第2は、建設業を中心とし、成長を続けてきた宮古島市が美しい海、空、そして地下水という特殊性を持つこの資源を活用しないで、ただただ補助金のみにも頼るような、いわゆる国頼みという、そういう行政のあり方も反省しなければならないと思っております。いわゆる一部の者だけが恩恵を受け、まじめに働く者正直な者がばかを見るような、そういった不公平きわまりない社会が形成されたことも私だけかと思うことではないと思っております。このような危機的状況に直面するときは、行政も、経営者も、労働者も、市民もともに考えなければなりません。仕事がありません。合併したのが悪かったんだ。伊志嶺市長が悪いんだと、こうやってお互いを非難し合う時期ではないと思っております。いわゆる協力し合うという相互意識が今必要ではなかろうかと思うものであります。

教訓の第3は、現在厳しい財政状況に対し、市長のリーダーシップのなさによる助役2人制の否決、行政の組織機構が極めて対応力に欠けている。これもまた合併によって証明された一つであると思っております。私どもは、この教訓をむだにすることなく、今後の施策に取り入れていかなければならないものであります。それは単にこれまで各市町村長が話されたように、観光と農業をリンクした施策、言葉だけではいけないのであります。いわゆる自治体の外交、そして教育、地下水を守るという、そういった科学的な研究などなど、いろんな面でこの教訓を活用しなければならないと思っております。

まず、私は冒頭市長の11年間の政治の行政を預かった経験を踏まえてですね、宮古島の現在の財政状況について、市長の所信を伺いたいと思っております。また、私は以下市長の政治姿勢について、私見を述べつつ、市長のお考えを伺いたいと存じております。

新聞によれば、平成17年度決算は一般会計単年度収支約4,090万円の黒字、特別会計においては約7億5,000万赤字であります。私は、一般会計については地方債の追加配分により赤字を解消したと思っております。特別会計においては、同僚議員の指摘があるように、約55億の繰り上げ充用処理であります。さらに、約10億の一時借入金による処理、地方債の現在高約360億、債務負担行為等約23億、現実にはさらに厳しい状況であると思っております。このような状況下では、早急な新たな財源の確保が見込めない以上、パイナガマ公園の事業等々徹底した事務事業の見直し、徹底した歳出削減、合併による共通の痛みを分かち合うためにも、公務員の一律5%の給与カット、その上で先程度申し上げた施策についてしっかりと将来を展望した中期的な財政運営をすることが肝要だと考えますけれども、市長の見解を伺いたいののであります。

次に、宮古島市の新市建設計画合併特例債活用による今落ち込んでいる宮古島の経済活性化の観点から、

以下市長の見解を伺いたいと思います。その第1は、県立宮古病院の早期新築移転は、宮古圏域の住民の切望であります。私どもは、県立宮古病院の誘致は、宮古島市みずから用地を決定し、あわよくばこの用地を県に提供するようなことによって、誠意を見せることによって、私は沖縄県は動くものだと確信しております。その点について市長の考えを伺います。さらに、合併特例債活用がまだできておりません。これは、合併によってすぐ効果が出ると市民に約束をしております。しかし、これも一部事務組合でこれまで経験したにもかかわらず、まだこの用地が決定をされておられません。ここにも市長のリーダーシップが必要であり、全庁体制、そして私ども議員も一緒になって、早目にこの二つの施設は着工にこぎつけなければならないと思っております。そのためには市長みずから先頭に立って、住民とひざを交えて汗をかかすべきだと思っておりますけれども、この二つの用地についても市長の見解をお尋ねをします。

次に、消防職員に対する休日勤務手当の未払いについてお尋ねをいたします。新聞によれば、市側は旧伊良部町の問題だということで、予算がどうのこうのという話をされております。しかし、これは暫定予算で、そしてそれを本年度予算に組み入れて十二分に対応できる数字だと私は思っているところであります。そして、決算においては、先程申し上げた4,000万余りの黒字を出しながら、なぜ130万、20万の休日勤務手当が支払いができないのか。それは到底市民は納得するものではありません。特に消防というのは、住民の生命と財産を守るという特殊な勤務であります。私は、このような観点から労働基準法においても、罰則規定もあるにもかかわらず、これを無視したこういったやり方については、納得がいかないのとありますから、この点についても市長の考えを伺いたいと思っております。

以上、先にこの点からお伺いをして、再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間健榮議員の質問にお答えします。

宮古病院の用地についてでございますけれども、県立宮古病院移転改築の件につきましては、地域の医療環境等を踏まえた上で、宮古病院が担うべき役割や求められている機能などの基本的な考え方について十分な議論が必要であるということから、県においてワーキングチームを設置していただきその内容の検討を行っております。引き続き必要とされる診療体制や診療科目のあり方など、具体的な事項の検討がなされて、宮古病院の改築にかかわる基本構想作業が進められます。今後は、市民が利用しやすい場所の選定について、さきに宮古病院将来構想検討委員会の中で答申されておりますので、状況を見守りながら、議員ご指摘のような建設の場所の何らかの形で提供できないか等も市として担うべき役割を十分に検討しながら、地元選出県会議員とも調整を図り、早期の建設に向けて活動を展開してまいりたいと考えております。

公共用地の選定及び決定についてでございますけれども、ごみ焼却及び葬祭場の用地の選定については、用地選定委員会、内部検討委員会を立ち上げて、議会の協力も得ながら用地の確保に全力で進めてまいります。そのようにして、なるべく早い対応をできるように、地域の住民とも話し合いながら進めてまいりたいと考えております。

◎助役（下地 学君）

消防職員の人件費の未払いについて、労基法の適用を受けると思うが、市長の見解をとということなんです。議員ご指摘のとおり、労基法の適用を受けることは承知しております。まず、その経緯について説明

させていただきたいと思います。

職員の手当は、特殊勤務手当、夜間勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等があります。合併前の伊良部町の消防に関する手当については、予算措置がされない手当があり、消防本部総務課において、補正予算で要求を行いました。財政難で満額認められず、予算の範囲内での支給を行う結果となった次第であります。担当課といたしましても、消防本部の担当課との協議や職員への説明会も行いましたが、財源確保がされない中で今日に至っております。今後の対応につきましては、行政改革大綱の中で給与の適正化の検討も行われているところでもあります。その中で宮古島市職員の特殊勤務手当等も論議の対象となっていることも含め、総合的な視点から財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

池間健榮議員の財政中期計画見直しについてお答えいたします。

厳しい財政状況のもと、合併時に宮古島市の財政がどうなるかという財政シミュレーションを策定しました。これによりますと、単年度収支では6年目までは赤字が続きますが、7年目から黒字に転化する。そして、実質単年度収支に至っては9年で黒字になるという試算があります。これを受けました平成17年度の決算におきましては、議員ご指摘のとおり4,000万余の黒字一般会計になっていますが、特別会計の繰り出しがなかなか難しいという状況の中で、これからですね、きちっとしたこういった累積赤字、そういったのを含めて、これから対応していくこととなります。この財政シミュレーションにつきましては、交付税の動向が非常に流動的ですし、そしてまた定員管理計画も今見直し中ですので、こういった大きな要素をですね、見きわめながら、中期経済計画あるいは行革の中でですね、市民と一緒に考えていきたいと思っております。新型交付税の動向につきましても、本当にショッキングな動きではありますが、これについてもよく見きわめながら、しっかりとした中期計画、財政計画を策定してまいりたいと、このように考えております。

◎池間健榮君

答弁をお聞きしましてですね、きのう、おとといの答弁と全く同じような感じがいたします。合併議論を3年間やってまいりました。新市建設計画の小委員会でも十二分にこのことは予想されたことであります。当然このような答弁ではですね、危機感が全く受けとめられません。もうちょっとしっかりとした対応をお願いします。下地地域で昔検討している間に一回も回らない水車が破棄になったことがあります。実は、市長初め多くの部長の方々は、検討している間に任期が来たり、定年退職したりするわけがあります。そうすると、ツケをこうむるのは若い人たちでありますから、この点についてはまた次回の議会で議論をさせていただきたいと思っております。

最後の質問でありますけれども、専決処分についてお尋ねをいたします。長と議会の関係であります。いわゆる専決処分というのは、議会にかわって市長が決定するわけがありますから、これは慎重にならざるを得ません。同僚の新里聰議員からありましたように、補正（第1号）があったり、そしてその議決した翌日にはまた県の指令通知があったり、そしてその補正の地方債の増額が今の決算の4,000万円と等しくなってみたり、こういった点も感じられるわけがあります。地方債というのは、いわゆる借金でありますから、慎重に議会と相談をして私はやるべきだと思います。そのために地方債は議会の議決でありますから、そのようなことを3月31日、当然決算の締め切りでありますから、議会を開く暇はないであります。

当然であります。しかし、問題は県の予定の通知があれば16日に、当然29日まで議会あるわけですから、そこに議会にも相談をして、それなりの対応をとっていただきたいと思っております。

これは、長の専決処分というのは、多方面に関連しますのでお尋ねをいたしますけれども、新城啓世議員からありましたように我々総務財政委員会で源河ビルの資料提供をお願いしながら調査をいたしました。確かに負担つき贈与には当たらないにしても、一身専属権が契約上あったり、そして公共用に市民のために使うと。そして、贈与者の権限において売り払いもできないし、当然いろんな制約がついているわけであります。私は、当初から公共用財産、いわゆる行政財産として議会と相談をしてやるべきだと思っております。あえて厳しいことを申し上げるかもしれませんが、議会で市長がいわゆるそのNPOの理事がどうのこうのであったり、そのNPOに本市のいわゆる方が監事になったり、これは市民が納得できるものではありません。そういう意味では、私は速やかにこういった誤解を解くためにも、行政財産に分類がえし、条例を制定し、透明性を持たせたそうした運営をしていただきたい、そのように思っております。市長に最後に専決処分のあり方と今の関連します行政財産の分類がえも含めて、この点についてお尋ねをして私の一般質問を終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

専決処分の件につきましては、これからもでき得る限りやらないという方向で頑張っていきたいと思っております。

また、普通財産を行政財産に早目にかえていきたいと、そのように思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで池間健榮君の一般質問は終了いたしました。

◎亀濱玲子君

健榮議員お疲れさまでした。続いて、通告に従いまして、私見を交えながら一般質問をさせていただきます。これまで登壇されました議員の皆さんが話されておりました厳しい地方自治体の国からの新型交付税のありようというものに対して、驚きをもって私たちは受けとめているわけですが、宮古島市は今本当にまさに船出をして、宮古島は一つという合い言葉で船出をして、合併に伴う課題が一つ一つ洗い出されて、それを解決しましょう。厳しい中でも合併にかかわる特例やあるいは算定がえなどを活用して、そして夢のある宮古島づくりをみんなで知恵を出し合っていきましょうというところにあるわけですが、こうやって何日か前に先日来取り上げられている新型交付税について、本当に地方切り捨てとも思えるような、自立というには2割を割った自治体がどんなふうにして自立を進めようというのかというところに厳しい状況にあるわけですが、この状況の中にあっても伊志嶺市政が合併をした宮古島づくりをどのように施策を進めていくのかという観点から質問をさせていただきます。

初めに、市長の政治姿勢と市政運営についてお伺いいたします。まず、私はこれまでも話してきましたが、行政をつかさどるリーダーの一番大事な仕事というのは、宮古島の地下水を守るということにあるというふうに思っています。水源流域の保全に関して、伊志嶺市長は一貫して地下水の保全を重要な施策と位置づけて、地下水法の制定の法整備の提言を政府、県、国に向かって取り組みを続けております。この間私も宮古島を包括した自然環境保全への取り組みが必要であるというふうはこの16%を割った森林率を見るにつけ、土地開発あるいは土地利用、地下水保全というものが重要な課題としてもう迫ってきている

と。いよいよ危機的な状況にあるのではないかということを取り上げて、宮古島市としても行政の船出に当たって地下水保全を主としたランドデザインを描くべきというふうに思っております。改めて水源流域の保全、地下水の保全について取り上げて質問させていただきます。

さかのぼること昭和61年に始まるわけですが、地元企業のイザラバリカントリークラブ計画が事業主体となって、始めましたゴルフ場の計画が平成2年に事業主体をかわりまして、ピサラ開発計画として進められたものの断念が決まったのがちょうど10年ほど前、1995年の6月末日でした。6月30日付の断念の回答が届いて、あれから行政は企業との交渉、そして行政努力を積み重ねて、跡地の水源涵養のための植林、そして造林を進めてきているところであります。その造林については、今年度、18年度が一つの区切りというか、一つのくくりとしてまた進むというふうにお伺いしておりますので、これまでの取り組み状況、そしてこれからどのように進めていくのかということに関してお尋ねしたいというふうに思います。

この白川田水源一帯の保全について、命の水の源として水源涵養、資源涵養の場所として改めて位置づけて、その保全計画の取り組み、守るための取り組みというものを私はしっかりと位置づけ、取り組むべきだというふうに思いますが、市長にお考えをお伺いしたいと思っております。私たちは、1995年6月末日に企業から断念の通知をもらう1週間前に、市民団体が連名をして、事業を進める企業に向かって取りやめの申入書というものを送付したという経緯があります。その申し入れ文書の中に宮古島の水を守る際の原点として引用したのは、平成4年に宮古島地下水水質保全対策協議会の学術調査部会における意見というものを引用しました。その一部で、宮古島の特殊性から水は一度汚染したら回復は不可能に近い。水については基準をクリアするというのではなく、これを守るという気持ちが大事であるということ平成4年に意見が出されてから、これが宮古島の水を守る原点であろうというふうに思っております。宮古島はご存じのように地下水に降った雨が浸透して、それが泥岩や粘土の間に不透水層の間にたまるという特殊な地下水盆が形成された形であるわけです。それは、直接目に見えないわけですから、疑わしくは絶対に手をつけないという姿勢にまさる方法はないということで、企業に申し入れたときは、飲料水を唯一地下水に頼る宮古島において、命の水、生活用水を約80%白川田水源で賄っている状況にかんがみて、水源流域を守ることが必要なので、開発は断念してほしいという旨の申入書を出した経緯があります。ついては、今市長に求めました白川田水源一帯の保全についての改めての市長のお考え、決意というものを伺いをして質問を進めていきたいと思っております。

2点目ですが、設置されております今年2月に設置されたんでしょうか。地下水保全対策班の現在の状況、そして今後の取り組みについて、これまでも塩素イオンを一つの事業所との向き合いということについての回答はいただいておりますが、私は違う視点で聞きたいと思っております。1点目に専門家を交えた委員会の設置が今どうなっているか。これからどうしようとしているのか。この委員会の役割は何を担ってもらおうとしているのかということをお答えください。

2点目です。この委員会の設置と絡んで、地下水保全条例というのの制定に市長は意欲をお持ちですが、またぜひ必要だと思っておりますが、宮古島市が主体的な対処が可能である。つまり法的な力を持つ保全対策ができるような条例がぜひ必要だというふうに思っております。それについて、地下水保全条例の制定の取り組みを今どうなっているかをお伺いします。

先日来取り上げています塩素イオン濃度の問題ですが、水道法上の塩素イオンの濃度の基準値は、1リ

ットル当たり200ミリグラムであります。それについて、じゃ水源流域に流れていく地下水の状況の基準値があるかという、どうもそれははっきり指定されていないというふうに担当課から聞いております。今度の質問は、水道企業局への質問ではなくて、地下水保全対策班への質問ですので、このようにお聞きします。事業所への対応という一つのくりだけではなくてですね、塩素イオンに係る問題についてどのように対応していくのか。これは流域全体の問題でですね、この間の状況と課題をもしあるとしたらお願いいたします。この視点でお願いいたします。白川田水源流域における塩素イオン上昇については、一つの事業所というよりも、トータルで要因はどこにあるかという、要因の絞り込みが必要だというふうに思っております。それについて絞り込んだ後の保全への対応、そしてそれは宮古島市が主体となった対応であるべきというふうに思っています。これについてのお答えをお願いいたします。

続いて、環境行政について質問いたします。これまでの議会でも取り上げてきましたが、2001年11月28日に起きた産業廃棄物処分場の火災からもう既に4年半がたちました。本市は実施する予定というふうに3月議会でご答弁いただきました大浦の処分場周辺ですね、周辺のダイオキシン調査について実施時期、内容等が計画がはっきりしているようでしたらお願いいたします。これが県が処分場外への流出はないと、この間影響がないと言い続けてきた東側のため池ですね、これが今年の春ですね、これは明らかに処分場から雨の後土を崩して海に向かって流れている処分場の池の方に流れているものです。このように倒されて、そしてこうやって海に流れているという状況があるわけですから、どうしてもダイオキシンの調査が中に入れないとしても、周辺の市独自の調査は必要であろうというふうに思います。これについてお伺いしたいというふうに思います。

そして、ついですが、火災から4年半たっても焼却炉が放置された状態、このようにですね。一本は折れてふたがかぶっていたのが後はかぶされている覆いもはがれているような状況で、まさに放置されているというような状況ですが、これについての県への働きかけはどのように当局はなされているのかお伺いいたします。

続いて、福祉行政についてお伺いいたします。まず1点目に、障害福祉についてです。障害者自立支援法の施行が言葉は本当に新聞に連日のように飛び交っておりますが、内容について県の方からはっきりした、つまりこれ県からというのは、国からはっきりした内容が届かないので、県も対応がしにくいというようなことなようですが、少し細かくなりますが、障害者自立支援法に伴う課題についてお伺いいたしますので、お答えをよろしくお伺いいたします。

1点目です。障害者福祉サービスの対象となる身体、知的、精神の利用者数と障害程度区分の認定者数について、まず最初にお答えください。

続いてですが、小規模作業所の課題と支援、行政の取り組みについてお伺いいたします。本市内にある小規模作業所の数と地域生活支援生活Ⅲ型、これは今現在措置において行政から活動費を支援を受けている小規模作業所は、これは国が示したこういう形に変わっていきなさいという指標です。これは、地域生活支援センターのⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型とあって、Ⅲ型にほとんど小規模作業所は移行する可能性があるであろうと思いますが、これについての条件があるんですね。その条件についてですが、まず地域生活支援センターⅢ型の移行への予定数は何カ所かお答えいただきまして、それからⅢ型への移行基準を満たさない作業所があります。それについては、つまり法人格をとれない、NPOに移行ができないという、自分た

ちで自立して事業所として運営できないという状況にある作業所に支援を先日も質問があったとは思いますが、それについても補助要綱に沿って本市がいくと、はっきりと答えられるのであれば、内容についてもお聞かせください。

続いて、国の示すⅢ型の基準にこういうふうを書いてあるんですね。Ⅲ型についても移行しようと思うと、職員の配置は2人必要で、その一つは地方自治体独自の職員配置が必要であるというふうに条件がうたわれております。それについて、補助金の維持や確保も含めて、さっきと関連するわけですが、職員の配置の条件をどのように当局は満たしていくのかということについてお答えください。ついて、制度改定に伴う施設整備、それについてはこういうふうに作業所は自立して自分たちで経営していきなさいというのが自立支援法の主たる目的なわけですから、これに関して訓練給付がそれぞれの作業所が仕事としてですね、事業としてサービスを提供するように障害を持っている方たちに事業所がサービスをつくって提供していいですよというふうに窓口が開かれた形にはなっているんです。それについて、設備について、つまり訓練給付事業は、生活訓練等するその場所あるいは環境というのが整わなければこの事業というのは成り立たないわけですね。それについての行政支援というのがどうしても必要であろうというふうに思いますが、制度改定に伴う施設整備への行政支援をどのようにお考えかお答えください。訓練給付事業を予定している事業所、そしてそれには必要なサービス管理責任者の確保を行政はどのように見通しているかということについてもお答えください。

2点目です。精神障害者のグループホームは、男性が今4名いて、個人の経営の病院でもグループホームあるわけですが、行政がかかわるグループホームでは男性のみであります。精神障害者の女性のためのグループホーム、それは宮古病院の開放病棟が閉鎖されたといういきさつから、地域で受け皿となる親や兄弟が苦しい思いをするわけですね。ですから、グループホームはできるだけ多く、グループホームかあるいは福祉ホームが必要になってくるであろうと思うんですが、とりあえず今回は女性のためのグループホームの整備をどのようにお考えかお答えいただきたいと思います。

2点目です。重度心身障害者、これは文教社会委員会でも議論をした経緯があるわけですが、それが県から来る8月1日から入院費の食事を補助金の対象外とするというのが実に県の担当課長から自治体の担当課長へという行政文書で流されてきたような文書があるわけです。これについてここに8月1日より今申し上げたような内容で、補助金の対象から入院費の食事費用を除外をするというふうに通知が来て、各自治体非常に困って、今各自治体が県下でもばらつきがあります。それについては、どうしても県負担2分の1、市負担2分の1というものの両方が必要なわけですから、それを行政はどうしても支援をしていく必要があるであろうと思いますが、それについての対応をお聞かせいただきたいというふうに思います。

続いて、宮古南静園の将来構想です。らい予防法廃止の10周年、そしてハンセン病、人権侵害、違憲国家賠償請求訴訟、熊本判決と俗に言いますが、それから5年たった催しが南静園で持たれました。そのときに出された課題というのは、将来構想についての課題です。南静園を宮古島の宝としてどのように活用していくか。そして、住んでいらっしゃる皆さんを終生在園保障するかという課題が上げられました。全国の療養所は13園あるわけですが、その中に自治会とあって、入所者の自治会があります。これを毎月全療協ニュースというふうにして、このように出すわけですが、この中でも医療人権将来構想が課題となって、厚生労働省と話し合いが進められているという経緯が載っています。これは、南静園は100名を切ろ

うかというところまで入所者が減りまして、平均年齢が79.幾つですかね、80に近づいています。将来構想というと、住んでいらっしゃる方にとってはもう何十年後の将来構想ではないわけです。この一、二年が勝負という形の将来構想になるわけですが、その将来構想の問題というのは、さっき申し上げたように入所者の終生在園を最後の一人まで国が見ますといった終生在園保障をどう見るかということと、退者が社会の中で当たり前で暮らすということの保障というもの、もう一点は園の施設、医療施設、あるいは福祉施設を地域がどのようにすみ分けをして活用していくかということ厚生労働省はこの間地方自治体も含めて各療養所からどういう内容で私たちは将来構想を進めたいという案を出すようにというところまで今来ています。それについて、市長はこの前の10周年の記念集会において、行政がかかわって園の将来構想についての作業を進めたいというふうに申し立てました。その発言について、この間なかなか将来構想の検討委員会の設置をずっと話されているんですが、実現しておりません。もうあとがありませんから、おっしゃっていることを実現に向けて動いていただきたい。具体的にどのように将来構想の実現に向けて進めていくお考えか、市長のお考えをお伺いいたします。沖縄には愛楽園という名護市にある園を含めて2園あります。これを沖縄ブロックというわけなんですが、沖縄ブロックの課題というのは、宮古島だけではなくて、名護市あるいは沖縄県も含めて国会にある超党派で国立療養所のハンセン病療養所の将来を考えましよう、ことを考えましようという、超党派で組織している国会の組織もあります。議員の組織もあります。いろんな形で要請あるいは陳情ができるんでしょうと思うので、それについてどのように働きかけていくのかという点についてもお伺いしたいと思います。

続いて、教育行政についてお尋ねいたします。設置されております宮古島市教育研究所、これは長年の夢でありましたから、とてもうれしいです。行きましたら、旧下地町の議場がその場所に充てられておりましたが、設備あるいは改造ですかね、全く手がつかない状態で、看板のみが設置されておりました。10月スタートで、もう研修生の小学校の先生あるいは中学校の先生の募集をかけて、10月スタートして、あそこは研究所としての機能を果たすというふうになるわけですが、それについての進捗状況をお伺いいたします。

2点目です。教育相談室、適応指導教室が夏休みを境に移転をする予定になっていると聞いておりますが、改修と整備について、これから後の取り組み、そして教育相談室や適応教室を加えた体制としてどのように中身を充実させていこうとしていらっしゃるのかをお答えいただきたいと思います。

市立図書館については、さきに登壇された議員でお答えいただいておりますので、割愛いたします。

教育環境の整備についてです。学校体育館の雨漏りの状況と補修の状況については、この間議会でも例えば西辺の学校の視察をしたり、さまざま見てきましたが、どうも波形の体育館の屋根のふぐあいというものが続いているようです。先日雨の降った日に南小学校の体育館にお邪魔して、たくさん置かれたバケツの中でどうやって体育の授業をするのだらうと聞くと、使えませんということでした。根本的な解決が必要なのではないかと校長先生のお話でしたが、学校体育館の雨漏りの状況と補修の状況についてお答えいただきたいと思いますというふうに思います。ついで、課題となっております東小学校の通学路の整備、この間ずっと取り上げてきておりますが、一度は平成16年で何とか事業化したいとおっしゃっていましたが、できませんでした。これですね、花園幼稚園から東小学校に向かう池間雅昭議員のお宅の前を通って行くところのちょうど200メートルも足りないですかね、そのあたりが未整備のままに取り残されてお

ます。とても危険な箇所となっておりますが、これについてはどのように対応していこうというお考えかお答えください。

もう一点です。県職員住宅から産業道路、マルケンミートの方ですね、これもずっと取り上げてきているんですけど、なかなかこれも市単独ではできませんということで、子供たちはこの畑にすれ違えないものですから、飛びおりたりして車をやり過ごすんですね。ちょっと車と体を接触したりとかで、親御さんが見てとても危険な場所ですよということを指摘されてもう長くなるわけですが、これもなかなか改善できません。これについてもお答えいただきたいと思います。ついでに、北小学校の東側の道路の自転車店付近の冠水についてですね。それについてもお答えいただきたいと思います。

続いて、農政の関係の事業ですが、リサイクルセンターに生ごみ処理施設がもう入っていますよということでした。それについてさきの議員も質問もされておりましたが、これから後これはどのように進めていくのかということについてお答えいただきたいと思います。

離島地域資源活用事業、これは2年間の事業ですが、2年間ではとても形が出そうもないでしょうというふうに思います。石垣にお邪魔して、石垣も同じような事業を実はしているんですね。石垣は、この中で幾つか選んで、これ薬草なんですが、幾つか選んで、石垣はパパイア研究所というのを行政が事務局を持って進めるというところまで、同じような事業で進めております。与那国に行きますと、与那国はチョウメイソウを中心にして、何十戸かの農家を束ねて、これは原料として出しているようでした。これも随分成功している例ではないかと思えます。このように形にする。農家がきちっと得を得るといふ農業を進めるための行政の支援というものが必要なのではないかというふうに思います。

ついでに、質問いたしましたことについて答弁をいただきましてから再質問をさせていただきたいと思えます。お答えをよろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

亀濱玲子議員の質問にお答えします。

水源流域の保全でありますけれども、宮古島は唯一飲料水を地下水に頼っております。大野山林や白川田水源流域一帯の水源保護、自然保護は、宮古島の大きな課題だと思っております。当流域に関しましては、これまで緑のダムとして位置づけ、水源涵養林の造成や水質保全のための施策を展開してまいりました。10年前にこの水源地において計画されたゴルフ場計画は、現在緑のダムの育成の場と生まれ変わっております。これからかぎ島緑ネットワーク等を利用して、この地域が宮古島の地下水保全の原点となるよう次代を担う子供たちの環境学習の場としても活用を考えていきたいと考えております。

水源流域の保全については、塩素イオン問題に対し現在地下水の専門家7名から成る地下水保全対策学術委員会を準備中で、委員も決まっております。委員会では、地下水保全に係る問題を広く扱っていきませんが、当面は塩素イオン問題について既存資料や調査報告の再検証を含め、原因と対策並びにその効果について検討を行ってまいります。第1回の委員会は、7月中旬に開催に向けて調整中であります。委員会では、客観的、学術的見地からの検証になりますので、行政は委員として参加せず、事務局として委員会を運営してまいります。委員会とは別に市、県、民間関係機関、病院等で対応して協議をする場も設けたいと考えております。地下水保全条例の成文を塩素イオン濃度問題とは別に検討を進めてまいりたいと思えますが、国や県に対する法令整備の要請をも継続してまいりたいと思っております。

南静園の将来構想でございますけれども、南静園の将来構想につきましては、これまで準備委員会を設置して検討してまいりましたが、今年度から企画政策部に事務所を設置いたしました。ご質問の南静園将来構想を作成するための検討委員会を早急に立ち上げることになっております。県内には名護市の愛楽園と南静園の二つの施設がありますが、自治体と一緒に将来構想をつくることが望ましいと考えておりますので、名護市と協議する場を持ち、ひいては県とも協議する機会を持っていきたいと考えております。入所者の高齢化を考えると、この作業は急ぐ必要があるかと考えます。また、国会議員の皆様との接触も早い機会に持ちたいと考えております。

他のことについては担当をもって答えさせます。

◎助役（下地 学君）

環境行政について、大浦産業廃棄物処分場周辺のダイオキシンの調査について、実施時期、実施内容についてお聞きしたいとのことです。

ダイオキシンの調査の実施時期は、9月から10月ごろを予定しております。調査箇所については、大雨のときに水の流出が見られる海岸側を中心に選定したいと思っております。内容については、調査地点の流水及び低質におけるダイオキシン類の含有調査を考えております。早い時期に地元住民の意向も聞き、現場の確認を行い、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、環境行政についてなんですが、火災から4年経過したけど、焼却炉が放置されていると。その処理についてということなんですが、大浦産廃処分場の問題につきましては、昨年10月崎山環境整備開発に対し、早急に焼却炉を撤去するよう要請をいたしております。また、昨年1月に県知事へ処分場内の環境調査の継続、周辺住民の健康診断、処分場からの水の流出防止、廃棄物及び焼却炉の撤去を要請してまいっておりますが、しかしいまだに進展が見られないのが現状であります。有害物質が付着している焼却炉も撤去されずに放置された状態で大変憂慮しているところであります。県からは処分場の所有者がかわったとの情報を得ておりますので、新たに焼却炉の撤去については要請してまいる必要があると考えております。

次は、福祉行政についてなんですが、重度心身障害者（児）医療費助成について、障害者自立支援法の施行に伴う助成対象医療費から入院時の食費の除外についてという質問なんです。県では、在宅福祉利用者との格差を縮めるため、要綱を改正し、これまで助成対象経費であった入院時食費、療養費を補助対象経費としてしない方針であります。また、障害者自立支援法の自立支援医療においても入院と通院の公平を図る観点から、入院時の食費については、原則自己負担となっております。県の補助打ち切りにより、財源が乏しい本市といたしましては、対象者に対してはやむを得ない措置ではありますが、入院時の食事、療養費については自己負担にご理解いただきたいと考えているところであります。

◎企画政策部長（久貝智子君）

ラ・ピサラ跡地の土地取得状況についてでございますが、ラ・ピサラゴルフ場計画のうち水源地域に係る部分の面積は約29ヘクタールありました。平成12年の旧平良市と旧上水道企業団による用地取得に関する覚書によりまして、平成13年度から年次的に用地取得が行われてきました。平成17年度までの実績は23.4ヘクタールであります。今年度において5.6ヘクタールを取得する予定であります。これが最終年度となります。

◎経済部長（宮國泰男君）

ラ・ピサラ跡地の植林事業の涵養林の計画はどうなっているかと。実績とこれからの計画でございます。平成15年に2.05ヘクタール、9,020本、樹種はテリハボクです。平成16年に1.996ヘクタール、テリハボクとタブノキ、8,800本、平成17年度に2.15ヘクタール、樹種はテリハ、フクギ、タブノキでございまして、9,460本、合計しまして2万7,480本を植林してございます。今後の計画でありますけれども、18、19、20年度におきまして、約5ヘクタール、残りの面積5ヘクタール幾つかでありますけれども、そこに対しましてテリハボク、フクギ、タブノキをですね、順次植えていく予定でございまして。

次に、資源リサイクルセンターの件についてでございます。その中に生ごみの処理機が入っているかということのご質問でございました。生ごみ処理機は入ってございます。それでもってですね、生ごみを処理したいというふうな計画にしております。今福祉の方と相談しながらですね、これの実施をしていきたいというふうに思っております。供用開始の時期でございますけれども、これメインは堆肥の製造でございまして。これまで施設整備を進めてまいりまして、ほぼ整備は完了に近いところでございまして、残っているのは周辺整備であるとか、展示圃場であるとか、そういう部分が一部残ってございます。ですが、ちょうどその完成した時期にですね、肝心のバガスが手に入らないような状況もありましたし、つくる肥料をですね、どう肥料をつくるかというような中身の部分がまだできていない状況でございました。そういうことで、今原料集めをしております、それができ次第試験を開始したいというふうに思っております。将来的には当然指定管理者制度に持っていく予定をしております、それまでの間は市の中でですね、その作物に合った堆肥を試作していくというようなこと等も今検討している段階でございまして、その原料集めはただいまやっている状況でございます。

次に、ハーブの事業でございます。今の状況と今年度の目標はということでございます。これまで圃場において宮古で生育できるハーブ、それも商業ベースに乗るハーブというものについてですね、展示圃場でもってやってまいりました。その中で、幾つかの品種につきましては周年できるような形になりますし、成長も早いということで、幾つか選り出しをしております。この部分については、十分に農家の方におろしても大丈夫だろうというもの等の部分はできております。それと、その普及できるものに関して、ただいま東京農大さんの方にその製品分析をですね、お願いをしております。それと、それにはこれがじゃ本土の市場でどう置けるのかという部分に関しては、市場調査をですね、相当やってございまして、報告書も既にでき上がっております。その中で、生食品としての市場は非常に狭いものがあるんであろうと。むしろ特殊物として、レストランとか、そういうものを目指した売り方がいいと、市場に関しては非常に厳しいということもわかってきております。あとは加工製品をどうつくっていくかということになるかと思っております。そういうことで、18年度はこれまでの圃場での試験栽培、それを農家におろしていくということを今年やりますし、加工品の試作品制作というのは、今年度で行います。さらには、それを終わった段階でですね、マーケット調査という形で、それを本土の市場の方に一度試作品をですね、販売するというような、そういうスケジュールでただいま進んでおります。そういう中で、しっかりとした市場調査に基づいてですね、売れる製品あるいは売れるハーブをですね、つくっていききたいというふうに思っております。

◎福祉保健部長（池村直記君）

亀濱玲子議員の福祉行政について、障害者福祉についての②番の方を答弁させていただきます。

精神障害者の女性のための共同生活援助の必要性と障害者のグループホームの整備についてでございます。宮古病院精神介護病棟の閉鎖に伴う対応として、まただれしもが地域で暮らしたいということから、生活の場の確保についてはですね、大変重要なことだというふうに認識をしております。ご指摘の女性精神障害者のグループホームの設置につきましては、地域とのコンセンサスを十分に図りながらですね、今後また検討してまいります。また、地域生活支援事業で対応できないかなどもですね、検討していきたいというふうに考えております。

◎建設部長（平良富男君）

花園幼稚園付近の通学路の整備ですけど、この路線B-60号線です。平成元年から5年まで延長800メートルを道路改築事業で対処されましたけれども、2件の地権者の同意が得られず185メートル残して未整備のままになっています。現在地権者と交渉中です。同意が得られれば整備を進めていきたいと思っております。

次に、県職員住宅付近の通学路の整備ですけど、通学路A-63号線です。延長470メートル、平均幅員5メートル程度しかありません。地権者の同意等を得ながらですね、平成20年度に新規採択できるように交通安全施設整備事業で要望していきたいと思っております。

次に、北小学校の東道路の冠水箇所です。流出状況を調査し、浸透柵等を設置、または道路わきに掘削ボーリングをして玉石を詰めて雨水等が浸透できないかどうか、現場調査して検討してまいりたいと思っております。

◎障がい福祉課長（亀川 隆君）

亀濱玲子議員の答弁に先立ちまして、今回初めて議会において答弁させていただくことになりましたので、自己紹介をさせていただきます。このたびの障がい福祉課の設置に伴いまして、障がい福祉課長を拝命いたしました亀川隆と申します。障害者福祉に精いっぱい頑張る所存でございます。議会議員の皆様にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、亀濱玲子議員のご質問にお答えしてまいります。サービスの利用者数と障害程度区分の認定者数についてお答えいたします。利用者数は、現在1,154の方が利用しております。内訳といたしまして、身体障害者施設が96人、知的障害者施設が104人、在宅福祉では身体が83人、知的が51人、精神が46人、児童が13人、自立支援医療では更生医療が49人、精神通院公費が712人となっております。障害程度区分の認定については、10月からの完全実施になりますので、その間に利用者に対しましては訪問調査を実施し、市町村審査会で障害程度区分の認定を行ってまいります。

次の本市の小規模作業所の数と地域生活支援センターⅢ型への移行予定は何カ所かのご質問にお答えいたします。心身障害者小規模作業所が3カ所ございます。精神障害者小規模作業所が4カ所ございます。うち10月から地域生活支援センターⅢ型への移行を予定している作業所は2カ所、来年度からの移行予定は1カ所となっております。

Ⅲ型への移行基準を満たさない作業所へどのように支援していくのかについてお答えします。利用人数、これは実人員10人以上となりますので、利用人数により移行基準を満たさない作業所に対しましては、すぐに小規模作業所運営補助金が廃止されることにはなりませんので、小規模運営補助金交付要綱に基づい

て今後も支援してまいりたいと思っております。

次の国の示すⅢ型の職員配置の条件と補助金の維持、確保についてのご質問にお答えいたします。Ⅲ型の対象施設としては、小規模作業所としての運営実績がおおむね5年以上、実利用人員がおおむね10名以上となっております。職員配置は原則2名以上とし、うち1名は専従とすることが必要になります。Ⅲ型地域活動センターの基礎的な事業については、地方交付税による自治体補助事業を財源としております。

次に、制度改定に伴う施設整備と行政支援の必要性、訓練等給付事業を予定される事業所、事業内容、サービス管理責任者の確保についてお答えいたします。訓練等給付事業を予定している事業所は2カ所が予定しております。いずれも就労移行支援事業を予定しております。就労移行支援事業の内容は、就労を希望する障害者に現場実習等を通じて就労に必要な能力、知識をばぐくむ内容になります。事業を実施するには、実利用人員がおおむね20名以上となりますので、事業内容と利用人員に対応できる施設が必要になります。したがって、同事業の実施を予定している事業所に対しましては、施設の確保などの支援の必要性を考えております。

サービス管理責任者につきましては、実務経験5年とサービス管理責任者研修を修了したものを要件としております。なお、経過措置といたしまして、身体障害者更生施設等において、施設支援計画などの個別支援計画の作成に従事していた経験が5年以上ある者のうち、サービス管理責任者研修を修了していないものについては、施行後3年間の経過期間中にサービス管理責任者研修を修了することを条件としております。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

宮古島に生活の本拠地を有する教職員の長年の夢でありました教育研究所が市長初め、市議会議員の皆さんの深いご理解とご協力のおかげで、過ぎた4月3日に開設されました。心から感謝申し上げます。ありがとうございます。ここに研究所要覧がございますけれども、これとですね、後期研修教員募集要綱については、6月16日に各学校に配布済みです。そして、7月中には後期研究教員を決定しまして、申込者の校種、小学校、中学校です。教科により指導講師及び研究協力員の依頼業務に入っていきます。8月には指導講師及び研究協力員を決定しまして、教育研究所派遣に係る補充教員の要請に入っていきます。そして、9月初旬には宮古島市教育研究所第1期研究教員の受け入れ態勢が終了する予定であります。ちなみにきのう現在で2件の問い合わせが来ております。

次に、教育相談室や適応指導教室の移転を含め、研修等の整備や今後の取り組みについてということでありますけれども、現在教育相談室、それから適応指導教室は、マルチメディアセンター2階に所在しております。ですが、道路拡張工事のために、8月をめどに下地庁舎内に移転を予定いたしております。ご質問の改修につきましては、3階の教育研究所の一室を適応指導教室に充て、1階の一室を相談室として活用する予定であります。整備についてですけれども、移転の際現在使用している電話の移動のみで、部屋については現状のまま十分に活用できることから、現段階では特別な整備を予定しておりません。

それから、今後の取り組みについてですけれども、教育事務所のスクールカウンセラー配置事業や教育相談員等連絡協議会との連携を強化しまして、適応指導教室、それから教育相談室の両室の子供たちの健全育成及び学校適応への促進を図っていきたいと考えております。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

亀濱玲子議員の学校体育館の雨漏りの状況と補修状況についてお答えします。

小中学校体育館の雨漏り状況につきましては、雨漏りが確認されている学校は小学校で4校、中学校で6校の10校であります。雨漏りしている学校体育館のうち7校につきましては、数回にわたり防水処理工事を行っておりますが、部分的な補修工事等で対応したこともあり、雨漏りを完全に防止することができておりません。今後の対策といたしましては、屋根全体の防水処理工事をしないと雨漏りを防ぐことができないと考えておりますが、1校当たりの費用がかなり高くなるため、財政担当課とも調整しながら今後検討していきたいと考えております。

◎亀濱玲子君

ご答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

農政関係なんですが、ハーブの地域活性化のハーブ生産事業化なんですが、今例えばフレッシュハーブ、あるいは加工製品をつくって、マーケットの調査をし、売れる製品やハーブをつくっていくということですが、これについては2年間の事業だけでは恐らく形にすることは無理でしょうと。あとは農家の自助努力ですというわけにはいかないでしょうと思うので、この事業をじゃ市としても19年度も続けて支援をしていくということにとらえてよいのかということについてお答えいただきたいと思います。

教育環境の整備ですが、通学路の整備については、年次交渉し、整備に向けて取り組むということですので、ぜひこの時期をたがえることなくですね、いつの予定だけど、ずれたということがないようお願いいたします。適応指導教室、教育相談室ですが、スクールカウンセラーやあるいは関係機関のネットワークや連携がこれまでもっとあったらいいのになというふうな思いで見えていましたので、ぜひこの充実に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

再質問をいたしますが、重度心身障害者（児）医療費の助成については、そんなにいたし方ないというようなお答えでは本当に生活に対して弱者という言葉が当たるかどうかわかりませんが、それについての対応はできないでしょうと。ついては各自治体悩んでいるわけですから、検討するというようなことがこの状況を見ながら検討をするということがあってもいいのではないかとというふうに思います。ぜひこの点について市長お答えいただきたいと思います。

福祉の制度改定に伴う生活支援センターの施設整備ですが、ぜひ行政支援については、していただきたい。これをしないと訓練給付事業、生活訓練事業というものがなかなかできないでしょうと思いますので、ぜひ行政支援を行っていただきたいというふうに思います。

最後になりました。結びにですね、実は宮古島市は今年度ですね、こういう本を出しました。2006年度「宮古の湧水」という本を出して、地下水資源、環境、生活、人とのつながりというのを出して、これの一番冒頭でこんなふうにかかれてるんです。神様水を下さいと書いて、湧水の人と暮らしは宮古島という地域が森林資源が乏しく、川の恵みのない島で生きるには、自然の雨ですね、降雨による地下水のわき水に頼らざるを得なかった。これが命の水として人々はその水源を頼りにして村立てをし、生活共同体を維持してきたというふうに書いてあります。まさに宮古島の行政の一番根っこにある部分というのは、地下水保全であろうと思います。市長については、再度これについてどのように年次進めていきたいというお考えがそのデザインをお持ちであるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

答弁をお聞きいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

地下水の保全是、私の政治の原点でありますので、これには全力的に取り組んでまいりたいと思っております。また、白川田水源については、ぜひそれをもし余剰の水があれば、それでビオトープなどつくて、子供たちも楽しめる、そのような場所にしていきたいと思っております。

◎助役（下地 学君）

入院時の食事、療養費については、文教社会委員会でも継続審査となっておりますので、それを見守りながら検討してまいりたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

2年間では事業は無理ではないかということだと思います。この事業産業育成事業という事業でございます。当然事業体を立ち上げる。これが最終目標でありまして、平成17年、18年というふうにやってきました。その中で、事業体を立ち上げるためのシステムをどうするか。あるいはその支援をどうするかということで調査をしてまいりました。宮古でつくれても売れなきゃしょうがないということで、我々は先にですね、市場の状況というものを調査をしてまいりまして、その中で産業育成事業を中心とした事業展開の全体の方向性というのを持っておりまして、その中で想定事業体というのはどういうものかということも含めてですね、検討しております。当然18年度でこの事業完了するわけでありましてけれども、実質的にはこれ19年まで続く事業でございます。18年までの成果を踏まえて、再度提案をしていくということも可能になっておりますので、その中で事業を18年度無理であれば、19年度まで延ばすようなですね、形で提案をしていく、これは当然でございますので、そのようにしたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで亀濱玲子議員の一般質問は終了いたしました。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時33分）

再開します。

（再開＝午前11時36分）

◎助役（下地 学君）

検討しますということで、いろいろ意見が出ていますが、文教社会委員会で継続審査という当局提案に対する取り扱いになっているということで、その審査を見守りながら結果を踏まえてという意味での検討ということでありましたので、これは議会ですね、審査を受けて判断しますということですので、そのようにご理解いただきたいと思います。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時38分）

再開します。

(再開＝午前11時38分)

午前の会議はこれで休憩し……

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時39分)

再開します。

(再開＝午前11時40分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

市といたしましても、大変苦しい中で判断をして、この案を出しておりますので、ぜひ私どもの心中もお察しいたいて、ぜひ議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議長（友利恵一君）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午前11時40分)

再開します。

(再開＝午後2時00分)

引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎山里雅彦君

質問に入る前にですね、一言皆さんと市長をお願いをさせていただきます。

合併後宮古島市が抱えるさまざまな課題を皆さんとともに考え、議論をして乗り越えていけるように微力ながら宮古島市の将来のため、宮古島市の発展のため頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ところで、市長サッカーのワールドカップはごらんになったでしょうか。残念ながら我が日本代表、ジーコジャパンは日本中の熱烈なサポーターの声援にもかかわらず、1次リーグ敗退でありました。中身は2敗1引き分けという結果に終わってしまいました。それでも、私はチャンスはあったと思います。初戦のオーストラリア戦終盤、1対0とリードして迎えた終盤、監督の采配で何とかならなかったのか。何とかできなかったのかと残念でなりません。宮古島市もスタートしました。宮古島市の代表監督は、私は市長だと思っております。市長のさらなる決意と行動力でしっかりと行政のかじ取りをしていただきまして、新市建設計画の中におけるすべてのリーディングプロジェクト事業を早期にすべて達成していただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして私見を交えながら最初の一般質問を行いたいと思っております。初めに、市政運営と行政改革についてお伺いします。宮古島市の市政運営について、財政健全化対策のあり方という観点から質問をしていきたいと思っております。行政を取り巻く環境は、ますます厳しくなり、拡大する行政需要、そして深刻化する財政状況の中、観光地の維持管理費、整備費も満足に確保できない状況にあると聞いて

おります。そこで、宮古島市の観光名所、例えば旧城辺町の東平安名岬一帯の雄大な自然や旧下地町の東洋一と言われる前浜の砂浜、旧伊良部町の渡口の浜、佐和田の浜、そして旧平良市のパイナガマビーチ、砂山ビーチ、そして西平安名岬、大浦湾の自然など、そのほかたくさん自然豊かな観光地があります。その大事な自然が失われたら、宮古の観光産業は魅力がなくなり、終わってしまうと思います。

そこでお伺いします。宮古島市の観光名所や景勝地保全のため、基金の設置はできないものかどうかお伺いします。宮古島市を訪れる観光客は、年間約40万人と、毎年増加の傾向にあります。そして、観光産業収入は2005年度で約250億3,000万円と、公共事業投資額を約9億円初めて上回っております。そのことから、今後の宮古の経済を大きく左右するものだと考えております。そこで、宮古を訪れる県内外の自治体の皆様から寄附の提供を受け、それをもとに一般会計などに仮称ではありますが、宮古島市観光地サポーター基金を創設し、その基金を活用して観光名所の保全、整備、そして魅力ある観光地づくりを行うことにより、地域の活性化が図れるものだと思います。今年3月16日、東京で暮らしています宮古出身の源河朝明氏が海、育ててくれた故郷、宮古島の人々、特に地域の高齢者の皆さんのためになることをしたいという思いから郷土故郷へのささやかな感謝の念ということで、土地、建物、1億円余りをぽんと宮古島市に贈与していただきました。大変ありがたいことであります。ちなみに自治体への寄附は、個人の場合所得税の所得控除対象、住民税の所得控除対象として認められているそうです。同様に法人の場合、自治体に対する寄附は寄附金の全額が損金算入限度額の対象として認められているようです。つまり自治体は寄附金の対象団体として、税法上で最も優遇されているようですから、ぜひこの優遇措置を活用したいものだと思います。

次、各支所の地域振興についてお伺いします。合併して8カ月余りが過ぎました。合併することによる市民の福祉の向上、サービスの提供は何よりも優先されなければなりません。各支所においては、地域審議会を立ち上げて、今後の地域振興を強力に図っていくものと思いますが、これまで各地域からどのような課題、意見等が出ているのか。そして、それについてどのように対応しているのかお伺いします。

次に、道路行政についてお伺いします。下崎一成川線の整備状況についてお伺いします。下崎一成川線は、臨港道路から砂山ビーチ入り口、そして成川集落を通り、西原部落を結ぶ生活道であり、また狩俣や池間大橋等にアクセスする観光道路としても重要な役割を果たしている路線であります。幅員も狭い上、見通しの悪い箇所が数カ所あり、非常に危険な路線であります。早急に整備が必要かと思いますが、現在事業認可を受け、事業を進めている箇所は、西原から成川旧公売店までの延長400メートルで整備中と聞いておりますが、事業の完成はいつごろになるのか。また、残りの旧成川公売店前から砂山入り口までの整備計画はどうなっているのか。当局の考えをお伺いします。

次に、西原一福山線の整備状況についてお伺いします。この路線は、平成10年度から平成15年度をもって完了しているということですが、同一路線である西辺中学校東より福山部落入り口までの区間は、子供たちの通学路にもなっており、歩道も狭く、雨が降ると水はけが悪く、歩くこともできない状態の水たまりが数カ所もあり、大変危険な状態になっております。そこでお伺いしますが、西辺中学校東側より福山部落入り口までの整備計画はどうなっているのかお伺いします。

次に、農業行政についてお伺いします。サトウキビの新価格制度についてであります。平成17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、サトウキビ政策が見直されました。それに伴い、

現行の対策費と最低生産者価格制度が廃止され、平成19年度から市場価格と国からの支援水準、一定料金です。支援金価格制度が適用されるということでもあります。平成19年度からスタートするわけですから、早期にすべての生産農家の皆さんが支援金が受けられるように周知徹底に努めていただきたいと思います。これまでの補助金制度が廃止され、支援金価格制度が始まるわけですが、いまだに国からの支払い方法、支払い期日がはっきりしないということですが、例えば2カ月から3カ月ぐらいの遅れになるようであれば、県や関係機関も何らかの対策を考えなければならないと思います。ほとんどのサトウキビ生産農家は、従来どおりの代金支払いを願っており、代金支払いの遅れは、キビ作農家の生活に支障を来すことになります。当局はどのように考えているのかお伺いします。

次に、土地改良事業の農家負担率についてであります。これは下地明議員も質問されておりますので、割愛させていただきます。

次に、教育行政についてお伺いします。体育施設の建設計画についてお伺いします。西辺小学校のプール設置計画であります。小学校で設置されていない学校を優先に整備をしていきたいということで、平成21年度に西辺小学校のプール建設計画を考えているようですが、市長が掲げる教育環境の充実、人材育成の面においても、平成21年度建設計画では遅過ぎると思います。現在西辺小学校の1、2年、3年生は隣の宮島小学校までバスで移動してプールを使用しております。去年まではバス利用運賃も自己負担でありましたが、今年は今月の初めごろ行きまして、初めて教育委員会の方から支給されたそうです。ありがとうございます。4年、5年、6年生は、隣の西辺中学校のプールを借り使用しております。西辺小学校の場合、去年25メートル以上泳げた生徒は、4年、5年、6年生で3割程度しかいませんでした。プールが設置されているほかの小学校では、7割から8割の生徒が25メートル以上泳げるようであります。小学校の場合、プールの設置されていない未設置校が3校、来間小学校と大神小学校、そして西辺小学校となっております。なぜ西辺小学校が今までプールが設置されなかったのか。全く不思議でなりません。そこで伺います。なぜ西辺小学校にこれまでプールが設置されなかったのか。理由をお聞かせください。

次に、福祉行政についてお伺いします。社会福祉施設整備補助についてお伺いします。平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的とした次世代育成支援対策であります。それに伴い、今年の3月宮古島市も次世代育成支援行動計画が出されております。その中で、家庭、地域、保育所、学校、民間企業、NPO法人、行政が一体となって次代を担う子供たちの健全育成に取り組むための具体的な対策を位置づけたものです。最近事件を起こす子供たちが増えております。その子供たちは、自分に自信が持てず、つまずくとなかなか立ち直れず、そしてささいなことに過剰反応し、衝動的になるからだと思います。そこで伺います。子供が生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境の変化、一昔前のように大家族の中で子育てをする時代でなくなった分、保育園の果たす役割はさらに大きくなっていると思いますが、社会福祉法人保育園の改築事業の今後の予定についてお聞きいたします。

次に、下水道事業についてお伺いします。現在旧平良市街地において実施されております公共下水道事業は、一部においては整備が進み、下水道へ接続されておりますが、未整備地区においては、依然として家庭からの汚水、雑排水の生活用水は道路側溝、あるいは地下浸透により処理されております。現在の旧平良市の公衆衛生面は必ずしも衛生的な環境とは言えません。市民の健康、観光地としての発展、地下水

あるいは海水等の水質保全を図る観点から、下水道の整備は必要不可欠だと思います。そこでお伺いします。現在の下水道事業の進捗状況はどうなっているのかお伺いします。今後の事業展開と整備地区内の加入状況については、同僚議員の質問にもありましたので、割愛させていただきます。

以上、答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

山里雅彦議員の質問にお答えします。

観光名所等の保全のための基金の設置でございますけれども、現在民間主導で宮古島環境自然保護募金推進協議会を中心に環境自然保護を目的としたかぎ島募金活動を行っており、市としても協議会と共催イベント等には募金箱を設置して支援を行っております。市独自の基金設置に関しては、担当部署と調整を行い、各地域の前例、効果等を踏まえて検討してまいりたいと思っております。また、観光交流空間モデル事業の中で、パスポート事業というのも検討されております。これによって、観光地の整備あるいは環境の保全等を行うことも可能ですので、これがあるいは議員のおっしゃる宮古島市観光地サポート基金に当たるものになる可能性もあろうかと思えます。

他のことについては、担当をもって答えさせます。

◎教育長（久貝勝盛君）

西辺小学校のプールの建設計画についてお答えをしたいと思います。

なぜ今までプールができなかったということは、後でお答えします。まず、計画からですね。学校のプールの整備につきましては、小学校に整備されていない学校を優先的に整備していきたいと考えております。西辺小学校のプール建設につきましては、平成21年度に整備計画をしております。プールの敷地や校舎棟の配置計画を考慮した場合、西辺小学校は平成20年度に校舎の全面改築を計画しており、校舎改築後にプールの整備をしていきたいと考えております。ですから、遅れた理由というのは、敷地の中でプールをつくる場所が確保できなかったということですね。ですから、校舎配置を考えながらつくりたいということです。

◎福祉保健部長（池村直記君）

山里雅彦議員の福祉行政についてお答え申し上げます。

社会福祉施設整備事業補助金についてでございますが、法人保育園の改築事業につきましては、平成18年度において2カ所の園の改築計画を準備しているところでございます。来年度以降については現在法人保育所からの改築申請は現在出されておられません。ということで、計画は現在のところないということでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

サトウキビ新価格に対する市の取り組みということでございます。これまで同様に支援金をですね、受け取るような形で市の対応はどうなっているんだということだと思います。これまで糖業関係者の団体であるとか、JA団体ともですね、これまでどおりの形で早期に支援金が受けられるような形でですね、今要請は行ってございます。また、今回沖縄市議会議長会の方でも、市議長会の方においてもですね、要請をご検討なされたということで、大変ありがたく思っております。これからの対策ではございますけれども、私どものやるべきことは、できるだけ早くに組織づくりというものを早目にやっていきたいという

ふうに思っています。ですから、これまでやっているいろんな集まりにおいてもですね、そういう話はしてございますけども、なかなか支援金の部分というのが目に見えない部分がありまして、非常に説明に苦慮しているところがございます。ともかくこれも近々というか、9月ごろという予定も聞いてはいるんですが、定かではございません。ございませぬけれども、それができ次第ですね、各地域に説明会を開いて、そういう組織づくりをですね、やっていきたいというふうに思っております。組織づくりには幾つかの方法がございますし、担い手を中心としたやり方、あるいは機械を導入する方を中心としたやり方ですね、あるいは集落を一つの地域として囲んでやる方法、いろんな形でその地域、地域に合ったやり方がございますので、そういうものをきちっと仕上げをしたいというふうに思っております。

◎建設部長（平良富男君）

道路行政についてお答えいたします。

まず、下崎一西原線の整備状況についてです。下崎一西原線は、道路局所管の交付金事業で、県道保良一西里線を起点とし、成川集落の旧売店までの区間410メートルを整備中です。事業期間は平成14年度からスタートし、平成19年度完成の予定をしております。また、成川集落内旧売店から砂山入り口までの約1,000メートルについては、現在事業認可を受けている事業に引き続き交通量や整備の必要性などを調査し、引き続き整備するように県とも調整してまいりたいと思います。

次に、西原一福山線の整備状況についてです。平成11年から15年度まで延長700メートル、幅員15メートルで整備してまいりました。残りの延長1,756メートルが整備できなかった経緯として、本路線対策要望に幅員を6メートルの未整備道路として申請し、認められましたが、実際に幅員が6メートル未満の箇所が旧公民館前から西辺小学校前交差点までであり、その後全国的の公共工事に対する見直しの動きがあり、本路線においてB/C調査、費用対効果調査というんですけど、その調査がですね、行われて、現地調査が行われ、全体延長を勘案すると、対策基準の1.5を超えることが困難となっております。小学校前から福山までの部分に関しては、幅員も十分であり、交通量も少ないと判断されております。しかしながら、実際事業は採択され整備途中だったため、中学校過ぎるところまでの約700メートルの整備で完了となっております。残りの区間につきましては、事業メニューを模索しながら県と協議し、整備に向けて検討してまいりたいと思います。

次に、公共下水道事業の進捗状況についてでございます。平成17年度末現在282ヘクタールの事業認可区域の中で、102ヘクタールの整備が完了しております。事業の進捗率が約36.2%でございます。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

合併後の各支所の課題ということについてでございますが、去った5月に第1回地域審議会を開催いたしまして、その中で第1回目は各委員からの具体的な課題の提示はございませんでしたが、次回から課題等について提示したいということでお話を伺っております。いろいろと課題はあろうかと思いますが、この課題が提示された段階で、その解決策について適切に対処してまいりたいと思います。

◎城辺支所長（饒平名建次君）

これまで市民からどのような課題が出て、どのように対処したかということでもありますけれども、城辺地域におきましては、地域からの課題については現在のところありません。地域審議会が発足しましたので、今後地域の課題等につきましては、地域審議会に諮り、審議し、市長へ意見、提言、要望し、市政へ

反映していきたいと考えております。

◎上野支所長（砂川正吉君）

合併後これまで市民からどのような課題が出て、どのように対応したかというお尋ねでございますが、潜在的にと申しますか、声として聞こえないところでは、いろいろのことがあろうかと考えますけれども、現在のところは上野地区の課題として市民からの特別の意見は出ておりません。今後は、地域審議会も立ち上げてございますから、地域の振興課題につきましては、地域審議会で議論をして、そして市長に提言をして市政に反映させていくという務めをしていきたいというふうに考えております。

◎下地支所長（上地廣敏君）

合併を地域住民の方々あるいは5月に設置しました地域審議会の委員の皆さんから市の施策について多くの意見、要望等が出されております。その中でも、特に農業振興に関する補助金交付が不透明であるというふうなことで、それから各種団体への活動助成金が減額されて、非常に活動に支障を来すおそれがあるということです。それと合併後の制度改正などに戸惑う意見などが出されております。また、事業推進班の廃止に伴いまして、住民サービスが低下しているとする厳しい意見も出されておりますが、そういった意見、要望等に対しまして、支所で具体的に今対応がまだ十分になされておられませんけれども、このような市民の声があるということが担当部署にも伝えてですね、今後連携をして課題解決に当たってまいりたいと、そのように考えております。

◎平良支所市民生活班長（前里重信君）

質問にお答えする前に、初めてでございますので、自己紹介をさせていただきます。去った4月の定期人事で平良支所市民生活班長を拝命いたしました前里重信と申します。今後とも市民サービスに一生懸命努めてまいりますので、どうぞ皆様方のご指導よろしく申し上げます。

それでは、山里議員の質問にお答えいたします。市町村合併後各支所地域振興班にこれまで市民からどのような課題が出て、どのように対処したかとの質問ですが、市町村合併後平良支所におきましては、市民及び審議会委員からの特別な要望はございませんでした。また、皆様ご存じのように今年度の4月1日付で平良支所の地域振興班は廃止されており、地域審議会は市民生活班が担当しております。

◎山里雅彦君

どうもありがとうございました。再質問したいと思います。

まず、基金の設置についてであります。検討したいということですが、これからですね、ますます観光地の維持管理費は増えていくと思いますので、ぜひですね、県内外の皆様をサポートになっていただいてですね、多くの寄附の提供を受けられるように頑張りたいと思います。

次に、各支所の地域振興についてであります。多種多様なですね、課題を解決するためには、調整連絡が大事だと思いますから、これから地域審議会の皆さんと連絡を密にさせていただいて、支所長を中心としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、下崎一西原線についてであります。この路線はですね、最近特にバスとか、タクシー、そしてレンタカーがよく通る大事な路線であります。最近通りにですね、人気の宮古民謡館もできまして、ますます人の往来とか、利用する車両も増加しております。早急にですね、事業を進めていただきたいと思います。

次に、西原一福山線であります、ここはですね、行ってみたらわかると思いますが、雨が降るたびにですね、本当に水たまりが激しいんですよ。20センチ以上といいますかね、とまったりしている乗用車もあります。子供たちの通学路にもなっておりますので、ぜひ事業計画をしていただくようによろしく願いたいと思います。

次に、農業行政についてであります、まだまだサトウキビ産業ですね、これまでの宮古島の経済を支えてきたように、これからは小さな島の大きな産業としてですね、やっていかなければなりませんので、生産農家の皆さんに対してこれまで以上の補助金の支援をしていただくようお願いしたいと思います。

次に、教育行政についてであります、敷地がないということですが、実はですね、今月の初めごろ見てきたんですけど、小学校とですね、中学校の間にですね、現在あるんですよ、敷地というか。その後ろにもですね、現在駐車場として使用されている場所が多分市有地じゃないかと思っておりますからですね、ぜひ検討していただきたいと思っております。そのことについてもう一回お聞きしたいと思います。

次に、法人保育園の事業の点についてであります、市としても補助金を伴いますが、ぜひですね、子供の心身の健やかな成長を支える上でも、ぜひこれはお願いしておきたいと思っております。

次に、下水道事業の進捗状況についてであります、宮古の観光振興の面においてもですね、36.2%ですか、少ないと思っております。これからはますます5年後、10年後は50万人、60万人の観光客の皆さんが見えると思っておりますからですね、ぜひ観光振興の面においても、下水道事業は欠かすことはできませんので、これからは積極的に進めていってほしいと思っております。

最後に市長に、私は行政というのは簡単にですね、赤字だからだめとか、借金が多いから何事もだめとかいうのはだめだと思います。行政はですね、創意工夫して住民の福利厚生のためにですね、財やサービスの提供を続けるのが役目だと思います。宮古島市が豊かで、市民の生活が安心できるように、また多くの市民から賛同が得られるようなですね、公共性のある事業を展開していただくようお願いして、答弁を聞いて一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

確かに赤字があるから何もやらないということはいけないと思っております。ですから、議員がおっしゃるように、リーディングプロジェクトをですね、優先順位をつけてしっかり取り組んで、新しい宮古島市をしっかり作り上げていきたいと思っております。

◎教育長（久貝勝盛君）

プールというのは安全管理が大事ですので、平成20年度のもので、校舎の全面改築、その翌年21年度のプールをですね、いいプールにしていきたいなと思っております。

◎議長（友利恵一君）

あとは要望事項ですので、よろしく願います。

これで山里雅彦君の一般質問は終了いたしました。

◎富永元順君

これより通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。市長並びに当局の明確かつ誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

最初に、第22回全日本トライアスロン宮古島大会の成果についてお伺いしたいと思います。今回の大会

は、宮古島市が誕生して初めて開催されることもあって、これまで広域圏事務組合が主体となつての運営体制が新市になつてもスムーズに運営体制が引き継ぎがされるかどうか心配をしておりましてけれども、終わってみれば少々のトラブルはあったものの、成功裏で終わった大会ではないかと思っております。ここで今回の大会を通してどういった成果があったのか。大会長として指揮をとられた市長の総括責任者としての見解をまず伺いたいと思います。

2点目に、教育面の観点からお伺いしたいと思います。トライアスロン宮古島大会を通じて、これまで宮古島の子供たちと外国人選手やまた各地域の選手たちとの交流が進められてきて、そのことによって、子供たちの情操教育に多大な効果をもたらしていると思っております。そこで伺いたいと思いますけど、これまでどういった学校がどのようにして交流を進めてきたのか。また、今後教育委員会としてこの交流事業をですね、どういった形で支援をしていくのか。その取り組みについても伺いしたいと思います。

次に、医療救護体制について伺いしたいと思います。私も今回のトライアスロン大会に仲間明典議員と同様、朝早くから前浜ビーチの医療救護部の現場を体験する機会がありました。4月23日に行われました今回の大会に当たって、医療救護部としては、昨年11月から準備委員会を立ち上げて、世界一安全な大会にしていこうと10回以上にもわたる会議を重ねてこられたと聞いております。もちろん各ボランティアの努力と協力なしでは、この全日本トライアスロン宮古島大会は成り立たないと本当に肌で感じてまいりましたけれども、特に医療救護部は宮古島の大規模災害時の台風や地震、それから津波等における医療体制をも視野に入れた組織づくりをしているとのことで、今回現場で撮ったレントゲンのデジタル画像をですね、パソコンで県立宮古病院に転送して応急処置ができるシステムが初めて導入されるなど、遠隔地医療の実験も実施されております。このように医療救護部は最先端医療の先進地の役目も担いながら、そしてこれから引き続き開催されていくトライアスロン宮古島大会には、欠かせない存在であると思っておりますけれども、今回医療救護部としてどれぐらいの陣容で今回の大会に対応したのか。また、今後医療救護体制の充実をどのように当局として図っていくのか。その点についても大会長の市長に見解をお伺いしたいと思います。

次に、ボランティアフェスタの中止についてであります。今回の大会で大きな失点となったボランティアフェスタの中止は、どういった理由で中止になったのか。その責任はだれにあったのか。今後のトライアスロン大会の運営にもかかわってくる問題だと思っておりますので、その理由と責任の所在についてはっきりとした説明をお願いしたいと思います。

4番目の各部、専門部長の体制についても伺いしたいと思います。大会のマンネリ化を防ぐとともに、斬新な企画の創出を目指して、これまでの各部、専門部長の体制の見直しが必要であるとの声もありますけれども、当局の見解をお伺いしたいと思います。

次に、西里会館建設について伺いしたいと思います。西里字会は平成12年12月10日発足し、漲水、北西里、下屋、根間、出口、羽立、東栄、富名腰、1区、2区の町内会で構成されております。西里字会の最大の課題であります西里会館建設については、その建設資金として沖縄県の西里市場通り街路事業に係るつぶれ地の補償金約4,500万円が当時の平良市に寄託金として保管されており、それについての平良市長、伊志嶺亮市長との覚書も平成11年3月19日に締結されております。これまで西里字会は、字会の会合

や敬老会等も自前の会館がないために、会場探しにいつも苦労しております。また、会員間の親睦、福祉、健康増進及び生涯学習にも大きな支障を来しているのが現状であります。そういった中、西里字会から今月の6日付で建設部長あてに西里会館建設に関する要望書が提出されております。その内容として、竹原区画整理地域内にある当会西里字会の所有地と保留地を合わせて200坪を確保して、お年寄りの健康増進を図るため、隣の公園はグラウンドゴルフ場として使用できること、また公園の駐車場と会館の駐車場を一体的にできると。また、公園管理については西里字会に委託し、そして会館建設用地周辺の整備計画は西里字会との協議会の設置を要望事項としております。また、会館の建物面積は地下1階、地上3階で400坪、施設の内容として地下駐車場、1階はコミュニティーホール、2、3階は賃貸住宅、2LDKが8戸、そして利用目的として、西里字会及び各種団体が小規模な会議、住民交流、催事等に利用し、また緊急時の避難所として賃貸住宅についてはコミュニティーホールの維持管理費に充てるというふうにしております。

そこでお伺いしますが、この要望を踏まえて、早急に西里会館が建設できるよう、補助事業の導入はできないのかどうか。当局の支援策についてお伺いしたいと思います。

次に、区画整理事業についてであります。先程の西里会館の建設予定地も入っている竹原地区での事業についてであります。事業認可を受けて、仮換地指定作業をこれまで終えて、その説明会が現在行われておりますけれども、その事業の概要と本年度の事業の内容についての説明を願いたいと思います。

次に、バイオマス及びバイオエタノール実証事業についてお伺いしたいと思います。宮古島市は2006年度で策定予定の宮古島バイオマスタウン構想のもとで、バイオマス利活用整備事業を国庫補助、初年度額として約2億6,000万円を補正して民間の酒造会社と提携して、泡盛醸造で生ずる酒かすを活用してバイオエネルギーとしてメタン発酵、そして発電システムをつくって、発酵残液は堆肥化し、メタンガスは電力エネルギーとして利用できる施設を泡盛工場内に建設していくとのことでもありますけれども、当局の今後事業推進の計画はどうなっているのかご説明を願いたいと思います。

次に、バイオエタノール実証事業についてお伺いしたいと思います。近年地球温暖化が進み、世界的に異常気象による大規模な自然災害が発生する事態が多く見られるようになってきており、また温暖化の大きな要因が二酸化炭素にあることはご承知と申しますが、世界各国においてもそれぞれの国における二酸化炭素、CO₂の排出量の削減目標が示され、日本は昨年4月に定めた京都議定書目標達成計画で2010年までに1990年の比較として、温室効果ガスの6%の削減を義務づけられているところであります。現在全国でバイオエタノール、E3の実証事業が進められているのは、北海道十勝地区でトウモロコシを利用、また山形県新庄市でコウリャンを利用、それから大阪府堺市で建築廃材を利用、岡山県真庭市で製材所の端材を利用、そして沖縄県では伊江島と宮古島でサトウキビを利用して、合わせて全国6カ所で現在実証事業が進められております。宮古島においては、今月21日に二階俊博経済産業大臣が来島し、実証プラントを視察してサトウキビから生産されるバイオエタノールを国の新エネルギー政策の中で利活用していくと、そういう政府案を表明し、宮古島をエネルギーアイランドと称賛し、新エネルギー開発による宮古島の活性化に向けての支援を約束しておりますが、マスコミ報道でさまざまなことが述べられておりますけれども、当局のこの実証事業のですね、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、農業行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、資源リサイクルセンターの運営について

であります。昨日の新里聡議員や午前中の亀濱玲子議員からも指摘されておりますけれども、その施設がまだに供用開始されておられません。その理由として、ほかにこれまで必要だった附帯設備はですね、完成していなかったとか、また指定管理者がまだ決まらなくて、運営についても検討中であるという答弁でありますけれども、前回の定例議会でも私は指摘しておりましたけれども、最大の理由はですね、協力体制ができない理由は、堆肥工場を、このリサイクルセンターを稼働していくための原材料の確保が全くされていないと、それが最大の理由であると思っておりますけれども、ここで伺いたいと思います。当初の計画では、どれだけの原料をどこからどのようにして調達する計画だったのか。また、これからどこが主体となって供用開始に向けて事業を推進していくのかご説明を願いたいと思います。

次に、サトウキビ生産特区について伺いたいと思います。これまで多くの議員がサトウキビの新価格制度の問題について取り上げておりますけれども、宮古島市においては、約5,400戸の農家のうち、8割強の農家がサトウキビ栽培に従事しております。そのサトウキビ産業は、宮古島市の経済の根幹を支えております。しかし、平成19年度産のサトウキビから新価格制度が導入される運びとなっており、多くの農家が現行のキビ代金、トン当たり2万473円のうち国の支援分の1万6,490円がこれまでどおりに支払ってもらえるのか心配をしております。特に年間収穫面積1ヘクタールを持たない小規模、零細農家にとっては、サトウキビ栽培そのものをやめざるを得ない状況になってくるのではないとも言われております。そこで、サトウキビ生産特区についてでありますけれども、行政としてこれまでサトウキビを栽培した農家に対してはですね、できるだけ栽培面積の規模にかかわらず、行政が責任を持って国の支援分をもらうことができるようにすると同時に、反収のアップには欠かせない地区に対して、すべての農家が安価な有機肥料が購入できるようですね、助成制度を導入していくべきだと思いますけれども、当局の見解をお伺いしたいと思います。

3点目に、農業指導員の育成についてであります。先日あるマンゴー生産農家を訪ねた際に、話の中で特に行政にお願いしたいのは、栽培技術の指導員についてでありました。その農家の話によりますと、農業立県としての宮崎県においては、農業技術指導員は、その部署で何十年も技術の向上のための研究に携わっており、と同時にそういった身につけた技術をまた若い職員に手取り足取り教えながら、その技術の伝授が行われていると。そして、生産農家の要望にこたえるだけの技術指導がなされていると。に比べてですね、沖縄県の普及所や試験場の職員は、二、三年で全く関係のない部署から転勤して来たりして、満足のいく技術指導が受けられない状況であると嘆いておりました。宮古島産マンゴーは、ブランド商品として高い評価を受けておりますけれども、今後高品質の維持、収穫量の増産に向けてはさらなる研究と努力が必要でありますけれども、生産農家にとっては、そのような研究に費やす資金的余力と時間はほとんどない状況でありますので、何とかしてその栽培技術や開発していく研究施設とその技術指導員の育成を行政側が責任を持ってやってもらいたいとのことでありました。私が訪ねた生産農家は、何軒かの農家を募って、近いうちに自費で持って台湾に視察に行くという予定であるとも言っておりました。そこで当局にお伺いいたしますが、そういった生産農家の要望がぜひ実現するように、農業技術の指導員の育成に早急に県に頼らずに、宮古島市独自で取り組むことによってですね、宮古島の農業振興にも大きな効果をもたらすものと思っておりますので、当局の今後の計画をお聞きしたいと思います。

次に、環境行政について伺いたいと思います。1点目に、不法投棄の実態についてであります。不

法投棄が後を絶たない状況でありますけれども、特に産業廃棄物の処理が大きな課題であると思います。家電リサイクル法の実施、状況、それから建築廃材の処理状況はどうなっているのかについてのご説明を願いたいと思います。

2点目に、家畜やペットの死骸の処理についてであります。一般質問初日で砂川明寛議員もその死んだ牛の処理についての質問に対して、当局としては島外で焼却することも検討しているとのことでもありますけれども、これまで当局は畜産農家との話し合いは、このことについて持ったことはあるのかどうか。また、当局のですね、対応はどうだったのかお聞きしたいと思います。また、ペットの死骸は一般ごみとして燃やして処理しているとのことでもありますけれども、年間どういったペットがどれくらい処理されているのかについても説明を願いたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いしたいと思います。1点目に平一小学校新校舎建設についてであります。今月の13日に実施設計、管理の委託業務の入札が行われました。そこでお伺いしますけれども、指名基準は何社で、どこの設計事務所が落札したのか。そして、その予定価格と落札価格は幾らであったのか。また、委託業務の実施期間はどのような内容になっているのかお聞きしたいと思います。宮古島市においては、一番大きな規模の小学校の建設でありますので、再度お伺いしますけれども、この平一小学校の新校舎の建設、総事業費は幾らで、その完成はいつになるのかについてもご説明を願いたいと思います。

2点目の平一小学校の運動部の練習場の確保についてであります。校舎建設の工事期間中は、運動場は工事の現場事務所及び建設資材の置き場としての使用が見込まれております。そこで、そのことによって、全くこれまで運動部が使用していた運動場が使えなくなります。そこで、今後クラブ活動ができなくなることに對してですね、教育委員会はどのような対応策を持っているのか。そのことについてお伺いしたいと思います。

3点目に放送大学誘致事業についてであります。さきの3月定例会でも取り上げ、また宮古島市における受講生は現在8名で、隣の石垣市と比較して断然に少ない状況がわかりました。その原因として、啓蒙活動が著しく弱いのではないかと考えております。離島にいながらにして普通大学のレベルの授業科目を受けられ、同じように大学資格が取れる放送大学の誘致事業は、宮古島市の人材育成に大きな効果をもたらすことは確実であると思いますけれども、新図書館建設の事業内容の一部と位置づけて、今後取り組んでいく必要があると思いますけれども、当局の見解をお伺いしたいと思います。

次に、国際交流事業についてお伺いしたいと思います。これまでも取り上げてまいりましたけれども、台湾基隆市との姉妹交流についてであります。2年前の8月に基隆市での中元祭に招待された折、伊志嶺市長の信書を基隆市長に届けて、歓迎式典にも参加させていただきました。特に許副市長は姉妹都市提携に関しては積極的な態度を示してくださいました。また、基隆市のバスケットボール協会の会長は、全台湾のバスケットボール協会の会長も兼ねており、中学生、高校生のバスケットボールの交流試合も宮古島において開催したいとの意向も示し、その準備に向けて当時の平良市の教育委員会とも話し合いを詰めながら進めましたが、最終的に実現することはできませんでした。また、昨年4月には宮古基隆間でヨットレースも開催され、そのレースに伊志嶺市長も参加しておりますけれども、今後両市は港町としての共通要素を生かしていくためにも、姉妹都市交流を締結することがお互いにプラスになると思いますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、道路行政についてお伺いしたいと思います。1点目に宮古高校前道路拡幅事業の進捗状況についてですが、今年度の事業計画はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

また、先日の大雨時にはこれまでにない冠水状況が見られ、周辺住民から不安の声が寄せられました。どのようなことが原因でそうなったのかについてもご説明を願いたいと思います。

2点目に、これも冠水でいつも悩まされているという袖山線についてであります。東は袖山浄水場、西は工業高校、総合体育館付近からの雨水が集中する地帯で、北側の畑の土砂で常に浸透升は目詰まり状態が続いており、機能不全に陥っております。そして、通行どめはこれまで何回となく起こっている状況であります。何とか改善策はないのかとの相談もありましたので、その中で沿線の地主から自分の土地を利用してもいいから、水がたまらないような側溝をつくってもらえないかとの要望がありましたけれども、当局の見解をお伺いしたいと思います。

3点目に、県道243号線、通称マクラム通りの道路拡幅計画についてお伺いしたいと思います。この通りの道路拡幅については、何度か市に対しても要望がなされており、今議会でも早急な事業の実施に向けての陳情書も出されております。当局の計画としては現在どのような取り組みをしているのかご説明を願いたいと思います。

最後に、都市計画行政についてお伺いしたいと思います。出口通り再開発事業計画についてですが、以前の定例議会で出口通り、区間が西は福嶺医院の十字路から東はやましげ洋服店十字路までの延長約280メートルの県道73号線平良一城辺線の道路拡幅計画についてこれまで取り上げてまいりました。今回は、同じ通りで道路拡幅事業に合わせて、周辺地域を含めた計画面積約8,000坪から1万坪を予定した再開発事業計画の策定についてお伺いしたいと思います。というのも、大型店の無秩序な郊外進出に歯どめをかけ、中心市街地を活性化させると同時に、これからの人口減少、高齢社会に対応したコンパクトシティづくりを促進するための改正まちづくり3法が今通常国会で成立したのを受け、当市、宮古島市においてもそれを活用して中心市街地の活性化事業が導入できないかどうかということで、提案をした次第であります。旧平良市においても、中心市街地の活性化をうたい文句に、下里大通り、市場通りの拡幅事業が進められましたが、それと並行してかねひでやマックスバリュー、メイクマン、マルエー、しまむら等の大型スーパー、大型衣料店が次々と郊外に建設され、その結果、これまでの商店街は息の根がとめられたようになっておりますけれども、本当にそういった状況を招いているのが現実でないかと思っております。そのようなことが全国各地で本当に地方都市において展開されてきており、それに歯どめをかけ、これまでのまちづくりをもう一度見直して具体的には国が総理大臣首相を本部長とする中心市街地活性化本部を創設し、市町村は地元の市街地活性化基本計画をつくり、市町村の基本計画が同本部から認定されれば、国は住宅や商業、福祉、文化施設などを中心市街地に誘導するための補助金など支援策を重点的に実施していくことでもあります。特にこれまで公明党がマニフェストに掲げ、実現に取り組んでおります歩いて暮らせるコンパクトシティづくりでありましたけれども、もう少し具体的に説明いたしますと、コンパクトシティとは、徒歩、自転車、公共交通機関で行ける範囲に住宅や商店街、病院、役所、福祉施設、図書館等文化施設など日常生活に必要な都市機能がそろったまちを言います。今国会では、高齢者、障害者が移動しやすいまちづくりを進める新バリアフリー法も成立しておりますので、この宮古島市においても中心市街地の活性化のためには、ぜひこのコンパクトシティづくりを目指していくべきだと思います。

ども、当局の見解をお伺いして、再質問したいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

富永元順議員の質問にお答えします。

まず、トライアスロンの医療救護体制でございますけれども、トライアスロン実行委員会では、長時間にわたる競技であることから、医療救護部の協力なくしては大会の安全性は確保されないとの認識に立って、連携を保ちながら準備や運営に当たっております。22回大会は、東京からの3名を含めて、島外から24名の応援医師と6名の看護師の協力を得て、医師57名、看護師98名とマッサージ班176名含め452名で対応いたしました。今後の支援につきましては、これまで同様の組織的協力と医療救護に係る財政支援を続けてまいります。

また、その折につきましては、災害時の医療救護と災害時マニュアルの作成や遠隔地医療についての協力をしていく考えであります。ちなみにこのたびのトライアスロンでは、日本で初めて医療現場でのデジタル画像実験が行われました。それは、東急の水泳会場現場のエックス線デジタル画像を琉大に直接送って、その診断結果が宮古病院にすぐ送られて、東急の現場から救急車が宮古病院に着くまでには、救急室で対応の準備ができていますと、そういう画期的な実験が行われて、これからの離島医療のありように大きな弾みになったかと思っております。

次に、バイオエタノールでございますけれども、宮古島におけるバイオマスエタノール実証実験事業は、経済産業省、琉石、沖縄製糖と共同で行っております。さらに、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省が連携して宮古島においていろんな会議を開催し、バイオマス関係の各種の施策をモデル的に平成20年度から実施をしていくことになっております。去った21日には、二階経済産業大臣が来島され、宮古島のエタノール実証施設を視察し、ガソリンスタンドの特別な配慮、バイオエタノールタンク設置など、大きなプロジェクトとして進めるなど、宮古島市に対する期待感を抱かせました。なお、宮古島内で消費されるガソリン、年間2.4万キロリットルのすべてをE3にすることを目指した実証試験もされており、引き続きE10対応の車の走行試験も行われる予定であります。そして、バイオエタノールやエネルギーを生産活用した環境に優しいエコアイランド、バイオマス肥料化、飼料化で有効活用する環境型のバイオアイランドを目指して、環境、観光、農業の農園とした環境型の宮古島づくりを目指してまいります。

なお、今議会で下地明議員のバイオエタノールに対する答弁の中で、島でのバイオエタノールの利用について不適切な表現をいたしましたので、ここで訂正しておきたいと思っております。それは、現在実験車両で無料で提供されている件で、来月あたりから有料になるという1点と、将来は90円台の価格で提供できるという2点であります。これは、国の正式な発表に基づいたものではなくて、関係者間の雑談の中で出た話を言ってしまったので、これを訂正しておきたいと、そのように思っております。

また、サトウキビの生産特区でございますけれども、国は以上のようにバイオエタノールの実証試験を行う中で、バイオエタノール特区の可能性については言及しておりますが、サトウキビそのものの宮古島での生産特区については、まだ話が出ておりません。これは、サトウキビのこれからの増産につながるものであれば、私としても国と話し合いをしていきたいと考えております。

台湾基隆市との姉妹交流でございますけれども、昨年私は宮古島基隆会ヨットレースに参加しました。

姉妹交流については、そのときにも出まして、今後観光振興の発展及び地域交流の観点から話し合いをしていこうということでございますけれども、基隆市は大変大き過ぎましてですね、浦添市も台北と姉妹提携しておりますけれども、これは台北市の中のある区と姉妹提携をしているので、そのときの話でも、基隆全体ではなくて、基隆全体の中の港を持つ区との姉妹提携がいいのではないかという話が出たりしておりますので、それを踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。このことについては、担当をもって答弁させます。

◎助役（下地 学君）

トライアスロン宮古島大会の成果についてということで、宮古島市として初めての大会でどのような成果があったかというご質問です。幾つかの成果があると思っておりますので、お答えいたします。

宮古島市として取り組んだことで、全市民の関心や意識の高揚を図り、大会の成功に大きな盛り上がりことができました。このことは対外的にも評価され、大きな成果であったと思っております。二つ目は、新市として初めての取り組みとして、全庁体制で対応し、職員が一丸となり、チームワークや連帯感を強化し、職員の士気の高揚を図ることができました。三つ目は、多くの市民が大会運営にかかわり、そして市民、ボランティア、選手団、競技役員等との交流の輪を広げ、スポーツアイランドとしてのトライアスロン大会の意義について、理解や認識を深めることができました。四つ目は、外国選手や県外選手のホームステイ、交流会を通し国際理解を深め、特に児童生徒の教育には大きな成果があったものと考えております。五つ目には、フラワーコンテストを開催しましたが、これは今後の宮古のかぎ島づくりや環境整備に大きくつなげていけるものだと期待をしております。さらに、宮古島の誕生記念映画「ティダ」の公開により、宮古島のトライアスロンのみならず、宮古島のアピールに大きな成果があったものと考えております。ほかに経済効果等を初めとする島おこしには、大きな相乗効果があったものと考えております。

次は、ボランティアフェスティバルの中止についてということで、中止の経過とその責任の所在についてということなんですが、まず中止になった経緯として、これは事務局の意思の疎通が十分図れず、不手際からきた問題だと受けとめております。ということは、ボランティアフェスティバルを3年ぶりに企画し、準備いたしましたけど、ボランティアの皆さんへの周知が大会前の地元紙やあるいはガイドブックにとどまり、周知徹底できなかったということが大きな要因であります。このことについては、大会事務局としてその責任を感じております。当日は、出演者の自主的なコンサートということでやっていただきましたけど、約100名ぐらいのお客さんが見えました。そのコンサートが終わってから、私と企画政策部長、直接にお伺いして、私たちの不手際をおわびし、そしてご迷惑をかけましたと、その場でおわびしてまいりました。また、協賛者のお礼参りにも東京に出向いて行って、その際にも出演者の皆さんにはおわびをしております。今後このようなことがないように、万全を期して大会運営には当たってまいりたいと考えております。

次は、各専門部長の体制についてということなんですが、専門部は競技委員会で10、それから協力委員会で5つのあわせて15の専門部があり、それぞれボランティアとして大会運営に携わっております。部長の皆さんが各部のボランティア役員を集め、各部の運営について協議し、部員との連携をとりながら、大会運営に携わっております。専門部長は、大会の開催については欠かせない存在であり、大会のルールを熟知し、安全対策についても安心して任せるような経験豊富な方々であります。

◎総務部長（宮川耕次君）

富永元順議員の西里会館建設についてお答えいたします。

行政として支援ができないかというご質問ですが、ご質問の会館建設につきましては、西里字会からの協力願い等の要請等は承っております。本市としましては、単独での支援などは財政が厳しくてですね、なかなかできなくて、大変苦慮している現状でございます。ただ、助成事業としましてですね、コミュニティーセンター助成事業というのが活用できないかどうかを検討しております。ただ、西里字会がこの事業主体になれるかどうか等細かいことなどもありますので、引き続き検討していきたいというふう考えております。

◎企画政策部長（久貝智子君）

富永議員のトライアスロン大会時における生徒との交流状況についてお答えいたします。

まず、外国選手との交流につきましては、中学校で8校、小学校で2校、高校で1校が行っております。あと国内選手との交流会が中学校で1校持たれております。そして、民間団体で外国人選手との交流会が2団体行われております。外国人選手と生徒との交流会につきましては、毎年好評を博しておりますので、生徒たちの国際理解、あと国際感覚を養う上でも毎年これからも継続して取り組んでいきたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、資源リサイクルセンターの運営についてということで、なぜ遅れたかというようなこととですね、現在はどうなっているかということでございます。遅れた理由でございます。合併時に引き継ぎましたときにはですね、すぐにでも供用開始ができるような説明を受けてございました。ですが、17年度事業で整備すべき機械設備等、こういうものがですね、18年の3月末に完成したということも一つでございます。それともう一つは、原料確保に関して、まだきちっとした協定が製糖会社あるいは供給をさせていただくJAさんあるいは大福農事さん、こちらあたりからまだきちっとしたものがされていなかったというのも原因の一つでございます。数量につきましては、バガス2,000トンですね、沖糖さんの方でご相談をしまして、これをJAの畜産センターあるいは大福農事さんに持ち込んで、それを敷き草として使った後にですね、原料として持ってくるということで運営をいたします。将来的には今言われています酒かすとバイオエタノールを生産した後のミネラルを含む廃液の活用ですね、こういうのも含めながら検討をしていきたいというふうに思っております。当然将来的には指定管理者制度に持っていきますけれども、この作物に合った有機質肥料のあるいは堆肥の生産に関してですね、きちっとした形で試験をし、引き継ぎをしたいというふうに思っております。現在宮古島市の圃場においてですね、土壌調査も既に行っている最中でございますから、作物に合ったあるいは土壌に合った堆肥をですね、しっかりつくって、安価な良質な堆肥を供給したいというふうに思っております。

次に、農業指導員の育成についてということでございまして、特にマンゴーに特化した形でご質問でございましたので、それについてお答えをいたします。これまでマンゴーあるいはいろんな形で指導につきましては、県の農業試験場あるいは農業改良普及所、こういうようなものがですね、今営農センターとか、農協ありますが、そういう方々がやっておりました。そういう中で、市の中で農業指導員の育成はということでございますけれども、現在マンゴーに関しましてはですね、実際自分でやっている職員もおります。

ただ、これは指導者として、じゃ本当にそれだけの技術を持っているのかどうかというのは、非常に判断が分かれるところだとは思いますが、今後もですね、県のそういう専門職の方をですね、活用しながら、その中で職員の質をですね、高めていくという形で取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

次に、環境行政の中の家畜、ペットの死骸の処理についてということでございますが、その中で家畜の死骸の処理についてということでございまして、これは経済部の範疇に入りますんで、このことについてお答えをいたします。二つございまして、畜産農家との話し合いはしたのかという話と、どういうふうな処理をするかということでございますが、畜産農家との今の部分に関してはですね、話し合いはまだ持たれておりません。ただ、農協さんを通してですね、きちっとした処理をですね、するようにということでお願いはしてございます。処理の方法なんですが、焼却する施設をつくる方法と冷凍コンテナ等を使ってですね、集めて沖縄県にある処理工場に運んで処理するか。そういう検討をしておりますけれども、今の段階では集めてですね、処理した方が沖縄本島に送って処理した方がどうも安価にできるよというふうな試算はしてございますけれども、これからきちっとした計画をつくりまして、できるだけ早目にそういうシステムがですね、動くようにしたいというふうに思います。

◎建設部長（平良富男君）

道路行政についてお答えいたします。

まず、宮古高校前道路拡幅事業の進捗状況についてです。本路線B—53号線です。平成14年度から道路局主管の交通安全施設整備事業として整備を進めております。完成予定は、平成21年度となっております。計画延長は400メートルで、総事業費12億5,200万円を予定しております。進捗状況については、平成18年度末で140メートルを完了する予定で35%です。冠水対策については、現在既設排水路の改修を含め整備を進めておりますので、完成すれば解決できるものと思います。

次に、袖山線の冠水対策についてです。ご指摘の袖山線は、市道B—52号線で、側溝づきが整備してありますが、整備後隣接の畑等の客土により大雨時に道路に土が流出し、側溝が詰まり、冠水となっております。側溝の清掃、それから状況を見て浸透柵の設置も検討してまいりたいと思います。また、周辺には既設の自然排水路があると聞いておりますので、地権者の同意を得ながら側溝の設置を含めて検討していきます。

次に、通称マクラム道路拡幅計画についてでございますけど、平成15年から通り会で要請を受け、また去った5月31日にも再度拡幅整備要請を受けております。同会が拡幅を求める区間内には大原区画整理事業地区が含まれています。その区画整理事業の推進が重要課題となっております。要請の区間と重なっている大原地区区画整理事業の第2工区について、区域内の防災上の課題等を調査し、区域の縮小や事業の見直し等を含めて検討します。県及び関係機関と協議しながら、早急に方向づけをしていきたいと考えております。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

富永元順議員のですね、放送大学の件についてお答えいたします。

放送大学3月の議会にも一応答弁いたしましたけれども、放送大学につきましては、沖縄学習センターの要望等もございまして、その広報、宣伝活動をですね、平良の図書館に案内パンフあるいは学生の募集

要綱等々を常時展示いたしまして、希望者に配布する等々の活動を行っているところでございます。現在平成18年の4月第1期が始まりましたけれども、この第1期におきましては、宮古島市で9名の市民の方が受講されております。男の方が4名、女の方が5名、9名でございます。この放送大学につきましては、現在新しい図書館の建設に向けての準備が進んでおりますので、その中でですね、こういったものが設置可能かどうか。それと現在石垣がやっておりますやり方、この辺をですね、少し調査した上でですね、その辺のあり方も検討しながらこれについては考えていきたいと思っております。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

富永元順議員の平良第一小学校新校舎建設についてお答えいたします。

平良第一小学校校舎建設につきましては、平成17年度に基本設計を完了しております。去った6月13日に実施設計委託業務の入札を行い、現在実施設計に着手をしております。指名業者数であります、A群の9社、B群の9社の2社共同体であります。予定価格につきましては2,415万円、工事費につきましては、現在実施設計中であります。今後の計画といたしましては、夏休みまでには仮設校舎の改修工事とプレハブ校舎の設置を行い、仮設校舎への引っ越しをした後に現在の校舎を解体撤去する予定であります。仮設校舎につきましては、校舎全面改築となりますが、工事に支障のない一部既設の校舎を改修して、仮設校舎として使用し、不足する教室については、プレハブ校舎を設置して新校舎の完成後に取り壊し、撤去する予定であります。なお、新校舎建設につきましては、9月に入札を施行し、工事の着手を行い、平成20年の3月には事業完了する計画であります。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

平良第一小学校校舎建設中における運動部の練習場の確保についての富永元順議員からのご質問にお答えいたします。

新校舎建築において、児童の安全確保は最重要課題であると考えております。そのために児童の教育活動に多少の規制が必要になってまいります。その一つが運動部の活動場所の制限になるかと思っております。そこで、教育委員会としましては、運動部の活動場所の確保については、他の行政機関とも連携しながら、学校の要望に沿うようその確保に協力していきたいと考えております。具体的には市の施設の中で、児童の運動に適した場所の情報提供や実際に使用するに当たっての対応を学校と協力、連携して進めていくことで、運動部の活動に支障がないように努めてまいりたいと考えております。

◎環境保全課長（饒平名 功君）

富永元順議員の環境行政についてお答えします。

まず1点目に、不法投棄の実態についてお答えします。不法投棄については、昨年10月の合併以来23件の不法投棄が確認されております。投棄者が特定できるものについては、通告等を行い、処理してもらっております。特定できないものについては、市の方で処理しなければならず、大変苦慮しているところであります。幸いにも近々保健所管内廃棄物不法処理防止ネットワーク会議が設立されますので、今後不法投棄に関しては宮古福祉保健所及び宮古警察署ともタイアップして対応することになります。これにより少しでも不法投棄が減少することを期待しているところでございます。

次に、ペットの死骸の処理についてお答えします。ペット、犬、猫等の死骸は、一般廃棄物として処理することができますので、ごみ収集、燃やせるごみの日に袋等に入れて出してもらえれば回収されること

になっております。それと公道等で見かける死骸については、県道は県の方が、市道については市の方で処理することになっております。市の年間処理件数は60件から70件というところです。

◎都市計画課長（長崎富夫君）

区画整理事業についてお答えいたします。

まずは、概要についてであります。竹原地区の区画整理につきましては、早期の事業推進を図るため、平成13年度から委託事業を発注してあります。この間におきましては、県沖縄総合事務局と協議を行い、平成17年12月14日に事業認可を得ております。施工期間は、平成29年までの精算期間を含めた13年間を予定しております。施工面積が23.5ヘクタール、総事業費55億円を予定しております。事業認可後は、区画整理審議委員10名の選挙及び都市評価委員3名の選任を行っております。去る6月6日から16日までの土日を含めた11日間にわたりまして、地権者に対し仮換地説明会を開催したところであります。今後の日程につきましては、7月中に在沖及び本土在住の地権者への説明会を行いまして、今年度中に区画整理審議委員会の決定を得まして、仮換地の指定を行ってまいります。その後各地測量、物件補償調査及び物件等の補償へと進めていく予定であります。工事の着手につきましては、物件の補償後になりますので、平成19年度以降になるものと思っております。

次に、都市計画行政についてであります。ご質問の箇所は、福嶺病院前からアツママ御獄前交差点までの区間かと思えます。このことにつきましては、旧平良市議会でも同区間の拡幅整備についてのご質問をいただきました。平良市として、平良市自転車利用環境整備基本計画において、コミュニティー道路としての整備方針を位置づけてあるとご答弁した経緯があります。今議員の方から新たな開発計画や再開発計画についてのご発言、提言等がございましたので、旧平良市で示した整備方針の見直しが可能かどうかを検討していきたいと思えます。確かに中心市街地の活性化は緊急課題でありますので、今後宮古島市といたしましては、合併後の都市計画マスタープランの策定を予定しております。その中において、当地域の再開発事業が盛り込めるかどうか。開発に当たって議員より提言のありましたコンパクトシティ事業を含め、どのような事業があるか、検討課題としたいと思えます。

◎議長（友利恵一君）

質問中の富永元順議員の了解を得まして、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎富永元順君

それでは、再質問を行ってまいりたいと思えますので、時間ありませんので、西里会館建設についても一度お伺いしたいと思います。

これまで字会として何度もですね、当局にはつぶれ地補償、約4,500万円の資金を活用してですね、早急に会館建設に当たってもらいたいという要望が出ております。ですけれども、依然として会館の建設が進まない。本当にこの10内会ですね、皆様、特にそういう会員間ですね、親睦とか、行事の開催等本当に不便を来しております。そういった意味で、ほかの地域にはいろんな公民館とかですね、集会所があるにもかかわらず、市内市長も含めてみんなほとんど中心市街地の皆さんは入ると思えますけれども、そういった地域の中に本当にそういう集会所がない。そういった状況であります。覚書き書を交わされておりますので、そのときの4,500万余りの資金をですね、ぜひ早急に字会にですね、できれば活用できるよ

うなそういった方法をですね、検討していただいて、今回の竹原地区の区画整理事業と合わせてですね、ぜひ会館建設について支援というんですか、できるように当局としても協力をお願いしたいと思います。

それと市長からも訂正があって、バイオエタノールの価格が何かどこかの話でそういった会で発表していたということでもありますけれども、本当に市長はこれまで宮古島にある2万台ですか、の車がE3で走れるような、そういったエタノール開発事業を取り組んでいきたいと言っておりますので、本当に実証事業をですね、ぜひ成功するようにもっともっと当局としても事業推進に充ててもらいたいと思います。

最後に、農業指導員についてですね、本当にこれからのサトウキビ増産も含めて、また新しい宮古島のマンゴーの生産のですね、増産にも寄与するようなですね、本当に自前のそういう農業指導員をぜひ県に頼るとか、そういうことじゃなくて、自前の農業指導員をつくっていただきたいことを再度質問して、その取り組みについての答弁を聞いて私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎経済部長（宮國泰男君）

大変お答えしにくい事項であるんですけども、ただいまのところ指導員そのものはですね、我々が今考えているのは県の普及員、資格を持ったそれなりの専門を持った方がですね、一番適切だというふうに思っております。市である種のものでですね、例えばマンゴーの特化した指導員を持つということは、その人をそこにずっと固定するという意味にもなります。だから、県の場合につきましては、いろんな形でですね、経験を積んだ方々が来られるわけですから、その中で我々の職員をですね、指導し、ある程度の質まで高めていって、これを活用すると、その方が一番ベターではないのかなというふうに思っております。ただ、議員おっしゃることもまた一つの案でございますので、それについては真剣に調査、検討させていただきたいというふうに思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

西里会館の建設についての再質問ですが、コミュニティーセンター助成事業といいますのは、そういった民間サイドのですね、事業主体として自治総合センターというところの宝くじ助成事業のところですけどね、一つが集会所とか、そういうところができるような助成事業です。これについてのこれが適用できないかをこれから本格的に検討してまいりたいと、このように考えております。

◎議長（友利恵一君）

15分程度休憩し、再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後3時48分）

再開いたします。

（再開＝午後4時04分）

◎友利光徳君

市町村合併に伴いましてですね、市長、地方の方が切り捨てられるんじゃないかなという地域住民の声を反映しながら質問しますので、よろしく申し上げます。

まず、町道15号線についてであります。この道路は城辺小学校西側の十字路から通常一周道路につながる路線でありますけれども、この道路のですね、地権者を交えたいいわゆる同意書、そして用地交渉ですね、そして現在走っておる箇所があるんですけども、高低差が生じているんですけども、いわゆる不動

産業者を専門家挙げて物件補償の調査をする考えがあるのかをですね、そして地域の方に介護認定をしている住宅があるんですけども、介護対応住宅資金のですね、改善等に対する対策はどのようになっているのか。そして、公園用地に構造物がありますが、そのいわゆる撤去命令ですね、そして道路拡幅工事に伴いまして、公園の方がつぶれ地が出ますが、その面積の確保ですね、それがどのようになっているのか。担当課の方で答弁いただきます。

それから、平良一城辺線、保良一西里線を結ぶ路線でありますけれども、これは中休給油所から通常一周道路を結ぶ路線であります、この路線をですね、改良して製糖期における大型車両の交通の便利を安全面からですね、期することはできないのか。これも担当課の方で答弁いただきます。

それと旧町道7号線、これ福嶺小学校の校門前の約50メートルぐらい南の方にいった道路であります、昭和57年に認可をおりて、工事は完了しているはずなんですけれども、いわゆる起点の方で同意が得られなくてですね、いわゆる虫食い状態になっていると。そして、福嶺小学校の児童生徒が登下校する場合に危険であると、このようなことで福嶺小学校の校長の方からですね、そういう要望がありますけれども、拡幅をしまして、整備をしまして、児童生徒の安全を守ることはできないのか。担当部の方でお願いします。

国道390号線、これは保良地区なんですけれども、平成16年の7月15日に地権者を対象とした事業説明が行われておりますが、採択の可能性あるのかですね、担当部の方でお願いします。

次に、教育行政でありますけれども、先ほども質問がありましたように、各小中学校におけるですね、体育館の雨漏りであります、どのようになっているのか。そして、建設長期計画が各旧市町村から出されていると思うんですけども、いわゆる耐久度調査も交えてですね、説明の方をいただきます。そして、遊具の安全点検、そして遊具の点検もですね、夏休みを控えておりますので、いわゆる児童生徒をですね、安全面から守るためにも遊具を安全点検も必要かと思いますが、その辺について答弁いただきます。

そして、横断歩道におけるですね、横断旗の設置なんですけれども、以前は各学校の方に私は城辺なんですけれども、城辺の方でもよかったんですけども、最近見られなくなっております。横断旗の設置はどのようになっているのかですね。これも担当部の方で答弁いただきます。

国道390号線道路拡幅工事に伴う字福里の拝所の取り扱いなんですけれども、これは城辺町シンボルタウン構想と絡みまして答弁をいただきたいと思っております。いわゆる経済部の方でですね、いわゆるメニューがあれば農村整備事業を絡ませてですね、いわゆる整備をする事業はないのか、メニューはないのかですね。その辺についても答弁をいただきます。

それから、水道事業でありますけれども、毎日のように質問が出ておりますが、いわゆる水道業務というのは、特別公営企業であります。ということで、水道部とした場合にですね、水道料金の値上げとか、いろいろ懸念がされる材料があるんじゃないかと、このように理解しているんですけども、市民に安心しておいしい水を提供するためには、水道局か、上水道企業団というふうな組織をつくって、いわゆる決裁ですね、専門的な上水道企業団の旧職員の皆さんに執務に当たるのが行政サービスになるんじゃないかなと、このように思っているんですけども、この辺はですね、市長の方で答弁いただきます。

それから、旧市町村長におけるですね、旧の理事における病院側に市長がですね、出向いて改善策を求めたのがありますよね、いわゆる濃度上昇問題について。ということは、旧理事者の皆さんにおける上水

道内における議事録の写しがあると思うんですけども、その議事録の内容はですね、どのような内容で、どういう状況で市長が温泉施設まで出向いて中止命令をしたのか。いわゆる議事録の方があれば、水道部の方で議事録の方をお願いします。

それと温泉側のもですね、いわゆる濃度上昇問題についてその対策をしているんですけども、いわゆる市長の方で答弁いただきますが、病院のもですね、対応について市長はどのようなお考えを持っているのか。私は、上水道企業団の委員をしているときに、その問題についてはですね、いわゆる3者でもってテーブルにおいて協議をすべきでないかと、企業者、そして施設側、そして市町村会長、テーブルを介して問題解決に徹するべきじゃないかと、そういう議会の質問をしたことがあるんですけども、これもなかなかですね、前へいかなくてありますので、病院側のもですね、対応、いわゆるそれについてどのようにお考えなのか。これも市長の方をお願いします。

そして、これ担当課でよろしいですけども、濃度上昇のもですね、数値の算定方法ですね、それについてもお願いします。

それから、吉野海岸についてですけども、これは旧城辺町議会の議事録を参考にしながら質問しますので、わかりやすい答弁をお願いします。旧城辺町ではですね、平成4年から11年までの間360万ぐらいの単独で事業を組みまして、ウミガメの調査をしているんですけども、いわゆる市町村合併において、吉野海岸の位置づけ、いわゆる保全なのか、開発なのかですね、いわゆるどのような位置づけで旧城辺町からは市町村合併協議会では事務引き継ぎされているのか。そして、旧城辺町では文化財保護条例、いわゆる法というのを設定して、天然記念物指定がされているのかですね、されていないのか。もしされていなかったらなぜされていないのか。そして、今後このような天然記念物条例を制定しまして、国もしくは県の方に申請する計画があるのかですね、そして平成11年でウミガメの調査を打ち切っているんですけども、吉野部落ですね、ボランティアで監視を継続して、根間さんという方がいらっしゃるんですけども、本市としましてですね、いわゆる自然保護の観点から見た場合に、この事業ですね、いわゆる再開する予定はないのか。いわゆるウミガメ調査と監視員ですね、そして旧城辺町で平成16年度に予算を計上しまして、駐車場の整備をしました。4,600万ですね、工事費は。その内訳、いわゆる旧城辺町の持ち出し分は幾らなのか。そして、それは起債なのかですね、そしてこれ議事録からですけども、旧城辺町議事録からですけども、いわゆる城辺町第3次総合計画後期計画の中で、リーディングプロジェクトとウミガメと浜の博物館という位置づけで自然を生かすウミガメと浜の博物館づくりというのが議会答弁の内容でありますけれども、この進捗状況は進んでいるのか。それともそのままの状態なのか。担当課の方でお願いします。

これも平成17年6月議会からの議事録の内容なんですけれども、駐車料金はですね、維持管理であると。いわゆる効率的であると、賄うと、そのように理解していると、そういう議会での当時の担当課長の答弁なんですけれども、月ごとの内訳ですね、効率的には月幾らぐらいで経営してきているのか。これも担当課の方でお願いします。

それとこれもまた議事録からなんですけれども、いわゆるシャワーを下でつくるのは路盤的な問題があると。いわゆる下は路盤が弱いので、下ではシャワー、トイレができないというふうな答弁をしていたんですけども、いわゆる土質調査というのは、旧城辺町はなかったのもですね。その内容があるのであれば、

その内容等について説明をお願いします。また、時間的な都合があるのであれば、後で資料の方いただきたいなと思っております。

それとこれも議事録なんですけれども、翔南高校のダイビングコースに使いたい、そういう答弁があるんですけれども、実際に翔南高校はダイビングコースとしての活用はなかったのかですね。もしその例があるならば、その例について説明をいただきたいと思っております。

それから、市政全般なんですけれども、これ市長の方で答弁をお願いしたいんですが、いわゆる6月15日に提出された各委員の選任、いわゆる例えば都市審議会とか、いろいろ委員がございますが、その中においてですね、これは私の考え過ぎかもしれないんですけれども、いわゆる旧町村からの委員の選任が少ないんじゃないかなと。ということはばらつきがあるんじゃないかなと、そのように理解しているんですけれども、いわゆる種類によって設定基準が異なってくると思うんですけれども、いわゆる審議会の委員会におけるですね、いわゆる数、どれぐらいの数で委員会があるのか。そして、答弁できればその人数、そして旧町村別の頭数ですね、そしていわゆる費用弁償、どれぐらいの合計的に費用弁償があるのか。そして、これは条例をかぶっていると思うんですけれども、その条例を外すことができるのであればですね、任命制じゃなくて、いわゆる希望者を募ってですね、いわゆるボランティア的に委員をお願いして、経費削減ができないのか。その辺について、これは市長の方で答弁をお願いします。

それから、城辺町シンボルタウン構想の先ほども申し上げたんですけれども、事業がありますけれども、いわゆる城辺町福里の方に字福里の五つの部落があるんですけれども、そこに拝所があります。その拝所がですね、国道390号線の道路拡幅工事に伴いまして、移転をしなければならぬと、そういうことになっております。この拝所はですね、いわゆる百十四、五年前に人頭税廃止運動におけるクイチャーを踊った箇所になっておりまして、地域においてはですね、年に十五、六回ぐらいのおがんをやっております。そういうことで、周辺はですね、レクリエーション広場、もしくはクイチャー広場として、いわゆる事業を採択して関連性を持たすことはできないのか。これは担当課の方で答弁をお願いします。

それといわゆる本市におけるですね、公園の種類はいろいろあると思うんですけれども、種類によってですね、用途によって、本市における公園の数ですね、そして種類、もしよろしければ市町村別にどれぐらいの公園を所有しているのか。そして、その管理の方法、なぜこのような管理の方法をあえて議会で申し上げるかという、6月8日にですね、旧城辺町老人会連合会の芸能祭があったんですけれども、これまでは城辺町の建設課の方で教育委員会とですね、ゲートボール場の設置をして、気持ちよくゲートボールを老人の皆さんにさせていたんですけれども、今回は整備がなされていなかったと。ということは、思うように競技ができなかったという老人クラブの会長の方からですね、こういうのはもう少しきれいにして大会を重ねていただけないかという要望がありましたので、あえてこのような質問をしておりますので、予算面のことがあると思うんですけれども、いわゆる地方の切り捨てにつながるようなですね、行政運営だけは絶対これはやってはいけないと思いますので、その辺について公園の管理のやり方はどのようになっているのかですね、説明をいただきます。

そして、市町村合併に伴って、防犯灯と照明灯の設置についてでありますけれども、これは旧城辺町で議事録からなんですけれども、新市計画の中でリーディングプロジェクトというのがあってですね、いわゆる安心して安全で、防犯体制の推進という項目があると。防犯対策事業には力を入れていくと、当時の城

辺町の助役の答弁の内容になっておりますけれども、特に旧城辺町は東海岸と西海岸を所有している関係で、夜の防犯関係がですね、治安関係がどうも悪くあります。そういう市町村合併の協議事項ではそんなんですけれども、明記されているのであれば、今後どのように本市としてですね、この事業に対して取り組んでいくのか説明をお願いします。そして、市町村合併における事務引き継ぎのいわゆる備品の現状なんですけれども、これは旧城辺町の中央公民館における三味線の数がですね、合併前は数はちょっと申し上げられないんですけれども、練習する方の分あったんだけれども、どうも受講生の分も今足りない、そのような苦情等がですね、どのような状況で備品が引き継ぎを得たのかですね、その辺についてこれも担当課の方でよろしいですので、答弁をいただきます。

そして、これも市町村合併に伴う地方の切り捨てにつながるような公民館活動のですね、あり方についてこれまで同様に単位別に行うのかですね、そして旧城辺町中央公民館は、現在館長が不在になっております。これのめどはつくのかですね。恐らく下地、上野もそうだったと思うんですけれども、その辺についても答弁をお願いします。

それから、市民サービスと職員の管理というふうに出してありますが、あえて一生懸命執務に専念されている職員がいる中においてですね、職員管理というふうなでかい質問内容はどうかというふうなことも考えたんですけれども、たまたま支所の方に朝早く8時半ごろかな、出向く機会がありまして、一生懸命掃除をやっている職員もいる中において、まだ机に座らない職員もいると。いわゆるばらつきがですね、市長が目指す行政改革というのにどうも職員の認識不足があるんじゃないかなと、そういう気がしましたので、あえて職員管理というふうなでかい質問になっておりますので、これは市民サービスの観点からした場合もですね、職員の管理は特に支所においては徹底してやらなければいけないんじゃないかなと、そういう気持ちがありましたので、市町村合併においてですね、職員を管理するというような一般質問の内容であります。ぜひともですね、行政改革を目指す本市においては、市長さんの職員の意識向上というのが大事なウエートを占めるんじゃないかと、このように理解しておりますので、答弁をお願いします。

それと各課のですね、連携、いわゆる各課の連携についてもですね、市町村合併をしまして、まだまだ職員間の連携もまだ整っていないような気がするんですけれども、いわゆる職員の連携をですね、もう少し密にしながら、そして職員管理をしながらですね、執務をやっていただけないか。そして、市長の方にお尋ねしますけれども、いわゆる広域から職員が市の職員となっておりますね。そういうことで、管理職を対象にしてもよろしいですので、職員ですね、いわゆる執務に対する向上を目的にでもよろしいですので、職員の研修等がいわゆるできないのかですね。これ市長の方でいわゆる市民サービスの観点からできないのかどうか市長の方で答弁をお願いします。

それと、埋設物文化財の保管状況についてであります。旧城辺町は陸上競技場の裏の方で保管をしていると、そういうふうに旧城辺町であれば聞かされております。そういうことを考える場合にですね、これは一堂に会して展示をしまして、研究並びに児童生徒の勉強になるようなですね、保管庫ですね、建設の方が好ましいかなと、そのように理解しているんですけれども、その計画はないのかですね。そして、もし財政的に厳しいのであれば、旧城辺町の庁舎がまだまだ耐久がありますので、そこを利用してですね、いわゆる公共施設の分散計画の面からしてもですね、旧城辺町の庁舎を利用して、そういう保管をできな

いのか。市長の方で答弁をお願いします。

それから水産振興であります。去った6月の大雨ですね、高野地区における海ぶどうのハウスの方ですね、大雨が流れ込みまして、非常に生産農家が心配しております。それと、来月ぐらいから襲来するであろう台風ですね、たびにも、そして海ぶどう生産組合が安心して生産ができるようにですね、行政としての手助けができないのか。いわゆる基地周辺整備事業によって補助事業の導入をしていけないのか。その辺について市長の方でお尋ねいたします。

そして、農業振興でありますけれども、いわゆる平成18年度の宮古島市におけるサトウキビ病害虫の農薬補助がですね、4,000万余り計上されているんですけども、旧城辺町でも約3,000万の予算を計上しました。ということはですね、合併して4,200万というのは、余りにも予算化するものが少ないじゃないかと、これはもう少し予算をですね、計上しまして農業振興をやる。そして、農家の所得向上にですね、そのものが農業振興であろうと、このように理解しているんですけども、この辺について予算計上の方法と、そして平成17年度の各市町村の農薬の申し込み状況、そして平成17年度と平成18年度の農薬の値段、違い。補助額の違い、その辺について答弁をいただきます。

答弁を聞いて再質問します。

◎市長（伊志嶺 亮君）

友利光徳議員の質問にお答えします。

水道の広域化でございますけれども、この多良間村の簡易水道事業と宮古島市上水道事業の広域化については、5月29日付で多良間村長から要請を受けております。その前に私どもは、水道局は分離した方がこれからの職員の他への交流あるいは仕事の振興面がいいんじゃないかということで、条例を改正して対応したらどうかということで、その準備を進めていたところでございます。多良間村からのこの申し出を受けまして、また広域化に向けてもう一度考え直す必要もあるかなと思っております。前にも答弁したように、幾つかの選択肢がありまして、その中から選んで一番現在の宮古島市にふさわしいような対応をしていきたいと思っておりますし、また県に対しても県の広域圏に対する考え方も尋ねていきたいと、そのように思っております。

水道水源流域の塩化物イオン濃度の上昇については、この対策委員会を立ち上げるための対応協議会において、中止の要請について検討した結果、旧町村長各理事の同意のもとに地下水の影響が懸念される温水排水の地下浸透処理について中止の要請しようということで、2月15日にその要請を行いました。また、4月19日に温泉病院より要望書が市に出されて、それについて5月30日付で回答文書を郵送しました。回答文書では、昨年2月の温泉排水の地下水浸透処理の中止を要請した件について、旧の上水道企業団の調査の結果、水源地への影響がないとは言えない状況であったこと、病院側に法的問題はないと認識しているものの、行政の作為による看過よりも地下水汚染の未然防止するための協力要請であったことを説明いたしました。また、回答文書の中では、病院が地下浸透を中止し、流域外の排水を続けていることや原因究明や問題解決によって協力する意思を表明していることについて、感謝をしている旨を述べました。今後の対応としては、専門家による地下水保全学術委員会を設置して、原因究明とその対策に当たりますが、議員のご指摘のように関係者協議の場も設けて、病院とも必要な協議、協力をお願いしていきたいと考えております。

各種委員会のことでございますけれども、細かいことについては担当をもって答えさせますが、委員の応募制については、現在でも委員会によっては公募している委員会もございますので、他の委員会についても公募ができるかどうかを検討していきたいと、そのように思っております。

他のことについては担当をもって答えさせます。

◎総務部長（宮川耕次君）

友利議員の各種委員会についてのご質問にお答えいたします。

まず、市長からもありましたが、議員ご指摘の委員のばらつきが平良に偏ってはいないかどうか。それから、公募制はできないか。そして、それによる経費の節減はできないかというようなご質問です。条例、規則に基づきまして、64ほどのですね、委員会と審議会等があります。この中で、人数的にはですね、659名、54の委員会がですね、はっきり数字がしているのがそれだけで若干名というのが10委員会があります。それで、トータルの数はそういうことではっきりしません。

それから、これは合併に基づきまして、約8カ月ほどたちまして、まだ十分に委員会が立ち上がっていない委員会もあります。したがって、現在各旧市町村の構成がですね、十分な形では報告できません。ただ、議員ご指摘のとおり平良に偏らないような配慮を市長からもありましたようにしていきたいということ、それから公募制についても、庁内で話し合って対応できるものは対応していきたいと、このように考えております。

◎建設部長（平良富男君）

旧町道15号線について答弁します。

道路改良に伴って高低差が生ずる住宅、それから介護認定を受けた方の前の道路、その対応についてですけれども、実施の際に現地の取りつけで高低差がないように努めます。それから、住宅への進入に段差がないようにバリアフリー等を取りつけてまいりたいと思います。

それから、公園内の自動車整備工場の看板等についての撤去命令ですけど、ご質問の要旨については、賃貸契約が結ばれており、物件移転補償を行う予定であります。撤去命令は扨格しない予定です。

それから町道7号線、これは福嶺小学校前の道路でございます。昭和60年ごろ県代行の事業で整備してまいりましたが、2件の地権者の同意が得られず事業を打ち切り完了した経緯があります。今後整備する予定はないかということですが、地権者の同意が得られれば、交通安全確保のためにも整備したいと思います。これは、補助事業は打ち切られていますので、単費でございますので、財政面を考慮しながら検討していきたいと思います。

それから、平良一城辺線から保良一西里線を結ぶ路線です。この路線はですね、県営一般農道で整備し、市道編入した路線であります。現在は整備の計画はありません。国道390号、旧保良公民館から教会までの約700メートルを計画中で、現在地元部落の地権者の同意取得を行っており、同意はほぼとれております。同意の取得により採択が決まるので、事業採択の可能性はあります。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、水産振興の件についてでございます。高野の海ぶどう養殖の中でですね、大雨のときに冠水したあるいは生産農家は心配である。台風対策は、そして基地周辺整備事業の整備はということでございます。あの場所につきましては、整備する当初から水がたまると、大雨のときたまるということにつき

ましては、向こうでハウスをつくった皆様には十分申し伝えてございます。そういうことで、地盤も上げてございますし、土間につきましてもコンクリートでもって整備をし、側だけがベニヤを使った枠ですね、整備をしてございます。そういうことで、その対策につきましてはですね、ある程度とられているものというふうに思っております。そういうことで、電気システムに関してもすべて冠水してもいいような高さにしたりとか、そういう対応はしてございます。あの施設私最初からかかわってございますので、雨が降ったにしてもですね、十分対応できるということをやったつもりでございます。そういうことで、養殖池の中はですね、ほとんど影響はないものというふうに思っております。どうしても地盤の関係上、あのような状況しかできないということで、それにつきましてはですね、現場の対応として、一部頑張っていたかなければいけないところもあるのかなというふうに思っております。

次、基地周辺整備事業でございますけれども、議会と市の方に要請が入ってまいってございます。ただ、基地周辺整備事業はですね、全体の流れとしては、市がつくるかあるいは漁協という団体がつくるかというような形になろうかと思っておりますけれども、肝心の漁協とですね、調整がなされていないようでございます。そういうことで、これがとれるかどうかという県ともですね、漁協そのものが事業を導入するのかどうか。その辺のしっかりしたものがなくてですね、なかなかお答えしにくい部分がございますので、そのように答弁をさせていただきます。

次に、農業振興の中で、農薬補助でございます。少ないのではないかと、地方の切り捨てにならないよということでございます。それと値段と数量、そういうものがございましたので、お答えをいたします。各地区でございますね、値段と数量、これにつきましては、ただいま資料を持ち合わせてございません。旧市町村の部分でございますので、後ほど調査をし、提出したいというふうに思います。

それでは、17年度の補助の部分と18年度の予算の部分についてご説明をいたします。一応サトウキビに関してお答えいたしますけれども、旧市町村全部合わせまして7,584万円の予算措置がありました。そういうことで、18年度宮古島市でございますけれども、当初予算、3月の予算議会で4,584万8,000円計上してございます。そして、本議会、6月議会におきまして、3,250万予算を計上してございまして、合計しますと7,834万8,000円、これは150万ぐらいプラスになった予算であります。そのほかに野ソのヘリ防除としまして、2,116万6,000円計上しまして、合計しましても、単独費で9,950万9,000円という予算を計上してございますので、決して地方の切り捨てとか、そういうものはなくてですね、これからも農業振興に力を入れていくということでございます。

次に、これは国道の整備の中でシンボルタウンであるとか、福里の分宮跡地にいろんな活用できないかということでございますけれども、旧城辺町の中でシンボルタウン構想があるということはお聞きしてございます。それで、分宮跡地の整備につきましてはですね、議員から言われたとおりですね、ただいま宮古地区の農村振興実施計画というものを今年度つくる予定でございますから、その中でどういう形で具現化できるか、調査、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

まず、市町村合併に伴いましての事務引き継ぎの備品の件でございます。城辺公民館の備品として、三味線の件のお尋ねでございますけれども、平成17年の10月1日時点にですね、旧城辺町からの事務引き継ぎにおきましては、5丁です。ですから、現在保有しているのは5丁ということでございます。

それと市政全般に係る部分で、公民館活動のあり方と館長の配置の件もございました。これにつきましては、地域の公民館の事業につきましては、合併後の新市におきましても、これは継続して実施しております。また、実際やっております。

それから、館長の配置の件なのですが、現在中央公民館の館長を中心にですね、それぞれ職員が配置されてきて、業務の推進がされております。私どもといたしましては、当分の間はこの現在の形で運営していきたいと思っております。

それと埋蔵文化財の保管状況についてのご質問もございました。新しい保管施設の建設は必要じゃないのかということもございますけれども、現在埋蔵文化財につきましては、旧市町村の教育委員会の施設等に分散保管してございます。例を申しますと、旧平良市の総合給食センターであるとか、旧上野村の農業資料館であるとか、旧城辺町の中央公民館、及び陸上競技場の倉庫であるとか、旧伊良部、旧下地町の教育委員会の倉庫あるいは総合博物館の収蔵庫などでございます。保管施設の建設につきましては、合併して遺物の量がコンテナボックスの約3,000箱を超える、そのくらいの量が予想されておりますし、今後浦底遺跡や北市場付近の発掘調査が予想されますと、遺物の資料はもっともって増えてまいります。ですから、今後こういったものを保管する施設が必要になると思っておりますので、その辺はこれから検討させていただきます。

ウミガメの件がございました。吉野海岸に関するすべてという項目の中で、実はウミガメに係る部分が先ほど出ましたので、ウミガメに関して少しご答弁させていただきます。旧城辺町の教育委員会におきまして、ウミガメの調査を平成4年から平成11年までの8年間実施してございます。その目的はウミガメの上陸産卵の実態調査、それから生態調査で、これは平成11年に終了しているように聞いております。その調査結果をもとに、旧城辺町では啓蒙として保護活動を行っておりまして、文化財の指定は行っておりません。ウミガメにつきましては、ワシントン条約など国際法においても、保護種として選定されており、宮古島市といたしましても、保護に関する啓蒙を図っていきたくと考えているところでございます。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

各小中学校における体育館の状況についてお答えいたします。

各小中学校の体育館につきましては、午前中も亀濱玲子議員に答弁いたしましたところであります。老朽化が進んでいる体育館や雨漏りが生じている体育館もあります。雨漏りが確認されている体育館は、小学校で4校、中学校で6校、合計10校であります。それから、築25年以上経過している体育館は6校あります。小学校で2校、中学校で4校であります。老朽化が進んでいる体育館につきましては、整備計画に基づき建てかえの整備をしていきたいと考えております。それから、雨漏りが生じている体育館につきましては、防水処理工事等で対応していきたいと考えております。

次に、各小中学校施設の長期建設計画についてお答えいたします。現在各小中学校に学校施設設備の状況を調査依頼をしております。各学校現場からの報告に基づき教育委員会といたしましては、再調査を行い、これまで進めてきた新市の施設整備長期計画との整合性を図りながら建設計画を順次進めていきたいと考えております。なお、施設整備計画に当たっては、建築年の古い施設、老朽化の著しい状態の施設等を考慮に入れて策定をしております。

次に、各小中学校における遊具器具の安全点検についてお答えいたします。各小中学校における遊具器

具の安全点検については、学校からの連絡を受け、現場において遊具器具の破損箇所及び安全面などについて確認を行っております。なお、危険だと判断された場合には、学校側とも協議し、使用禁止、修繕、撤去などで対応しております。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

児童生徒の登下校時、特に小学校前の横断歩道を児童生徒が渡る際には、以前は黄色い横断旗を児童それぞれが持ち横断していた光景をよく見かけたものでありますけれども、友利議員のご指摘のように、そのような光景が最近少なくなっていることは事実であると思います。現在ですが、横断旗は主に春の交通安全週間や月ごとの交通安全指導等の際、校門前や近くの交差点などで活用されているようです。今後は、児童生徒の安全を保障する観点からも、交通安全指導は重要であると考えますので、防犯協会など関係機関と連携協力しまして、交通安全には徹底し、努めていく所存でございます。

◎水道局保全課長（池間昌克君）

数値の算定方法ということですが、水道局では塩化物イオンの検査には、イオンクロマトグラフ分析装置を用いています。この装置は、水道水質の検査のみでなく、食品の検査など一般的に使用されているもので、精度の高い装置です。原理としましては、分離カラムに用いられているイオン交換樹脂の中に液体の資料を通すと、イオンの種類により通過してくる時間が違いますので、おのおのイオンに分離することができます。その分離された各種イオンの電気伝導度を測定することにより、イオンの濃度がわかります。その原理により複数のイオンの分析を同時に行うことができ、水道局では窒素イオンを含む窒素イオン、塩化物イオンを含む5種類の陰イオン、ナトリウムを含む5種類の陽イオンの分析を行っています。

◎総務課長（與那嶺 大君）

職員に対してのご指摘につきましては、早急に庁議あるいは部長会議、課内会議を通しまして、指導を徹底して行っていきたくと思います。

それから、職員に対しましては、現在研修をこまめに行っている最中でございます。去った6月の26日には係長級以上の職員に対しまして、職員研修を午前、午後に分かれまして行ってございます。それから、現在eランニングと称しまして、情報政策課の方で管理職に対するコンピューターによる研修を行ってございます。

それから、来月の13日と17日の両日でございますが、これは予定でございます。グループワーキングによる職員の研修を予定してございます。このようにいろいろな面から職員の意識向上につきましては、合併後取り組んでまいりたいと考えてございます。

◎市民生活課長（村吉順栄君）

友利議員の防犯灯に関するご質問にお答えいたします。

防犯灯の位置づけであります。防犯灯とは地域の犯罪の防止及び通行の安全確保を目的として設置する公衆街路灯であります。公園、道路照明、その他公共施設敷地内に設置された電灯を除いております。設置については、宮古島市防犯灯設置規程に基づき、市民または地域の担当者及び自治会等から要望が提出された場合に、調査及び検討を行い、必要と認めたときは防犯灯を設置しております。設置した防犯灯の維持管理については、申請者、または自治会長をお願いしているところです。

◎都市計画課長（長崎富夫君）

各種公園の現状と管理方法についてお答えいたします。

宮古島市で私ども都市計画課が管理する都市公園は、全体で23カ所あります。そのうちの6カ所につきましては、公園維持管理を委託しております。内訳といたしまして、宮古島市シルバー人材センターに4カ所、城辺心身障害者小規模作業所に2カ所を委託しております。あと2カ所につきましては、7月から新たに委託管理を予定しております。業務の内容といたしましては、主に芝の刈り込みや雑草、雑木の除去、低木の剪定、トイレの清掃、空き缶、ごみの回収等となっております。委託管理以外の公園につきましては、現在5名の賃金雇用職員で管理しておりますが、合併による公園の範囲の拡大等管理費予算の減額に伴いまして、公園の維持管理に苦慮しているところでありますが、市民が安全に快適に利用できるよう担当課としては管理には万全を期したいと思っております。

◎城辺支所地域振興班長（下地達男君）

まず最初に、平成16年度の城辺町9月定例議会の一般質問での内容の質問ですが、これは旧城辺町の9月定例議会でも答弁いたしておりますけれども、城辺町第3次総合計画後期計画の基本計画で示されておりますけれども、その中のリーディングプロジェクトの中で、まず全庁として生き生き健康づくりというプロジェクトという全体で一応うたわれております。その中で、5項目入っております、その中のウミガメと浜の博物館プロジェクトが位置づけております。その内容といたしましては、ウミガメの有数の産卵地である城辺町では、人がカメのよき隣人になることを目指して研究者も町民も城辺町を訪れる観光客もそれぞれがウミガメや浜の自然を体感し、知ることができる仕組みや自然開発等も含めてあるがままの自然を生かしたウミガメと浜の博物館をつくりますという形で第3次総合計画にはうたわれております。

進捗状況はということですが、これはリーディングプロジェクトの基本構想もつくっておりませんので、特に進捗状況ということはありません。

それから、駐車場料金という質問であったんですが、吉野海岸は便利施設の料金は、施設使用料金でございます。その維持管理費は、光熱水費を賄うということの質問ですが、光熱水費、トイレ、シャワーの光熱費だけじゃなくて、水道料、それからトイレの清掃費、消耗品、それから駐車場管理に伴う人件費等々が充てられると思っております。ご質問の内容では、指定管理後の費用の内訳ということで理解しておりますが、そのことにつきましては、これは合併と同時に観光振興課へ引き継がれておりますので、そこからの答弁になってくると、こう思っております。

それから、路盤的な問題があって、下にトイレ、シャワーが建設できないということでの質問ですが、これは土質調査をして、最初は下の方でやるということで計画したんですが、土質調査の結果、どうしても上でしないといかんということもあって、上での建設になっております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、吉野海岸の件でございます。駐車料金はということでございます。駐車代金は1台当たり500円ということございまして、18年度の予算計画によりますと、12カ月で360万の駐車料金というふうな計画がなされてございます。実績報告書が当然3月末で上がってきているはずでありますけれども、ちょっと手元にございませんで、計画の方でご説明させていただきます。

次に、公園の管理でございます。私ども公園管理につきましては、農政課、商工観光課、むらづくり課、水産課が公園を持ってございまして、農政課の管理する公園は、現在五つございます。これについては、

直営で管理をしまして、清掃のみを委託しているということでございます。次に、むらづくり課でございます。全体で48カ所ございます。農村公園につきましては、地区の各自治会の方からの要望ということで整備していますから、各自治会で管理というふうになってございます。宮古島市が直接管理するのは10カ所でございます、これにつきましては、直営で管理をしまして、清掃のみを一部トイレの清掃ですね、こういうものを委託をしております。水産課でございます。水産課の公園というのは、ほとんど漁港内にごさしまして、トイレ清掃のみをシルバー人材センターに委託をしております、それ以外は市の職員でもって管理をしております。

◎城辺支所地域振興班長（下地達男君）

吉野海岸の工事請負費にかかわる起債額とそれから町の持ち出し分の額ですが、起債額は960万、町の持ち出し分が59万9,100円となっております。

◎議長（友利恵一君）

ほぼ答弁は終わったようですが、吉野海岸に関することすべてとあるものですから、すべての項目の説明が漏れていましたら指摘してください。

◎城辺支所地域振興班長（下地達男君）

失礼しました。翔南高校のダイビングコースとして、ダイビングの授業として使いたいと、そういうときに駐車使用料金を払うのかという電話連絡がありましたんですが、それは減免できますので、無料で多分大丈夫でしょうということで、ふるさと村に電話確認して申請してくださいという連絡をしましたんですが、ふるさと村にもそういう電話があったようでございますけれども、実際にダイビング教室として利用したということはなかったと聞いております。

◎友利光徳君

再質問します。

町道15号線における物件補償の件ですけれども、これは旧城辺町時代にですね、町有地を無断で使用していたんですね。それで議会で問題化されまして、途中で賃貸契約をしたと、そういう物件に対してですね、旧城辺町700万余りの予算を計上していたんですけれども、その物件に対して補償をするわけなんですか。もう一度答弁お願いします。

それと植物園の再開発についてですけれども、これ市長の方で答弁お願いしたいんですが、市街地にですね、近い位置にありながら、どうも観光振興につながるような貢献をしていないんじゃないかなと、そういう気がするんですけれども、もう少し計画を練ってですね、事業採択できるメニューはないのか、検討しながら、いわゆる整備をしてですね、市の観光振興につながるのが行政かなと、このように感ずるんですけれども、そういう計画はないのか。そして、場所的にいいものですから、滞在型とか、体験型観光がですね、可能な位置にあるんじゃないかなと、そういう気がするんですけれども、そのような予定はないのかですね、答弁をお願いします。

それとですね、吉野海岸についてでありますけれども、ふるさと村がですね、業務を開始した年月日、そして会社を設立した年月日、そして会社が登記された年月日、城辺町とふるさと村との仮契約の年月日ですね、そして協定書の中における第35条の変更禁止がうたわれているんですけれども、明記されているんですけれども、原状回復の整備はどちらの方で原状回復をするのかですね、その辺について答弁をいた

だきます。

そして、海ぶどうの補助事業導入についてでありますけれども、海ぶどう生産組合の組合の皆さんはですね、いわゆる観光振興につながるようなことを考えているんですね。ということは、宮古観光協会と提携をしながら、観光バスの路線の位置づけをしながらですね、観光振興にもつなげていきたいという意気込みを持っているので、ぜひともこれは事業採択等に向けて頑張ってくださいなと思っております。

それと、市長の方にですね、私が申し上げたいことは、中止命令についてですね、いわゆるこれは市長ご自身でやった。中止命令したんじゃないで、連名でですね、旧市町村長における連名だったかどうかということは、市町村長の会長という立場でその中止を命令して、市長はですね、ご自身が悪者扱いされたような気がするものですから、そこには旧市町村長における連名によるものだったかということを確認しているわけですね。ですから、その辺についてはですね、署名連名による要請活動であったのかと私はお尋ねしていますので、その辺についてはですね、もう一度答弁いただければと思っております。

それとですね、吉野海岸の指定業者についてはですね、960万もの起債を起こして運営しているわけで、行政費の公平性がなければいけない。当時の業者選定についてはですね、応募もしないし、旧城辺町がありきの形で業者に選定をしていくと、そういうことを考える場合には、行政は均等性に欠けたらいかん、公平性に欠けたらいかん、それ一番大事な問題だろうと思っております。そして、吉野海岸については最近いろいろマスコミ報道であります、そういう公平さに欠けるものですからね、班長、そのような事態が起こると思しますので、ぜひともこれはもう少し行政としてもですね、責任を持って指導するなり、いわゆるどちらが犠牲者がわからないので、行政の立場でですね、公平な指導をしていただいて、宮古の観光振興につながるような行政を運営してほしいなと思っております。

それと、普通教室建設における運動場の原状回復と平一小学校の仮設教室の設置についてであります、工事をする場合には特記仕様書というのに準じて工事をすると思しますので、運動場のですね、傷みがないような、できるだけ配慮をしながらですね、そして工事が終われば原状回復も児童生徒の体育の時間に支障のないような原状回復をしていただくように協力につきましてはですね、指導してほしいなと思っております。

それと埋設文化財についてでありますけれども、これ市長の方で答弁をいただきます。公共施設分散計画ということを考える場合にですね、旧農村部は寂れております。そういうことを勘案する場合には、旧城辺町庁舎跡地ですね、そういうのを利用して、研究、そして保存の面からした場合は、1カ所に保存しながらですね、児童生徒の勉強の場にもなるように考えておりますので、どうかその辺もですね、検討しまして、ぜひとも建設していただきますように心からお願いを申し上げて答弁聞きまして終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

植物園の再開発でございますけれども、これについては植物園独自の再開発とあわせて、議員がおっしゃるように植物園内において体験工芸村を創出することによって、観光客を集客することによる相乗効果を今検討しているところであります。

また、温泉病院でございますけれども、温泉水の地下浸透を中心に、命令はいたしませんで、中止の要請をいたしました。これは、旧4市町村長の連名で行っております。

文化財の保存について、旧城辺庁舎跡等に1カ所にまとめて保存する方がいいのではないかとのご提

言でございますけど、大変いいご提言だと思いますので、どこかで1カ所にまとめて保存するべきだと考えております。

◎**経済部長（宮國泰男君）**

まず最初に、海ブドウの施設の検討でございますけれども、これからですね、漁協の方といろいろ調整を進めていきたいというふうに思います。

次に、吉野海岸の基本協定でございますが、その中で35条の中に施設等の変更の禁止があると。その中で原状の回復はということでございますけれども、ただいまのところですね、施設の変更のことにつきましては、私どものところでは承知をしてございません。ただ、施設の変更する場合につきましては、原状回復、撤去が容易なる施設の建設については、あらかじめ甲の許可を受けなきゃならないということになっていまして、私どものところにその施設のですね、変更に関する届け出あるいは許可の申請はございませんので、もしそういうものがあればですね、適正に指導をしていきたいというふうに思います。

◎**建設部長（平良富男君）**

旧町道15号線の整備に伴う物件補償の件ですけど、移転補償は支払う予定です。根拠としましては、施設等はその人の所有権がありますので、支払う予定をしております。

◎**城辺支所地域振興班長（下地達男君）**

吉野海岸の利便施設の設置及び管理に関する条例の制定時期ですが、これは平成17年の7月19日に議会で承認されて告示されております。

それから、指定管理者の業務開始ですが、これは8月3日から指定期間になっております。開始期間ですね。それから、会社の会社登記ですが、ふるさと村の。平成17年の5月30日で登記されております。それから、ふるさとショップ城辺、それ以前ですね、仮契約の日時ですが、4月28日となっております。

◎**議長（友利恵一君）**

休憩いたします。

（休憩＝午後5時17分）

再開いたします。

（再開＝午後5時20分）

これで友利光徳君の一般質問は終了いたしました。

◎**棚原芳樹君**

本日最後の質問者でありますので、あとしばらくのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。助役2人制についてでございますが、同僚議員の質問に対して、助役2人制は現在凍結だと答弁をなされております。助役2人制については、三たび上程されたにもかかわらず、17対10という大差で否決なされております。市民の大多数が財政の厳しい今日において、助役2人制については絶対認めてはいけないとおっしゃっております。助役2人制を凍結ではなく、断念することはできないのか。また、凍結するのはいつまで凍結なされるおつもりであるのかお伺いをいたします。

引き続き団塊の世代対策についてお伺いいたします。今日本全国で来年から700万人から1,000万人とも言われる団塊の世代がいよいよ定年を迎えられます。今全国の市町村で団塊の世代の方々を呼び寄せて、過疎化に歯どめをかけると同時に、地域の活性化を模索しております。外部からさまざまな人々、方々を集めることによって、新しいものの考え方や全国各地の方々との交流によって、観光や地域の活性化にもつながるものだと考えるわけでございますが、宮古島市当局としてはどのようなお考えと計画をなされているのかお伺いをいたします。

引き続き宮古病院の新築移転、新ごみ処理施設建設、葬祭場建設について、場所の選定はどうなっておられるのか。また、現在の進捗状況についてどうなっているのかお伺いいたします。

引き続き農業行政についてお伺いいたします。宮古島資源リサイクルセンターについて、現在の取り組み状況と今後の取り組みについてお聞かせください。それから、堆肥散布機の導入についてでございますが、先日石垣の方へ視察に行った際、1メートルぐらいに伸びたトウキビの畝間に入って堆肥を散布する機械を見てまいりました。短時間で散布ができ、畑も余り踏みつけずに大変便利だと感じてきたわけですが、我が宮古島市もこういう小型の散布機の導入は考えた方がいいのではないかと考えるわけでございますが、当局はどのように考えておられるのかお聞かせください。

引き続き伊良部地区における畜産業の振興対策についてお伺いいたします。私が各地区を見てみると、平良市、城辺、下地、上野、特に畜産業が盛んに行われているわけですが、伊良部地区だけ極端に畜産業が少ないのはなぜなのか。また、今後伊良部地区における畜産業の振興対策について、当局はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。また、後継者育成についても伊良部地区だけでなく、宮古島市全体でどのような対策と取り組みをなされているのか。また、今後の課題についてもお伺いをいたします。

引き続きサトウキビ制度改革について、増産プロジェクトの現在の取り組みと状況についてどうなっておられるのかをお伺いいたします。

引き続き道路行政についてお伺いをいたします。伊良部地区の農道清掃についてでございますが、最近伊良部地区の農道がギンネムやススキ、雑草に覆われた場所が至るところに見受けられるわけですが、農道の維持管理はどうなっておられるのかお伺いをいたします。

引き続き伊良部地区の土木費についてお伺いいたします。伊良部地区の土木費が平成18年度宮古島市になって道路工事費が年間で192万4,000円となっております。ちなみに伊良部地区での土木費は平成16年度が土木事業費4億543万3,500円、平成17年度で3億3,530万4,800円となっております。本年度の平成18年度の土木費と比べると3億5,000万から4億ぐらいの開きがあるわけでございますが、なぜこのような開きが出たのかお伺いいたします。

引き続き新規道路の採択に向けての取り組みについてでございますが、現在どのような取り組みをなされているのかお伺いをいたします。

引き続き伊良部地区社会福祉協議会職員給与の問題について、現在どうなっているのかお伺いいたします。そして、今後の取り組みと課題についてもお伺いをいたします。

答弁をお聞きいたしまして、再質問しますので、よろしくお伺いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

棚原芳樹議員の質問にお答えします。

助役の2人制について、今議会に提案を見送りました。現在凍結中でありまして、市民の反応を見ながら考えていきたいと考えております。

団塊の世代についてでございますけれども、団塊の世代を昭和22年から24年までとすると690万、26年まで含めると、1,085万人とも言われております。それらの人々が定年退職するのが2007年度からです。一時期そのような大多数の人々が定年退職することに対し、大量失業の時代だと言われました。しかし、団塊の世代は戦後の高度成長期を築き、大量消費時代をも経験、そして働く意欲を持っている世代であります。これらの世代は労働力があり、子育ても終え、ローン返済もほぼ終え、可処分所得も増えております。いわば大量消費市場が出てくると言ってもいいかと思えます。そういう人たちのために、ふるさとへ呼び込む自治体がありますが、団塊の世代を呼び込む施策として、次のようなことが考えられます。

一つには、職業の紹介、二つ目が住宅の相談、そして農業研修等です。しかし、明るい面だけではなく、負の部分もあります。定住や長期滞在となると、近所づき合いが煩雑だったり、農作業が過酷であったりすると、もとの生活に戻る例も多いと言われております。また、福祉や医療の問題も出てまいります。このようなことは宮古島市だけではなく、県も含めて対処した方がよりよい対策が出てくると考えております。いずれにしても、やがて来る団塊の世代の宮古島への呼び込みにつきましては、関係機関と協議して考えていきたいと思っております。

宮古病院の新築移転については、さきの議員さんたちにも答弁いたしましたけれども、宮古病院ともあるいは県とも相談しながら、那覇の高度多機能病院の後につくるといふ県の約束を踏まえまして、早期にこれが実現できるように土地等を宮古島市で提供するべきかなども含めて、早期建設に向けて頑張っていきたいと考えております。

他のことについては担当をもってこたえさせます。

◎福祉保健部長（池村直記君）

伊良部地区職員給与問題について、それと今後の取り組みと課題についてということでございますが、宮古島市社会福祉協議会伊良部支所ヘルパー職員のこの給与問題につきましては、現在宮古島市社会福祉協議会が合併協定事項に基づきまして、その平準化に努めておりますが、そのことに対し理事会の決定を不服とし、ヘルパー職員が辞令を拒否するという事態が続いております。一時期裁判による調停を模索していたヘルパー職員側ですが、現在においては、法廷の場の争う姿勢も示しており、この問題の長期化を大変懸念いたしております。市としては、社協、それからヘルパー職員間での対話による解決策が講じられ、一刻も早くこの問題が解決され、地域福祉施策がしっかりと遂行されることを望んでおります。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、宮古島資源リサイクルセンターの今の状況はと、そして今後の計画はということでございます。現在の状況としましては、本施設はほとんどそろってございます。そういう中で、供用開始がまだできておりませんが、現在堆肥の原料となる部分、もみ殻であるとかですね、あるいはバガスであるとか、JAさんとの協議であるとか、そういうものを行ってございます。そういうことで、そういうものが整い次第堆肥をですね、試験的につくっていくということでございまして、土壌に合った堆肥づくりを目指していきたいというふうに思っております。将来的には当然に指定管理者に持っていくというよ

うなことを計画してございます。

次に、堆肥散布車の導入の件でございます。ただいま資源リサイクルセンターの方に4トンの散布車両が導入されております。ただ、これは平面的に耕起する前にですね、散布をし、耕起をするという形のものでございますから、キビを植えた後に入っていけない機械でございます。そういうことで、今回石垣の方で畝まで入って有機質肥料、堆肥をですね、散布する機械を見てまいりました。大体ハーベスターの畝間が1メートル40程度でございますから、その中に入って行って、十分に二つのキビの部分にですね、堆肥が散布できるような機械が開発をされてございます。ただ、これがきちっとした形で開発されているかという部分に関してはですね、もう少し検討する必要がございますので、そういう機械のできぐあい、これを見ながらですね、導入については検討を行っていきたいというふうに思っています。この機械大体700キロぐらいの堆肥が入るようになっていまして、畝の間を90センチぐらいの機械ですから、入って行って堆肥を散布するということから、相当作業能力はですね、緩和されるというふうに思っております。今後少し様子を見ながら導入を計画したいというふうに思います。

次に、サトウキビの増産プロジェクトの現在の状況はということでございますけれども、県におきましてもですね、サトウキビ増産のプロジェクトの協議会を立ち上げてございまして、市もその委員の中に入っております。そういうことで、その中で話し合われていることは、支払いの部分はまだ見えていないというようなこともありまして、それに対する要請活動を一部農協団体、糖業団体が始めているということでございます。今回沖縄県の市議会議長会の方でもですね、要請を行うということをお願いしておりますので、大変感謝いたしております。今後我々がやる仕事としましては、組織づくりについてですね、各地区でお話し会を持ちながら、できるだけ早期にそういうシステムづくりをですね、やっていくことが今我々行政の仕事だというふうに思っております。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

伊良部地区における畜産の振興についてでございますが、伊良部地区における肉用牛は、248頭ということで、他の地域に比較いたしますと、極端に少ない飼養頭数となっております。伊良部地区においては、畜産の振興方針といたしまして、優良品種の育成、良質飼料の安定確保のための草地の造成、子牛育成技術の向上及び新規就農者のための高能率共同利用畜舎等の整備を図ってまいりたいと思っております。さらに、優良生産子牛補助事業、優良雌牛自家保有補助及び畜産担い手育成総合整備補助事業等を導入し、今後畜産の振興に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、後継者育成と今後の課題についてお答えをいたします。伊良部地区の農業就業人口は、近年減少を続けており、高齢化率は38%と増大し、農業個々引き継いでいく新規就農者の確保が急務となっております。伊良部地区では、現在19名が認定農業者に認定されておりますが、今後も伊良部地区の農業振興計画、認定農業者の育成目標を設定し、後継者育成に努めてまいりたいと思っております。今後の課題といたしまして、就農者の確保、リーダーの育成、組織の育成強化、次代を担う子供たちの農業に対する理解と関心の醸成とこれらの課題の解決に努め、伊良部地区の農業の振興に努めてまいります。

道路行政についてお答えをいたします。伊良部地区の農道の維持管理については、これまで専属の嘱託員が重機のオペレーターとして配置され、農道の維持管理を行い、利用者の便を図ってまいりました。現在はオペレーターが配置されていなく、また予算額が不足で、伊良部全域の農道を計画的かつ適切に管理

していくことが困難な状態になっております。限られた予算の中で、効率的に運用し、農道の維持管理に努めてまいるとともに、適正な予算確保を図り、より安全で利便性のある農道管理に努めてまいりたいと思います。

続きまして、道路行政についてお答えをいたします。平成17年度までは伊良部地区で町道102号線、町道123号線、町道125号線が継続事業として執行されてまいりましたが、平成17年度で3路線ともに事業が完了いたしました。平成18年度は新規継続事業がなくなり、その分ご指摘のとおり予算が減少をいたしております。

新規道路の採択に向けての取り組みについてお答えいたします。平成19年度採択に向け、町道69号線、そして町道7号線を新規事業として県へ要望申請をしてあります。新規採択できますように鋭意努力をしてまいります。

◎環境施設整備局長（平良哲則君）

まず1点目に、新ごみ処理施設建設についてであります。現在川満部落の会長及び視察に行かれた方々を中心に地域住民の合意形成が可能かどうか。今調整を行っております。また、並行して他の候補地についても、慎重に調査を進め、建設用地選定委員会や内部検討委員会の設置も実施して、早急に用地の選定を図っていききたいというふうに考えています。

次に、葬祭場建設についてであります。これについても現在宮古本島全域を対象として、住民からの情報を得て聞き取り調査を行うなど、早期着工に向けて取り組んでいるところであります。用地の調査を慎重に行い、地域住民との合意形成を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

◎棚原芳樹君

再質問をいたします。

助役2人制についてでございますが、市長は凍結して、また市民の顔色、様子をうかがいながら考えていくとおっしゃっております。私は市長、本当に市長に対して市民の声が本当に届かないのかなと、本当にだれも市長に対しては本音を言わないのかなと、この宮古島市の将来を危惧している今日このごろでございます。どうぞ市長、市民はですね、この助役2人制に対してだけは断固反対であると私は8割以上の人は反対であると自信を持っております。にもかかわらず、市民の顔色をうかがいながらまた9月定例会か、臨時議会か、12月かわかりませんが、上げていきたいとおっしゃっているわけでございますが、大変残念な思いでございます。こちらに夕張市が、きのう新里聡議員も言っておりました。財政再建団体に転落ということですね、大変この夕張市はもちろん夕張メロンでも有名であります。その夕張市が財政再建団体ということで、今全国を揺るがすぐらいのニュースになっております。我々宮古島市も厳しい予算、厳しい財政の中にしっかりと頑張っていかななくてはいけないのに、市長がこれだけ助役2人制にこだわっていることに対して、私は大変疑問を持っております。市長ぜひ夕張市のようにならないように財政をしっかりしてお願いしていききたいと思います。

それから宮古病院、そして新ごみ処理、葬祭場施設についても、私は何年間も委員会立ち上げながら検討してきました。そして、何年間しても用地すら決まらない。私は、これは行政側の怠慢か、そして市長の指導力のなさじゃないのかと私は思っております。また、これだけ市長が用地選定すらできない、またそれだけの熱意がないのか、私は疑問に思っておりますので、どうぞ市長早目に一生懸命頑張って用地選

定をお願いしていきたいと思っております。

宮古島資源リサイクルセンターについてでございますが、あれだけの規模の施設をつくって、あれがうまく運営できないとなれば大変な問題だと。あれだけの金をつぎ込んで、本当にあそこに材料すら集まらないとなれば、我々は大変なことになります。ぜひ今後どのような取り組みをして、本当にその堆肥の材料も集めるのか。また、運営主体も市がやるのか。また、第三セクター方式、またいろいろやるのか。それも早目に私はしっかりとした方々に決めていかないと、私はこの施設はそう簡単に稼働しないんじゃないかと大変危惧しておりますので、どうぞもうちょっとしっかりお願いをしたいと思っております。

堆肥の散布機についてでございますが、今後導入を検討していくということでもありますので、ぜひこれすばらしい機械でありますから、予算化して、宮古島市の本当に有機質農業ができるようお願いをしていきたいと思っております。

伊良部地区における畜産業の振興対策でございますが、余りにも畜産業が少な過ぎる。そして、有機質の肥料を使っていろいろ野菜やマンゴー、いろんな農業をしたいという方も多くおられるわけですが、なかなかそれが有機質がないということで、残念ながら有機質農業が発展しておりません。ぜひ伊良部地区においては、畜産業の振興対策をしっかりとやって、そして後継者育成もしっかりやってですね、明るい未来の伊良部、また農業者の育成をお願いをしたいと思っております。

サトウキビ制度、増産プロジェクトについても、ぜひ組織をしっかりと、これは本当に宮古の経済を揺るがすと言ってもいいぐらいの大変重要な問題でありますので、当局ももちろんJAも、組織もみんなしっかりと頑張ってくださいますようお願いを申し上げます。

伊良部地区の農道清掃についてでございますが、去年まではそんなにまで暴れておりませんでした。今年に入って、アスファルトの農道でも両方から草が生い茂ってですね、人身事故も起こり得るんじゃないかと、大変危惧しているわけですよ。事故が起こってから予算がなかったからといっては大変困りますので、ぜひ伊良部の人は伊志嶺市長が宮古島市の市長に誕生して、市長も伊良部、助役も伊良部、議長も伊良部ということで、大変期待を持っていたわけですが、大変残念だとみんな怒っておりますので、早目に9月の補正予算にもですね、予算化して、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、伊良部地区の土木費でございます。3億5,000万から4億ぐらいの事業をやっていたのが今は約200万、余りにも激減過ぎる。伊良部の建設業の方々、一体全体どうなっているのかと、役場の職員は何をやっているのかと、本当に怒っております。なぜ今年度で3路線が終了するということは、これは去年から、一昨年からわかっていることなんですよ。それをしっかりとなぜ新規計画を3年前ぐらいから路線の準備をできなかったのか。これで本当に行政としていいのか。私は大変危惧しております。どうぞなぜこの土木費が190万何千円ですか、になったのか。また、二、三年前から終了するのをわかっていて、なぜ手がつけられなかったのかをお伺いを申し上げます。

伊良部地区の社協問題に関して、社会福祉協議会に対して運営助成金、我が宮古島市から9,300万円ほどやっておりますが、この内容、助成金について。どういうふうな内容でこれ運営助成金として支払われているのかをまた再度お聞きしたいと思います。そしてまた、十数名の事務職員は市の給与表に準じ、他のまた本職員であります。協議会の職員は市の給与表には準じないというのは、どういうふうな理由であるのか。また、事務職員は法人職員で、事業所の職員は法人職員ではないと言っているのか、言えるの

か、また。本採用職員に対し、ボーナス等に大きな差別があるとも聞いております。事務所の職員は約100%、そして介護職員とかは60%ぐらいになるんじゃないかと、なぜこのようなまた本職員に対しても開きがあるのかお伺いをいたします。宮古島市から9,300万円余の運営助成金が出されているわけでございます。市長は、もっと社会福祉協議会に対しても、指導、助言を仰ぐとともに、しっかりして9,300万円の使い道、流れなどもね、把握して指導していかななくてはこの問題は大変なことになると思うわけでございます。市長、いかが市長は考えているかお聞かせください。

引き続き一般質問を行います。観光行政についてお伺いいたします。宮古島市の観光業発展について、どのような取り組みと計画をしておられるのかお伺いいたします。それから、いろいろありました砂山リゾートの現在の状況もお聞かせください。

引き続きトゥリバー地区の現在の状況と取り組み等についてもお聞かせをお願いします。

引き続きいろいろ話題が上がっている吉野海岸でございますが、私は吉野海岸の周辺を禁漁区設置にできないか。ハワイのハナウマ湾でシュノーケルをしながら人と魚が自然に戯れて遊べるような禁漁区の設置はできないのか。ちなみに禁漁区ではなく、海洋生物保護区の指定はできないのかお伺いをいたします。

引き続き伊良部地区のパブリックゴルフ場について、現在の運営状況と今後の取り組みと対策についてお伺いをいたします。

引き続き教育行政についてでございますが、伊良部高校でスポーツ学科の新設などはできないのかお伺いをいたします。

引き続き消防行政についてでございますが、職員の給与問題についてでございますが、年末年始の休日勤務手当でございますが、現在消防職員の皆様方とはどのような話し合いになっておられるのかお伺いいたします。また、今後の取り組みと課題についてもお伺いいたします。

答弁をお聞きいたしまして、再々質問をしますので、よろしくお願ひいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

社協に対しては、多額の運営助成金を出しております。その立場からしっかりと円満解決するように助言をしていきたいと、そのように思っております。

◎助役（下地 学君）

観光行政についてということで、観光業発展についてどのような取り組みと計画をしているかということなんです。お答えいたします。

島の持つ自然と文化的な財産を利活用した観光の振興策としまして、体験滞在型交流事業に取り組んでおります。これは、独自の体験メニューを通して島の自然、文化、歴史の周知と地元の人々との触れ合い交流を行うことにより、誘客が図れるとともに、リピーターへのつながりを持たせる事業を実施します。また、同様に体験メニューを通じた交流都市との交流事業へも活用し、受け入れ対応を行っております。さらに、新規としてひまわりまつり、宮古ナンコー大会のイベント等を立ち上げ、島外へのアピールをするとともに、地域参加型イベントの開発を実施しており、今後は新たなイベントの創出に向け取り組んでまいり所存であります。

◎教育長（久貝勝盛君）

棚原議員の伊良部高校でスポーツ学科の新設できないかというご質問にお答えしたいと思います。

伊良部高校は県立高校でありますので、沖縄県の動向を踏まえ、地元伊良部地区の要望や伊良部高校の考え方を尊重しながら、市教育委員会としては対応していきたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

棚原議員の職員給与問題についてお答えいたします。

現在どういう話し合いを進めているかということですが、これまで総務課あるいは財政課、一緒にですね、消防本部の担当課との協議ですとか、説明会もやってまいりました。今ですね、財源の確保が大変難しいという状況の中で、大変こういう状況になっておりますが、7月ごろに入りまして、交付税の大体が確定いたしますので、それも一つの節目になるかと思えます。そういう状況もにらみながらですね、それから行革、いろんな給与の適正化、いろんな総合的な観点から行革も行われますので、そういった視点から財源の確保に努めていきたいと、このように考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

観光行政についてということで、吉野海岸の禁漁区設置についてでございます。沖縄県の漁業調整規則というのがありまして、それに基づきまして、漁具とか、漁法の制限、禁止はできるようになっております。ですが、議員おっしゃるような観光目的のですね、禁漁区域というものに関しては、いまだ例がありません。ですが、漁業調整規則の35条の3にですね、水産資源保護法の第15条の1におきまして、保護区域を定めることはできるようになっております。ですけれども、これもあくまでも水産生物の保護というのが観点に置かれておりますので、これをどううまく活用してやっていくかというのはですね、なかなかハードルが高いとは思いますが、調査研究はしてみたいというふうに思います。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

土木費が減少予想されていたが、その対策はどうなったのかという質問がございました。平成17年度に3路線の整備が完了するために、新規採択に向け作業を続けてまいりましたが、対策が十分でない面があったり、また採択条件が厳しく、道路整備事業の採択に至りませんでした。公共事業が地域の活性化に果たす役割を十分に認識し、今後公共事業の導入についてなお一層の努力をしてまいりたいと思います。

続いて、パブリックゴルフ場の運営状況並びに今後の取り組みについてお答えをいたします。現在入場者数は前年並みに推移しておりますが、経営は依然として厳しいものがあります。本年度目標達成のために全力で取り組んでまいります。今後の取り組みといたしましては、民間的視点に立った経営を目指し、各団体、個人の利用の促進、そして宮古本島からの誘客やインターネットによる誘客等を実施するとともに、特に経営体制の充実と市民の有効活用が図られるように利用制度を検討してまいりたいと思います。また、施設運営方法といたしましては、9月より指定管理者制度の導入を図り、より有効な活用が図られるように努力をしてまいります。

◎土地対策局長（狩俣照雄君）

砂山リゾートの現在の状況についての質問でございます。

株式会社宮古島砂山リゾートは、平成17年9月21日に会社更生法の適用を受けてございまして、平成18年の5月15日に東京地裁で管財人と株式会社ゼファーが事業スポンサーとして契約を締結してございます。それを踏まえまして、株式会社ゼファーは平成18年の5月29日会社の取締役会におきまして、更生会社株式会社宮古島砂山リゾートの株式を取得し、子会社化することを決議してございまして、今後におきまし

ては、ゼファーの子会社である宮古島砂山リゾートが開発を進めていくことになるわけですが、砂山ビーチ一帯の開発計画に当たっては、自然との調和や環境対策、文化財の保護など、地域振興を図りながら事業を展開していく方針を表明してございます。また、来月上旬には宮古島砂山リゾート及び宮古島市関係団体で組織する連絡協議会を立ち上げ、開発に当たっては地域の意見、要望を積極的に取り入れる考えを示してございます。

トウリバーの現在の状況と今後の取り組みについてでございます。現在の状況は、今年に入りましてから11社の企業が視察に来ておりますけれども、具体的な企画書の提出までには至ってございません。今後の取り組みにつきましては、アドバイザーとの情報の交換、それから売却方法の見直しなど、新たな方策について検討するとともに、売却に向けて積極的に企業誘致活動を展開していきたいと考えております。

◎棚原芳樹君

どうもありがとうございます。再々質問をいたします。

観光行政についてでございますが、これから我が宮古島は観光に大きなシフトを置き、我が行政もしっかり観光客誘致、また観光業の育成を頑張っていかなきゃいけないと思っておられるわけでございます。ここに少し記事を読ませていただきます。これは、二、三日前の日本経済新聞の記事であります。観光立国推進2課増設と、国土交通省は7月から観光部門の組織を拡大する。観光行政を担当する課を2課増やすとともに、地方出先機関にも観光を専門に担当する部局を新設、担当職員も現在の約1.5倍に増員する。政府の経済成長戦略大綱の重点分野の一つに観光が盛り込まれたことを受け、観光分野の政策立案、情報発信機能を強化すると3日前ぐらいの経済新聞にうたわれております。そして、6月23日の新聞には、沖縄県の2005年度の観光客の伸び率が最高であったと、9.7%伸びたと。そして、3,984億円と、過去最高になったと言っております。ぜひですね、私はこれから我が宮古島市は観光と農業をリンクさせながら、新しいやり方をも考えながらやっていかなければいけないと市長思っているわけでございますが、私が見たところ、我が宮古島市はまだまだ市長初め、観光にそんなに口では言っておりますが、力入れていないのではないのかと、私は本当に思っております。国がこのようなふうには国土交通省がですね、2課増やして1.5倍も職員も増やして、日本はこれから観光の道で生きるんだと、国も頑張っているわけでございますので、我が沖縄県、もちろん宮古島市は石垣と比べて我々が約40万人、石垣は70万人でございます。50万人、60万人と我が宮古島も目指すためには、もっと観光行政に力を入れていかなければいけないのではないかと私は市長思っているわけでありまして、市長の観光に対するこれからの意気込みとお考えをもお聞かせください。

そして、砂山リゾート、トウリバー、どうぞ頑張ってください。

吉野海岸については、そういった保護区という形でも何らかの方法がとれば、5年後、10年後ぐらいになればすばらしい魚と戯れるそういった環境ができて、本当にまたすばらしい観光のメッカにもなっていくのではないかなと思ったりもしておりますので、どうぞあきらめずにですね、いろんな知恵と努力をして頑張ってもらいますようお願いをいたします。

パブリックゴルフ場についても、幾ら私はやっても赤字だと、ここは。負の遺産と言ったらちょっとあれであります。そう思っております。これは、民間に委託するか、売却するかですね、指定管理者制度程度ではどうしようもならないのではないかと私は思っているわけでありまして、民間に売却するような、

そういった考えはないのかどうかお伺いをいたします。

消防職員の給与問題であります。いろいろ話し合っていると、総務部長の答弁でございます。1月前ぐらいに本土の方で消火活動で行った消防職員が命を落とされております。テレビや新聞で拝見していると思いますが、我々宮古島市民の生命と財産を守るために、本当に命がけで彼らは頑張っておられるわけでございます。ぜひ命をかけて我々を守っている方たちに対して、特段のご配慮もお願いを申し上げたいと思っております。もちろん厳しい財政ではあります。ぜひこの辺をお願いいたします。

新型交付税が発動されれば、宮古島市は31億円の減額になり得ると。そして、55億円の歳入欠陥がある。そして、100億円の一時借り入れもあられる。そして、管理職が1,000名ちょっとの宮古島市の職員の中に138名もおられる。ぜひですね、市長これから5年後、10年後を見据えて、本当に赤字団体に転落しないように、私は財政の支出の削減だけでなく、管理職の方も考えて、市長がいつも言っている最少の経費で最大の効果は、一体全体何なのか。私は市長これでは最少の経費で最大の効果は出せないのではないかと思ったりしております。新型交付税はあと5年ぐらい据え置きになりそうなそういう新聞も出ておりますが、いつまた来るかわからない。また、それに近いまた新型の税制を政府が考えてくるかもわかりません。まさかそうなるとは思わなかったんでは私は済まないと思っておりますので、経費削減もしながら、人員の整理もしながらですね、しっかりと市民を苦しませないような、市民に失望を与えないような私は行財政運営をしていかななくては今後大変なことになると、大変危惧しております。

伊良部高校のスポーツ学科の新設でございますが、ぜひ検討なされてですね、スポーツ学科ができて、ゴルフとか、そういうのも取り入れられれば伊良部のパブリックゴルフ場もつぶれなくても済むような運営にもなれるんじゃないかとも思ったりもしておりますので、ぜひ伊良部高校のスポーツ学科の新設ができれば、全国からいろんな青少年の方々が来て、また地域の活性化にもなっていくものと期待をしております。

最後になりましたが、市長どうぞ行財政運営しっかりなされて、この夕張市のように我が宮古島がなって残念な思いをさせないように、いま一度市長にはお願いを申し上げて、市長に対して財政再建団体にだけはならないという決意をも一言お願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

棚原議員にお答えします。

確かに観光は250億という観光収入は宮古の収入にとって大変大きな収入であります。きっちりとこれに対応していきたいと思っております。先日も観光協会長と話をしております。自分たちの人員が足りないと、ぜひ市からも何らかの形で人間をよこしてほしいという話もありましたので、これも対応していきたいと思っておりますし、また先ほど申しましたパスポート事業等も利用しながら、観光地の整備等もして対応して、観光客が増えるような、そういう宮古島にしていきたいと、そのように思っております。

新型交付税の発表もあつたりして、大変厳しい情勢が日本全国に今走っております。宮古島市もしっかりと取り組んでですね、この新型交付税がいつ来ても対応できるような行財政の改革を進めていきたいと、そういう強い決意を持っております。

◎議長（友利恵一君）

これで棚原芳樹議員の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会=午後6時15分)

平成 18 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 28 日 (水) 6 日目

(一 般 質 問)

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第6号

平成18年6月28日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成18年6月28日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（28名）

（散会＝午後5時55分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智 "	"（15"）	嘉手納 学 "
議員（2"）	仲間 明典 "	"（16"）	新城 啓世 "
"（3"）	池間 健榮 "	"（17"）	上地 博通 "
"（4"）	新里 聰 "	"（18"）	平良 隆 "
"（5"）	山里 雅彦 "	"（19"）	亀濱 玲子 "
"（6"）	佐久本 洋介 "	"（20"）	上里 樹 "
"（7"）	砂川 明寛 "	"（21"）	與那覇 夕ズ子 "
"（8"）	棚原 芳樹 "	"（23"）	豊見山 恵栄 "
"（9"）	前川 尚誼 "	"（24"）	富永 元順 "
"（10"）	與那嶺 誓雄 "	"（25"）	富浜 浩 "
"（11"）	友利 光徳 "	"（26"）	下地 秀一 "
"（12"）	池間 豊 "	"（27"）	下地 明 "
"（13"）	宮城 英文 "	"（28"）	池間 雅昭 "

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	水道局次長	砂川 定之 君
助役	下地 学 "	消防長	伊舎堂 勇 "
総務部長	宮川 耕次 "	総務課長	與那嶺 大 "
企画政策部長	久貝 智子 "	財政課長	石原 智男 "
福祉保健部長	池村 直記 "	市民生活課長	村吉 順栄 "
環境施設整備局長	平良 哲則 "	情報政策課長	喜屋武 重三 "
経済部長	宮國 泰男 "	介護長寿課長	豊見山 京子 "
建設部長	平良 富男 "	道路建設課長	下里 明光 "
伊良部総合支所長	長濱 光雄 "	城辺支所長	下地 達男 "
平良支所長	狩俣 公一 "	地域振興班長	久貝 勝盛 "
城辺支所長	饒平 名建次 "	教育部長	長濱 幸男 "
上野支所長	砂川 正吉 "	生涯学習部長	二木 哲 "
下地支所長	上地 廣敏 "	農業委員会事務局長	川満 勝彦 "

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議 事 係	栗国 忠則 君
次 長	荷川取 辰美 "	"	我如古 千佳枝 "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳 "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は28名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を続行いたします。

本日は、眞榮城徳彦君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎眞榮城徳彦君

おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず最初に、新型交付税、物議を醸している新型交付税について質問をしたいと思います。突然出てきた新型交付税なんですけども、これ竹中総務相の私的懇談会、いわゆる地方分権21世紀ビジョン懇談会が、従来の地方交付税にかわって人口と面積を基本に配分する方向で提案されているものなんですけども、これによると2007年度から新型に段階的に移行し、導入され、3年後には現在の交付税総額の3分の1程度に当たる5兆円が人口と面積を基本に配分されることになっております。沖縄県は、当初試算枠の内部資料として作成して、市町村にはその資料を配付せずに、新聞紙上で発表する形をとったんですけども、最初の時点ですみね、宮古島市に係る削減額は15億8,000万程度、これでも大変びっくりしたんですけども、それが今回新たに算定基礎となる人口や面積、基準財政需要額などを新しいデータに変更し、算定方法もより厳密にして再試算した結果、13日付で県内全市町村の財政担当者に数字を送付したという流れになっております。

これでゆゆしき問題だと思っておりますのは、この資料によりますと新型交付税導入に伴う影響額の県試算、県内11市の中で宮古島市が突出して、2005年度の交付税と比較して見た場合に実に28.5%減、金額にして30億9,500万円というふうになっております。これは人口と面積の割合配分ですから、減るところは大幅に減る、逆に那覇市みたいに人口の多いところは逆に20億6,100万増える。県内の市町村の中でもすみね、こういった格差が非常に如実に示されるようになってきております。どのように解釈をしても、さきの三位一体改革の中で我々離島の市町村がどのような打撃を受けたのか、皆さんもご承知のとおりだと思うんですけども、それに輪をかけて今度の新型交付税はなぜそのような算出方法になったのか、竹中総務相の私的懇談会が勝手に交付税削減、国の財政困難の折からこういった方式をとらざるを得ないというような話になったのはすみね、我々地方の人間、僻地の人間としてはどうしてもこれを理解もできませんし、許すわけにもいきません。

しかしながら、なぜ県内11市の中で宮古島市だけがこのような突出した削減額に陥ったのか、この辺もし当局ご存じの資料があれば教えていただきたいと思っております。

これにもう一つ側面がありまして、実はこれ今まで私ども田舎の村、町、あるいは僻地が恩恵を受けておりました現行補正というのがあります。これはどういったものかといいますと、まず1番目に遠隔地補正、これは離島市町村への加算されるものです。基地補正、米軍基地に係る需要を措置されるもの。3番目に、段階補正、規模の小さい自治体ほど手厚く配分されるもの。4番目に、合併補正、合併直後の臨時

的経費に対して措置されるものがあります。宮古島市は、2の基地補正を除けば1、3、4に全部該当するわけですが、もしこの補正がですね、全額カットされるとなると、さっき申しました30億9,500万円、これが宮古島市のカット分になります。仮にこれが今までどおり補正が行われると、カット分は4億3,900万、その違いは実に天と地ほどの開きがあるものであります。ですから、我々はこれ直視しなければならないのは、今まで行われていた補正が今までどおり継続して行われるように我々一丸となって、市民、それから議会、行政一丸となってですね、どうしてもこの補正を、今まで認められていた補正をちか取っていかなければ我が宮古島市は沈没してしまう、このように危機的状況にあるということだけはお互いに認識を深めなければならないと考えております。

心配になることは多々あるんですけども、さきに同僚議員からもいろいろ出ました。北海道の夕張市、財政再建団体に陥って……陥ったというよりも、自主再建の道を断念して国に対して財政再建団体の指定を申請することになっております。このような事態になりますと、当然地元金融機関、そういったものから融資が受けられなくて見放されるばかりか、当の北海道庁さえもがいわばこの自治体に対してさじを投げた格好で臨時財政再建団体申請を逆に促したと、こういうふうな新聞報道があります。つまりいざとなれば、我が宮古島市がにっちもさっちもいかないような財政状況に陥れば、ただでさえ苦しい国、あるいは沖縄県も、いつこのような宮古島に対してですね、財政再建団体もやむを得ないというような形で迫ってくるかもしれません。こういうことを我々は、今現実宮古島市が直面している最大の課題であると、単に財政上の問題ではなくて宮古島市が生きるか死ぬかの本当の瀬戸際にかかっている重要な問題だと考えております。

担当財政課の方にお聞きするのも酷なんですけども、仮にこの30億9,500万円という交付税の削減が行われたときに、一番問題になります経常収支比率、それと公債費負担比率、この数字がどう変わっていくのか、これをシミュレーションでお答え願いたいと思っております。

次に、多良間村簡易水道事業との広域化についてなんですけども、さきの水道局次長、それから伊志嶺市長の答弁では、検討に値するんですけども、これは今結論を出すのは当然時期尚早であるし、それから広域化に関しては四つの選択肢があって、この中のどれを選択するかも含めて勉強していきたいというふうにお答えになっております。当然そのようにしか今の段階では答えられないものと理解しておりますけども、私がそこでもう一つ言いたいのは、半年前に多良間村が我が5市町村の合併を拒否して自立の道を歩むという崇高な決断をなされました。私は、そのことに対しては非常に敬意を払うものでありますけども、ただ一つの自治体と一つの自治体と同じ「宮古はひとつ」と申しまして、分かれた以上お互いの行政の中身、それから財政、こういったものは決然と一線を画す必要があると考えております。いわば行政ルール上の問題であって、これは助けるとか助けないとか、そういう次元のものではないと思いますし、将来的にはどうなるかわかりませんが、せつかく多良間村議会は決議をして宮古島広域化を申し込んでいく経緯もありますから、慎重に我々としてもこれからの多良間村との水道事業の関係をどう構築していくか、あるいは拒否するのかもしれないのか、その辺も含めて我々が真摯に考えなくてはならない問題だと思っております。これは、当局も非常に難しい問題だと思っておりますし、水道局そのものはですね、公営企業ですから、会計上は宮古島市の一般会計とは関係ありませんけども、ただ私申します行政ルール上の手法の問題として、こういったことを安易に考えてはならないと、ここでくぎを刺しておきたいと思っております。

これに対しては答弁は必要ありません。

それから、3番目のごみ処理有料化問題について、家庭ごみの有料化についてなんですけども、行政推進本部、この会議でこの有料化が検討されております。いろいろ有料化のメリット、デメリット新聞紙上で拝見しますと、いろいろわかるんですけども、ただ表面的になぞらえてみますと、ごみのまだ有料化に踏み切っていない市は、県内11市の中でも宮古島市と名護市だけということになっております。それから、仮に有料化になった場合、1世帯当たりの平均負担額、これが3,280円、年間ですね。そういうふうになっております。いろいろ行政側の説明も根拠も理由もあるんでしょうけども、このことに関してです、広く市民の意見を聞き、そして今話題になっています行政改革推進委員会、この委員会にも諮問されるはずですから、この答申を聞いた上で一人一人が真剣に考えなくてはならない問題だと考えております。この件に関しての当局の見解を伺いたいと思います。

それから、消防職員休日勤務手当カット問題についてであります。これも新聞報道によりますと、減額分の総額がまず130万円、非常に第一印象では小さな数字だなと思ったのは私一人だけではないと思います。財源がないから、予算措置が平成17年度分でとれなかったから、当然平成17年度分は終わって、お金のないところからは出せませんという話なんですけども、私がちょっと不思議に思ったのは、この説明会において宮川部長が消防職員に対して陳謝をしていると。この陳謝の中身は何なのか、払えないから謝ったのか、それとも法律を破ったことについて謝ったのか。今は払えないけども、財源確保されれば将来払えるからもう少し待ってくれという意味なのか、その辺をお聞きしたいと思います。これは、間違いなく賃金の勤務手当カットはですね、労働基準法に抵触いたします。法令と自治法を遵守すべき行政が、財源がないからという理由だけで法律を犯していいものかどうか、この辺の法律解釈についてもお聞きしたいと思っております。

次に、懸案事業についてお伺いいたします。同僚議員からも合併後の事業に関してはいろいろ出ました。特に新ごみ処理場の建設問題、川満部落の字有地の用地選定問題から始まって住民説明会のあの拙劣な運び方でごたごたして、いつの間にかまた消え去ろうとしております。川満部落の方の責任ではなくて、私がここで言いたいのはですね、宮古島市になって懸案事業が幾つもメジロ押しなのに何一つとしてこれが形にならない、あるいはなるめどすら立たない、こんな行政があってもいいものなのでしょうか。私は、市長のリーダーシップだけの問題じゃなくて、一人一人の職員のです、もっと熟考をもって何のために合併して宮古島市になったのか、そして合併をしたらこういうふうなまちづくり、島づくりをするというみんなの目標、そういったものがあって合併したのではなかったのか。合併特例債なんて何に使ったらいいのか、こういったことがですね、何一つ行われていない。

葬祭場の建設、旧広域圏事務組合からの懸案事項であります。これも住民反対に遭って、予定されていた建設地がポシャりました。一度こういうことがあります、こういったたぐいの用地選定問題はですね、どこに行ってもハードルが高くなる、これは当然であります。一つの失敗が二重、三重のハードルをつくり、そしてどんどん高くなっていく。ですから、私は当局にお願いしたいのは、こういう問題を進める場合には行政的手順と住民に対する本当に真摯なですね、説明をやって理解を得なければこういった事業は進まない。そして、何度も同僚議員もおっしゃっていますけども、市長みずから先頭に立って汗を流して、この事業の重要性、これを認知してもらうために頑張っていかなければどうしようもない問題だと考

えております。

言うのもなんですけども、マクラム通り拡幅事業、それから県立公園の誘致、県立宮古病院の新築移転問題、県も大変財政上苦しい立場にありますので、簡単においそれとこういったものを事業採択するわけがないと考えております。当然特に県立宮古病院の新築移転については、宮古病院の老朽化が進んでハード面、そして設備の問題などが県地域医療対策協議会でも検討され、答申がなされておりますけども、実際県はこれらの事業に対して何年先になるかわからない、地元の皆さんの要請を強く受けとめて真摯に対処したいと、そういうことでしか説明はしておりません。平成12年の旧5市町村の要請に始まったこの県立宮古病院の新築移転、そして15年の9月、それから16年には宮古病院内でワーキングチームをつくりましてこれに取り組んでおりますけども、宮古病院の新築移転問題、これがどのようにこれから推移していくのか、今現時点で当局が把握している進捗状況については、どういうふうな考えをなさっているのかお聞きしたいと思います。

図書館建設も同様であります。財政の困難な折に宮古島市合併一つになって新しい図書館をつくりたい、当然の希望であります。私たち市民もすばらしい図書館が建設できることを切に願っておるわけなんですけども、新しく図書館建設準備室、これできまして、室長以下3名のスタッフで頑張っております。これから基本構想委員会、それから策定、そういったものを経まして、これから着々とこの事業が進められていくものと思っておりますけども、財源をどうするのか、常に財政問題に立ち返ってくるわけであります。この厳しい財政状況の中で、市長はどのようにして図書館建設、それから今私が申しました懸案事業について取り組んでいくのか。伝統工芸センターでも同じでありますので、この辺をまずお聞きをして再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

眞榮城徳彦議員の質問にお答えします。

新型交付税でございます。新型交付税は、議員ご指摘のように人口と面積のみを基準として配分され、その規模は交付税総額の3分の1、全体でおおむね5兆円程度であります。県の試算によれば、例えば人口、面積を9対1とした場合に宮古島市の影響額は約30億円の減となります。県内で最大の減額であります。この額は、平成18年度宮古島市の一般会計当初予算の約10%に当たり、新型交付税が導入されると宮古島市が致命的な打撃を受けることは明らかであります。この新型交付税の基本的な考え方は、従来人口10万人以下の規模の小さな自治体ほど考慮されて配分される段階補正、離島市町村へ加算される遠隔地補正など、地域の実情を踏まえ、それを市町村の基準的な財政需要として勘案してきた部分をなくしてしまうものでありますので、離島で人口の少ない宮古島市にとっては大幅な減額の試算となっております。その上に、合併算定がえによる段階補正もなくなってしまうことから、合併によるメリットが薄れてしまうおそれも出てきております。この交付税は、平成19年度から21年度までに導入を予定しているとのことですが、19年度において全額実施されるのか、あるいは3年間で段階的に実施されるのか、また今政府内でも論議が上がっているとされておりますもう少し先に延ばされるのか、まだ詳しいことは決まっておりますが、今後は県や他市町村と連携をとりながら早期の情報収集に努めるとともに、新型交付税導入についての見直しを国に強く求めていきたいと考えております。

県立宮古病院でございますけども、この移転改築の件につきましては、地域の医療環境等を踏まえて、

宮古病院が担うべき役割や求められている機能等の基本的な考え方について十分な論議をするために、ワーキングチームを設置して検討しております。引き続き必要とされる診療体制、診療科目など、具体的な事項の検討がなされ、宮古病院の改築に係る基本作業が進められことになっております。今後は、市民で利用しやすい場所の選定について、宮古病院将来構想検討委員会の中で答申されている市民が使いやすい場所、通院しやすい場所、そういうことを考えながら、その場所の宮古島市からの提供も県に伝えながら、なるべく早く厳しい県の財政状況の中で建設が行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

他のことについては、担当をもって答えさせます。

◎助役（下地 学君）

県立公園の誘致についてということなのですが、県立公園の誘致については昭和63年に旧平良市の県営広域公園誘致に始まり、いろいろな経緯があります。今現段階での取り組みについてお答えいたしたいと思います。宮古圏域においても、地域の活性化及び観光振興の観点から県立公園の必要性を訴え、平成16年宮古圏域における県営広域公園の整備促進について、宮古島市町村会ほか7団体で沖縄県に要請しております。公園の設置場所としては、平成12年第3回宮古市町村長会会議において、引き続き平良市で県立公園の設置に取り組みたいと了承されたことを受け、また美しい海、森と水をテーマとし、すぐれた海の環境を生かした水辺の公園、海の公園、宮古広域公園の形成と位置づけられていることから、大野山林北側が最もよいとして宮古市町村会に提案し、了承いただいております。位置としては、宮古コンクリート工業北側で、海岸線を含め、地下水保全流域を外した一帯が予定地とされております。なお、本年度の4月25日には沖縄県内の市町村行政連絡会議があって、本市といたしましては宮古圏域における県営公園の整備促進について要望いたしております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、家庭ごみの有料化問題についてです。これにつきましては、議員のおっしゃいますように今後行革推進委員会にけることになっております。この目的は、ごみに対する有料化ありきというよりも、まずはごみに対する減量化を図ることが大きなねらいでございます。そのことによって、いろんな分別の徹底ですとか資源化を促して公平性を図るとか、そしてそのごみ処理経費の一部を市民に負担してもらうことによって自主財源にも生かすということでもあります。現在行革幹事会ですとか、そういったところで大体案を煮詰めて今後推進委員会にかけます。市民の声を聞き、担当福祉保健部とも連携して進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、消防職員の休日勤務手当についてのご質問にお答えいたします。一つは、あの説明会で陳謝したのはどういう意味かというご質問ですが、休日勤務手当を全額払うところを一部しか払えなかったということに対する申しわけない思いを伝えたものです。

それから、労基法に法律との絡みはどうかということですが、現在消防職員の方とですね、協議中でありまして、財源のめどが一つの節目として見通しが立つ、交付税の配分の方とですね、時期等も見ながらですね、財源の捻出に努力していきたいということでございます。抵触しないように頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎企画政策部長（久貝智子君）

図書館建設についてのお尋ねでございますが、図書館整備は新市建設計画のリーディングプロジェクト

として主要施策として前期計画の重点事業に位置づけられております。また、公文書館を併設した市立図書館の整備を市長の公約として掲げております。今年の4月1日付で中央図書館建設準備室を設置いたしまして、室長以下3人の職員で対応しておりますが、今年度は基本計画の策定に向けて取り組みを行っているところです。建設財源につきましては、合併特例債の活用を考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

伝統工芸センターの移転構想についてでございます。伝統工芸センター移転を早くしたいという理由はですね、二つございました。施設が古いということで、雨漏りがするということでございました。もう一つは、施設が狭いということでございます。これは、特に研修する場が狭いということでありました。そういうことで、施設の雨漏りに関してはですね、修理をして現在とまっております。主な原因というのがありまして、天井配管のパイプがさびてですね、それが屋上に突き出してそれから雨漏りがしていくということで、これについては補修をすべて終わっております、現在のところとまっております。

合併前に工芸センターの運営委員会というのがありまして、その中で事業場所について検討をしてございます。それにつきましては、場所については3カ所提案をいたしました。いずれにしてもその3カ所ともやはり土地の購入費が入ってきたりとかですね、建設する事業が補助事業として見つからないというようなこと等もありまして、そのときも私としては植物園内にどうだというようなことも提案をしてございます。そういうことで、今回植物園内において植物園の再整備と、そして体験の工芸村構想というのを現在つくってございます。そういうことで、この伝統工芸センターに関しましてもですね、その中で議論をしておりまして、今の段階ではありますけれども、使い分けをしようという話に今なってきております。植物園におきましては、工房と研修と体験という三つの部分、伝統工芸センターではやはり今までのような非常に質の高い工芸品をつくっていくと、そういう使い分けをしながらですね、やっていったらどうであろうかというようなことを今議論をしているところでございます。9月までには基本的な構想をですね、立ち上げまして皆さんにもご報告をしたいというふうに思っております。

◎建設部長（平良富男君）

マクラム通り拡幅事業の見直しについて答弁いたします。

マクラム通りの拡幅整備につきましては、平成15年から通り会より要請を受けております。去る5月31日再度要請を受けております。マクラム通りの幹線道路及び通学道としての重要性については、十分理解しております。通り会が拡幅を求めている区間内に大原区画整理事業地区が含まれています。その区画整理事業の推進が重要な課題となっております。本市といたしましては、要請の区間と重なっている大原地区区画整理事業の第2工区について、区域内の防災上の課題等を調査し、区域の縮小、事業の見直し等を含めて検討し、県及び関係機関と協議しながら早期に方向づけをしていきたいと考えております。

◎環境施設整備局長（平良哲則君）

ごみ処理施設と葬祭場建設の取り組みについてでございますが、現在今内部検討委員会の設置を進めております。それは、両施設の事業を進める中で事業に関連する部、局、それから事業を調整する部、局、その部、局を網羅した検討委員会を今立ち上げて、用地選定の段階から計画に対する共通認識、あるいは情報交換を行って事業の迅速化を図りたいということでありまして、そして、この検討委員会で議論した内容を同時に立ち上げる選定委員会の中に答申、あるいは具申していきたいということでありまして、

◎財政課長（石原智男君）

眞榮城議員の新型交付税31億円の影響による経常収支比率はどうかということですが、経常収支比率とは経常経費の充当一般財源を経常一般財源総額プラスの臨時財政対策債プラスの減税補てん債の計で割った割合です。70から80%が適正値と言われておりますが、一応シミュレーションしてみますと、31億円分母が減りますので、影響によるパーセントは114%となります。100%を超えると、新たな事業をする余力はないということになりまして、今後の市政に多大な影響を及ぼすおそれが出てきます。

それから、公債負担比率でございますが、これも一般財源総額で公債費充当一般財源を割ったものですが、一応これは15%が警戒ライン、20%が危険ラインと言われていた数値ですが、31億の影響額でシミュレーションしてみますと、23.7%くらいだろうというふうに一応シミュレーションしております。

◎眞榮城徳彦君

再質問をいたします。

一番気になっていた数字が出ましたので、ここから入りたいと思いますけども、経常収支比率114%、公債費負担比率23.7%、数字だけ口に出して言うのはたやすいんですけども、これはもう完全な死に体であります。これは財政上、行政運営上、とてもじゃないけど、委員会開いて検討するとかなんとか言っている場合ではありません。市長もですね、財政非常事態宣言をもう一回確認をしてこれに早急に取り組まなければ、宮古島市は間違いなく沈没することになると私は考えております。そして、市長の役目は合併後首長一人しかいませんので、いろんな催し物、会合、そしていろんな表敬訪問受けておりますけども、これだけ138名も管理職がいるわけですから、ましてや優秀な人材でなければ私は管理職になれないと思っておりますから、こういう人たちに対応させて、助役と2人でですね、飛び回って、宮古島の苦しい状況を国、県に伝えてやるのが私は市長の大きな使命だと思うし、これ以外に仕事はないと考えております。114%、23.7%、この両方ですね、数字の重みをもう一度全庁体制でとらえ直してですね、私はやっていただきたいと思ひますし、議会もいま一度我々の足元を見詰め直してですね、頑張っていかなければならないと考えております。

次に、指定管理者制度についてお伺いをいたします。今定例議会に上程されている議案の中で、指定管理者制度のがありますけども、その中で旧伊良部町の財団法人公社がありますけども、その中のですね、第71号、前里多目的共同利用施設、それから長浜多目的共同利用施設、それから東地区構造改善センター、それから女性若者等活動促進施設、最後に宮古島市サシバリンクスイラブ、この五つが提案されておりますけども、この委託料をですね、年間を通して一体どのくらい、この公社を通して宮古島市が負担をしているのか調べてみますと、前里多目的共同利用施設が年間233万、長浜多目的共同利用施設が220万5,000円、東地区構造改善センターが233万4,000円、女性若者等活動促進施設が223万4,000円、この四つですね、施設はほとんど9割以上が人件費に当たります。これに宮古島市サシバリンクスイラブの2,448万加えますと、3,358万3,000円公社を通して宮古島市が委託料として負担しております。

本来指定管理者制度の意義と申しますか、目的はですね、これはむだな経費を抑える、行政の公の施設のむだな経費を抑えて、なるべく民間を活用して民間に移行して、そして行政にとっても民間にとってもこの施設をうまく利用することで活性化を図る。ですから、本来ならば公の施設に対して宮古島市が直営をするという形だけにはつけなければならないと考えて、私は指定管理者制度について理解し、把握をして

おりますけども、このように合併をしてなおかつ指定管理者制度の適用を受けるときにですね、なぜこれまでと同じように、旧伊良部町と同じようにこの施設に対して委託料を払い続けなければならないのか、その辺のご説明をお願いします。

それから、気になっている施設を幾つか挙げます。まず、旧下地町のコーラル・ベジタブル、これ第三セクターでありますけども、発行株式4,280株のうち宮古島市が保有する株式数はどのくらいあるか。よろしければほかの株主の名称とその保有数もあわせて教えていただきたい。これに対して宮古島市からの委託料、あるいは補助金、そういったたぐいのものは出ているのかどうか。これ、株式会社コーラル・ベジタブル社は今現在社長が不在であります。なぜこのような社長不在の形態になったのか、その辺もあわせてお聞かせください。

それから、旧上野村のドイツ村に関してお伺いします。運営形態がよくわかりません。これは、旧上野村の方だったらよくご存じだと思いますけども、宮古島市に移行してからこのドイツ村の運営がどのように行われているのか、その辺を簡単に説明していただきたいと思います。宮古島市とのかかわりはこの移転でどうなっているのか、役員構成はどうなっていて、理事長はどなたが務めていらっしゃるのか、それから宮古島市からの委託料、補助金は年間幾らぐらいになるのか、その辺もお聞かせください。

それから、旧城辺の海宝館について、委託料年間540万なんですけども、そのうちの人件費が216万であってあとは需用費に消えております。これは1人分の人件費となっておりますけども、一体だれの人件費なのか、その辺教えてください。

そして、これは海宝館は当然宮古島市の財産ですから、聞くところによりますと入場者から入館料を取っております。これは宮古島市の一般財源に入るという話を聞いておりますけども、入館料は幾らで延べ人数が試算が出ておりますけども、入館者調べ数が1万7,500人、そうすると収入、入館料はどのくらいになるのかお教えいただきたい。

最後に、職員数が載っております。館長1名、展示場職員1名、即売店が2名、事務職が1名、食堂5名、計10名で構成されておりますけども、これらの人件費及び食堂の運営費等はどうか、これで運営できているのかどうか、その辺もお聞かせください。

塩素イオン濃度問題について伺っておきたいと思います。病院側から市に対しての要望書が出ております。4枚にわたって理事長名と、それから弁護士名連名で載っておりますけども、非常に迷惑をこうむったと、宮古島市の水道局の塩素イオン濃度の数値が上がったことに対する現況を全部我々病院側に押しつけられてしまったので、これを直していただきたいと、認識を改めてもらいたいというような要望書になっていますけど、これは抗議書です。これに対して、伊志嶺市長名で要望書の回答が載っております。これが2枚にわたっておりますけども、これに対して取り締まる法律がないので、形としてはお願いする形にしかならない。しかしながら、因果関係をはっきりするまでは学術調査専門チームを組織してですね、この究明に当たりたい、そして厳然とという言葉は使っておりませんが、厳しく対処していきたいとありますけども、実際のところですね、この塩素イオン濃度問題と温泉排水との因果関係、関連問題、こういったことを当局はどのようなところまで認識していらっしゃるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

そして、これを取り締まる法律がなければですね、どうやって地下水保全のための対処をしていくおつ

もりか、その辺もあわせてお聞かせください。

最後に、葬祭場とごみ処理場の建設問題に再質問しますけども、環境整備局長がおっしゃいましたけども、検討していらっしゃるし、これから検討委員会を立ち上げて用地選定も含めて考えたいとおっしゃっております。私から言わせればですね、環境整備局そのものがそのスタッフも含めてですね、私は新ごみ処理場建設と葬祭場建設の専門プロジェクトチームだと認識をしております。ですから、行政の一員としてではもちろんそうなんですけども、もっと自覚と自信と使命感を持ってですね、この問題に真摯に対処していただきたい。そして、専門チームの能力をですね、フルに発揮して必ず実現してもらいたい、汗をかいてもらいたい、そういうふうに思っておりますので、もう一度局長の決意のほどを伺っておきたいと思えます。

以上、私の一般質問をこれで終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

眞榮城議員にお答えします。

塩素イオン濃度の問題ですけども、この塩素イオン上昇の原因については不明な点が多いのですが、地下水水質を悪化させる、または悪化させるおそれのある要因については、原因が断定できるまで何もしないのではなく、可能な対策や協力要請などを行うべきと考えて、昨年2月に病院に地下浸透中止を要請しました。病院には法的な問題はありません。病院は、地下水保全を配慮して昨年4月から自主的に流域外排水を続けております。このことについては感謝をしております。現在原因究明に向けて地下水専門家から成る地下水保全対策学術委員会の設置を検討しており、人選についても既に終わっております。既存資料や調査報告を再検証した上で、必要であれば追加調査を行いまして、原因究明とその対策に当たってまいります。原因が究明された際には、少なくとも人的要因については法的義務の有無にかかわらず地下水保全上必要な協力を強く求めていきたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、コーラル社の件についてでございます。発行株数と社長の不在の理由ということでございます。発行株数ですが……ちょっと率の方から先に言わせてください。宮古島市が77%半ばでございます。あと大栄興産が5%、多良川さんが5%、沖縄県農業協同組合が4%、日通沖縄エアカーゴサービスが3%、足利氏が3%、稲福氏が2%でございます。発行株数は少しお待ちください。後でお持ちします。

不在の理由でございます。平成17年の3月までは下地町の職員が出向しまして社長を務めておりましたけども、4月に町職員に復帰しております。そのため4月から社長空席となっております。これまで臨時株主総会を行って提案いたしました、今日までの不在ということでございます。現在は、代表取締役会長と代表取締役専務の2人の代表者を置きまして経営を務めておりまして、社長職の人事については次の総会で諮っていくということで一応結論を見てございます。

次に、上野ドイツ村でございます。その中で、宮古島市の役割はということでございますが、あの施設は旧上野村がつくった施設でございます。これを宮古島市が引き継いでいるというようなことでございまして、これを管理運営する必要があるというようなことで、そういう関係でございます。

次に、宮古島市の補助金はということでございますが、指定管理者委託料が2,250万、観光イベント事業補助金が400万ということになってございます。あそこを管理するために博愛国際交流センターという

のがございまして、財団法人でございまして。理事が9名、監事が2人、評議員が19名でございまして、代表理事長には川田正一さんがなっております。

発行株式数は、後ほどご答弁いたします。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

伊良部地域の公の施設の運営、管理のあり方についてお答えいたします。

公の施設は、市民の生活、福祉の向上のために設置され、自治体が運営することが基本となっております。今回指定管理者制度の創設によりまして、公の施設が民間に委託できるようになりました。民間活力の導入によって施設の合理的な運営を目指すものでありますが、施設によっては民間委託になじまない施設、委託したくても委託できない施設等があります。そのような民間委託になじまない施設については、当然自治体が直接管理をすることになります。旧伊良部町においては、民間委託の可能な施設については民間委託を実施し、またなじまない施設につきましては公共施設管理公社を設立し、公社に委託、経費の削減を図りながら管理運営をしてきたところであります。今後とも最少の経費で最大の効果が発揮できるような施設の管理運営に努めてまいりたいと思っております。

◎経済部長（宮國泰男君）

発行株数です。1,170株になります。現在の段階ですね。5万円、1株でありまして、市の保有数900株、これは個人と協同組合、そういうものでございます。

◎建設部長（平良富男君）

海宝館についてお答えいたします。

入館料は1人540円でございます。委託料としましてはですね、前年度の入館料の平均を出してですね、その金額で予算計上しております。平成18年度収支予算書の計画ですけど、委託料として540万円、これは月45万掛けるの12カ月の計算になっております。歳出の内訳ですけど、電気、水道、通信費、それから館内ワックス清掃、消耗品等になっております。人件費が216万で、18万の12カ月になっております。

◎環境施設整備局長（平良哲則君）

環境施設整備局長としての決意ということではありますが、ごみ処理施設選定につきましては平成13年10月に選定委員会から用地の答申を受けまして、かれこれ5年がなっております。現在は、環境施設整備局は5名の職員で今業務を進めております。その中で、やはりこれまでの経緯を踏まえながら、そして内部体制の充実、そして議会の協力を得ながら地域住民にしっかりと説明できる資料をですね、十分に検討して、そして住民の合意形成が得られるようにですね、一生懸命誠心誠意頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時58分）

再開いたします。

（再開＝午前11時02分）

これで眞榮城徳彦君の一般質問は終了いたしました。

◎下地秀一君

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりますので、当局の誠意ある答弁をいただきたいと思います。市長の政治姿勢を初めとして、約11項目にわたっておりますので、順に従って一気に質問してまいります。

先程眞榮城議員の財政状況の質問の中で、本市の今後の財政状況が大変厳しいと、危険水域に入るんじゃないかという、こういう答弁をいただきまして、大変びっくりしておりますけれども、ここまで来たらもうこの際開き直って行財政改革を厳しく進める以外にないかなということで、当局のひとつ努力をお願いしたいと思います。

それでは、財政再建について最初に伺います。市町村合併してはや8カ月が過ぎようとしております。合併前は、特に合併特例債が非常に魅力的で、合併すればすべての農林水産業、それから公共事業、各旧町村の抱えている諸問題もすべてよくなるだろうと期待しておりましたけれども、現実はなかなか厳しい状況にあると考えております。特に予想外の地方交付税の削減、そして人口、面積を基準とする新型交付税、この制度が実施されると宮古島市は約30億円もの交付税が減額される可能性があるかと予想されております。また、行革大綱にもあるように各部にわたる恒常的な滞納問題も含めて、あらゆることから財政再建を進めなければならないと考えており、またマスコミなどの報道にもあるように、国、県もこれまでの随意契約に対し、改善の方向で検討に入っており、宮古島市においても行財政改革の一環として随意契約の全面的な見直しに着手することを宣言しております。これ随意契約につきましては、ある一部の業種からもこの随意契約の既得権が発生しているんじゃないかという、そういう指摘等もありますので、ぜひ当局の随意契約に対する全面的な見直しをお願いしたいと思います。

そこで、財務規則で認められた以外の各部の随意契約で前年度の件数と総額並びに改善経過についてどのように考えているのか伺います。

次に、宮古上布の振興について前回に引き続き伺います。宮古上布の歴史や文化につきまして、今さら申し上げることはありませんが、宮古織物事業協同組合は先の総会におきまして約2,900万円という黒字決算を行っております。平成10年に立ち上げた再建委員会の関係者の方々や組合員の努力のたまものであり、さらなる活性化を期待したいと考えております。ところが、先の議会運営委員会で6月議会と9月議会、つまりサマーシャツの着用できる議会においては、宮古上布に固執することなく普通のサマーシャツでもいいと決定したようですが、旧平良市議会においては宮古上布を観光資源として、また地場産業育成の観点からも、議会としては率先して宮古上布の着用を実行してきた経緯がありますので、今回の決定については大変残念でなりません。県議会を拝見した方はわかると思いますが、議場内においては沖縄県の伝統的な織物である宮古上布と八重山ミンサー織が議長席を中心にして両側にわたって議場内を飾っており、その中でもひととき目立っているのが宮古上布であります。今宮古においては、公共事業の減少で経済的に非常に厳しいものがありますが、公共事業にかわるような雇用と地場産業育成、または観光資源として宮古上布は将来に向けて大きな魅力を持った宮古の重要産業だとしてとらえております。今後市民一人一人が県内外に広めていくためにも、一人一着運動を展開すべきだと考えております。

そこで、宮古上布の原料である苧麻の栽培と観光客に対する駐車場整備について伺います。宮古上布の糸の原料である苧麻の栽培に際して留意すべきこととして、化学肥料を使用すると良質の繊維を採集する

ことができないことから有機肥料栽培にて行われる。その際、ヤギの堆肥が最も適していると言われております。また、年間を通して五、六回の収穫は可能であるが、冬場にとれるものは品質が余りよくないと言われ、最良の繊維をとることができるのは初夏に収穫されるウリズンブーであると言われております。そこで、行政側としましては宮古上布の原料である苧麻の栽培について支援する考えはないのか、また織物事業協同組合が移転するまでの間、観光客や来客者に対して駐車場を整備する考えはないのか伺います。

駐車場につきましては、これはよく観光客、関係者から言われることですが、現在西里と同様もう少し活性化すべきじゃないかということで、現在観光バスは東側の大きな西里通りの入り口の駐車場にバスをとめて、この辺で食事して、またバスに乗って次の観光地に向かうと。できれば現在の市役所の西側、もと郵便局跡地というか、この辺にももう少しバスのとめられるようなスペースは多分あると思いますので、例えばこの辺に駐車場を整備していただいて西里通りの入り口、この辺でおいて食事が終われば、歩きながら観光しながらショッピングしながらやはり西側歩いてもらうと、ある意味ではそういうことで西里通りもう少し活性化できるんじゃないかなと、観光客に対しまして。そういうことで、また今後当然西里通りの整備計画問題は何か立ち消えになったような感じがしておりますけれども、やはりこのように多くの観光客に見てもらい、西里通りというのは当然これは宮古の経済の原点である3通り会の一画ですので、ぜひできれば西里通りでなくても今インターネットというすばらしい時代に入っておりますので、全国に名前を公募して新しくつけてもらうとか、こういうふうに西里通りが整備しやすいような環境をどんどんつくっていけば、国、県もやはりこれは整備は必要だと、そういう考えにいくのではないかと考えておりますので、ぜひ駐車場の整備を含めて、また宮古上布を見に来る観光客の方々も、やはり向この狭い道路でバスをおいて、バスはすぐさっと車庫に戻ったりしているようですけれども、ぜひこういう駐車できるような整備をお願いしたいと考えております。

さらに、伝統工芸センターの建設についてですが、現在当局の考えている伝統工芸村の構想というのは、宮古上布関係者の考え方とは大きなずれがあると考えております。伝統工芸村とは、宮古上布を中心とした工芸村構想を期待しており、苧麻の栽培から始まって宮古上布が完成するまでの工程ごとの施設の建設、そして展示即売も可能な施設の完備を目的とした工芸センターの建設を期待しております。もちろん当然宮古の工芸と申しますか、ガラス細工、木工細工ありますけど、しかしあくまでも宮古の伝統工芸の原点は宮古上布ですので、ぜひ今後伝統工芸センターの建設を期待しておりますので、現在の伝統工芸村構想を見直す考えはないのか伺います。

次に、水道事業の現状と将来について、これまで多くの議員が水道事業の広域化につきましてはいろいろ意見を申しておりますので、私も水道事業に対する私見も交えながら質問したいと思います。先月の29日に多良間村の簡易水道事業の広域化協議を求める要請決議が多良間村議会において全会一致で可決され、宮古島市に正式に要請されました。基本的には多良間村が大局的な立場から検討し、自立の道を選択した以上、宮古島市として協力ができる諸問題については、前向きに検討しながら協力すべきだと私は考えております。特に今回の水道事業のような広域事業部門については、基本的には宮古における電気事業の歴史が示すように本来自治体が経営すべきものではなく、政治的な影響を受けないような民間もしくは企業団としての独自の経営が最も望ましいと考えております。これまで宮古における水道事業は、宮古島水道企業団として企業努力により経営を続けてきた実績と経緯があり、多良間村の今回の要請問題でも、赤字

だから宮古島市に協力を求めるような目先の問題でとらえることなく、水道事業の一元化という壮大な計画も視野に入れながら、また国、県のレベルで水道事業を考えた場合、県民一人一人が県内どこに住んでいても、つまり那覇に住んでいる方も多良間村に住んでいる方々も、同じような料金で同じようなおいしい水を飲めるような文化的な生活が県民として当然な権利だと考えております。

そこで、多良間村からの要請のあった水道事業の広域化については、水道事業の一元化への将来に向けての大事な布石であり、前向きに検討する考えはないのか伺います。

次に、喫煙ルームの設置について伺います。最近ほどの会合に参加しても、喫煙者が肩身の狭い思いでたばこを吸っている光景が目に入り、余りよい光景ではないと感じております。しかし、たばこ産業は国の政策であり、宮古においても多くの葉たばこ農家があり、農業収入の中においても大きな比重を占めていると考えており、また今年の宮古島市の予算の中においても3億7,000万という多額のたばこ税が宮古島市の会計を支えており、喫煙者に対しても若干の配慮は必要かと考えております。

そこで、今日も役所に入る際にいつもの役所の玄関の両サイドを見ました。やはり今日もまた灰皿が汚れた姿であって、きのうからたばこの殻がそのまま残っている状況にありました。そういうことで、職員には来客者の喫煙中の姿が、市民の間からは玄関前の喫煙は好ましくないとの苦情があり、また庁舎のベランダにおける職員の喫煙は特に苦情が多く、ここ数年来健康を理由に多くの市民の方々が嫌煙権を主張しているが、しかし喫煙者にもたばこ産業が国の政策である以上喫煙権はあると考えております。そのような観点から職員や来客者のためにも庁舎内において今後は環境、もしくは衛生上の観点からも喫煙ルームを設置する考えはないのか伺います。

次に、西部地区における交番所の設置について伺います。今宮古における観光客は、観光産業に携わる関係者の努力によって、今年目標である40万人を突破して50万人に迫る勢いだと言われております。そこで、観光客に対する飲食店関係は観光収入に最も大事な役割を担っており、特に数百店舗と言われる社交業の安全確保は、観光客のためにも最重要課題だと考えております。これまで宮古警察署や西交番の移転によって西部地区を中心に交番所設置に対し、多くの要望などがあり、もとの宮古警察署跡地への交番所設置については、旧平良市時代にも議会で取り上げられた経緯があります。

そこで、現在マティダ劇場までの下里西通り線の整備事業が進んでおり、地元の社交業組合の関係者からの要望として、旧かっぱう、たから跡地付近においてポケットパークを設けて、そしてその一面に交番所を設置することに対し、要望等がありますけど、当局として検討する考えはないのか伺います。

次に、吉野海岸施設の指定管理者の要請について伺います。去った8日に当局に対して吉野海岸施設の指定管理者ふるさと村の代表者から、一部レンタル業者が海浜で営業を行い、車も駐車して混雑を誘発しているとの苦情と一部業者に対する早急な対策と指導についての要請がありました。今吉野海岸は観光スポットとして脚光を浴びている場所であり、一部のルールを守らない業者の行動が観光地としてのイメージを損なうようなことがあってはならないと考えており、一部の業者による海浜での営業に対して当局はどのような対策を考えているのか伺います。

また、農地の一部転用についても伺います。本来農地の一部転用というのは、農業振興の観点から農地法という法律に従って、申請者の使用目的について当局は厳しく審査しているものと考えております。これまでの要請内容やマスコミなどを拝見しますと、農地を申請内容と異なった使用目的外に利用している

ため、農業委員会として承認を取り消し、原状回復を求めているとの報道がありましたが、その後どのようなになっているのか伺います。

次に、スポーツ振興基金の新設について前回に引き続き伺います。最近のマスコミなどを拝見しますと、宮古島はスポーツアイランドにふさわしい各学区における児童生徒の活躍が目に見え込んでまいります。去った22日、23日の両日にわたって開催されたサントリーカップ全日本沖縄大会で宮古から参加して優勝した女子の下地クラブの活躍は、記憶に残っているかと考えております。これまでいろいろな種目においても、県民大会までは何とか派遣できるが、九州や全国大会となると父兄の負担というのは大変厳しいものがあると考えております。社会人のスポーツ大会にしても同様のことがあり、特に毎年2月に開催される市郡対抗沖縄一周駅伝大会、私も3度ほど参加しておりますけれども、その大会ごとに宮古代表選手でありながら体育協会も陸上競技協会も派遣費が少ないため選手個人の負担が大きく、選手派遣にも大きな影響を与えているのが現状であります。

そこで、今後宮古においてスポーツアイランドにふさわしい選手層のレベルアップを図り、体育協会の強化を図るため、民間企業を初めスポーツ関連企業や団体などに協力を求めているような環境整備の観点から、条例を制定してスポーツ振興基金の新設を速やかに図る必要がありますので、当局として条例制定に向けて現在どのように考えているのか伺います。

次に、宮古病院の将来構想について伺います。この問題につきましては、平成12年3月に当時の宮古地区医師会長部会長として宮古病院将来構想委員会が宮古病院の将来構想について答申してあります。当時は、現在の伊志嶺市長も多分委員であったと思います。当時は、現在建設中の県立中部病院の事業終了後に大きな期待をしていたが、その後地元の取り組みが弱かったのか、宮古病院の移転に関する県の具体的な計画案がなかなか示されず、今日に至っております。現在の宮古病院の医療体制や施設の老朽化により、地域住民に十分な医療サービスが提供できない状況を速やかに打開しなければならないと考えており、そこで現在の宮古病院の移転計画と医療体制はどのようにしているのか伺います。

次に、道路事業について伺います。添道1号線、この問題取り上げて十数年になります。しかし、現在県と市の間で事業採択に向けていい方向で進んでいると聞いております。そういうことで、添道1号線の整備に向けて、事業採択に向けての県と市の間における事務手続はどうなっているのか伺います。

さらに、荷川取線の整備計画についても伺います。この問題は、平成14年に都市計画変更法定手続と住民説明会を開催してきたが、まだまだ着工のめどが立たない状況の中で、地域住民からは整備計画に対する当局の取り組みに対し、経過報告を求める声もあり、当局ももう少し責任を持って対処してほしいと考えております。そこで、当局の方からのいろいろの情報として、今後2年の間に土地の強制収用を含めて大原地区区画整理事業などほかに抱えている都市計画事業も速やかに完了して、もしできれば平成20年をめどに荷川取線の着工に入っていきたいとの情報もありますので、この辺について具体的な案があるのか、これは当局が決めることですが、その辺についても伺いたいと思います。

次に、農林水産業の振興について、約40年も続いてきたサトウキビの最低生産者価格が廃止され、来年度から新制度が実施される予定であるが、これまでの耕地面積の少ない農家や農業従事者の中でも高齢者の方々にとっては厳しい内容の制度で、サトウキビ生産農家の中にはサトウキビ生産から撤退する農家が増加するのではないかと考えられております。また、耕地面積の少ない農家が集まって国の制度に合った

耕地面積を確保するため、代表者を決めなければならないが、当然代表者には所得が発生することから、国保税を初めとするいろいろな税金対策が必要と考えております。この問題について、当局としてどのように考えているのか伺います。

次に、バイオエタノール推進政策とサトウキビ新制度との整合性について、当局はどのようにとらえているのか伺いたいと思います。地球温暖化防止のため、E3燃料として現在ブラジルの方では非常にバイオエタノール産業は世界の先進国として、E10からE20に移行の方向で現在進んでいると言われております。宮古の場合はまだE3の段階ですので、しかしそれでもやっぱり県内最初の施設ということで現在脚光を浴びております。現在稼働中のバイオエタノール燃料実証実験施設、この施設を視察に来た二階経済産業大臣が宮古を将来エネルギーアイランドにしたいとの考えを示したが、国が本気でバイオエタノール事業を国策として推進する考えがあるなら、原料であるサトウキビの買い上げ価格を上げて、サトウキビの増産計画に向けて国が環境整備を図るのが先決であり、国のサトウキビに対する新制度はサトウキビ生産意欲を損なうような政策であり、バイオエタノール政策とサトウキビの新制度の整合性について、当局はどのようにとらえているのか伺います。

以上、答弁をいただきまして、再質問したいと思います。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時26分）

再開いたします。

（再開＝午前11時26分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

下地秀一議員の質問にお答えします。

水道事業でございますけれども、多良間村の水道利用については5月29日に要請を受けております。下地秀一議員は、上水道企業団の形がいいんじゃないかというようなお考えであります。私も上水道企業団の実績は評価をいたしております。多良間の村長には広域化について前向きに検討しようということを申しました。そして、その四つの選択肢の中にはもちろん企業団の話もございます。しかし、これが宮古島市の財政を将来圧迫するようなことになっては困りますので、広域化に対する県の考え方も確かめながら対応していきたいと、そのように考えております。

宮古病院の将来構想でございますけれども、宮古病院のことにつきましては現在ワーキングチームを設置して今検討しておりますが、これまで大体の方向は地域医療支援病院という形になろうかと思っております。地域医療支援病院というのは、地域の診療所からの紹介患者を受け付ける、一般の患者はですね。それと救急医療をする。それから、精神医療の提供をするという役割が今検討で進められております。また、南部医療センター・子ども医療センター等に医師をプールしておいて、そこから必要な医師を派遣する診療体制、診療科目なども今検討されているところであります。そういう県の動きを見ながら、しっかり宮古島市としても早くこの宮古病院の新築移転ができるように頑張っていきたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

下地秀一議員の財政再建についてのご質問にお答えいたします。

随意契約の全面的な見直し及び各部ごとの随契の件数、総額ということでございます。ちょっと総括的にお答えしていきたいと思えます。まず、17年度です、総務部は50万以上の契約はございません。随契はございません。福祉部がですね、35件、1億635万7,000円、経済部が65件、3億3,748万6,000円、建設部43件、7,705万7,000円、それから教育委員会、二つの部から成りますが、まとめますと52件、8,323万8,000円、それから支所ですね、13件、1,310万6,000円、トータルで208件、5億1,624万4,000円となっております。

これまで随契については議会等でも指摘がありまして、庁内でもいろいろ話し合いを持ってまいりました。既にある課などではですね、それなりの成果も出ておりますので、議員もご指摘のように見直しまして財政再建につながりますよう、今後も随意契約についてのしっかりした庁内での話し合いと、それから行革推進委員会などでも諮りまして推進してまいりたいと、このように考えております。

◎建設部長（平良富男君）

下地秀一議員の道路行政について、荷川取線の整備計画について説明します。

荷川取線の整備計画につきましては、昭和41年6月に道路延長840メートル、幅員7.5メートルで都市計画決定を受けております。その後、平成14年7月に道路延長1,640メートル、幅員17.0メートルで都市計画変更決定を受けております。当路線については、現在3路線の都市計画道路の整備事業を行っております。そのうち2路線が平成20年までに完了予定であります。今後も県の担当課及び関係機関と協議しながら早急な整備を図っていきたくと思えます。また、当路線の一部、終点側の方になりますが、342メートルが竹原地区整理事業の区域内にあります。今年度9月事業の工事に着手する予定でありますので、整備状況を見ながら当路線の整備を検討していきたいと考えております。

◎道路建設課長（下里明光君）

添道1号線については、平成19年度新規採択に向けて5月に概算ヒアリングを県と実施しております。事業種目としては、道路局所管交付金事業で要望しております。6月1日には県の担当課、道路管理課の副参事ほか職員3名で現地の視察をしております。必要性や緊急性については、十分認識していると思っております。事業の概要といたしましては、県道保良一西里線、西辺の方ですね。それから、高野一西里線、空港線に当たりますけども、延長にして4.5キロを整備する予定でたまたま要望ヒアリングを済ませております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、宮古上布の振興についてでございます。その中で、一つには伝統工芸センターの近くにバスの駐車場ができないかというご質問だったというふうに思えます。現在の宮古島の伝統工芸センターの前の土地はですね、伝統工芸センターを運営している宮古上布の団体の土地になっております。ですから、一部植栽がありますけども、そのあたりの整理をですね、やれば1台分のバスの駐車場のスペースはですね、十分とれますので、そのように検討をしていきたいというふうに思えます。

次に、現在つくっている体験工芸村の中での宮古上布に関する認識のずれがあるのではないかとということではございますけども、その今正式名称、体験工芸村及び植物園将来構想検討委員会という名称でもってやってございますけども、2回の会合の中でもですね、やはりその中でも幾つかの工芸を一緒に組み合わせたいということであるんですが、宮古上布そのものはですね、その中でもやっぱり中心とな

る大事な産業であるということではですね、委員の皆さん全員がですね、認識をしております、その中で芋麻であるとか、あるいはあいですね、その部分であるとか、そういうものもすべて見れるような形でやった方がいいのではないかとということ等も話し合いがなされておりますので、決して宮古上布そのものをですね、ないがしろにしたような形ではなくて、むしろ中心に据えているということでございます。

次に、サトウキビ政策の新制度についての中で、耕地面積の少ない農家の対策はということでございます。確かに今支払い方法がですね、まだきっちりとしていないことで地域の方に説明会を催すような状況ではありませんけども、それがある程度出た段階で地域の方々の意見交換会、あるいは説明会をですね、やっていきながらきちとした組織づくりをしていくということでございます。

そしてもう一つ、生産農家の税金対策でございます。リーダーとなるとところにすべて指揮するところに来るのではないかとということでございますけども、当然最初の振り込みはそこにされますけども、それは農家の集合体でありますから、最終的には個人の方に分配されるということでございますから、その個人の所得でもって農家個人に賦課されるということになるかと思えます。

次に、サトウキビ政策の新制度の中において、バイオエタノールの推進とそのサトウキビ制度の整合性ということでございますけども、バイオエタノールの施設は現在実験中でありまして、これは現在の100台から200台に対応する能力しか持っていないということでございます。今後は、宮古の2万台の車にですね、E3のガソリンを供給していくというようなことになろうかと思うんでありますけども、ただこれがですね、現在今やっているサトウキビの政策のですね、新制度とバイオエタノールの推進政策との中ではですね、まだきちとしたことはわかっておりません。ただ、現段階で説明を受けていますのはですね、これまでの糖蜜を使ってこれでもって生産をしていくということのみでございます。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

下地秀一議員のスポーツ振興基金の件でお答えいたします。

3月の定例議会でも答弁いたしましたけれども、現在県内の主な市におきましてはこのスポーツ振興資金を設置しているところはないんですね。県外の市町村を調べてみたんですけども、県外におきましてはですね、幾つかの自治体が設置してございます。基金の財源といたしましては、一般財源を持ち出すのもあれば、先程ご指摘されましたように個人、あるいは企業の方々の寄附金等で対応しているのもございます。現在宮古島市におきましては、合併後もですね、大変財政の事情が厳しいものですので、一般財源からの持ち出しをするのがですね、大変厳しい状況にあると思えます。ですから、今後ですね、財政事情がどうなるのか、その辺見ながらですね、これも引き続き検討させていただきたいと思っています。

◎財政課長（石原智男君）

下地秀一議員の喫煙ルームの設置についてにお答えいたします。

平成15年5月11日に施行されました健康増進法25条によりまして、受動喫煙の防止が施設管理者に義務づけられております。本条制定の趣旨は、健康への悪影響を排除するため、施設管理者に受動喫煙を防止する取り組みを積極的に推進することとしたものです。平良庁舎におきましては、平成17年7月22日より市の施設での禁煙のご協力をお願いしているところでございます。一方県庁では、1階ロビーで喫煙ルームを設置して対応していましたが、完全に煙を排除することができなかつたために来庁者の苦情も多く、撤去したとのことであります。市の施設においては、今のところ喫煙ルームを設置する計画はございませ

んが、今後受動喫煙の防止を厳守する方法等も含めまして検討してまいりたいと思います。

◎農業委員会事務局長（川満勝彦君）

下地秀一議員の一時転用駐車場問題についての質問にお答えいたします。

平成18年4月21日、一時転用承認申請書を受理し、4月28日付で承認いたしました。承認後、観光商工課、農政課等の関係課からですね、利用形態についての問い合わせがあり、現地調査を行ったところ、願い出人の使用目的、申請地を選定した理由である職場が近いから駐車場として使うという記載は、個人として使用するのが通常の解釈であり、無料駐車場と称して不特定多数の者を願い出人が営業する無許可の場所へ誘導することは違反行為であり、平成18年6月6日付で承認の取り消しを決定し、速やかに復元するよう通知してございます。その後、口頭で再三指導してまいりましたが、長引く天候不良を理由に復元が遅れております。幸い6月15日ごろからですね、天気も回復しており、願い出人と農業委員会双方で協議し、6月15日付で平成18年7月2日までに原状復元を完了する旨の合意書を交わしてございます。一日も早い復元を催告、指導してまいりたいと思っております。

◎市民生活課長（村吉順栄君）

下地秀一議員の交番設置についてのご質問にお答えいたします。

交番設置については、宮古警察としては平良地区の西交番及び東交番の両交番を統合し、旧宮古署跡地へ移転することを視野に検討しているところです。交番設置については、議員がおっしゃったように平成11年に平良市議会議長、平良市長など4団体が旧宮古署跡地に設置するよう要請が行われております。宮古島市として改めて要請するのか、要請する場合に場所をどこにするのかを含めて関係団体と協議していきたいと思っております。

◎城辺支所地域振興班長（下地達男君）

下地秀一議員の吉野海岸の海浜で営業している業者についてどのように対応していくかということについて、お答えいたしたいと思っております。

当吉野海岸の施設整備をするに当たりましては、する前から下の方でいろいろトラブル等がありまして、整備方針として吉野海岸海浜近くでの町有地及び町道での遊泳用具等のレンタル及び食品の販売等はさせないということで、それまで無断使用で営業していたレンタル業者等についても再三ですね、指導してまいりました。しかしながらですね、整備後も依然として町有、市有地ですね、現在は、それから、町道等無断で使用で営業しておりまして、城辺町財産内における抵触物の撤去命令書で通知して撤去命令もしてきましたが、依然として営業行為を繰り返している状況であります。合併してから口頭で撤去するよう要請しておりますけれども、依然として営業行為を行っているため、観光商工課とも協議して6月16日にですね、営業禁止の看板を設置して啓蒙指導しているところであります。

◎下地秀一君

当局の答弁をいただきまして、再質問したいと思います。

特に宮古上布の振興につきましては、伝統工芸村構想、検討委員会も立ち上がっておりますので、ぜひ現場の声を十二分に聞きながら検討していただくようお願いいたします。

次に、添道1号線、先程当局から答弁いただきまして、ぜひ添道1号線の平成19年度事業採択、そしてまた荷川取線の整備計画についても、今後ともひとつ前向きに検討していただくようお願い申し上げます。

さらに、先程吉野海岸の指定管理者の要請についてですが、やはり業者がどうしても吉野海岸の方で営業を望むなら、ほかの業者の迷惑にならないようルールに基づいて営業すべきであり、また駐車場として農地を使用しようという考えがあるのであれば、農地法に基づいて農振除外の申請手続を行って営業するのがやはり妥当でないかと考えております。さらに、吉野海岸はウミガメの産卵地の一つと言われており、昨日同僚の棚原議員の質問の中で禁漁区にしてはどうかという質問がありましたが、今後ウミガメの保護に向けても当局の取り組みを期待したいと思います。これはあくまで要望であります。

次に、スポーツ振興基金の新設、これはこの条例制定というのはあくまでも体協の組織強化への布石として、これは入り口部分のこれ問題ですので、どうしても条例制定をしてもらわないと、今後体協の強化に向けていろんな問題がちょっとクリアできにくい部分などがありますので、ぜひ前向きに、また早期制定に向けて取り組んでほしいとぜひお願いしたいと思います。これも要望で結構でございます。

財政再建について、先程随意契約の総額を約5億という答弁をいただきました。今後財政再建を進める中で、どうしてもこの金額をある程度業者にも明白のような形でやはり当局ももう少し努力すべきでありますので、今後この5億そのものが目に見えるような形で減額できるのか、それについて再度伺います。

また、ほかの自治体と……随意契約そのものがこれも国の政策ですので、ほかの自治体とも随意契約について情報交換と申しますか、意見交換をするような場はあるのか、それについても伺います。

次に、水道事業の現状について伺います。これにつきましては、宮古の電気事業、これちょっと時間ないので、なかなか申しませんが、これは電気事業が今の歴史でこれは一目瞭然でありますので、ぜひ市長の今後決断をお願いしたいと。多良間村の水道事業との広域化につきましては、やはり行政の最高責任者である伊志嶺市長の私は政治的決断が必要じゃないかと。先程から今後県と勉強しながら県の指導も仰ぎたいと言っておりますけども、現場は既に水道協会やいろんな上部団体とこれは協議しながら検討し、もう勉強は済んでいるものと私は考えております。あとは、市長が四つの中のどの案でいくかは私は市長の決断一つだと考えております。市長がこの考えでいくというゴーサインを出せば、現場はいつでも対応できる体制は整っていると考えております。これは議員おのおのやはり考えの相違はありますが、私は個人としましてはやはり宮古の電気事業のこの歴史を拝見した場合、水道事業としても広域事業ですから、このような住民に平等なやっぱり料金で平等ないい水が飲めるような、そういう環境をつくるのは行政に与えられた一つのまた責任でもありますので、私は最後になりましたが、行政の最高責任者であります伊志嶺市長にはぜひ広域化の方向でいくようお願いしまして、市長の政治決断をもう一度伺いたいと思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

これで私の一般質問は終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

水道の広域化については、多良間村にも前向きに検討すると申しております。ですから、県の考えも聞きながら四つの選択肢のどれを選ぶかを早急に決めて頑張りたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

下地秀一議員の随契についての確実に数字が減らせるかというご質問です。庁内で再度ですね、しっかり話し合いまして、目に見える形での財政再建につながるように全力で努力してまいりたいと思います。

また、他の市町村との意見交換についても大いに働きかけて、いい形で契約のあり方ができますように

努力してまいりたいと思います。随意契約の中にはどうしようもないまた都合のある部署もあるわけですので、それ以外についてはそのような方向で努めてまいりたいと、このように考えております。

◎議長（友利恵一君）

これで下地秀一君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時56分）

再開いたします。

（再開＝午後2時00分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎富浜 浩君

始める前に、一言ごあいさつを述べさせていただきます。

先日、議員歴20年余ということで過分な表彰をいただきました。ひとえに市民の皆さん方のご支援、ご協力のたまものだと心から深く感謝申し上げます。なお、旧平良市のことでありますけれども、平成8年に副議長を務めさせていただきました。3名の議長でありましたけれども、立派な議長の方々でありまして、円滑にあのときも議事もスムーズにいった経緯がありまして、何も苦勞が私はなくてですね、ほっとした経緯があるんですけれども、それも同僚議員の皆さん方に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、皆さん、まず平成18年3月定例会ということでですね、宮古島市の合併によって本格的なスタートをしたわけでございます。市民の期待している財政再建、また地域活性化ということで、本当に最初には火葬場の問題、ごみ問題ということで早急に取り組んで走り出すんじゃないかなと思ったけれども、それが見えなくて、本当に残念な思いを市民がしているんじゃないかなと思っております。3月定例会のときに多くの一般質問を私しました。その流れの中で、これまでの皆さん方のどういう状況を経てきたか、その経緯とそれと確認、そして要望、提言などをしてですね、進めてまいりたいと思いますので、どうぞご了承していただきたいと思います。

さて、指定管理者制度でございますけれども、これはご存じのように平成15年国の改正によって3年後には公の施設を指定管理に移行しなさいよということで、今年は管理制度が大いに問題となっているわけでありまして。そこで、これからの委員会の中におきましても当局は17の施設の管理の状況を出しました。けれども、七つが継続審議ということになりまして、恐らく本会議の中においては10の管理指定が可能になってくるんじゃないかなと思っております。その中で、私は3点ばかり、最初はその説明をしながら、そしてまたこれから指定管理は常時いろんな変化がありますし、いろんなまた課題が出てきますので、そにたびにまた指摘しながら進めてまいりたいと思います。

そこで、3点をまずお願いしたいと思います。まず、1点目に指定管理者制度について検討した点はどのような視点があるのか。それは、もう当局の皆さん方に私はこういうふうにやりますから具体的に説明してくださいよときちっとご報告してありますので、明確に具体的に答弁をいただければありがたいなと

思いますので、よろしく申し上げます。2点目に、指定管理者の指定の手続は、応募の方法、選定方法、選定基準。3点目に、指定管理者に指定することが不相当と認められたとき、どのような対応をするのか。

次に、自然エネルギーについてであります。宮古島市バイオスタウン構想についてでありますけれども、ご承知のように化石燃料の、つまり石炭、石油の代替エネルギーとしまして期待されている動植物、さまざまな有機性資源を指しており、バイオマスはサトウキビのバカス、糖蜜、泡盛類のかす、畜産排せつ物、水産廃棄物をバイオマスリサイクルしようとするものであります。バイオマスリサイクルによって、宮古島の基幹産業である主にサトウキビによるバイオエタノール、E3や土壤改良によって地下水保全、新しい産業の創出によって雇用の拡大に寄与できれば、宮古島の経済活性化に大きな期待が持てると確信をいたしております。

6月21日県紙の掲載によると、那覇市のグランドキャッスルホテルにおいて二階産業大臣、そして稲嶺知事との会談がありました。全国約10カ所に新燃料のPR施設、新エネルギーパークを設置準備を進めることが明らかになったわけであります。観光客が多く訪れることなど、その理由を挙げて沖縄に整備したいとのことを強調したことが掲載されておりました。6月21日、宮古島に二階氏が来島したとき、私も飛行場にお迎えに行きました。多くの方が盛大に迎えたわけですが、あいさつの中で宮古島に新エネルギーの推進の意欲を感じたわけであります。22日の地元紙によれば、二階氏は宮古島市に太陽光や風力などこれまで取り組んできたものがあり、既にエネルギーアイランドと言えると、この特徴を発揮して観光客誘致につなげることが大切なことだということと言葉を述べられました。

そこで、市長のご見解を求めたいと思います。まず、1点目にバイオマスによる利活用の目標と期待される効果を示していただきたい。2点目に、新エネルギー宮古島アイランド構想として、太陽光、風力、そして旧城辺町の天然ガスによる構想計画を具体的に示すべきであると思うが、どうなのか。

次に、構造改革特区の取り組みについてであります。構造改革特別区域制度は、いわゆる経済活性化のためには規制改革を行うことによって民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが特区の取り組みであります。ちなみに、特区は産業、貿易、農業、教育、福祉などのあらゆる分野に及んでおります。現在全国で117件の特区計画がスタートしておりますが、作成、申請された特区計画については、国は特区制度のねらいと合っているのが確実に実施されているなど、さまざまな角度から審査を行い、地域の活性化や全国へ波及が見込まれているものを正式に特区計画と認定をしております。特区制度の導入によって、新しい産業も生まれ、より質の高い商品やサービスが開発される、その結果人々の仕事も増え、経済活動も活発になるものと言われて、特区は21世紀の私たちを元気にしてくれる特効薬と期待されております。

そこで、市長にお伺いします。昨日富永元順議員がサトウキビの特区の状況を構想についてお伺いしましたが、改めて私も具体的に市長に答弁を求めたいと、こう思っております。

次に、財政再建についてであります。第三セクターの見直しは、帝国データバンクによると全国の三セクの実態調査は今回で9回目となるが、84%の経営不振企業となっている。宮古島市では、三セクは宮古島マリンターミナル、下地地域のコーラル・ベジタブル、宮古食肉センターの3カ所と言われております。まず初めに、コーラル・ベジタブルは指定管理に移行しておりますが、これまでの経営状況と、社長不在でありますけれども、その状況をお伺いしたいと思います。

次に、マリナーミナル抜本の見直しについてであります。1点目に、これまで累積赤字は幾らか、2点目にメインテナントであるホテル家賃未収入額は幾らか、3点目に現在借入金額高は幾らか、4点目に会社の経営健全化にどのように努力をしているかお伺いをしたいと思っております。

次に、市有財産等の管理は、宮古島市の市有財産の面積はどのぐらいあるのか、そしてその売買計画があれば示していただきたいと思っております。2点目に、漲水地区所有権移転登記についてであります。調査にしているようですが、私が聞いた範囲では共有者17名、相続可能が9名、相続人が特定できないのが8名と伺っております。問題点が多々あるようですが、弁護士、もしくは司法書士に相談して譲渡契約を整理して市民に早急に売買していくのであると思うが、どうなのか、そのことについてお伺いをしたいと思っております。

次に、福祉振興についてであります。包括支援センターその後の状況は、地域支援事業についてでありますけれども、主に弱体高齢者に対して運動機能向上、栄養改善、口腔機能、そして閉じこもり予防支援、うつ予防の支援、認知症予防の支援に関する事業が平成18年4月1日から実施をされております。まず初めに、その後サービスの状況はどうなっているのか、そして課題はあるのか、施設センターは何力所あるのか。2点目に、センターに職員は何名で具体的な事業があれば示していただきたいと思っております。3点目に、相談窓口にどのぐらい来ているか、いるとすればどのぐらいの状況であるのかお示していただきたいと思っております。

次に、成年後見制度の活用についてであります。成年後見制度は、2000年に介護保険制度と同じにスタートしました。この4月から誕生した地域包括支援センターの中に権利擁護が大きな柱となりました。高齢者、障害者にとって用語はまさに成年後見への橋渡しとなっております。したがって、成年後見は認知症や知的障害、精神障害など、判断能力が不十分な方の生活や財産を管理する、サポートする制度であります。

そこで、お伺いします。成年後見は宮古島に何名いて、その活用はどのように対応しているのか。なお、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家は数が限られていることから、研修実施によって市民後見人を養成していくという話がございしますが、そのことについてもお伺いしたいと思っております。

次に、宮古島市の雇用状況について、障害者の雇用は不慮の事故や病等を患い、その結果障害を負ってしまう人が多い、そして自立に向けて働きをといっておいても就労所の場所が見つからない、条件が合わない、と、深刻な問題となっております。

そこで、お伺いしますけれども、まず1点目にジョブコーチ、つまり職場適用援助者についてであります。障害者が職場に適用できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて直接に専門的に支援を行いますが、その状況をお伺いします。2点目に、障害者試行雇用、トライアル雇用事業といいますが、障害者に関する知識や雇用経験がないことから雇用をためらっている事業所に、雇用者を3カ月試行雇用ということになっておりますけれども、その件もお伺いします。3点目に、特定求職雇用開発事業制度基金についてであります。雇い入れた障害者の支払い賃金の一部を国が一定期間助成する制度であります。その件についてお伺いします。以上、3点であります。

次に、新規学校卒業者の求人、求職、就職の状況についてであります。平成18年3月の高校卒就職内定率は92.2%、前年同期比に14ポイント上昇しているとのことであります。卒業者数714人で、前年同期に

比べて2.7%、20人の減となりました。就職希望者数154人で、前年同期に比べて17.6%、23人の増となりました。そして、県内希望者が57人で前年比で21.3%、10人の増、そのうち宮古管内希望者は21人となっております。なぜ宮古管内にそれだけ少ないのか。それははっきり言って仕事がないからであります。したがって、仕方なく他県に行かなければならない状況となっているわけです。そのことが危惧を感じるわけですが、あえて高卒の状況、ハローワークの資料で話しますが、一般若者の状況も同じようであります。若者が島から出ていくということは、宮古島市が枯渇してしまうという懸念があります。若者の雇用対策は極めて重要なことだと私は考えますけれども、当局の考えを示していただきたいと思います。

次に、地域ブランド創造事業についてであります。宮古島ブランド化促進事業は、商標法一部改正によって今年4月1日施行することになりました。地域おこしの観点から、地域名と商品名から成る商標の産品等を用いて地域ブランドとして地域経済の活性化に結びつけようと、今や全国で取り組んでおります。審査の結果、登録が許可されれば、地域ブランド品を保護するため偽りのブランドに対し、差しとめや損害賠償の請求を行うことができるわけであります。特許庁が最初の10日間で申請された件数は324件で、集計した結果、都道府県で最も申請が多いと言われているのは京都府で109件であります。2位に沖縄県でありますけれども、1位と2位は大きな差がありまして、26件であります。沖縄県は、沖縄泡盛の登録に加え石垣島のゴーヤなどの八重山ブランド確立に射程を入れているようでありますけれども、宮古島市のブランド計画はどうなっているのか、具体的に示していただきたいと思います。

次に、AED、自動体外式除細動器についてであります。これまで講習会や今後の講習計画及びAEDの設置はどのようになっているか。心肺停止患者の心臓に電気ショックを与えて救命するAED、平成6年4月から医師や救急救命士に限らずだれもが使用できることになりました。心室細動は、早い段階で電気ショックを与えれば回復するが、それが1分遅れるごとに救命率は7%から10%ずつ下がってしまいます。10分を過ぎてしまうと救命が難しくなるでしょう。発生から3分以内にAEDを使用すれば、場合によっては74%が救命に成功するという報告がございます。それだけに迅速な対応を何よりも大切にすることでありまして、そこでこれから本格的な夏を迎えるわけでありまして、多くの観光客、市民の皆さん方が海水浴場に来るわけでありますけれども、行政として市民の命を守っていかなければなりません。

そこで、お伺いしますけれども、海水浴場、ホテル、民宿、スポーツ施設などに早急にAEDを設置すべきであるとは思いますけれども、本市の考えを示していただきたいと思います。

次に、文化財についてであります。人頭税石の文化財は、荷川取の臨港道路沿いにある高さ140センチの石柱は人頭税石、賦ばかり石と呼ばれて、15歳から50歳までの男女に税が課せられている説がございます。人頭税は、琉球王国1637年先島に施行され、税が完全に廃止されたのが明治36年、まさに266年間人頭税が課せられている。その廃止には中村十作、城間正安、平良真牛、西里浦、そういう方によって政府並びに国会に請願をすることで廃止になったと言われております。今市民において、なぜ人頭税石は文化財に指定されないのか、その意味がわからない、理由がわからないということで疑問を持っております。したがって、本市としまして具体的に人頭税石は文化財にどうしてならないのか示していただきたいと思います。

以上を聞いて質問します。

◎市長（伊志嶺 亮君）

富浜浩議員の質問にお答えします。

バイオマスタウン構想ですけども、国においては平成9年12月の地球温暖化防止京都会議において、京都議定書を交わして世界的な二酸化炭素削減目標を定めており、その実現に向けて平成14年12月にはバイオマス日本総合戦略を閣議決定しております。その内容としましては、地球温暖化防止対策、循環型社会の形成、農村漁村の活性化、戦略的産業の育成などを掲げ、自然の恵み日本再生を目指しております。そのような国の情勢の中、宮古島市においては地下水保全対策、環境保全及び循環型の島づくりに向けて積極的に取り組む姿勢を強調して国に要請してまいりました。宮古におけるバイオマス施策を国がモデル的に積極的に推進する体制を整えていただいております。本年度においては、補正予算にも上程してあり宮古島市バイオマスタウン構想を策定することにしております。昨年宮古島市バイオマスタウン推進プロジェクトチームによって調査を行っており、本年度も引き続き新たな構成により構想を練り上げていきたいと考えております。このような流れの中で、バイオエタノールの実証事業が全国的に注目され、府・省連絡会議の宮古開催や経済産業大臣来島など国が大きな支援を約束しておりますので、バイオマスタウン構想にのっとり、中長期的にバイオマスエコアイランドを構築してまいりたいと考えております。

構造改革特区の取り組みでございますけども、国においては宮古島市でのバイオエタノール実証事業について、今後ともさらに充実、加速させて成功に導き、地球環境や国のためにも極めて重要な新エネルギーと位置づけ、全面的に支援することを約束しております。さらに、去った21日には二階経済産業大臣がご来島され、宮古島のエタノール実証施設などを視察し、ガソリンスタンドへの特別な配慮、バイオエタノールタンク設置など大きなプロジェクトとして進めるなど、宮古島に対する期待感を出ささせていただきました。また、バイオマス特区制度導入についても前向きに検討しているとのことで、市としても特区指定に向けて要望してまいりたいと考えております。

他のことについては、担当をもって答弁いたします。

◎助役（下地 学君）

第三セクターの見直しについてということなんですが、まずコーラル・ベジタブル社の件についてなんですが、社長空席の理由についてということなんですが、平成17年3月までは下地町職員が出向し、社長を務めていましたが、4月に町職に復帰したために4月から社長空席になっております。これまで臨時株主総会等において役員増員を提案しましたが、今日まで空席となっております。

経営状況については、決算が9月1日から翌年8月31日までとなっているが、平成11年度第1期から平成13年度第3期までの赤字累積は6,274万468円となっております。また、平成14年度から黒字になっておりまして、平成16年度6期の決算では累積損失は4,896万6,991円となって縮小しております。ちなみに、平成17年度の決算でも黒字の予想との報告を受けております。指定管理者制度になった場合の問題点は、今のところ特にありません。

それから、マリントーナメントの経営状況についてなんですが、3点ほどありましたけど、赤字の総額、家賃の滞納総額、これ今数字の確認をしていますので、後で報告させてもらいたいと思います。

あと、経営改善についてどのように考えているかというんですが、やはり経費の節減を図り、施設の有効活用を図るとともに健全な経営運営に努めてまいり所存であります。

マリンの家賃収入金が2億9,000万円、それから累積赤字10億9,645万円です。

◎総務部長（宮川耕次君）

富浜議員の指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。

まず、どのような効果が期待できるかという点ですが、民間等のノウハウを活用することにより管理経費の節減ができる、あるいは同じような理由で利用者のサービス向上が期待できるということです。さらに、財政支出の削減、行政組織のスリム化などが期待されております。

次に、この導入に当たりましての手續はということでございます。応募の方法、選定方法、あるいは選定基準等についてですが、公募する場合は募集要項を作成しまして公表し、市の広報紙ですとかホームページ等で周知いたします。選定基準につきましては、その指針を策定してありまして、それに基づいて行いますが、まずその指針の中で四つほどございます。一つは、市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること、次に施設の効用を最大限に発揮するものであること、それから資産、その他経営規模の能力を有していること、それから管理費の縮減が図れるものであること等々でございます。指定管理者の選定に当たりましては、選定基準を踏まえて宮古島の庁議で決定をしております。

次に、指定管理者に指定することが不相当と認められることということですが、幾つか条項が定めてありますが、そのうちで法人等の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消されてから当該施設の指定機関に1年を超えた年を経過していない法人と、それから教育委員等が地方自治法180条の5第6条に規定する役員等である場合、宗教活動、または政治活動を主たる目的とした場合等々が欠格条項として載っております。

◎経済部長（宮國泰男君）

宮古島の雇用状況はということでございます。その中で、新規学校卒業の求人、求職、就職の状況ということでございまして、議員おっしゃるとおり高校の就職内定率は前年比よりも1.4%ですね、上昇しております。全体的に少し好転はしているというふうに思っております。ただ、宮古管内におきまして21名の就職希望者がいるということに関しまして、求人数は17人ということでありまして。そういう意味からしますと、やはり宮古で新しい産業をどんどん興してですね、何とか宮古で就職したいという方々をきちっと吸収する、そういうことが一番大事なことを思っております。そういうことで、現在産業育成事業において事業起こしというものをいろいろやっております。現在産業育成事業におきましては三つの事業をやっております、そのうちの二つにつきましては今あるアロエペラであるとか、あるいはマンゴーであるとか、お酒の部分のグレードアップというものを図るような形で、いろんなことで事業、市場調査とか、あるいは製品の開発とか、そういうのをやっているところでありますけれども、新しい事業としてはハーブと地元の薬草でもってですね、新しい事業を起こしていきたいというようなこともございますので、これらの事業を活用しながら、できるだけ地元において新しい産業を創出していきたいというふうに思います。

次に、宮古島のブランド化促進事業ということでございまして、前の答弁とも少し重複しますが、このブランド化というか、そういうものに関してですね、宮古島の例えばマンゴーであるとかゴーヤであるとかカボチャであるとか、そういうものに関してですね、名前をつけて商標登録はできるというようなことで法改正ができておりますので、沖縄県においてはほとんどが何か泡盛を使ってですね、そういう商標登録を申請をしているということも聞いておりますので、宮古でどういう品目がですね、宮古のイメ

ージと一緒にあってそういうふうな商標登録、そういうものができるかですね、いろいろと検討をしていきたいというふうに思っております。

◎介護長寿課長（豊見山京子君）

包括支援センターの設置後の状況はどうかというご質問でしたけれども、包括支援センターは平成18年4月の介護保険法改正によりまして4月1日付で設置いたしました。現在城辺の福祉部の庁舎内に設置いたしました。現在職員は、所長を初め保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員、ケアマネジャーですね、そういう方を含めて9人となっております。伊良部の方にもケアマネジャーを1人配置しております。また、高齢者が何でも相談できるように、伊良部地区も含めて従来の地域型在宅介護支援センターを7カ所指定いたしまして、地域相談センターと名前を変えて委託設置しております。相談件数もお尋ねでしたけれども、一月大体250件ぐらいの相談件数が上がっております。地域支援事業としてはですね、設置してからこれまで一般高齢者を対象に下地保健センターとか城辺の社会福祉センターで転倒骨折予防教室を3カ月単位で実施して、他の地区についても順次今年度に計画しております。

また、住民健診等から発見される生活機能が低下した方への介護予防教室は、国のガイドラインがありますので、そういうガイドラインに沿った事業所に委託をして実施する予定になっております。

また、包括支援センターで実施される新予防給付ケアマネジメントは6月20日現在では68件ありまして、要支援1、2という部分ですね。それは68件ありまして、うち民間のケアマネジャーに委託している件数は18件となっております。今後、来年5月までに毎月60件から70件程度増加する予定となっております。

次に、お尋ねの成年後見制度の活用についてですが、議員がおっしゃるとおり成年後見制度とは自己決定の尊重や本人保護を理念として、認知症、知的障害者、精神障害者等により判断能力が十分でない方を支援するために定められた新しい制度です。当市では、宮古島市成年後見制度にかかわる市長による審判の請求手続に関する要綱は合併直前に定められておりますけれども、運用していくための成年後見制度利用支援事業要綱が未整備のため、今年度福祉部関係機関で協議して要綱を設置して運用予定です。ちなみに、福祉部各課に問い合わせたところ、成年後見制度の利用が必要だと思われるケースは17件ありました。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

なぜ人頭税石が指定文化財になっていないのかという趣旨のご質問だったと思いますけども、確かに人頭税石は別名賦ばかり石と呼ばれておりまして、いにしえより民間伝承で人頭税を賦課するに当たってその年齢に達したかどうかを確かめる目安に使用された石ではないかという言い伝えはあります。がしかしながら、その石の伝承としてはほかに「星見石」、あるいは陽石、図根点等、諸説がありまして、人頭税石として裏づける明確な記録がないのが現状でございます。旧平良市の文化財保護審議会では、宮古郷土史研究会の意見も参考に考えますと、文献上に出てくる賦ばかり石の場所が今回質問されている箇所のほかにもあることや、他の伝承についても否定することができないことから、人頭税石としては指定要件を満たしていないので、文化財指定は行っておりません。

なお、ご指摘の件は大変重要なことですので、今後人頭税石を裏づける明確な史資料が確認できれば当然文化財指定に向け、文化財保護審議会に諮問いたしてまいりたいと思っております。

◎消防長（伊舎堂 勇君）

AED、自動体外式除細動器の設置に伴うこれまでの講習と今後の講習計画及びAEDの設置はについ

てお答えをします。

平成8年から平成17年までに各学校、事業所、市民などを対象に普通救命講習会及び救急実技講習会を実施し、これまでに600回余り、約8,500名の方々が受講されております。今後も特に公共施設、ホテルなど不特定多数の者が出入りする場所、スポーツ施設、ダイビング業者などを対象にAEDを用いた救急講習会を実施するとともに、あわせてAED設置についても、これは公約事業でありますので、年次的に本庁舎、各支所、公共スポーツ施設などに対し、AEDの設置予算処置をお願いしていきたいと思っております。

◎総務課長（與那嶺 大君）

ジョブコーチの支援状況等についてのご質問でございます。お答えいたします。

まず、本市の障害者認定を受けた職員、それから臨時職員の雇用は6名でございます。うち1名がパートの職員でございます。また、ジョブコーチ、職場適応援助者と申しますが、それにつきましてはその制度を活用したことはございません。

次に、障害者試行雇用制度についてでございますが、国及び地方自治体につきましては対象外となっておりますので、本市での事例はございません。

三つ目の特定求職者雇用につきましても、その制度を活用した雇用を行ったことはございません。ただ、本市における障害者の就職者数、その数が71名となっておりまして、約60名が就職できない現状がございますので、宮古島市としてもその解消に向けてですね、就職できますように尽力してまいりたいと考えています。

◎財政課長（石原智男君）

市有地の面積は幾つあるのか、それから売却予定面積はあるのかという問いでございますが、まず市有地の面積は2,391ヘクタールでございます。そのうち、現在予定している売却の面積は24ヘクタールです。

次に、漲水地域の住宅地の売り払いについてのご質問でございますが、漲水地域は平良町10周年記念誌の中で、漲水港改築のため上原仁徳氏ほか16名により大正10年に公有水面埋め立て工事が竣工し、完成後は平良村に寄贈すると記載されている書面等により、これまで調査してまいりました。その結果、4筆の2,145平米ありまして、登記簿では上原仁徳氏ほか16名の所有になっております。当該地は、17名のうち相続可能者が15名、相続不可能者が2名と調査されており、裁判所による判断にゆだねなければならないと思われまます。

売り払い予定はあるのかとの質問でございますが、財政の確保のためにも売却できる土地については適正に処理対応してまいりたいと思っております。

◎富浜 浩君

まず、指定管理者制度についてでありますけれども、2点ばかり、公募の原則ということになっているんですけれども、公募の原則というのがちょっと見当たりませんので、具体的に公募の原則についてお伺いしたいと思います。

もう一点は、選定管理委員のことでありますけれども、これ皆さん方は庁議で選定委員会をやっております。身内でこういう身内の方がいるというのはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思いますけれども、やはり選定委員会をきちっとですね、有識者の皆さんから選び出していただいて、具体的にまた意見を聞

いてですね、進めるのがこれは筋じゃないかなというような感じを持っていますけども、この件もお伺いしたいと思います。

自然エネルギーについては、公明党も推進しております。したがって、市長もしっかり頑張っているだけでありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

マリナーミナルの件でありますけれども、今話を聞いた中においてはもう累積赤字が11億と、非常に私は前からいろいろ指摘してきたんですけども、金食い虫という感じをいたします。したがって、やはりきちっとするためには、市民に還元していくためにはマリナーミナルの状況をそろそろ整理していてもいいんじゃないかなと私は思うんですけども、まず1点目に平成17年度4月賃貸料支払いの件でありますけど、今民事調停を申し入れをしております。その件はどうなっているのか。2点目に、いろいろとホテルの件でありますけれども、売買の話がありますけれども、その件はどうなっているか。そして、3点目でありますけれども、私が先程申し上げたとおりもうそろそろ市の介入はいいんじゃないかと、完全に民営化しちゃった方がいいんじゃないかと思っておりますけれども、その件をお伺いしたいと思います。

そして、先程AEDの話がありました。私は非常に疑問に思いますのは、調べた結果の中において宮古島市では10台しかございません。その中で、八重山の状況ですね、調べましたら、いろんな的にやはり市民の、観光客の命を守るために一生懸命小まめに頑張っております。その状況がこの数字に出ております。したがって、ホテルやスポーツ、ダイビング、そして医療施設、空港やターミナルなどにですね、きちっといつ何どきでも対応するようにやっております、そこがその器具をきちっと整備しているのが30やっております。そして、すべての状況の中において市民の命を守るような状況をつくっております。つまり備えあれば憂いなしということですね、我々宮古島市においてもだれがどういうふうに来て、先程私が話をしたようにこのAEDの問題点というのは1分、2分を争う大事なことであり、もし観光客としてここに来て亡くなりましたよとなった場合は余りいい感じはしません。逆にまた、そこに来て蘇生している、そしてまた立派にそういう状況であっても生き返りましたよとなった場合には、やはり宮古島市がいい感じを受けてもっともっと観光が増えるわけであります。そのようなことで、AEDの設置についてもきちっとやるべきだと私は考えますので、よろしくお願いします。

さて、次に私は3月定例会についてですね、児童、高齢者虐待はどうなっているかということで私は質問をしました。まさかこういう宮古島で小さい子供、そしてまた年寄りをいじめている状況があると私は思いませんでした。そういう中においては、五、六件あるということであります。高齢者の皆さん方の虐待がですね。児童についても、何件か聞いた覚えがあるんですけども、やはり今社会問題としまして我々はいいい感じの中でテレビの中で見て目をつぶるような思いがします。それは、親を殺したり子供を殺したり、そして放火したり、今の世の中何だろうというような感じがするんですけども、我々はやっぱり宮古島の人間として宮古はすばらしいところだよと、しっかりしているんだよと。子供にも、それから大人にも高齢者にも思いやりがある島だよと、そういう虐待はありませんよということをですね、きちっと整理していくのも大事じゃないかなと思います。したがって、この虐待についてはその起こる前にきちっと行政として対応して、苦しんでいるわけですから、悩んでいるわけですから、対応してくれればありがたいなというような気持ちを持っておりますので、行政としてしっかり考えていただきたいと私は思います。

それから、若い方が宮古に住むということは四つの条件があると言われていています。今先程聞いたようになかなか宮古にはおられない、仕事がないからです。仕事がないから他県に行くわけであります。したがって、その若者が住みやすい条件というのは四つあると聞いております。それには、まず食、住、遊、学でありまして、安定した収入を得られるのがまず第1条件、2点目にゆとりを得られる住宅の件、3点目は余暇が楽しめる条件、娯楽が、またいろんな催し物があること、4点目は学べる上級学校、そして若者がいろんな形の中で勉強できるようなこと、それ4点あれば若者が住むような環境になるということでありますので、行政としてもしっかりと考えてですね、また宮古島市のために頑張っていただければありがたいと思いますので、このことを訴えまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

富浜委員の再質問にお答えします。

マリントーミナルでございますけれども、さきに行われました民事調停は不調に終わりました。これを受けて、現在経営の改善へ向けて沖縄航空と協議中でありまして、また取締役会の中でもテナントについて考え直すべきじゃないかというような話もありますので、マリントーミナルの健全運営についてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、原則公募となっているけれども、すべていい公募かという理由についてでございます。幾つかの理由で非公募ということもできるというふうにはうたわれておりますが、特に制度がですね、まだ十分浸透していないという側面もありまして、最初ということで、選定に当たりましてはそういった組織の継続性や維持、地域における職場の確保ですとか雇用の安定などに配慮する必要があると判断しました。スムーズに移行するために、これまでの実績等をですね、考慮しまして管理委託を受けている団体を指定管理者に選定したいきさつがございます。

それから、庁議で決定しているのは身内的じゃないかというご指摘につきましては、必要に応じて第三者をその会議に参加させることができるということになってはおりますが、ただ近いうちにですね、きちっと議員のおっしゃいますように選定委員会を設置していくように努めていきたいと、このように考えております。

◎議長（友利恵一君）

マリントーミナルについて。

◎市長（伊志嶺 亮君）

テナントの見直しを今取締役会の中でも話し合っております。

◎議長（友利恵一君）

これで富浜浩議員の一般質問は終了いたしました。

◎池間 豊君

質問をする前に、一言私見を述べて質問いたしたいと思えます。

せんだっての24日でした。トゥリバーの埋立地の方でロックフェスティバルがありましたけれども、実は関係者の方から連絡がありまして、ぜひ池間さんは議員という立場でそういったのも若者の催しも見てごらんということで、6,000円のチケットを買って見てまいりました。同僚議員の新里聰さん、宮城英文さ

ん、下地智さんも同様に購入して行ったんですけども、市長もおっしゃっていたように大変物すごい6,000人余りという若者の熱気に、躍動感に圧倒されてきました。飛行機便、それから船、どれも満杯ということで、定期便では足りずに臨時便でも対応したというぐらい、また埋立地の方でもですね、もう駐車している車も何百メートルずらっと並んでいるんですけども、全部「わ」ナンバーのレンタカーなんですね。そして、この参加している若者の半数以上はそういう形で島外から来ているんだと。確かに「わ」ナンバーのレンタカー見てもうなずける状況であります。そして、タクシーの運転手の話なんですけども、ふだんは1日1万円しか売らないけども、その日は4万も超えていたというような話ですし、民宿、ホテル、そして飲食、そういう関係もすべて大変潤ったというふう聞いております。

なぜ私に連絡が来たかということはどうですか、そのトゥリバーの埋立地の野外ステージの方が来年までに売れた場合に、そこが使えないんじゃないかなという心配があったらいいんですね。その場所は、言ってみれば売するような場所ではないんですけども、関係者の方からはそういった心配があって、ぜひ見て行政にも提案もしてくれと、提言もしてくれというような感じだったと思うんですけども、恐ろしい経済効果なんですね。ですから、市長はですね、主催した関係者の方ともぜひお話し合いもしていただいて、年に1回といわずに2回もそういった催しがあれば、本当にトライアスロンに次ぐぐらいの大きなイベントだというふうに私は感じました。ぜひ市長にはその辺も強くお願いしたいと思います。

それから、同じ日にですね、世田谷のまた皆さんも四十数名までだ市民劇場の10周年ということで来島されておりましたけども、そういう方たちの話を聞きますと、世田谷区の方で宮古島に40万人の観光入客を達成するまでは、宮古島に行く人に限って2,500円の区の助成をやるという話をお伺いしてですね、大変感動いたしました。ぜひ皆さんもその点はまたよくご承知の上で、よいおつき合いを末永くしていただければなというふうな思いで感謝もいたしております。

それでは、通告に従いまして質問をいたしますので、よろしくお伺いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢について6点ほどお伺いします。合併した私たちの宮古島市には難問が山積しております。歳出抑制のための職員の適正、そして給与の見直し、各課の合理化に向けての見直し、分庁方式による弊害や市民サービスの低下に対する解決、また各地域間による格差是正や統一しなければならない諸問題があり、さらに従来の懸案課題である宮古病院の早期建設や脳外科医の確保、県立公園の誘致、さらには葬祭場建設や、それから大変難儀をされております焼却炉のセンターの場所の選定ですね、そういった等々がたくさんあり、さらにその上に皆様も一様に心配をしております新型交付税やサトウキビ価格の制度など大変不安も拡大をしております。そして、特例債も自由に使えないような縛りがある実情の中で、公共工事にも大きな影響が出てくるものだと思います。現在の大変厳しい経済状況の中にさらに拍車がかかるものだと心配するのであります。

その中で、あえてお伺いしますが、市長は今の宮古島市をどのような状況下にあるのか、いい方向にあると思っているのか、それから悪い方向にあると思っているのかお伺いいたします。そして、今後のですね、宮古島市の状況についてもお答えください。

2点目は、市長の陳情や要請に対する姿勢について伺います。要請には多種多様な案件がありますが、重要かつ緊急な必要性があることだから要請は行われるものだと思います。市長は、今回多良間村長から上水道広域化についての要請を受けられております。市長の返答は、大変感觸のよいものだったと

いうことで村長は意をよくして多良間村に帰り、間髪を入れずに村議会で早期広域化の村議会の決議をいたしております。本市において、議会決議を必要とする要請にはその旨の姿勢で臨むのが正しい姿勢ではないかと私は思っておりますが、そのときの市長の姿勢について伺います。

また、政治団体そうぞうが開催をいたした政調会には、ほかの自治体の首長さん方はみずから出席して、それぞれの自治体の抱える解決すべき課題を必死に訴えて要請をいたしてはいましたが、宮古島市からは陳情書は郵送で届けられたと聞いております。山積する宮古島市の難題を訴える絶好の機会だったにもかかわらず市長の姿勢に疑問を感じるものでありますから、その点についてもお答えください。

次に、重度心身障害者の医療費助成の削減について伺います。たくさんの方がお伺いしておりますけども、この自立支援法の施行に伴い、県も8月1日からの実施を予定をしてお伺いしておりますが、本市もただ県に追従する形でこの重度心身障害者の医療費助成の削減をするのか、そういうことで疑問を思っておりますけども、付託を受けた文教社会委員会では一応継続ということになっておりますが、私も一、二年猶予を持った形で、地元の実情を把握した形でそれから提案してはどうかというふうな考えもありますけども、その件についてもお伺いをいたします。

それから、この助成金はですね、県と国と50%、50%で出しているというふうにお伺いしておりますが、その金額についてもお伺いしますし、もう一つはその削減される金額ですね、それもお伺いしたいというふうに思います。

くしくも去った24日のNHKのニュースの中で九州地区のことが出ておりました。障害者自立支援法の施行後の障害者入所施設の状況調査結果については、入所をやめて自宅に戻ったり、通所の回数を減らしているというような報道だったんですが、その件についても詳しく、どういうふうに思っているのかお答えをください。

以上、市長の政治姿勢についてお伺いしましたが、答弁をお伺いしてまた質問させていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間豊議員の質問にお答えします。

合併して宮古島はよくなったか悪くなったかというご質問でございます。宮古島市が誕生して8カ月が過ぎました。国の行財政改革の推進は一層強化されまして、地方交付税や国庫補助金の縮減等、地方自治体にとって大変厳しい状況が増しております。旧5市町村を選択した合併は、財政基盤の強化とあわせ、少子高齢化社会の対応や広域的な視点に立った施策の推進により、新しい島づくりを目指すものであります。8カ月が経過した現段階で合併のよしあしはまだ判断するのは早計だと思いますが、長期的な展望に立って考えますと、宮古島市の将来にとっていい方向に向かうものと考えております。そのためにも、新しい島づくり計画の着実な実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、私の要請についての考え方でございますけども、私が要請を受ける立場の場合は担当部課長も同席させ、丁重に、あるいは慎重に対応しております。今後もそのような姿勢で臨んでいきたいと考えております。政治団体の政調会については公務で出席できませんでしたが、事前に先方の事務局ともあらかじめ相談いたしまして、文書での要望となりました。ご理解ください。

◎助役（下地 学君）

重度身障者医療費助成金の削減についてということなんですが、予算が厳しいということで県に右へ倣

えはいかんじゃないかという質問ですが、県では在宅福祉利用者との格差を縮めるため要綱を改正し、これまで助成対象経費であった入院時食事療養費を補助対象経費としない方針であります。また、障害者自立支援法の自立支援医療についても、入院と通院の公平を図る観点から入院時の食費についてを原則自己負担となっております。本市といたしましては、入院時食事療養費以外については従来どおり助成してまいりたいと思っております。入院時食事療養費については、自己負担にご理解いただきたいと思っております。

削減額についてという質問もありましたけど、部長で答弁していただきます。

◎福祉保健部長（池村直記君）

この医療費助成事業のトータルの平成17年度の実績は、医療費分、それから食事も含めて8,600万円ほどの実績がございます。そのうち、今回の食事療養費の額はですね、2,017万4,000円ということでございます。この事業は、沖縄県の重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱に基づいて、県がその2分の1を補助して市が残りの2分の1を負担をして実施をしている事業でございます。したがって、県がその半分を、2,000万ありますけども、その半分を削減、補助対象としないとしますと、実質市の負担が丸々2,000万になるということになります。

◎池間 豊君

先程医療費助成に関して「県と国」というふうに発言したらしいんですけども、「県と市」ということで訂正をいたします。

それと、市長は大変いい方向に行くんじゃないかというふうに答弁をされておりますけども、もちろんこれは市長の強い気持ちから来る答弁だと思いますから、ぜひそういうふうな皆さんが今交付税で大変暗い気持ちになっておりますので、皆さんを明るくするぐらいの強い気持ちで頑張っていたきたいと、こういうふうに思います。

それと、市長の政治姿勢について、あと3点ほど抜かしたんですね。翔南高校と農林高校の統合、そして宮古病院と焼却炉の場所の選定ということでやりましたけども、焼却炉と宮古病院の場所の選定については池間健榮議員も質問して答弁もいただいておりますので、割愛して、ただ私の考えというのを一つ述べたいと思っておりますけど、その前に翔南高校の件についてお伺いします。

皆様もご存じのとおりに来年の4月1日から翔南高校と宮古農林高校が統合するというので、去った6月1日に農林高校での説明会がございました。私も新聞を見てこの説明会に参加をしたんですけども、大変多くの方が私と同様に心配をして参加をしておりました。限られた時間内ではあったんですけども、大変たくさんの方たちが異口同音に反対だというような、なぜだというような意見をいただいたおかげでですね、翌日の新聞には1年先送りだというふうな見出しで報道をされておりましたけども、たった1日で1年の先送りをする県の教育委員会のあり方にも大変疑問を思うところなんですけども、まずは1年先送りということで安堵はしている一人であります。

そこで、市長に、そして教育長にお伺いしますけども、あれだけ反対の意見の出ている統合に関して市長、教育長の見解を求めたいと思っております。そして、一番多くあった意見はぜひ存続させていただきたいという反対の意見でありましたので、その件についてもお答えをお願いします。

それから、焼却炉の場所の選定と宮古病院の場所の選定についてはですね、たくさんの方の議員の方も質問をしております。私も場所の、やはり一度失敗すれば2回目の選定はもうどうしても一歩も下がっちゃい

かんという強い気持ちで臨まなければ、大変難しいんじゃないかなというふうな思いをしていたんですけども、今の2度目も大変厳しい状況にあるという中では、私たちの宮古島市よりもっと状況の厳しい、環境の厳しい自治体も、もっと宮古島市の選定作業期間よりも短い期間で焼却炉の建設をやっているんですね。例えば鶏が公害で死んだとかヤギにも影響があるとか、そういった地域であるにもかかわらず焼却炉は建設されているんです。なぜなんだということをやはり考えなくちゃいけないんですね。そういったところをちゃんと勉強すれば、もちろん勉強しなくても宮古島市にはたくさんの優秀な職員がいらっしゃるから、素晴らしいアイデア出せばできるもんだと思っておりますけども、そういった地域なども宮古島市より難儀な課題を抱えながらきちんと建設をしておりますから、市長にもこの辺はわかっていたいて早く建設していただかなければ、特に焼却炉に関してはもう待ったのきかない状況じゃないかなというふうな思いをしております。

そして、宮古病院も早く建設していただかなければ、ほかの都道府県、自治体では大きな病院ですらもう指定管理のような状況に追い込まれているところもたくさんあるわけなんです。早く場所の選定をして建設していただいて、そして健全な県立病院という経営がなされることを強く願うものであります。

次に、行政改革について伺います。歳出の抑制については、これは冒頭でも申したんですけども、職員の適正、管理職の見直しや議員定数の見直し、そしてまた給与や報酬の見直しなどが最大の効果を出すものだと思っております。合併協定に出された職員定数適正15カ年計画の中で450名ほどの削減が示されており、達成するためには毎年30名以上の職員の削減がなければなりません。ただし、毎年職員も採用しなければなりませんから、この削減しなければならぬ30名プラス採用する人数、大変多くの人数になるんですけども、その分削減しなければならず、大変困難なことだと思っております。合併協定での15カ年計画のシミュレーションはどうなっているのか、お伺いいたします。

今回行革大綱の中で示されました電子自治体の整備、総合行政情報システムの整備、事務事業の総点検と見直し、事務処理の一元化及び窓口業務の充実についての4点を項目ごとに詳しくご説明ください。私は、3月議会でもITを利用して経費の抑制、事務作業の効率の向上、市民サービスの向上が図られるし、ほかにももろもろの効果が上げられるのではないかと質問いたしました。そして、そのためには各課の業務の洗い出しや見直しの必要性があり、そのための特別チームの結成が必要であると申し上げました。その後の進展についてお伺いしますが、特別チームの結成はされたのか、結成されているのならどのような形態なのか、また業務の作業内容についても詳しくご説明をください。

次に、道路行政について伺います。マクラム通り拡張整備については、通り会からの要請に対して市長、建設部長、都計課長で対応していただきました。大変前向きな答弁をいただき、感謝をいたしております。翌日の5月30日の新聞の見出しでも早期事業化を示唆と大きく報道掲載されておりましたので、ぜひ答弁どおりの早期着工をしていただくよう強く願うものであります。

そこで、伺いますが、マクラム通りの拡張整備事業は大原区画整理事業との関連が大きなネックになっていると思っておりますので、その件について詳しくご説明をお願いします。また、着工年度の可能性についてもいつごろになるかお伺いいたします。

次に、伊良部架橋の建設について伺います。伊良部架橋は100年以上の耐久性のある架橋であるということで、宮古島市にとってはあらゆる面で大きな財産になることは間違いありません。明石大橋なども渦

潮の見えるスポットがあり、そういう観光的な設備も建設されておりますが、伊良部架橋でもそのような付加価値のある設備の設計はできないものかお伺いします。また、歩道についても現在はフラットな設計になっておりますが、交通安全の面でもかさ上げすることはできないものかについてもお伺いします。ぜひ市長や担当部長には県との協議を重ねながらですね、宮古島市が最も望むようなすばらしい大橋をつくっていただきたいものだと思っております。

次に、福祉行政について伺います。宮古島市次世代育成支援行動計画が18年度から21年、22年度から26年度の計9カ年計画で基本方針が示されました。読み上げます。1、健やかな成長を支える健康づくり支援推進、2、多様な子育て支援の推進、3、生きる力をはぐくむ教育環境の充実、4、安全で快適な子育て環境の充実、5、子育てしやすい就労環境の確保、6、保護等を必要とする子供たち、子育て家庭への支援充実などですね、深刻化する少子化の歯どめに対する法律だとは思っておりますが、この6点について詳しいご説明をお願いしたいと思います。

私は、この法律は少子化対策だけではなくてですね、子供たちを産み育てる子育て世代、あるいはそういった子育てをするような保育園だとか、そういう関係の方たちにも大変大きな意義のある制度じゃないかなというふうに思っております。特に親と子に関しては、親は100名の教師にも匹敵と言われるぐらいの親と子に関しては深いやはりかかわりがありますから、そういった意味でもそういった子育て世代への広報活動ですね、そして保育園やら、そういう関係機関と連携し子供が産みやすい、そして育てやすいというような環境がぜひつくられたらなというふうな思いですので、その点についてもお伺いをいたします。

次に、水道局の広域化についてお伺いいたします。この件に関しては、何人もの議員からいろんな角度での質問がされております。特にもと上水道企業団の外郭議員をされていた方たちは、ほとんど賛成をされているような質問をされております。私も水道局の広域化については賛成であります。なぜ外郭議員の皆さんがほとんど賛成なのかというふうに考えたときには、やはり4年間の上水道の議員をされているときにしっかりと内部事情を見きわめてですね、これは大丈夫だなというような強い気持ちがあったからじゃないかなというふうに思っております。

宮古島上水道企業団が昭和47年に設立されて今日で34年ほどなっておりますけれども、全国でもほとんど例のないと言われる地下水を守り、そして安全で安価な水を私たちに供給してきました。管理運営面でも大変健全な運営をされて、今年度で第1期が完了する白川田のザ・ピサラの土地を毎年買い続けて水源保全のための涵養林の植林を続けてきているのも、もと上水道企業団が毎年黒字が出せる健全な運営をしてきたからだと思っております。私が思うには、広域化された企業団は行政の一部であり、そして行政のチェックも受けながらですね、なおかつ民間的な業務を遂行してきたのが黒字が出せる健全な企業団を形成してきたものだと私は思っております。県も推進している水道局の広域化に宮古島市の議会もぜひ全会一致で、近い将来第2弾の宮古島上水道企業団が設立されることを強く願うものであります。ぜひ伊志嶺市長にはですね、強い行政手腕を発揮していただいて、今申し上げた広域化が近い将来実現できるように強くお願い申し上げたいと思っております。

答弁をお伺いして、さらに質問いたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間豊議員の水道の広域化についてお答えします。

水道の広域化については、確かに旧上水道企業団が大変いい仕事をたくさんやったことはよくわかっております。ですから、旧上水道企業団議会の経験の皆様方が企業団方式がいいんじゃないかというようにお考えになることは、もっともだと思っております。しかし、合併をしまして伊良部と一緒にしまして、伊良部の水道事業がかなり経費を要する事業をこうやって抱えまして、旧上水道でのいろんな財政的な面が苦しくなっております。その上にさらに仮に多良間を抱えた場合に、多良間も伊良部と同じような方式で水道援助をしておりますので、これの金銭的な負担が宮古島市全体の住民の水道料の負担にはね返ってくるようなことがあったら、またこれも困りますので、県とも話し合いながらですね、この中身についてしっかりと検討して対応していきたいと、そのように思っております。

◎建設部長（平良富男君）

マクラム通りの整備についてお答えいたします。

マクラム通り会が拡幅整備求めている区間内には、大原区画整理事業地区が含まれております。その大原地区の方針をですね、今年度で調整入れまして決定します。その中で、県の方もその事業についての取り組みを検討していくということで、着工年度についてはわかりません。

それから、伊良部大橋の建設の部分についてはですけど、当初計画はですね、伊良部大橋は400億円程度の事業費で計画されていまして。しかし、国の方から事業費が高く、歳出が厳しいということを指摘され、県は橋の構造や道路の断面等を検討して、歩道2.5メートルのマウンドアップを路肩1.25メートル、自転車道兼用を両側に設置することにより80億円のコスト削減に努め、320億円の事業費で事業採択され、事業執行となっております。歩道を設置しなかった理由ですけど、歩行者の利用が少ない、それから伊良部大橋については海上距離が4.3キロある、それから平良地区から伊良部まで10キロ以上もあるということから、歩行者の通行量は少ないと予測されます。また、池間大橋の交通量調査の結果からしても1日当たり5人という結果が出ておりますので、自転車兼用道路で対応できると判断しております。

◎教育長（久貝勝盛君）

池間豊議員の翔南高校と農林高校との統合についてお答えしたいと思います。

翔南高校と農林高校の統合については、宮古の農業教育を考える会、それから旧宮古市町村会、旧平良市議会において、単独校としての要請が出されております。宮古島市教育委員会としても思いは同じであり、可能な限り存続に向けて努力していく所存であります。

◎総務部長（宮川耕次君）

池間豊議員の合併定員適正化の状況についてお答えいたします。

450名ほどの削減計画だったけれども、15年度30名ずつ削減になるが、これは厳しいんじゃないかという、それについてのシミュレーションはどうなっていたかというご質問です。これにつきましてはですね、当初普通会計ベースで867名ということで、15年で500名へということでした。差がですね、367名ほどになります。したがって、15年で終わりますと、24名から25名ぐらいかなというふうに思っております。今合併班におきましてはですね、これをさらに削減数を増やしまして、10ほどに増やしまして今内部で議論をし、また行革推進委員会にかける段取りをしております。

次に、事務事業の総点検、見直しということでございますが、行革大綱にもうたわれておりますように

簡素にして効率的な事務処理と職員の改善意欲の向上のため、本庁、支所、全庁です、事務事業の総点検運動を計画しております。あわせてです、事務処理の一元化、あるいは窓口サービスの充実についてもあわせて議論をして、たらい回し等がなくなるように改善を図っていきたく、このように考えております。

◎福祉保健部長（池村直記君）

次世代育成行動支援計画の中身についてということでございますが、この計画はです、子供を産み育てる良好な環境づくりのための計画でございます。福祉保健部のみならずほかの部、それから教育委員会、こういったところとの連携をです、図りながら既存の事業含めて、また新しい事業も含めて網羅している計画でございます。ご指摘のように平成21年度中間見直しを行いまして、26年度までの9年間の計画ということで、先程議員がおっしゃいましたように六つの基本的な方針に基づいて計画が策定されています。

ちょっと長くなりますけれども、まず母子保健サービスの推進ということで、子供の成長を支える保護者の健康づくり、まずこれが打ち出されております。それから、もう一つは子供自身の健やかな成長を支える健康づくり、子供のための健康づくりです、こういったものを実施してまいります。それから、思春期保健対策の充実ということで、性に対する正しい知識、それから思春期赤ちゃん触れ合い体験学習、それから喫煙、飲酒、薬物等の防止教育、こういったものも行われます。それから、食を通しての教育の推進、これはヘルスサポーター育成事業、それから食生活改善推進員の支援、それから親子料理体験教室、学校教育、食育、こういったものが入ってまいります。

それから、多様な子育て支援の推進ということで、従来ある通常保育、それから延長保育、一時保育、障害児保育、認可外保育所の支援、こういったものが入ってまいります。それから、子育て支援サービスの充実、これはファミリーサポートセンターの利用、地域子育て支援センター、それから集いの広場、子育てサークル、こういったものを計画しております。それから、児童の健全育成の場の充実ということで、児童館、児童センター、移動図書館、こういったものを充実させます。

それから、3番目の柱、生きる力をはくぐむ教育環境の充実ということで、教育委員会と連携をして子供の生きる力の育成の充実、それから家庭や地域の教育力の充実、そして子供を取り巻く環境、有害環境の改善と深夜徘徊の防止、こういったものが3番目の柱でございます。

4番目の柱で安全で快適な子育て環境の充実ということで、これは建設部との連携によります良好な住宅、それから住環境の確保、それから安全、安心のまちづくりの推進という柱が描かれております。

それから、5番目の柱として子育てしやすい就労環境の確保ということで、これも育児休業制度の普及、これは企業等にお願いしてまいりたいと、そういったことの啓発、それから女性の就業の支援、こういったものを行います。

最後に、6番目の柱として保護等を必要とする子供たち、子育て家庭への支援の充実ということで、虐待防止対策の充実、ドメスティック・バイオレンスも含めてその相談窓口、児童虐待についても未然防止対策ということで計画をしております。それから、ひとり親家庭の自立促進ということでの計画もでございます。それから、障害児支援ということでの計画もでございます。

この内容につきましては、6月の宮古島市の広報紙の中でもご紹介させていただいておまして、その計画の周知につきましてはです、市民、それから地域社会、保育所、学校、企業関係者、こういった方

々の連携でこの事業に取り組んでいこうということになっておりますので、機会あるごとにですね、広報活動には努めてまいりたいというふうに思っております。

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

まず、電子自治体の整備について、電子自治体とは何かといいますと、文字どおり電子化された地方公共団体、要するにインターネットとかパソコンなどを使っての電子自治体ということになりますが、これは従来行われている要するに紙による手続をですね、すべて電子的にやりましょうということです。この電子化された地方自治体、電子自治体が実現しますと、自宅、職場、あるいは最寄りの施設などパソコン等が整備されているところであれば、日本全国から住民票や戸籍など、あるいは市民税の申告などができるようになります。ただ、紙でやる文書と違いまして、本人の顔が見えませんが、その本人を確認するための措置が必要になります。これを本人確認のことを電子署名とっておりますが、この電子署名を全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度として、公的個人認証サービスが創設され、サービスが去った平成16年の1月29日から開始されております。

次に、総合行政情報システムということですが、本市においては合併時に電算システムを統合され、各庁舎間及びほとんどの施設との情報化は完了しております。したがって、各庁舎間の業務の連携を電子的に連携することは可能になっております。今後は、文書とかそういった紙の文書から電子化しまして、起案から決裁、電子文書の施行、保存、廃棄といった一連の作業が職員の手元のパソコン上からできるようにシステムを再構築をしていく必要があると考えております。

次に、各課の業務の洗い出しや見直しをするための特別チームをつくってあるか、またどのような形態かという、業務作業内容はということですが、本市におきましては今年度において情報化計画を策定し、電子自治体の促進を図ることにしておりますが、そのためには各課の業務の洗い出しや見直しが必要でございます。ついては来月の中ごろにも各課で構成する専門部会を立ち上げ、今後のICT、情報通信技術ということですが、その推進及び利活用について意見、要望等について聴取する予定となっております。専門部会の業務の内容は、現在の情報システムについての見直し、導入希望、どのようなものを希望するかとか、そういった把握、今後のICTの利活用、市民サービス向上のための必要な事業の把握等をしてまいりたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

ちょっと休憩いたします。

（休憩＝午後3時48分）

再開いたします。

（再開＝午後3時48分）

池間豊議員の質問時間中ではありますが、了解を得まして、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎池間 豊君

丁寧にご答弁をいただきました。行政改革についての説明は、質問している私もなかなかわかりにくくて、少しわかりにくかったですけども、私が言いたいのはですね、総合的に要するに支所も含めて全部ネットワークでつないでそういう、もちろん課長がおっしゃった家にも離れた地域においてもそういった

のが今のIT、要するに情報技術とコンピューターを組み合わせるんですね、そういうのができないのか、そういう作業のだから洗い直しの中でそれが組み合わせる部分があるかないか、そういう組み合わせのためのプロジェクトチームというふうな形で僕は申し上げたつもりなんですけども、そういった部分の要するに近いうちにそういう結成するという話はそういうふうを受け取ってよろしいでしょうか。それを再確認をしたいと思います。

それから、マクラム通りはですね、もとは県道でありました。今は国道でありまして、今は県道に格下げして、それでも国道という位置づけの予算で工事はするというふうに伺っております。今一番公共工事で、あるいは一般の工事でも心配しておるのは、市からの持ち出しを皆さん心配しているんですね。そういう意味では、このマクラム通りは調査費程度の予算ですね、あとは建設工事、そして補償に関する予算はすべて国が負担するという100%負担の工事になるわけですから、そういった工事は積極的にとっていただければというふうに思うんです。その件についてもお伺いをします。

それと、伊良部架橋の歩道に関してはですね、もちろん部長がおっしゃるように通行量は大変少ないかもしれないという予想はされます。ただ、今宮古島ではですね、サンセットクルージングということで、大変ヨットだとか船などでもそういう優雅にゆっくりと海の上を走らせながら夕日を眺めたりですね、そういうふうなもの私も実際に体験もしておるんですけども、橋の上からのサンセットという形に近いあれも非常に期待はできるんじゃないかなと、そういうふうな思いもしておりますので、ぜひ県との話し合いでもう一度その辺もですね、別の角度からも協議していただければなというふうに思います。

私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

◎建設部長（平良富男君）

マクラム通りは県の土木建築課の方が担当しています。県としましてもですね、いろいろ情報交換なり意見交換なり行っていますけど、県も財政が厳しい、それから道路事業の採択する場合費用対効果、いろんな調査をしてですね、事業採択に向けて取り組んでおります。そういう関係で、今マクラム通りについても県も大原区画整理の重なる部分と、それから市の方針もはっきりしてくれという話がありますので、県としても道路の整備についての必要性は認識しております。いろんな知恵を絞って考えているようです。

◎議長（友利恵一君）

これで池間豊君の一般質問は終了いたしました。

15分程度休憩して再開いたします。

（休憩＝午後3時53分）

再開いたします。

（再開＝午後4時11分）

◎池間雅昭君

今定例会最後の質問者となりました。私見を交えながら一般質問をやっていきますので、市長の明快なご答弁をよろしく願いいたします。

まず最初に、行財政改革についてであります。市長が推進本部長となって行政改革大綱が制定されました。この行政改革大綱について、いわゆる行政運営の体制確立、5項目ほど大きな柱がございますけども、これについてのご説明をお願いしたい。それから、財政運営の健全化についての三つですか、3項目の大

きな柱についての説明をお願いしたいと思います。この行政改革大綱の中身は、市民全般に周知、知らしめておく必要があると思いますので、わかりやすくご説明を願いたいというふうに思っております。

次に、財政については先程担当課長の方からですね、経常収支比率が数年で114%に上ると、非常に危機的な状況であります。やはりこういった財政の危機的な状況を乗り越えていくためには、この行革大綱を断行していく、これはもう市長の決意以外の何物でもないと思うんですが、これについてですね、市長の決意をぜひともお伺いしたい。お願いいたします。

次に、公有財産の無償貸し付けについてであります。前後しますけども、公有財産の例えば種類について、行政財産と普通財産、これの違いについてのご説明を求めます。

それから、無償貸し付けについてでありますけども、地方自治法237条2項と238条の5との関係、それとですね、議会のいわゆる議決事項、それとの関連も含めて市長のご見解を賜りたいというふうに思っております。

それから、無償貸し付けしている財産について、まず1点目は財産名、支出名ですね、それから貸付先、法人の場合は代表名もお願いします。貸し付けの理由、それから貸し付けの法的な根拠、それを説明を求めます。

次に、源河ビルの運営についてでございます。ご承知のようにこのビルは平成18年の4月1日付でNPO法人萌えと宮古島市長の伊志嶺市長と無償貸付契約が締結をされております。私はですね、この経過においては総務財政委員会でも大いに論議をしたんですけども、行政手続のあり方、あるいは行政手法についてですね、疑問がたくさんあります。ですから、このNPO法人さんに対しては失礼かもしれませんが、やはり行政手法についてただしていくためには、これまでの経過についてお聞きし、そして市民の理解も得ていかなければならないというふうに思っております。それで、これから多くのことについて質問いたしますけども、ご答弁を願いたいというふうに思っております。

まず第1点目に、NPO法人萌えの設立総会はいつなされたのか、それから設立総会から宮古島市と萌えと源河ビル無償貸付契約締結に至るまでの経過を説明していただきたい。

それから、契約書を見ますと、契約相手方がいわゆる理事長ではなくて理事というふうになっております。この違いをご説明願いたい。なぜか。

それから、源河ビルの資産の評価額、どういうふうに評価されているのかお伺いをいたします。

また、この建設に当たって建築設計どなたが当たったのかもお聞かせ願いたい。

さらに、このNPO法人萌えの理事長はどなたで、これはさきに新城啓世議員もお聞きしたんですけども、確認のためにお聞かせ願います。市長との関係はどのような関係になっておられるかお聞かせ願いたい。

さらに、萌えの設立総会において当時の平良市の企画室長が監事として就任をしております。その法的根拠はどうなっているのか。そして、それについて市長の許可は得ているのかどうか、お伺いしたい。さらに、企画室長は就任できたけれども、総務部長はなぜ就任できなかったのか、その理由についてもお伺いしたいと思います。

次に、NPO法人萌えの定款及び県への設立認証申請書では、萌えの主たる事務所の所在地はどこになっているのか。また、この住所に事務所は実在したのかどうか、本当にあったのかどうかですね、これに

ついてもお伺いをいたします。

次に、源河ビルの運営についてでありますけれども、この運営方針については3月16日付で宮古島市の計画書が出されております。それから、6月9日には福祉保健部介護長寿課の方から計画書が出されております。この内容についてですね、できれば読み上げて市民にもわかるように、そしてこの二つの計画書の相違についてご説明を願いたい。よろしくお伺いをいたします。

次に、専決処分についてお伺いします。報告第1号から報告第7号まで専決処分の理由が議会を招集するいとまがないになっています。これについて、市長が認定した客観的な客観性、客観的な理由をご説明願いたい。これは行政実例ですね、客観性がなければ違法行為として言われているんですね。当然非常に大事な法律行為でありますので、しっかりとご答弁を願いたい。

次に、リーディングプロジェクトの今後の展開について。多くの同僚議員がお聞きしました。すべて検討します、もとに戻っている、やり直し、もう仕切り直し、本当に聞いても全く意味がないような状況になっているのかなというふうに変心配しております。しかし、1点だけですね、葬祭場、火葬場のいわゆる建設予定地、前川議員の質問に対して市長は、現在地及び周辺地も候補地であるというふうにご答弁をなされていると思っているんですが、これは確かなのか、これについてもご説明を願います。

次に、職員の削減計画についてであります。3月定例会で総務部長が答弁をいたしました。総務部長の答弁をした数字と私が入手した資料の数字と違うんですね。これは合併協議会がいわゆる話し合っただけで協議をして決めた数字です。この数字は、いわゆる新市計画の財政計画になっています。ところが、この数字と総務部長の答弁をした数字が違っているんですね。例を挙げましょうか。これで平成17年から21年までに194名の退職のうち130人が削減、それに対して総務部長は18年から22年まで84名の削減ということになっているわけです。順次5年から10年の間には180人程度が削減、10年から15年の間に85人程度が削減になっていますね。総務部長の答弁では5年から10年は186名ですから、大体似たようなものです。ところが、10年から15年の間がいわゆる131名になって、当初の5年間と最後の5年間が数字が逆転している。この数字の違いについての説明を求めたいと思います。

次に、分庁方式のメリットとデメリットについての説明を求めたいと思います。

答弁をお聞きしましてから再質問をいたしますので、よろしくお伺いをいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間雅昭議員の質問にお答えします。

行財政改革について私の決意でございますけれども、地方分権の進展に伴い、地方公共団体には自己決定、自己責任の原則が求められますが、本市においてはただでさえ厳しい財政事情に加え、国庫補助金の削減や地方交付税の改革による減額、いわゆる三位一体の改革が歳入面に大きく影響し、また歳出面では生活保護費や児童扶養手当の一般財源の負担増など、ますます厳しさを増しております。こうした状況を踏まえて、市役所内部の行政改革推進本部や市民参加の行政改革推進委員会を設置し、宮古島市行政改革大綱を策定しまして、現在その実施計画である集中改革プランの策定に取り組んでおります。行政改革は、職員はもとより市民の皆さんにも痛みを伴うものではありませんが、市民とともに抜本的な改革を行い、よりよい宮古島市づくりに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

財政の現状でございますけれども、国の三位一体改革により国庫補助負担金が削減され、また地方交付税

が抑制される中で当市の財政はかなり厳しい状況にあります。こうした中、国は人口と面積を基本に算定する新型地方交付税を平成19年度から段階的に導入することを検討しております。この新型地方交付税が導入された場合、当市においては地方交付税が約31億円削減される見込みという県の試算もあります。この地方を軽視した国の政策に県、県内各市町村と連携し、地方税財源の充実強化を求めていくとともに、一層の財政健全化を推進していく必要があると考えております。

次に、NPO法人萌えの代表と私は又いとこの関係にあります。

他のことについては、担当をもって答弁させます。

◎助役（下地 学君）

分庁方式のメリットとデメリットについて説明を求めるとのことですので、分庁方式のメリット、デメリットに関する質問ですが、合併後5カ月が経過しようとしている中で、各課との交流会や移動市長室等における交流会で職員間の多数の意見を聞く機会があります。また、市民の皆さんからも分庁方式についての意見を伺う機会もございます。ところで、現時点におきましては分庁方式のメリット、デメリットについて具体的な説明をできる資料が収集されていないので、概略を申し上げたいと思います。まず、メリットについてなんですが、地域の活性化を図り、バランスのとれたまちづくりをし、全域の一体化を図る。二つ目が、市民、これ地域住民のですね、地域づくり、まちづくりについての関心や意識の高揚を図り、共同体としての連帯感を高める。三つ目が、庁舎は地域のシンボルであり、地域住民の活動の拠点とした特色あるまちづくりができる、このことはちなみに城辺だったら福祉のまちづくり、あるいは上野だったら農業観光のまちづくりと、このような特色あるまちづくりに期待ができると思います。デメリットとして、まず交通アクセスの問題、これは利便性の問題。二つ目が業務遂行上の効率化の問題、三つ目が地域住民、とりわけ市民のニーズに即応した行政サービスの問題、四つ目が財政的負担の問題、五つ目が人事管理の問題、六つ目が各部局間の連絡調整、つまり横断的な交流による情報の交換、共有が大変困難であるということでもあります。

以上、簡単に申し上げましたけど、今後組織機構につきましては行政改革推進委員会などで多くの意見が交わされることになると思います。また、地域審議会の意見や提言等も含め、これらを整理した上で検討してまいりたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、行政財産と普通財産の違いについてです。行政財産とは、公有財産のうち公用、もしくは公共用に供する財産をいいます。普通財産とは、行政財産以外の財産をいいます。公用財産というのは、主に市などがですね、事務または事業を執行するために直接使用する財産、例えば庁舎、消防施設、下水道施設など、公共用財産は市民が一般的に共同利用する財産、例えば学校、図書館、公民館、公営住宅、公園等、このような違いがございます。

それから、地方自治法第237条の2項及び第238条の5についての関連ですが、まず地方自治法237条2項は財産の管理及び処分についてうたわれております。地方公共団体の財産は、条例または議会の議決を経なければならないとうたわれております。そして、その地方自治法237条の2及び第238条の5第1項については、宮古島市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例が定められておりますので、いわゆるそういうことでこの条例に定められているということに基づいて運用しているということでございます。

議会の議決事項との絡みで申し上げます。地方自治法第96条では、地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないとうたわれています。まず、幾つかありますが、その第6項におきましては条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段とし、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることがうたわれております。そして、宮古島市におきましては条例がありますので、これに基づく運用と理解しております。

それから、NPO萌えとの私が旧平良時代の企画室長時代の萌えとの監事の件ですが、私は当時の平良市においてはNPOと行政とのかかわりを模索しておりました。そして、平成10年にNPO法というのができまして、これはご承知のとおり阪神・淡路大震災のボランティア活動が認められて全国民に定着して法律ができました。ですから、そういったボランティアが国民に広く定着した、そういった法律でございます。したがって、当時NPOというものについて行政と市民、あるいはNPOとのかかわりでは共同作業というのが行政の課題となっておりまして、私も室長のころ那覇市を訪ねました。そうしますと、NPO支援センター、非常にメンバーも10人近くおまして、市民のNPO結成に向けた助成とか、いろんな至れり尽くせりの行政を見まして、私たちも何らかの、初めてのNPOでしたので、何か相談相手でもなろうかということで申し出があったときに、お受けしたといういきさつがございます。これは、行政というよりはですね、一人の市民の立場からでありましたので、特に市長の了解は受けておりません。

そして、総務部長になったらなぜ抜けたのかというご質問ですが、やはり担当を外れて私は責任も余り果たせませんので、そろそろいいんじゃないかということで申し入れて一応おまして、数カ月後一応辞任という形をとっております。

次に、専決処分についてでございます。今定例会の報告第1号から第7号についての専決処分でございます。報告第1号の17年度一般会計……

(議員の声あり)

◎総務部長（宮川耕次君）

じゃ、骨子だけを申し上げて、あとまた市長からお答えします。

まず、17年度の補正予算の専決処分につきましては、議員がおっしゃいますように3月16日に県からの文書がありまして、議会開会中であつたわけですが、当時財政課としてもそれぞれの起債事業を担当課にお聞きし、きちっとした限度額を定めるということで時間を要しましたので、いろいろ迷った結果、専決処分したという事情がございます。関係する市町村にも問い合わせたりしておりましたが、大体同様な措置をしたということでございますが、ただ今回のご指摘に対しましては今後注意してですね、ぎりぎりまで何とかそういう場合は上程するように努力してまいりたいと思います。

それから、第2号から第5号につきましては、これは繰り上げ充用というのは会計の歳入の不足に伴う繰り上げ充用金での補てんであり、出納閉鎖期間5月30日まででしか数字が確定しません。したがって、歳入不足かどうかははっきりしませんので、これは物理的に議会を招集するのは不可能でございます。つまり議会を招集するには告示をし、それから招集ということで、早める場合もちろんありますが、一般的にこの件については非常に不可能でありまして、毎年のように繰り上げ充用についてはそういう形で専決処分をさせていただいております。赤字のある場合ですが……。そして、次にですね、報告第6号から7号につきましては、これは地方税法の一部改正が国会でなされました。そして、年度末ぎりぎり改正

された法律が3月31日に公布されまして、4月1日施行というもう本当に厳しい日程でございまして、国保と市税ですね、地方税です。これの専決処分をいたしました。これも物理的に招集は不可能だと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間雅昭議員に専決処分について答弁いたします。

まず、報告第1号の平成17年度一般会計（第2号）補正予算であります。内容といたしましては起債限度額の増額であります。地方債を起こすことは、地方財政法第5条に基づき認められた財源の調達手段であります。地方債を起こすためには県の許可が必要であり、許可を得るには当該団体の予算書に地方債限度額を適切に示す必要があります。充当率の引き上げ等により借入額の変更が生じてきます。その場合には、予算書に定められた地方債の限度額をも変更しなければならず、変更しない場合には地方債の借り入れに支障が出ます。今回に限っては年度末ぎりぎりになってから充当率の引き上げに関する通知があって、急遽地方債に関する補正予算を調製し、議会の議決を経て県に許可を求めようと思いましたが、3月定例会開会中に事務処理が間に合わず、やむを得ず専決処分をいたしました。限度額の変更を行わなければ収入を見込める財源をみすみす逃すこととなり、財政上の厳しい我が宮古島市においては好ましくないと判断したのが客観的な理由でございまして。議員の皆様には議案ではなく、報告という形になりましたが、宮古島市の今の財政状況をご勘案の上、ご理解いただきたいと思います。

◎企画政策部長（久貝智子君）

まず、NPO設立総会はいつかということですが、平成16年の11月の1日でございます。

次に、総会から無償貸し付けまでの経過ですが、まず平成16年11月1日に総会を行っておりまして、同年12月27日特定非営利活動法人萌えの県への設立申請を行っております。17年1月24日に源河朝明氏より、土地に施設を建設の上市に寄贈するということで文書での申し入れがありました。同じく17年3月24日、萌えの設立認証交付が行われております。同年4月14日、法人設立を法務局へ届けております。17年12月23日に土地の贈与契約を源河朝明氏と行っております。18年の3月16日、建物の贈与契約を締結しております。18年4月1日、無償貸し付けの契約を行っております。

次に、資産の評価額でございますが、土地が面積が400.24平方メートルで1,381万5,644円となっております。建物はですね、評価額ではございませんで、建築費約1億円ということになっております。

次に、萌えの責任者はだれかということですが、代表理事の長嶋敏子さんになっております。

設計者ですけども、伊志嶺敏子1級建築事務所ということになっております。

（議員の声あり）

◎企画政策部長（久貝智子君）

同一人物です。

◎総務課長（與那嶺 大君）

行政改革大綱の中身についてのご説明ということでございましたので、なるべくわかりやすい言葉で説明申し上げたいと思っております。また何か疑義がありましたらご指摘をお願いしたいと思います。

行政改革の中身、まず基本的な指針としましては、地方分権や少子高齢化社会、それから多様化する市民の要望にこたえるために、市民と行政が情報を共有しながら取り組んでいく組織づくりを図り、次の五

つの具体的な施策を推進していくことになってございます。まず一つ目に、行政の透明性の確保でございます。行政の透明性の確保として、役所の仕事を行政評価制度などによりましてわかりやすくより広く公表しながら、市民にわかりやすい行財政運営を目指していくことになってございます。二つ目に、情報通信技術による事務の効率化及び市民サービスの向上としてコンピューター等を活用したサービス提供の一元化、迅速化を図っていくこととなります。三つ目に、組織機構の整備としまして、市民にわかりやすく利用しやすい行政組織の見直しを行っていくことになってございます。四つ目として、定員管理と給与の適正化でございますが、合併によって膨れ上がった職員数の大幅削減と職員給与の適正化を図っていくこととなります。最後に、五つ目でございますが、人材育成の推進を挙げてございまして、職員研修を計画的に実施するなど、職員の資質向上を目指していくこととなります。

以上、五つの具体的な施策について早目に実施計画を策定しながら、宮古島市役所として取り組んでいきたいと考えております。

次に、去った3月議会での総務部長の定員削減計画の説明の中での数字の違いについてでございますが、議事録の148ページにも記載されてございますが、議員のお持ちの資料と違ひましてですね、部長の説明した資料としましては当時の職員数から消防の職員の数を引いたシミュレーション計画で説明してございまして、そのための数字が違って出てきてございます。使用した資料の違いということもありまして、数字の違いにつきましてはどうぞ議員のご理解をお願いしたいと思います。

◎財政課長（石原智男君）

池間雅昭議員の無償で貸し付けている財産についての質問にお答えしたいと思います。

無償で貸し付けている施設は、三つの施設あります。まず、一つ目に旧広域圏事務組合事務所、今二重越館とありますが、貸付先が宮古体育協会、それから宮古婦人連合会、小規模作業所若葉、それから宮古地区PTA連合会、貸付理由につきましては補助金等で運営している団体であり、地域の社会活動、ボランティア活動等が主な団体であるための理由でございます。次に、二つ目に大原コーポ、貸付先が宮古南静園退所の会、理由としましては退所者の交流、活動の場としての利用のためでございます。もう一つ、3点目に西里交流福祉施設、貸付先がNPO法人萌えでございます。貸付理由としましては、当該施設の寄贈者である源河氏の強い要望である西里地区の地域活性化を進める地域のNPO法人、地域福祉、とりわけ西里地区に根差した活動に寄与することを目的としているためでございます。

法的根拠でございますが、いずれの施設も宮古島市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に基づき無償貸し付けをしてございます。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後4時48分）

再開いたします。

（再開＝午後4時51分）

◎総務課長（與那嶺 大君）

答弁漏れがございました。大変申しわけありません。

行財政改革について、具体的に説明をしていただきたいというご質問でございます。本市の財政状況に

つきましては、もう議員ご承知のように合併前の予想より険しくなっております。さらに、交付税改革など国の三位一体改革によりまして、さらに険しさを増すことが予想されております。以上のことから、次の三つにつきまして具体的な施策として取り組んでいきたいと考えております。

第1に、市税を初めとして国民健康保険や市営団地の使用料、それらの徴収率向上や家庭ごみの有料化、それから新たな財源の確保など自主財源の確保を目指していきたくて考えています。二つ目に、補助金等の見直し、それから固定的な経費である経常経費の削減を図るなど歳出の適正執行を図っていきたくて思います。三つ目に、指定管理者制度の導入や民間委託の推進、それから下水道事業の健全化など、経営的視点による効率的な行財政運営を目指していきたくて考えております。この三つの具体的な施策について、早目に実施計画等を策定し、取り組んでいきたくて考えています。

◎助役（下地 学君）

葬祭場の建設予定候補地の件なんですが、現在の葬祭場の周辺が候補地として挙がっているということが前川議員に答弁したことは確かかというんですけど、そのとおりであります。

◎企画政策部長（久貝智子君）

NPOの県への申請書の住所なんですが、平良市字西里162番地でございます。当時事務所は、実際の建物は存在しておりません。

（議員の声あり）

◎企画政策部長（久貝智子君）

定款につきましては、ちょっと今手元にありませんので、後ほど差し上げたいと思います。

（議員の声あり）

◎企画政策部長（久貝智子君）

定款に記載されている住所は、平良市字西里162番地でございます。

◎議長（友利恵一君）

同じかと聞いているんです。

◎企画政策部長（久貝智子君）

済みません。ちょっと聞きづらかったんで、失礼いたしました。

同じです。

（議員の声あり）

◎企画政策部長（久貝智子君）

3月16日の方針と6月9日の方針の違いということでございますけども、3月16日の文書はですね、これは企画政策部が出した方針ではございませんで、実は3月4日にですね、企画政策部と福祉保健部、あと総務課とNPOを交えて話し合いを持ちました。その結果をですね、3月16日に建物の贈与契約をしに行くとき、その説明資料としてまとめたものでございます。だから、これは企画政策部独自の方針ではございません。

◎福祉保健部長（池村直記君）

6月9日付の福祉部の運営方法（案）ということでございますが、これについてはですね、まず第1に地域包括支援センターの支所機能の一部を移したらどうかということでございます。事業は介護予防事業

と、それから地域支援事業を行う、それから生きがい対応型デイサービス等の事業を行うということです。それからもう一つは、市社協に委託をしております地域相談センター、こういった事務所を置くことによって地域の高齢者の方々のニーズの調査、実態把握に努めるということを含めてはいかがなものかということで提案をさせていただいているわけです。その後、一番肝心なのは源河先生のやはりご芳志とですね、それからいかに地域でこの施設が有効に活用されるかということでもありますので、現在NPO法人、それと市社協、そして宮古島市、それから地域の団体ですね、こういった団体が相互に連携、活用することによって市街地に居住する特に高齢者や障害者などの皆様に交流と福祉サービスの場を提供し、地域で安心して暮らせる地域の拠点として活用を図ってまいりたいということで、折衷案ということではないんですけども、よりよい活用の方法としてこの方針を今現在進めているところです。具体的には、NPO法人については地域密着型サービスをしていただいて、介護保険制度、それから制度以外の独自の福祉サービスを展開し、またつくっていただくと、それから市社協につきましては福祉部の提案どおり地域相談センターを設置していただいて、地域の高齢者の実態把握に努めてもらおうと、それから市は生きがい対応型デイサービスを実施すると、それから地域においては集いの広場とかふれあいサロン等で活用していただくというふうなことで現在調整をさせていただいております。

◎企画政策部長（久貝智子君）

3月16日に源河先生に説明のためにまとめました内容ですが、寄贈財産の取り扱いにつきましては当初2年程度普通財産としての取り扱いをするということになります。施設の活用方法に幅を持たせるということになっております。施設は、主に西里地域の福祉交流拠点としての運用を基礎とすると、最も有効な施設の運用方法を探るため試験的な事業展開を行う。それと、地域振興課、介護長寿課、財政課、NPOが連携して管理運営するということになっております。2年以降につきましては、行政財産、公共用財産に種別がえをして設置条例を制定するということになっております。施設の管理並びに事業展開は、主にNPOと介護長寿課の協働によってなされるということでございます。事業展開につきましては、当初2年程度は事業主体はNPO法人萌えが当たるということです。施設利用形態といたしましては、普通財産の無償貸し付けとすると。事業内容は、地域福祉モデルプロジェクトということで、趣旨といたしまして地域で交流の少ない高齢者に居場所を提供することで、高齢者の閉じこもりと介護レベルの進行を予防するとともに、地域の活性化につなげるために最も有効な施設の運用方法について探るための地域福祉モデルプロジェクトを実施する。小規模多機能サービス、介護事業サービス、地域交流事業を中心に行う。プロジェクトで得る成果、予防介護並びに地域交流事業のニーズと効果の把握、採算性の検証、行政による財政的負担の可能性とその程度等を探るということでございます。行政の役割といたしましては、施設の無償貸し付け、福祉事業に関する協働、支援職員の派遣、地域振興に関する協働を地域振興課が担うということです。協議機関の設置といたしまして、プロジェクトを推進するため協議機関を設置する。参加者といたしましては、NPO、介護長寿課、財政課、地域振興課ということになっております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時04分）

再開いたします。

(再開＝午後5時11分)

◎助役（下地 学君）

現在地限定じゃなくて、その周辺というようなことですね、正式には3月に環境整備課長が答弁したとおりであります、今その周辺がどうかというふうなですね、候補地として挙がってきているということ、市長は前川議員に答弁しているということですので、訂正いたします。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後5時12分)

再開いたします。

(再開＝午後5時34分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

葬祭場の場所について、さきの3月議会では現在地では建てないということ、これを答弁しました。今議会で前川議員の現在地周辺も考えたかどうかということを受けまして、私は広い意味で現在地周辺と考えて、その周辺も考慮に入れてという答弁をいたしました。これが議員の皆様、あるいは市民の皆様に現在地ということで県営公園との絡み等々と不適合じゃないかという印象を与えたとしたら、私の不徳のいたすところでした。謝罪いたしたいと思っております。

◎池間雅昭君

定例会ごとにニュアンスが違っても答弁の内容が違ってきたら、我々議会としてはこれは市長初め職員の皆さんを信用できなくなるんですね。ですから、答弁はしっかりと統一して整合性を持ってやっていただきたいというふうに思っております。

当然これ市長はよくわかりますよね。セコムさんとのいわゆるザ・ピサラ計画の関係で市長は当選されました。当選された後、裁判やるかやらないかということで、裁判のいわゆる合意といいますか、そういったことで向こうは撤去ですよ。よく市長が知っていらっしゃる、これ当事者ですよ、市長が、当時の。それを知っているながら、向こうの周辺も候補地だというふうに言ったら、これは困るんですね。今後答弁については注意をしていただきたいというふうに思っております。

次に、再質問をするわけですが、財政の問題でなく職員定数の削減計画について私の持っている資料、これは職員は945名の当時のものですから、これは消防入っていないんですよ。だから、そういうことじゃなくて、百歩譲ってよしとしても、やはりこれから職員の定数については大いに断固とした姿勢を持って削減していかないことには、この宮古島市はもたないという認識でなければいけないと思うんですね。ですから、この決定について市長、合併協議会のシミュレーションよりもですね、もっともっとスピードアップして、市長在任中に135じゃなくてもっと削減して財政の健全化に向けて頑張っていくということが大事だと思うんですけども、これについての市長のご見解を賜りたいというふうに思っております。

次に、源河ビルの問題で、企画政策部長は肝心なところを読んでいないんですね。要するに皆さんの話

ではですね、いかにして議会の関与をなくしていこうかという、そういう手法が見えるんです。そんな例えば源河さんの言葉の中にはですね、私の微意を、つまりささやかな気持ちを貴市議員諸先生方が酌んでくださることを切に希望しているんです。これは、すなわち宮古島市が自分の志を酌んで寄附を受けてもらう、その際には議会の理解もちゃんと受けてもらってくださいよという意味じゃないんですか。ですから、きちっと議会の承諾も受けて財産も寄附ももらう、そのことが源河さんへの僕は敬意を表することになると思うんですね。だから、これまでの説明がおかしいんです。源河さんの意思是議会の承諾も理解も得てくださいとあるでしょう。今までの説明と違うんです。これは、うがった見方をすればいわゆる市長の自由裁量で、しかも自分の身内に対して、親類の代表している法人に対して利益を供与していこうという、そういうふうには市民から見られたってしょうがないんじゃないですか。堂々と議会の承認をもらって、そして貸し付けについても議会の議決を得てやっておけば、議員の皆さん方はやはりNPOの育成というものについては僕は異議はないと思うんです。ただ、私が問題にしているのは、こそこそと議会の関与をなくすような状況をつくり出して、無償貸し付けというふうな行為をするからおかしいと言っているんです。この件について市長、改めて市長の考えをお伺いしたいんですけども、まずなぜですね、源河氏の気持ちは本当は市も当局も議会も一緒にやって自分の気持ちを酌み取って受け取ってほしいという気持ちだったのに、今までの説明にもあったようにですね、議会の承認も求めない、そして普通財産として負担つき寄附ではないからということで議会を排除してしまった。いわゆるそれについての市長、理由をお聞かせ願いたいんです。

さらに、今さっき答弁ありましたように、この財産は土地建物合わせると1億数千万の高価な財産であります。こういうふうな高価な財産を譲り受ける際ですね、なぜ議会の了解を得られなかったのか、これは大変な話だと思うんです。この議会の承諾を求めなかった理由について市長、ご説明願いたい。理由は、私は源河さんの意思是議会の承諾を求めてくださいよとあるにもかかわらずなぜしなかったのか、そのことを説明願いたい。

それから、今さっきも話したように皆さん方はこれまでの流れからすると宮古島市の条例68条が適用されるような、つまり地方自治法237条の適用が受けられない、適用されないように何か画策したのかなと思うぐらいなんです。正々堂々と議会の承認を受けておけば、NPO法人の萌えさんもですね、もっともっと気持ちよく活動ができたんじゃないかと思うんですけども、この点についてもお伺いします。

それともう一点、備品購入、これも先行投資がなされております。備品を購入するに当たっては、これは融資機関から当然融資を受けるわけですけども、このNPOですね、萌えが融資を受ける条件何だったのかお聞かせ願いたい。

それともう一点、NPO法人萌えの資産がゼロです。万が一の場合どのように対処なされるんでしょうか、この点についてもお聞きをしておきたいというふうに思っております。

それと、当時の企画室長の件ですけども、いわゆる市長の了解も得ずに勝手に監事に就任したと。しかも、監事というのはその法人の資産とか、あるいは総会とか、いろいろなもので理事とか相当の人についての調査をして報告をする大事な役割を持っているわけですね。そういうふうなことを市長の許可も得ないでやるというのは、これは地方公務員法のいわゆる職務に専念する義務、これと照らし合わせてどうなんですかね。こういうのはですね、職務専念義務がありながら一法人の監事に公務員が就任をして、僕はこ

れおかしいと思うんですよ。これは今後のこともありますので、市長、この点についてしっかりと市長の見解をお伺いしたいというふうに思っております。

それと、次にですね、これから源河ビルの活用については、やはり今さっき福祉保健部長からも話ありましたように、NPOも市も社協もみんなで有効に活用していかなければならないわけです。そのためにはですね、やはり萌えとの無償貸し付けの契約の見直しを行わなければならないと思うんです。そうでなければ、一々萌えにお伺い立てて、使ってよろしいですか、いかがですかと、そういうふうなことで社協やあるいは宮古島市の福祉保健部、介護長寿課、包括支援センター、そういったもろもろの活動にやはり制約が加わると思うんですね。ですから、やはり萌えとのそういった無償貸し付けの契約を見直して、もう一度きちとした形で議会の承諾を得てすっきりとした形でこの源河さんの志をですね、大事にして源河ビルが有効に活用できるようにすべきだと思うんですが、市長のご見解を賜りたいというふうに思っております。

これまで特に宮古島市の出された定款ですけども、企画政策部長肝心なところ飛ばしてしまって読み上げておりませんが、私が一番問題にしているのは、これまでの流れからしてどうも最初からこのビルの萌えに無償貸し付けするために寄附を受けて、そして行政手続をとってきたとしか思えないような内容なんですね。こういう方法はだめだと思うんです。例えば2年目以降事業展開で事業主体はNPO法人萌え、しかもNPOを指定する際には公募が原則ですよ、指定管理者とかそういったものを含めても。ところが、施設利用形態が非公募予定で萌えに決定すると。萌えありきの行政を行っているんです、皆さんは。これこそ市長が常に言っている公正、公平な行政運営と真っ向から対するような行政方法じゃないですか。これについても市長、市長の見解を賜りたい。議会の当初2年後における議会の関与、いわゆる施設寄贈は負担つき贈与に当たらないから1億数千万にもまさるような財産について議会は関与するのだ。そして、施設設置も2年後には行政財産に移行すると言いながらなぜ当初からやらないで、2年間は普通財産で議会の関与もまた排除する。これはどう見たってまさに市長の市政の私物化ですよ。自分の親族のために利益供与を図って、そう言われても仕方がないような私は行政手続、手法だというふうには言わざるを得ないと思うんです。これについてもぜひ市長のご答弁をいただきたい。

それと、財政の定員縮減の問題ですけども、これからもっともっと協議会のシミュレーション以上にスピードアップする。新しい計画があるならば、その新しい計画を示していただきたいというふうに思っております。

答弁を聞きましてから再々質問をいたします。よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間雅昭議員にお答えしたいと思います。

職員の削減計画ですけども、今の新型の交付税等のことを考えると、合併当時のシミュレーションよりは職員削減についてもスピードアップをしなければいけないかなと考えております。

また、現在の源河ビルについてはなるべく早く普通財産から切りかえまして、議会の承認を得て公有財産として利用していきたいと思っております。

また、現総務部長のNPOの参加ですけども、職員がNPOに参加することは別に悪いことじゃないと思っておりますので、ぜひいろんなNPOにかかわって、特に環境のNPOとか、そういうものにかかわっ

て頑張っ仕事をしてもらいたいと思っております。

また、私がNPO萌えに対して利益を与えているというご発言でございますけども、NPOは本来利益を追求する団体ではございません。

◎池間雅昭君

市長ですね、私が話しているのはNPOが利益を上げるとかいうんじゃないくて、例えば部下である職員がNPOに出向して行って協力する、これは人的支援です、ある意味。公務員が行っているわけですから。そして、例えば平良市議会当時この源河ビルの寄附については、当初はNPO法人に寄附をして運用しようかという話もあったらしいですね。平良市議会に対して、平良市が寄附を受けて、それをいわゆるNPOに貸し出そうという案件も出たやに聞いています。それについては、市が寄附を受けてやるよりも、やはり財政が苦しい中ですから、法人の方に寄附を受けてもらって、我々としては固定資産税とか、そういった税金を取った方が市のためにはいいんじゃないかというふうな話も出ていたという話を私は伺っております。そうしますと、市長の関係する方が理事長をしている法人に人的にも派遣をしていわゆる便宜を与える、これは利益供与です。それから、本来ならば平良市議会の議決を踏まえてやっているならば、この法人がいただいて管理運営した結果として我々宮古島市に税金が入ってくることになればですね、これをこういうふうな状況になった場合と、今無償で貸し付けた場合とはですね、金銭的にも違うじゃないですか。宮古島市の収入が違うんです。それから考えても、金銭的にもこれは市長、利益を与えている、それと一緒にじゃないですか。私はそれを言っているんです。ですから、こういうふうなもろもろのことを考えても、やはりきっちりとした形で議会の承諾を得てやるべきだったというふうなことを言っているんです。

これは、平成13年に公職にある方のいわゆる斡旋利益利得罪、斡旋利得処罰法ですか、今言いかえれば市長、もしうがった見方したらですよ、萌えの請託を受けて市長という権限、地位を利用して職員の派遣も黙って見ておる、派遣をして結果として無償貸与してですね、無償貸し付けをして結果として自分の身内の方の利益を図っている。これは、本当にうがった見方をしたら、それは斡旋利得に抵触するかもしれない大事な行為なんですよ。今後こういうふうなことがないように常に行政は情報公開して、情報公開、議会へもきっちり公開をして透明性の高い……市長が策定をした行政改革大綱にも書いてあるじゃないですか。透明性の高い行政を今後とも運営してもらいたい。そして、その決意を市長からお聞きしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間雅昭議員のおっしゃるように、しっかりと行政大綱に盛り込まれた透明性の高い市政運営に努力してまいりたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで池間雅昭君の一般質問は終了いたしました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後5時55分）

平成 18 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 29 日 (木) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第7号

平成18年6月29日（木）午前10時開議

日程第 1	議案第51号	平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）	（委員長報告）
" 第 2	" 第52号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	（ " ）
" 第 3	" 第53号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算（第1号）	（ " ）
" 第 4	" 第54号	宮古島市国民保護協議会条例	（ " ）
" 第 5	" 第55号	宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	（ " ）
" 第 6	" 第56号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第 7	" 第57号	宮古島市総合計画審議会条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第 8	" 第61号	宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第 9	" 第62号	宮古島市宮古伝統工芸品研究センター条例	（ " ）
" 第10	" 第63号	宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例	（ " ）
" 第11	" 第64号	宮古島市サンマリナーミナル施設条例	（ " ）
" 第12	" 第65号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第13	" 第66号	宮古島市池間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	（ " ）
" 第14	" 第67号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について	（ " ）
" 第15	" 第69号	宮古島市自治公民館指定管理者の指定について	（ " ）
" 第16	" 第70号	宮古島市学習等供用施設指定管理者の指定について	（ " ）
" 第17	" 第75号	宮古島市サンバリンクス伊良部指定管理者の指定について	（ " ）
" 第18	" 第78号	宮古島市来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	（ " ）
" 第19	" 第79号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ " ）
" 第20	" 第80号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ " ）
" 第21	" 第81号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ " ）
" 第22	" 第82号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ " ）
" 第23	" 第83号	新たに生じた土地の確認について	（ " ）
" 第24	" 第84号	字の区域への編入について	（ " ）
" 第25	" 第85号	新たに生じた土地の確認について	（ " ）
" 第26	" 第86号	字の区域への編入について	（ " ）
" 第27	" 第87号	字の区域への編入について	（ " ）
" 第28	請願書第 2 号	宮古島市与那覇湾地区周辺事業施設（海ぶどう養殖施設）設置助成事業導	

		入を求める請願書	(委員長報告)
日程第29	陳情書第9号	腰原15号線道路拡幅整備に関する陳情	(")
" 第30	" 第12号	県道243号線(通称マクラム通り区間)の道路拡幅工事の早期着工について	(")
" 第31	議案第58号	宮古島市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	(")
" 第32	" 第59号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	(")
" 第33	" 第60号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	(")
" 第34	" 第68号	宮古島海宝館施設指定管理者の指定について	(")
" 第35	" 第71号	前里添多目的共同利用施設指定管理者の指定について	(")
" 第36	" 第72号	長浜多目的共同利用施設指定管理者の指定について	(")
" 第37	" 第73号	東地区構造改善センター指定管理者の指定について	(")
" 第38	" 第74号	女性・若者等活動促進施設指定管理者の指定について	(")
" 第39	" 第76号	宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について	(")
" 第40	" 第77号	宮古島市民宿キャンプ村指定管理者の指定について	(")
" 第41	陳情書第7号	図書館又は、児童館建設の誘致について	(")
" 第42	" 第8号	医療改悪や庶民大增税をやめ、最低保障年金制度の実現を求める陳情	(")
" 第43	" 第10号	ゴルフ場用地に係わる固定資産税に関する陳情書	(")
" 第44	" 第11号	アメリカ産牛肉の輸入再開をしないよう国に対して意見書提出を求める要請書	(")
" 第45	" 第13号	宮古島市水道局と多良間村簡易水道事業の広域化協議について(要請)	(")
" 第46	同意案第2号	固定資産評価員の選任について	(市長提出)
" 第47	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(")
" 第48	" 第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(")
" 第49	意見書案第3号	県立宮古病院の脳神経外科医の確保に関する意見書	(議員提出)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成18年6月29日

宮古島市議会
議長 友利 恵一 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案 第51号	平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第54号	宮古島市国民保護協議会条例	”
議案 第55号	宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	”
議案 第56号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部を改正する条例	”
議案 第57号	宮古島市総合計画審議会条例の一部を改正する条例	”
議案 第66号	宮古島市池間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	”
議案 第78号	宮古島市来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	”
議案 第79号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	”
議案 第80号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	”
議案 第81号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	”

議案番号	件名	審査結果
議案 第82号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	原案可決

平成18年6月29日

宮古島市議会
議長 友利 恵一 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

陳情書審査結果報告書

本委員会は、平成18年6月14日付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果
陳情書 第10号	ゴルフ場用地に係わる固定資産税に関する陳情書	継続審査
陳情書 第13号	宮古島市水道局と多良間村簡易水道事業の広域化協議について（要請）	”

平成18年6月29日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

総務財政委員会
委員長 前 川 尚 誼

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

陳情書第10号 ゴルフ場用地に係わる固定資産税に関する陳情書

陳情書第13号 宮古島市水道局と多良間村簡易水道事業の広域化協議について（要請）

2. 理 由

陳情書第10号、第13号については、閉会中もなお慎重審査を要する。

平成18年6月29日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

文教社会委員会
委員長 佐久本 洋 介

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案 第58号	宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	継続審査
議案 第65号	宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 第69号	宮古島市自治公民館指定管理者の指定について	”
議案 第70号	宮古島市学習等供用施設指定管理者の指定について	”

平成18年6月29日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

文教社会委員会
委員長 佐久本 洋 介

陳情書審査結果報告書

本委員会は、平成18年6月14日付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	措置
陳情書 第7号	図書館又は、児童館建設の誘致について	継続審査	
陳情書 第8号	医療改悪や庶民大増税をやめ、最低保障年金制度の実現を求める陳情	”	

平成18年6月29日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

文教社会委員会
委員長 佐久本 洋 介

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

- 議案第58号 宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 陳情書第7号 図書館又は、児童館建設の誘致について
- 陳情書第8号 医療改悪や庶民大增税をやめ、最低保障年金制度の実現を求める陳情

2. 理 由

議案第58号、陳情書第7号、第8号については、閉会中もなお慎重審査を要する。

平成18年6月29日

宮古島市議会
議長 友利 恵一 殿

経済工務委員会
委員長 池 間 豊

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案 第52号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第53号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第59号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	継続審査
議案 第60号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	”
議案 第61号	宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 第62号	宮古島市宮古伝統工芸品研究センター条例	”
議案 第63号	宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例	”
議案 第64号	宮古島市サンマリナーミナル施設条例	”
議案 第67号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について	”
議案 第68号	宮古島海宝館施設指定管理者の指定について	継続審査

議案番号	件名	審査結果
議案 第71号	前里添多目的共同利用施設指定管理者の指定について	継続審査
議案 第72号	長浜多目的共同利用施設指定管理者の指定について	”
議案 第73号	東地区構造改善センター指定管理者の指定について	”
議案 第74号	女性・若者等活動促進施設指定管理者の指定について	”
議案 第75号	宮古島市サシバリックス伊良部指定管理者の指定について	原案可決
議案 第76号	宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について	継続審査
議案 第77号	宮古島市民宿キャンプ村指定管理者の指定について	”
議案 第83号	新たに生じた土地の確認について	原案可決
議案 第84号	字の区域への編入について	”
議案 第85号	新たに生じた土地の確認について	”
議案 第86号	字の区域への編入について	”
議案 第87号	字の区域への編入について	”

平成18年6月29日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

経済工務委員会
委員長 池 間 豊

請願・陳情書審査結果報告書

本委員会は、平成18年6月14日付託された請願・陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	措 置
請願書 第2号	宮古島市与那覇湾地区周辺事業施設（海ぶどう養殖施設）設置助成事業導入を求める請願書	採択すべきもの	
陳情書 第9号	腰原15号線道路拡幅整備に関する陳情	採択すべきもの	
陳情書 第11号	アメリカ産牛肉の輸入再開をしないよう国に対して意見書提出を求める要請書	継続審査	
陳情書 第12号	県道243号線（通称マクラム通り区間）の道路拡幅工事の早期着工について	採択すべきもの	

◎採択の理由

請願書第2号、陳情書第9号、第12号については、請願及び陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成18年6月29日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

経済工務委員会
委員長 池 間 豊

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

- 議案第59号 宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 宮古島海宝館施設指定管理者の指定について
- 議案第71号 前里添多目的共同利用施設指定管理者の指定について
- 議案第72号 長浜多目的共同利用施設指定管理者の指定について
- 議案第73号 東地区構造改善センター指定管理者の指定について
- 議案第74号 女性・若者等活動促進施設指定管理者の指定について
- 議案第76号 宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について
- 議案第77号 宮古島市民宿キャンプ村指定管理者の指定について
- 陳情書第11号 アメリカ産牛肉の輸入再開をしないよう国に対して意見書提出を求める要請書

2. 理 由

議案第59号、60号、68号、71号、72号、73号、74号、76号、77号及び陳情書第11号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成18年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成18年6月29日

（開議＝午前11時30分）

◎出席議員（28名）

（閉会＝午後9時30分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智 "	"（15"）	嘉手納 学 "
議員（2"）	仲間 明典 "	"（16"）	新城 啓世 "
"（3"）	池間 健榮 "	"（17"）	上地 博通 "
"（4"）	新里 聰 "	"（18"）	平良 隆 "
"（5"）	山里 雅彦 "	"（19"）	亀濱 玲子 "
"（6"）	佐久本 洋介 "	"（20"）	上里 樹 "
"（7"）	砂川 明寛 "	"（21"）	與那覇 夕ズ子 "
"（8"）	棚原 芳樹 "	"（23"）	豊見山 恵栄 "
"（9"）	前川 尚誼 "	"（24"）	富永 元順 "
"（10"）	與那嶺 誓雄 "	"（25"）	富浜 浩 "
"（11"）	友利 光徳 "	"（26"）	下地 秀一 "
"（12"）	池間 豊 "	"（27"）	下地 明 "
"（13"）	宮城 英文 "	"（28"）	池間 雅昭 "

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	城辺 支所長	饒平名 建次 君
助役	下地 学 "	上野 支所長	砂川 正吉 "
総務部長	宮川 耕次 "	下地 支所長	上地 廣敏 "
企画政策部長	久貝 智子 "	水道局次長	砂川 定之 "
福祉保健部長	池村 直記 "	消防 長	伊舎堂 勇 "
経済部長	宮國 泰男 "	教育 長	久貝 勝盛 "
建設部長	平良 富男 "	教育部長	長濱 幸男 "
伊良部総合支所長	長濱 光雄 "	生涯学習部長	二木 哲 "
平良支所長	狩俣 公一 "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議 事 係	粟国 忠則 君
次 長	荷川取 辰美 "	"	我如古 千佳枝 "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳 "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前11時30分）

本日の出席議員は28名で全員出席であります。

しばらく休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

そのとおりですよ。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

開会のおくれの理由は、お伝えしているつもりでありますよ。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時32分）

再開いたします。

（再開＝午後3時35分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

少々の調整が必要との意見がございますので、休憩いたします。

（休憩＝午後3時36分）

再開いたします。

（再開＝午後6時12分）

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第51号から日程第45、陳情書第13号までの計45件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

それでは、総務委員会に付託されました審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

議案第51号、平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）、原案可決であります。

議案第54号、宮古島市国民保護協議会条例、原案可決であります。

議案第55号、宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、原案可決であります。

議案第56号、宮古島市体験滞在交流施設条例の一部を改正する条例、原案可決であります。

議案第57号、宮古島市総合計画審議会条例の一部を改正する条例、原案可決であります。

議案第66号、宮古島市池間島離島振興総合センター指定管理者の指定について、原案可決であります。

議案第78号、宮古島市来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について、原案可決であります。

議案第79号、高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決であります。

議案第80号、嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決であります。

議案第81号、洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決であります。

議案第82号、与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決であります。

次に、陳情書審査結果の報告を行います。

本委員会は、平成18年6月14日付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第10号、ゴルフ場用地に係わる固定資産税に関する陳情書、継続審査であります。

陳情書第13号、宮古島市水道局と多良間村簡易水道事業の広域化協議について（要請）、継続審査であります。

閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

1、件名、陳情書第10号、ゴルフ場用地に係わる固定資産税に関する陳情書、陳情書第13号、宮古島市水道局と多良間村簡易水道事業の広域化協議について（要請）。

2、理由、陳情書第10号、第13号については、閉会中もお慎重審査を要するものとする。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

文教社会委員会審査結果報告書です。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第58号、宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、継続審査でございます。

議案第65号、宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例、原案可決です。

議案第69号、宮古島市自治公民館指定管理者の指定について、原案可決です。

議案第70号、宮古島市学習等供用施設指定管理者の指定について、原案可決であります。

続いて、陳情書審査結果報告書。

本委員会は、平成18年6月14日付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第7号、図書館又は、児童館建設の誘致について、継続審査です。

陳情書第8号、医療改悪や庶民大增税をやめ、最低保障年金制度の実現を求める陳情、継続審査でございます。

次に、閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

件名、議案第58号、宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、陳情書第7号、図書館又は、児童館建設の誘致について、陳情書第8号、医療改悪や庶民大增税をやめ、最低保障年金制度の実現を求める陳情。

理由、議案第58号、陳情書第7号、第8号については、閉会中もお慎重審査を要する。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

今定例会に付託をされた経済工務の審査結果の報告をいたします。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則102条の規定により報告いたします。

議案第52号、平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案可決であります。

議案第53号、平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決であります。

議案第59号、宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、継続審査であります。

議案第60号、宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、継続審査であります。

議案第61号、宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例、原案可決であります。

議案第62号、宮古島市宮古伝統工芸品研究センター条例、原案可決であります。

議案第63号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例、原案可決であります。

議案第64号、宮古島市サンマリナーミナル施設条例、原案可決であります。

議案第67号、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について、原案可決であります。

議案第68号、宮古島海宝館施設指定管理者の指定について、継続審査であります。

議案第71号、前里添多目的共同利用施設指定管理者の指定について、継続審査であります。

議案第72号、長浜多目的共同利用施設指定管理者の指定について、継続審査であります。

議案第73号、東地区構造改善センター指定管理者の指定について、継続審査であります。

議案第74号、女性・若者等活動促進施設指定管理者の指定について、継続審査であります。

議案第75号、宮古島市サンバリンクス伊良部指定管理者の指定について、原案可決であります。

議案第76号、宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について、継続審査であります。

議案第77号、宮古島市民宿キャンプ村指定管理者の指定について、継続審査であります。

議案第83号、新たに生じた土地の確認について、原案可決であります。

議案第84号、字の区域への編入について、原案可決であります。

議案第85号、新たに生じた土地の確認について、原案可決であります。

議案第86号、字の区域への編入について、原案可決であります。

議案第87号、字の区域への編入について、原案可決であります。

次に、請願・陳情書審査結果の報告をいたします。

本委員会は、平成18年6月14日付託された請願・陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告いたします。

請願書第2号、宮古島市与那覇湾地区周辺事業施設（海ぶどう養殖施設）設置助成事業導入を求める請願書、審査の結果、採択すべきものとします。

陳情書第9号、腰原15号線道路拡幅整備に関する陳情、採択すべきもの。

陳情書第11号、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないよう国に対して意見書提出を求める要請書、継続審査。

陳情書第12号、県道243号線（通称マクラム通り区間）の道路拡幅工事の早期着工について、採択すべきもの。

採択の理由。請願書第2号、陳情書第9号、第12号に関しては、請願及び陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

続いて、閉会中の継続審査の申し出について報告いたします。

本委員会は、下記の事件について閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

件名、議案第59号、宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、議案第60号、宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、議案第68号、宮古島海宝館施設指定管理者の指定について、議案第71号、前里添多目的共同利用施設指定管理者の指定について、議案第72号、長浜多目的共同利用施設指定管理者の指定について、議案第73号、東地区構造改善センター指定管理者の指定について、議案第74号 女性・若者等活動促進施設指定管理者の指定について、議案第76号、宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について、議案第77号、宮古島市民宿キャンプ村指定管理者の指定について、陳情書第11号、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないよう国に対して意見書提出を求める要請書。

2、理由、議案第59号、60号、68号、71号、72号、73号、74号、76号、77号及び陳情書第11号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎議長（友利恵一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎池間健榮君

第67号、宮古島市農畜産物処理加工施設の指定管理者についてですね、委員会では原案可決になっておりますけれども、実は旧下地町でいろいろ住民の方から問題ありまして、今回宮古島市が引き継いで、今社長不在でありますけれども、実はこの施設は平成15年5月25日から平成15年6月26日までですね、住民監査請求によって非常に専門家を擁して、監査報告書の中でですよ、個別指摘事項も含めて1期目の議会への報告と税務申告の報告が3,100万が税務申告、議会の報告が6,200万という倍の報告、そういった部分があったんですけども、ちょっと旧下地町では外部監査できなかった経緯がございます。

そして、今日朝、黒塗りの部分がありましたんで、ちょっと法務局で現在事項全部証明書をとってきたんですけども、実は社長不在の理由がわかったような気したんですね。実は、70%以上株式を有しているのにもかかわらず、そのほとんどは宮古島市が議決権を有しておるんですよ。しかし、取締役をちょっと拝見しますと、実は我々旧下地町でもわからなかったような取締役が2人とも、株主でもないのに2人とも実は株主になっていると、取締役になっていると。当然ここで議決権を有した場合に、取締役会がですね、実は市長が頑張っても否決されるわけですよ、取締役会では。現在、部長報告のあったように、実は発行株式総数が4,280株、現在発行済み株式が1,170株、資本金が5,850万、当然部長の報告のとおりであります。しかし、これは市長が任命するから取締役にはなれるわけです。当然当時担当課長が派遣されて代表取締役になっていたわけですから。要するに2分の1以上出資する団体において、当時町長がその権限を有して派遣職員を代表取締役という形をとっていたわけでありましてけれども、公務員法の派遣等に

関する法律によって原則3年、そして例外2年、5年を過ぎてから職員はもとの職場に復帰しているわけですね。

委員会、私は市が2分の1以上出資している第三セクターでありますから、当然これはしっかりと宮古地域のために地産地消も含めて、そして今いわゆるサトウキビ含めていろんな大きな課題がある中で、やはり推薦議員も含めて、やはりあの施設は有効活用しないといけないと。旧下地町でできなかった分を宮古圏域でしっかりとやらないといけないわけにありますから、こういったこの資料も全部調査の上可決をされたのかどうかですね、その点をちょっと委員長の方に確認をしておきたいと思います。

◎**経済工務委員会委員長（池間 豊君）**

ただいまの質疑は第67号です。この農産物畜産処理加工施設の指定管理については、本会議の質疑の中でも黒塗りの部分もきちっとやっていただくようにということでの委員会の中でもありまして、それはちゃんと出していただきました。それから、この指定管理を受ける際の収支計画、そういう見通しなどもきちっと出されておりましたので、そういう審査の結果、可決ということになりました。

◎**池間健榮君**

市長も今同席されていますのでですね、やはりしっかりと農家所得の向上、担い手の育成、これから厳しくなるであろうサトウキビ、葉たばこ、畜産、そういった意味ではですね、市長がリーダーシップをとっていただいて、取締役会の議決権をですね、やはり70%以上保有している宮古島市がですね、やはり取締役を決定していただくように、再度そういった形で、株主でもない人が何の根拠に基づいて取締役になられたのか、そういったことも含めてしっかりと精査をしてですね、新たな宮古島市の宝として、資源として、農畜産加工施設の有効活用をですね、お願いして私の質疑を終わります。

◎**上里 樹君**

総務財政委員長にお伺いいたします。

議案第54号の宮古島市国民保護協議会条例、それから議案第55号の宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、総務委員会でどのような議論がなされたのか、お伺いいたします。

◎**総務財政委員会委員長（前川尚誼君）**

この条例については、国の法の制定のですね、整備ということでありまして、いろんな形で話が出たんですが、やっぱり国民の生命、身体をですね、財産を保護するという意味からも、ぜひ原案可決した方がいいんじゃないかという意見が出ましたので、原案可決となりました。

◎**議長（友利恵一君）**

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎**議長（友利恵一君）**

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第51号、平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第2、議案第52号、平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第3、議案第53号、平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第4、議案第54号、宮古島市国民保護協議会条例に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第54号、これ55号にもかかわりますけども、宮古島市国民保護協議会条例について、反対の立場から討論いたします。

せんだって、あの忌まわしい沖縄戦が終結して61回目の慰霊の日を迎えました。住民を巻き込んだ地上戦によって二十数万人の尊い命が奪われ、県民の4人に1人が亡くなりました。国民の保護の名のもとに、

軍隊の作戦行動の邪魔にならないように、住民は強制的に南部や北部に避難させられ、学童疎開で本土、台湾へ疎開させられました。住民を守るはずだった軍隊によって避難壕から住民は追い出され、スパイ扱いにされ、また集団自決など数々の悲劇的な事件も起こりました。このような悲劇を二度と繰り返してはなりません。

沖縄平和記念資料館に県民の誓いの言葉が掲げられています。沖縄県の戦争の実像に触れるたびに、戦争というものはこれほど残忍でこれほど汚辱にまみれたものはないと思うのです。この生々しい体験の前では、いかなる人でも戦争を肯定し、美化することはできないはずです。戦争を起こすのは確かに人間です。しかし、それ以上に戦争を許さない努力のできる者も私たち人間ではないでしょうか。

戦後この方、私たちはあらゆる戦争を憎み、平和な島を建設せねばと思いつけてきました。これが余りにも大き過ぎた代償を払って得た譲ることのできない私たちの心情なのです。議員の皆さん、今回提出された条例は、この県民の心情を逆なでするかのような、再び戦争のための準備をしているような、そんな危惧を抱かせるものです。国が決めたことだから、そう言って右へ倣えでいいでしょうか。私たち県民は、沖縄から平和への思いを国へ、全国へ伝えていく責務があるのではないのでしょうか。

そもそもこの国民保護法、アメリカの戦争を支援する有事関連法の一つでもあり、国民を保護するための避難、救援などというのも、戦争支援という大きな目的に最初から従属したものでしかありません。有事の際、自衛隊や米軍がどんな行動をとるのか、肝心かなめの問題は不透明なままにしておいて、地方自治体に対し住民避難計画をつくれというのは、最初から無理なものを自治体に押しつけている、そう指摘せざるを得ません。

避難の指示を行うのは、防災計画では市町村の権限ですが、国民保護計画では国、都道府県、市町村の権限、役割分担が中央集権的になっています。国民保護法のもとでは、武力攻撃が続いていると判断されている間は、消防や救急は国民を助けに行くことができません。本来の仕事ができない事態が、任務を行う側には起こってきます。国民の側にはすぐに助けに来てもらえない、そんな事態が想定されています。助けるべき命が失われ、類焼しなくても済む家屋まで燃えてしまう。

有事法の網がかかることによって、現在よりも国民救援が後退するような国民保護計画には大きな問題があります。核戦争を想定して国民保護法を具体化することを基本指針は求めています。宮古島は、離島圏なので、船やその他の対応をしなければならないと想定しています。このような想定の場合、市民が逃げる場所はどこに求められるのでしょうか。

今度の協議会条例を通してしまいますと、議会として保護協議会で決める内容についてチェックする場がありません。あくまでも議会は報告を受けるだけです。ですから、どんな内容のものを協議するのか、議論が必要です。議会が審議することも否決することも賛成することもできない、市民の命を預かるという絶対的な協議会をつくらうとしています。市民が求めているのは、アメリカの戦争に協力する有事法制のもとで避難、それが必要な国ではなく、命と暮らしが守られる平和と安全な国づくりです。

国民をアメリカの行う戦争に動員する国民保護法では、市民の命、財産、人権は守られません。武力攻撃に備えるよりも、施設に対して……

◎議長（友利恵一君）

討論は手短かにお願いします。

◎上里 樹君

憲法に基づく平和外交を求め、日本を戦争の危険にさらすアメリカ追従の軍事外交路線からの転換こそ訴えるべきです。

以上で討論終わります。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

次に、日程第5、議案第55号、宮古島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

次に、日程第6、議案第56号、宮古島市体験滞在交流施設条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第7、議案第57号、宮古島市総合計画審議会条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第8、議案第61号、宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第9、議案第62号、宮古島市宮古伝統工芸品研究センター条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第10、議案第63号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第11、議案第64号、宮古島市サンマリナーミナル施設条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第12、議案第65号、宮古島市立体育施設条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第13、議案第66号、宮古島市池間島離島振興総合センター指定管理者の指定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第14、議案第67号、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第15、議案第69号、宮古島市自治公民館指定管理者の指定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第16、議案第70号、宮古島市学習等供用施設指定管理者の指定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第17、第75号、宮古島市サシバリリンクス伊良部指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第18、第78号、宮古島市来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第19、第79号、高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第20、第80号、嘉手苜区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第21、第81号、洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第22、議案第82号、与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第23、議案第83号、新たに生じた土地の確認について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第24、議案第84号、字の区域への編入について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第25、議案第85号、新たに生じた土地の確認について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第26、議案第86号、字の区域への編入について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第27、議案第87号、字の区域への編入について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第28、請願第2号、宮古島市与那覇湾地区周辺事業施設（海ぶどう養殖施設）設置助成事業導入を求める請願書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第29、陳情書第9号、腰原15号線道路拡幅整備に関する陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第30、陳情書第12号、県道243号線（通称マクラム通り区間）の道路拡幅工事の早期着工について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第31、議案第58号から日程第45、陳情書第13号までの15件については、各所管委員長から閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。以上15件については各所管委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第10号、陳情書第13号の2件は総務財政委員会に、議案第58号、陳情書第7号、陳情書第8号の計3件は文教社会委員会に、議案第59号、議案第60号、議案第68号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号、議案第77号、陳情書第11号の計10件は経済工務委員会に、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第46、同意案第2号、固定資産評価員の選任についてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

本案は、これを同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第47、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第48、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第2号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第49、意見書案第3号……

（「暫時休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

この件につきましては、しばらく休憩して再開したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

15分ほど。

（休憩＝午後7時02分）

再開いたします。

（再開＝午後9時24分）

次に、日程第49、意見書案第3号、県立宮古病院の脳神経外科医の確保に関する意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎豊見山恵栄君

意見書案第3号、県立宮古病院の脳神経外科医の確保に関する意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条の規定により本案を提出します。平成18年6月29日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。提出者議員、豊見山恵栄。賛成者議員、佐久本洋介、與那嶺誓雄、池間豊、前川尚誼。あて先、沖縄県知事、要請書として沖縄県議会議長。

朗読して説明にかえます。

県立宮古病院の脳神経外科医の確保に関する意見書

県立宮古病院は、宮古保健医療圏における公立の中核病院として、また、地域完結型医療の要として、大きな役割をになっております。

外来の患者総数は、年間20万人を超え、特に救急患者、中でも時間外患者数は年間一万3千人前後と多く1日30人以上の時間外患者が手当を受けていることとなります。

時間外患者、救急患者の殆どが、事故と脳疾患、心臓疾患で、命に関わるものであります。

しかしながら、現在、県立宮古病院には脳神経を専門とする医師が確保できておらず、宮古の住民に大きな不安を与えております。急患の発生時には、ヘリコプターで那覇の病院に搬送しており、手遅れや障害が残るなどの影響も出ております。

地域完結型医療の責務として、また、宮古圏域の公立の中核病院として、住民が安心して暮らすためにも脳神経外科医の確保は必至であります。また、宮古における脳神経を専門とした民間病院もなく、脳神経外科においては、無医地区であります。

沖縄県においては、実情を拝察し、県内の他地域と異なり、まったく脳神経医療の空白地域であることを認識して頂き、一刻も早く県立宮古病院の脳神経外科医を確保していただくよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月29日

沖縄県知事

宮古島市議会

議長 友 利 恵 一

よろしく申し上げます。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略し、本日の会議において処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

意見書案第3号に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

なお、本件につきましては、沖縄県議会議長には要請書として送付いたします。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本定例会に付議された案件の審議は、これを全部終了いたしました。

よって、平成18年第3回宮古島市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

（閉会＝午後9時30分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成18年6月29日

宮古島市議会

議長 友利 恵 一

議員 嘉手納 学

” 前川 尚 誼